

諸社祭神御事歷

上



03 1 2 3 4 5 6 7 8 9 3
6

4172-4

大正元年十月

諸社祭神御事歷

埼玉縣神職會

勅

崇神祇重祭祀

皇國大典政教基本然中世以降政道漸衰祀
典不舉遂馴致綱紀不振朕深慨之方今更始
之秋新置東京親臨視政將先興祀典張綱紀
以復祭政一致之道也乃以武藏國大宮驛水
川神社爲當國鎮守親幸祭之自今以後歲遣
奉幣使以爲永例

明治元年戊辰十月



凡例

一本書は、本縣下に於ける諸社の祭神の御事歴を記述したるものなり。

一神名は、これを五十音順に配列し、各神名の下に、その御事歴を記述せり。

一神名の文字は、諸社の用ふる所に據るべきこと勿論なりと雖も、その數種あるものにありては最も普通なるものを採る事とせり、例へば高皇產靈尊・高御產巢日神・高御產日神・高御魂命・高魂命にありては、高皇產靈尊を取り、素盞嗚尊須佐之男命にありては、素盞嗚尊を取りたるが如き、是れなり。

一亦の御名のおはします神にありては、亦の御名毎に別項を立て、記述したるものあれど、また本縣下に於ける祭神としてあらはれ給はざるが故に、便宜本つ御名の處に附記したるもあり、例へば大己貴命に於いて、大己貴命・大國主神・葦原醜男命・八千矛神は、各別に項を立て、記述したれども、顯國玉神・大國玉神は、別項を立てずして、大己貴命の項の中に附記したるが如き、是れなり。

一例へば、鹿島大神・香取大神といふが如きにありては、その社に祀られ給ふ神としての御事歴を主として記述し、別に、武甕槌神または齋主神・經津主神の項に於いて、各神の御事歴に就きて記述せり、

同一の事實にして、數神に關係せるものあり、この場合には、いづれにも同じ様に記載せるもあり、また便宜彼れに委しくし此れに略して彼此參看すべき由を註記したるもあり、

一書中の引用文は、多くは原文を必要の箇所たゞそのまゝに鈔記し、或はまたその意を探りて記載したるもあり、讀者若し原文の全斑を知らむと欲せば、宜しく原書に溯りてこれを看るべし、

一標記せる神名の中に神尊命・公卿朝臣大人先生等の尊稱語を附せずして單に源義家・比企能員・河原太郎など標記せるが、若干これ有り、こは別に故有るにあらず、たゞ本縣の「神社明細帳」の記載に從へるのみ、

一本書の編纂に就きては、神職會長三宅源之助氏の監督の下に中島博光・金鑽宮守・河野省三の三氏は、責任者としてその衝に當られ、植木直一郎氏は、執筆主任として専ら編纂の勞を執られ、牧中鑑次郎・村田正夫・西角井正男・東角井楯臣の四氏は、補助としてそれぞれ盡力せらるゝ所あり、また磯部重浪氏は、専ら會計の任に當られたり、

大正元年八月十五日

埼玉縣下諸社祭神御事歴

あ

【吾我津比賣命】 吾我津比賣命は、猿田彦神の御女なり、總國風土記に載せたる伊賀國風土記に、次の如き記事見えたるゝはく、猿田彦神始此之國爲伊勢加佐波夜之國時、猿田彦神女吾娥津媛命、天照大御神自天上投降給之金鈴知之守給其知守給之御齋處謂加志之和都賀野、今時云手柏野者、此其言謬也、又此神之依知守國謂吾娥之郡、其後清見原天皇御宇以吾娥郡分爲國之名、後改伊賀吾娥ノ音轉也と見えたる、この神の御事蹟古史に多く傳へざるを以て委しきことを知る能はず、古風土記逸文、日本書紀傳。

【飽祚宇斯命】 この神の御名を古事記に飽祚之宇斯能神と記し、日本書紀には開嘴神と記せり、この神は、伊弉諾尊の筑紫の日向の橋の櫛原に至りて、禊祓を行ひたまひしとき、その御冠を投げ棄てたまひし際に成りませる神なるよし、古事記に見

えたり、日本書紀には、御冠のことは無くて、投其輝是謂開曙神、と見えたり。『古事記』日本書紀。

【秋津彦美豆櫻根大人命】
〔アキツヒコミタケルネノミコト〕
これは本居宣長大人の諡號なり、鎌屋翁年譜に「さて又大人の諡を秋津彦美豆櫻根大人と稱へ申す、平常に手馴したまひける櫻木にて作られたる笏の形したるもの、靈牌として、諡を書き附けて、家に祀り参らす云々」と見えたり、なほ本居宣長大人の項を見るべし。

【秋山新藏人光政】
〔アキヤマシンクランムツマサ〕
神社明細帳によるに、児玉郡秋山村字後牛内、無格社新藏人社に祀る、天和三年創立、と見えたるに、おもふに、この人、此の地方の草創の人たるにより、後人遺徳を仰ぎて、その靈を祀れりしものなるべし。

【淺間大神】
〔アサマノオカミ〕
淺間大神とは、駿河國富士郡大宮町に鎮座まじます淺間神社(現今官幣大社に列す)甲斐國東八代郡一ノ宮に鎮座まします淺間神社、現今國幣中社に列す、駿河國、静岡市賤機山に鎮座まします淺間神社(現今國幣小社に列す)等にいはひまつる大神にして、實に木花開耶姫命にまします、木花開耶姫命は、大山祇命の御女にして、亦の御名を吾田鹿葦津姫命と申し、實に天孫瓊々杵尊の妃となりたまひて、彦火火出見尊を生みたまひし御方なり、後世、富士淺間ノ神として崇め祀れるは實にこ

の命なりとす、その御事歴につきては、木花開耶姫命、吾田鹿葦津姫命の項を見るべし、駿河國大宮町なる淺間神社は、延喜式の神名帳に、駿河國富士郡淺間神社、名神大と載せたる社にして、後當國の一宮として、淺間大明神の名殊に高し、文德天皇の仁壽三年七月、名神に預り、特に從三位の階を加へられしが、その後、清和天皇の貞觀元年に至りて、正三位に進められ給ひし由國史に見えたり、諸神記・國內神名帳によれば、この後、延喜七年に、從二位に上り給ひ、後、正一位に進ませ給へりといふ、而して、駿府即ち賤機山の淺間神社は、後世、この神を勧請せしものにして、神社考に、縁起曰、府之淺間宮者、山宮爲本宮、自大宮淺間勸請之、故號新宮、延喜年中也、と見えたり、甲斐國一宮なる淺間神社は、延喜式の神名帳に、甲斐國八代郡淺間神社、名神大と載せたる社にして、亦當國の一宮として遠近の崇敬、淺からざりし神社なりとす、甲斐國志によれば、本社は、もと神山の麓に在りしを、貞觀七年十二月、勅して今地に神祠を立てられたるものなり、而して、もとの地點を、今は山宮と稱すといへり、貞觀七年十二月、甲斐國八代郡に勅して、淺間明神の祠を立てしめて、官社に列し、祝禱宜を置きて、隨時祭を致さしめられしことは、三代實錄に見えたり、『延喜式文德實錄、三代實錄、甲斐國志、本朝神社考、神祇志料、古事類苑』

【葦原醜男命】 こは、大己貴命の亦の御名なり、古事記には、葦原色許男神と書けり、葦原之と、之を添へてよむは誤なるよし、本居宣長翁の説に見えたり、御名の意義について、本居翁の説に、醜とは多くは惡みて云ふ言なれど、此の御名は勇猛を美めて云へるなり、葦原としも云ふは天下を宇志波伎坐せればなりと見えたり、御事歷につきては、大己貴命の項に記したれば、就きて看るべし〔古事記、日本書紀、古事記傳〕

【脚摩乳命】 この神の御名を、日本書紀には脚摩乳と記し、古事記には足名椎と記せり、出雲の國神にましまして、その妻神を手摩乳命(手名椎)と申す、この脚摩乳、手摩乳命の御女は、即ち奇稻田姫命におはしまして、後に素盞鳴尊にとつぎ給ひて、大己貴命の御祖となり給へり(日本書紀の一書に、足摩手摩を以て、脚摩乳命一柱の御名なるが如くに記せるは、異傳なるべし)、本居宣長翁の説に、脚摩乳手摩乳は、奇稻田姫命を撫愛しみつる由の名にて、足撫豆知・手撫豆知のつゞまりたるなり、されば是は、稻田姫命の素盞鳴尊の御妃になり給ひて、後に、御親を思ひて、稱へられしものなり、さて足と手と分けて、父母に當てたるには意なしと見えたり、さて、素盞鳴尊、奇稻田姫命を娶りたまひて、須賀の地に宮居興し定めて、共にこゝに棲居たまひし後素盞鳴尊は、この脚摩乳命を召して、「汝者我宮之首任れ」とのたまひて、やかで脚摩乳命に、

稻田宮主須賀之八耳神と御名を負せたまひしよし、古事記に見えたり〔古事記、日本書紀、古事記傳〕なほ須賀之八耳命および稻田姫命の項を併せ看るべし、

【阿蘇姫命】 阿蘇姫命は、阿蘇津彦命すなはち健磐龍命の妃神にして、また阿蘇都帳に肥後國阿蘇郡健磐龍命神社、阿蘇比咩神社、國造神社、と見えたるいはゆる阿蘇三社の中の一社にておはす、景行天皇の西巡して、熊襲の地を平げ、阿蘇國に入りたまひし時に、この國に人有りやと宣ひしに、阿蘇津彦・阿蘇津姫の二神あらはれたまひて、吾れ等二人有り、いかで人なしと言はれむと申し給へること、日本書紀に載せたり、後世の書ながら、筑紫軍記といふに、神八井耳尊、この御子天健磐龍尊を筑紫に居置して、西戎の鎮守とし給ふ、肥後に下り給ひけるに、國神草部吉見命の御女阿蘇都姫を以て妻とす、その後速瓶玉命を産みたまふ、此子孫代々神職となる、阿蘇氏の祖なりとあるは、古傳を傳へたるものと見えたり、さて、この神も、健磐龍命と共に、その威靈著しくおはしまし、かば、文德天皇の仁壽二年正月、從四位下を授け、清和天皇の貞觀元年正月、從四位上にすゝめ、同十七年十二月、正四位下に叙せられ、同十五年正四位上にすゝめ、同十七年十二月、從三位を授け給ひし由、國史に

見えたり、文德實錄、三代實錄筑紫軍記をはじめ、肥後地志略、一宮巡詣記等、みな阿蘇

都姫命を以て、草部吉見の御女なりとせり、なほ健磐龍命の項を參看せよ。

【吾田鹿葦津姫命】またの御名、神吾田津姫命、木花開耶姫命。

吾田鹿葦津姫命は大山祇神の御女なり、瓊瓈杵尊の后となりたまひて、火闌降命、彦火火出見命、火照命の三柱の御子を生みたまへり。

瓊瓈杵尊

吾田鹿葦津姫命

火闌降命

彦火火出見尊

火照命

天孫瓊瓈杵尊既に高千穂峰に天降り給ひし後國を覗ぎ求めて、行き行きて吾田長屋笠狹之崎といふ地に到り給ふ、その地に事勝國勝長狭といふ神ありて、天孫を迎へ奉りて、こゝに國有り、御意のまゝに知ろし召し給へと申す、天孫乃ち其處に宮殿を立て、宮處を定め給へり、一日、天孫海濱に遊幸ありしに偶、一美人あり、天孫問ひてのたまはく、汝はこれ誰の女子ぞとかの女子對へて奏さく、妾はこれ大山祇の女にして、名は神吾田鹿葦津姫、またの名は木花開耶姫と申すものなり、また姉あり、磐長姫と申すと、天孫告げてのたまはく、吾れ汝を以て妻とせむと欲す、如何と、對へて

申さく、妻に父有り、願はくはまづ父にその事を望問たまへよとは是に於いて、天孫は大山祇に告ぐるに其の事を以てし給ひければ、大山祇神大に喜び、その二女をして百机飲食を持たして、これを瓊々杵尊に奉らしめぬ、天孫、その姉磐長姫は醜として召し給はざりしも、妹鹿葦津姫の美なるを愛でて、之を召し給へり、この時、磐長姫嫉み恥ぢて、天孫われを斥けて妹を寵し給へり、今より後この世に生れ出でむ顯見蒼生は、必ず皆妹命の御名の如くに、木華の開きてはまた遷ろひ散らむが如く、衰へ死に失せなむと詛ひたまひしと云ふ、既にして、吾田鹿葦津姫命、一夜にして孕み給へり、瓊々杵尊に見えて申し給はく、妾既に天孫の御子を孕めり、私に生むべからずと、天孫のたまはく、天神の子たりとも、いかで一夜にして孕ましむることを得む、或はこれ吾が兒にあらざらむかと、姫命乃ち慙恨して、無戸室を作りて、其の中に隠れ誓ひて曰はく、吾が娠める子、若し他神の子ならば幸なからむ、是れ實に天孫の子ならば、必ず當に生きたまへとて、則ちその室中に入りて、火を放ちて室を焚きたまへり、この時、火中に生れ出でたまへるは即ち火闌降命、彦火火出見尊、火照命の三柱の御にておはす古事記、日本書紀この女神の火中に産み給ひし御子に就きては、記紀の傳説に相異あり、古事記には、この時、火照命、火須勢理命、火闌降命、火遠理命（亦名は彦

火火出見尊の三柱なりと傳ふれども、日本書紀の本書には、火闌降尊、彦火火出見尊および火明命の三柱なりとし(第二、第三の一書、亦同じ)同一書には、この時、火明命、火進尊(火闌降命)火折尊、彦火火出見尊の四柱、生れ出でたまへりとなせり、また他の一書には、この時に、生れ出で給へるは、火酢芹命(火闌降命)と火折尊(亦の御名彦火火出見尊)との二柱にておはしますと記せり、火折尊は彦火火出見尊の亦の御名なる事明かなれば、四柱出現説の誤なるはいふまでもなし、また火明命と申すは、瓊瓈杵尊の御兄弟に天火明命と申すがありて、忍穗耳尊と栲幡千千姫命との間に生れたまへる御方なるを、その御名の火に縁因あるより、混れてこゝに入れ傳へたるものにて、古事記に火照命と傳へたるを以て、正傳なりとなすべきに似たり、古事記傳の説による[然るに]之に反して、この時に火中に生れ出でたまへる御子は火闌降命および彦火火出見尊の二柱のみにして、記紀に、火明命、火照命、火進命などいへるは皆火闌降命の事をいへるにすぎずとなす説あり、飯田武郷氏の説即ちこれなり、いはく、此時生坐る御子等は、火闌降命彦火火出見尊、合せて二柱神にて御座せり、然るに、此に火明命とあるは衍なり、一書どもを合せて思ふに、始初起時生火酢芹命(第三書)と、初火餕明時生火明命(第一書)とは一時なり、此に依て、火酢芹命火明命の一なる事を知る

べく、次に、火盛時生火明命(第三書)と、火炎盛時生火進命(第二書)とは同事なり、此を以て、火明命、火進命、同神なる事を明らかにする時は、火明命は火闌降命の亦名にて、尾張連の祖天火明命とは、本より別神なる事を知るべし、また第五、一書にては、御子等四柱なるが如くなれども、此も二柱の傳なるを、其亦名を以て、後に別神の如く誤れる事、殊に著明きものなりかし、第六、一書、第八、一書の二傳ぞ、實に混れなき古説とは見えたりける記に火照命に、此者隼人阿多君之祖と見えて、火須勢理命にその裔孫をいはざるは、亦名より二柱と混れたるにて、此(書紀)には、火闌降命を是隼人等始祖也とあり、海宮遊行章に、其火闌降命即吾田君小橋等之本祖也とあるに照し合するときは、火闌降命に、火明命火照命と申す二の亦名おはすにて、此の鹿葦津姫命の生み奉らせ給へるは、二柱のみぞおはしましけると、日本書紀通釋]なほ、この神の亦の御名なる木花開耶姫命につきては、別にその項あり、就きて看るべし。

【味鉢高彦根命】 この神の御名を、日本書紀には味鉢高彦根命と記し、古事記には阿遲鉢高日子根神と記し、延喜式には阿知須岐託彦根命とも、阿治須伎高孫根乃命とも記せり、この神は、大己貴命の御子にして、御母は宗像の奥津宮にまします多紀理毘賣命なり、はじめ、高皇產靈尊・天照大御神の天孫瓊瓈杵尊を定めて、葦原中國の

君主となし、これを降下せしめたまはむとするや先づ諸神を派遣して、中國の國情を観察せしめ給へり、天國玉之神の御子天稚彦命、またその命を蒙り、天鹿兒弓・天羽矢を賜りて、降りけるが大己貴命の御女にして味鉢高彦根命の御妹なる下照姫命を娶りて、遂に永く葦原中國に留り、復命をえ申し給はざりき、高皇產靈尊、その後しく歸り來給はざるを怪しみ、無名雉ナシキキを遣して、情を探らしめ給ひしに、天稚彦命射て之を殺したまひしが、その矢、反りて落ち下り来て、自らも矢に中りて失せたまひぬ。是に於いて、天稚彦命の御父天國玉之神は天より降り來たまひ、又その御妻下照姫命も集ひ來たまひで、哀愁慟哭したまふこと限りなし、味鉢高彦根命は天稚彦命の御妻なる下照姫命の御兄命兄にてもあり、且つは初めより天稚彦命と友善しき中らひにおはしければ、亦來りて死を弔ひ給ひけり、然るに味鉢高彦根命の容姿、いたく天稚彦命に似たまひしにより、天國玉之命をはじめとして、親屬の人々、皆味鉢高彦根命を以て、天稚彦命なりとなし、あはれ吾が君猶ましましけりとて、其の裳を執り、袖を引きて、喜びまどひ給ひけるぞ、いと哀れなる事なりける、この時、下照姫命の、その味鉢高彦根命なる由を顯さむが爲めに詠みたまへる歌、
天なるや、乙機織のうながせる、玉の御統玉、御統玉に、あなたまはや、眞谷タニふたわた

らず阿治志貴多迦比古泥の神ぞや、

延喜式の神名帳に、大和國葛上郡高鴨阿治須岐託彦根命神社、四座、並名神大と載せたるは、實にこの神を祭れる社にして、かの出雲國造神賀詞に、大穴持命云々、己命和魂乎云々、己命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎、葛木之鴨能神奈備爾坐云々と見えたる、また實にこの社の事なり、古事記に、此之阿遲鉏高日子根神者、今謂迦毛大御神者也と記されたるも、亦この高鳴の神として鎮まりたまふをいへるものなり、

この他、出雲國出雲郡に、阿遲須伎神社、天若日子神社並び存し、その外、諸國にこの神をいはひまつれる社いと多き中に、磐城國東白川郡近津村に鎮座まします國幣中社都々古別神社は、實にこの味鉢高彦根命を祭れり、古事記、日本書紀、延喜式、古事記傳神祇志料なほ賀茂大神の條をも參看すべし、

【安仁大神】 安仁大神とは、今も備前國邑久郡大宮村に鎮座まします安仁神社にいはひまつる大神にして、本社は、延喜式の神名帳に、備前國邑久郡安仁神社、名神大と載せたる社にして、現今國幣中社に列せり、祭神安仁神につきては、古來諸説あり、或はいふ、安仁・和邇の音通じ、和邇君等の祖阿田賀田須命をまつれるものなりと、或はいふ、安仁神社の祭神は五瀬命にましまして、相殿稻水命・御毛沼命なりと、延喜式、

神名帳考證、安仁神社社記、古事類苑

【粟鹿大神】 粟鹿大神とは、但馬國朝來郡粟鹿神社にいはひまつる大神なり、本社は延喜式の神名帳に但馬國朝來郡粟鹿神社名神大と載せたる社にして、當國二宮の名あり、祭神につきては諸説ありて、或は彦火火出見尊を祀るともいひ、或は大香山戸臣命を祀るともいへるが、神祇志料に、按、播磨風土記に伊和大命(大己貴命)を祀るの妹阿和加比賣命あり、粟鹿と阿和加と音相近き時は粟鹿神疑らくは阿和加比賣命を祭れる歟、然らば、夜夫神社同國養父郡に在り、大己貴命を祀るにも由縁あり云々といへる説、蓋し從ふべきに似たり、仁明天皇の承和十二年七月、無位粟鹿神に、從五位下を授け、清和天皇の貞觀十年、從五位上粟鹿神に正五位下を授け、同十六年、正五位上に叙し給ひしよし、國史に見えたり、延喜式、神名帳考證、神祇志料、續日本後紀、三代實錄、諸社根元記】

【安房大神】 安房大神とは、今も安房國安房郡大神宮村に鎮座ます安房神社にいはひまつる大神にして、本社は延喜式の神名帳に、安房國安房郡安房坐神社名神大と載せたる社にして、後當國の一宮として遠近の崇敬淺からざりし大社なり、現今官幣大社に列せり、祭神は天太玉神なり、太玉命は實に齋部氏の始神なり、神代

の昔、太玉命、阿波、讃岐、紀伊、筑紫、伊賀等の忌部の祖神および諸部の神を率ゐて、神幣を作り、天祖に仕へ奉りて、大功をあらはし給ひき、神武天皇の御時に、その裔孫天富命、阿波の忌部を率ゐ、麻穀を播し殖ゑしめ、後更に阿波よりこの地に來りて、開拓殖産の功を興されけるが、その地に太玉命の祠を建てたまひしもの、實にこの安房神社の起源なりとす、平城天皇の大同元年、これより先、神封凡九十四戸なりしを、是の時に至りて十戸を加へ奉り、仁明天皇の承和三年、無位安房大神に從六位下を授け、同九年正五位下に叙し、文德天皇の仁壽二年、特に從三位を加べ、清和天皇の貞觀元年に、勳八等安房神に正三位を授けたまひしよし、國史に見えたり、延喜式古語拾遺、新抄格勅符抄、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、神祇志料、古事類苑なほ、天太玉命の項をも參看すべし。

【敢國大神】 敢國大神とは、今も伊賀國阿拜郡府中村に鎮座します敢國神社にいはひまつる大神なり、本社は延喜式の神名帳に、伊賀國阿拜郡敢國神社大と載せたる社にして、後當國の一宮たり、現今國幣中社に列せり、祭神につきては諸説ありて、いはゆる敢國津神とは、或は少彦名命なりとも、或は金山彦命なりともいふ説あれど、阿閉臣伊賀臣の始祖にして、大彦命の御子なる彦背立(ヤセタケリ)大稻輿命(オコシヨリ)をいはひ祀れ

りとなす説、蓋し從ふべきが如し、清和天皇の貞觀六年十月伊賀國正六位上安倍神に、從五位下を加へ授けたまひ、同九年十月、伊賀國從五位下敢國津神に從五位上を授け、同十五年九月伊賀國從五位上敢國津大社神に、正五位下を授けたまひしよし。國史に見えたり、**大稻輿命**は、大彦命の御子にして、古事記には比古伊那許志別命と記し、新撰姓氏錄には、彦背立大稻輿命とも、彦瀨立大稻輿命とも記せり。延喜式、神名帳頭註、伊賀名所記、三代實錄、新撰姓氏錄、神祇志料、古事類苑

【天疎向津姫命】 播賢木嚴之御魂天疎向津姫命の項を見るべし。

【天津神・國津神】 天津神・國津神は、また天神地祇とも書けり、すべて高天原に座す神たちを天神と申じ、これに對へて、この國なる神たちをば國神と申すなり、たゞへば、高皇產靈神・神皇產靈神・天照大御神等の諸神は、皆天神にましまして、大己貴命・建御名方命・事代主命・大山祇命等の諸神は、皆國神にましますなり、また何神にも限らず、すべて、其の地方にましまして、その地方を主はき護りさきはひたまへる神をば、國津神・また國神とも、土神とも書くと申すことあり、たゞへば、國神名珍彦國神名井水鹿といふが如き、これなり。

【天神七柱命】 天神七柱命是は、

天之御中主神
高御產巢日神
神產巢日神
宇麻志阿斯訶備比古遲神
天之常立神
國之常立神
豊雲野神

り、古事記

【天神七代命】 天神七代命とは、いはゆる「神世七代」の神々を稱し奉れるなるべし。神世七代の神々の列名に就いては、古事記と日本書紀との間に、その次第につきて、少しく異なるところあり、左にこれを列記すべし。

神世七代(古事記)

神世七代(日本書紀)

國之常立神

國狹槌尊

豊雲野神

あ之部

宇比地邇神
妹須比智邇神
角杙神
妹活杙神
意富斗能地神
妹大斗乃辨神
涙母陀琉神
妹阿夜訶志古泥神
伊邪那岐神
妹伊邪那美神
面足尊
惶根尊
伊弉諾尊
伊弉冉尊

豐斟渟尊
渥土煮尊
沙土煮尊
大苦邊尊

大戸之道尊

右の如く、古事記の傳によれば、七世十二柱おはしまし、日本書紀の傳によれば、七世十一柱おはしますなり、古事記、日本書紀、古事記傳。

【天津彦根命】この神は、素盞鳴尊、天照大御神と誓約を行ひ給ひけるときに、素盞鳴尊が天照大御神の纏かせたまへる五百箇御統の玉を請ひ取りて、これを結然に

噛みて吹き棄ちたまへる時に、その氣吹によりて成りませる五柱の神の中の一柱

の神なり、日本書紀に其の時の事を記していはく、既而素盞鳴尊乞取天照大神、誓靈及腕所纏八坂瓊之五百箇御統濯於天眞名井、結然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧所生神、號曰正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、次天穗日命次天津彦根命、次活津彦根命、次熊野櫟樟日命、凡五男矣、是時天照大神勅曰、原其物根即八坂瓊之五百箇御統者、是吾物也、故彼五男神悉是吾兒乃取而子養焉と見えたり、古事記の所傳には、素盞鳴尊が大神の御鬱に纏きたまへる玉を請ひ取りて、噛みて吹き棄ちたまへる時に、その氣吹によりて、此の神なり出でたまへりと見えたる、なほ此の神の成り出で給へる根は、天照大神の御統の玉なればとて、大神この神をその御子として養ひたまへること、上に見えたるが如くなり、さて日本書紀に天津彦根命是凡川内直山代直等祖也と見え、また古事記にも、天津日子根命者、凡川内國造額田部湯坐造木國造、倭田中直山代國造、馬來田國造、道尻岐間國造、周芳國造、倭淹知造、高市縣主、蒲生稻寸、三枝部造等之祖也、と見えて、この神の胤裔頗る諸國に繁延し給へる事、舊事紀、姓氏錄、日本書紀、古事記等に散見せり、延喜式の神名帳によるに、伊勢國桑名郡に、多度神社、名神大あり、この社を多度神社と稱するは、全く其の地名に基づくものにして、其の祭神は實にこの天津彦根命を祭れるなりといふ、この神を此の地に祭れるは、蓋しその縁由なきに

あらず姓氏錄を案するに桑名首天津彦根命男天久之比乃命之後也と見えたり然らば桑名首のこの地に居住せるもの實に其の住地に遠祖天津彦根命をまつれるもの即ちこの社なるや疑なし桓武天皇の延暦元年多度神を從五位下に叙せられ仁明天皇の天長十年正五位下に進め承和六年正五位上を授け文德天皇の嘉祥三年詔して官社に列せしめられ清和天皇の貞觀元年正月從三位より正三位を授けたまひ同年二月更に從二位を加へ給ひ尋いで大枝朝臣音人を遣して神寶を奉らしめ給ひしこと國史に見えたりまた同國同郡に桑名神社二座あり今桑名市中に鎮座ありいはゆる二座の神とは即ちこの天津彦根命とその御子にして桑名首の祖となりたまへる天久之比命(天目一箇命と同神か)とを祭れるものなりとすまた延喜式の神名帳に載せたる近江國蒲生郡の比都佐神社もこの天津彦根命をまつり同郡の菅田神社はこの神の御子天御蔭命をまつれりといへば亦以てこの天津彦根洲郡御上神社もこの神の御子天御蔭命をまつれりといへば亦以てこの天津彦根命の胤裔の諸國に繁延したまへるを知るべきなり近江の蒲生稻置菅田首はともに天麻比止都命の後なり古事記日本書紀姓氏錄延喜式續日本紀續日本後紀文德實錄三代實錄神祇志料

【天津日高彦火瓊杵尊】瓊杵尊の項を見るべし

【天津日高彦火火出見尊】彦火火出見尊の項を見るべし

【天照大神】「天照大神」の項を見るべし

【天照大神御子五柱命】天照大御の御子五柱の命とは正哉吾勝勝速日天忍穗耳

尊天穗日命天津彦根命活津彦根命熊野櫟樟日命の五柱の御子の神々を申すなり

これららの神々の御事歴につきては別にそれぞれ其の項有れば就きて見るべし

【天照大御神】「天照大神」の項を見るべし

【天照大御神之御子五男神】「天照大神御子五柱命」の項を見るべし

【天照大日靈尊】「天照大日靈尊」および次の「天照大神」の項を見るべし

【天照皇大神】天照皇大神は伊勢國度會郡宇治五十鈴川上に鎮ります天照坐皇大御神におはすはじめ伊弉諾伊弉冉の二神力をあはせて國土を修理固成し給ひ大八洲國を經營し給ひて山川草木をはじめ有らゆるものどもを掌り主はります神々を生み給ふや二神議りてあれ已に大八洲國及び山川草木の神を生めり何ぞ天の下の主たるべき神を生まざらむやとて即ちこの大神を生み給へり御名をば大日靈貴尊とも天照大日靈尊とも申す日本書紀の一書に傳へていはく伊弉冉

諸尊吾れ御宿之珍子アノシタシロシメスウツノミコトを生マムと欲すとのり給ひて、左の御手に白銅鏡マスミンカミをとり持ち
給ひし時になりませる神即ち大日靈尊ホビルノミコトなりと、また古事記に傳へていふ伊弉諾尊、
筑紫の日向の橘小門の阿波岐原に到りたまひて、その黄泉の磯を禊ミコトぎ祓ひたまひ
し時に左の御目を洗ひたまひし際になりませる神即ち天照大御神なりと、伊弉諾
伊弉冉の二神、詔りして汝ナが命は高天原を知らせと事依さしたまひて、乃ちこの大
神をして、専ら高天原を統治せしめ給ひけるが其の神徳宏大無邊にして、光華明彩、
六合の間に照り徹り、上下ひとしくその靈威を仰ぎまつりて、日神と稱へ奉れり、既
にして、大神高皇產靈尊と議りて、御孫瓊々杵尊ヒコノミコトをば葦原中國の君主と詔り定め給
ひ、まづ幾度か使を降し遣して、從來葦原中國の經營に從事したまへる大己貴命に
詔命を傳へて、これをして、其の國土を天孫に譲り獻らしめ給ひぬ、よりて終に瓊々
杵尊をして八百萬の諸神を率ゐて葦原中國に天降らしめ給ひき、この時に際して、
天照大御神、天孫に授けたまふに、八咫鏡、八坂瓊曲玉、天叢雲劍の三種の神器を以て
せられ、特にその神鏡を授け給ひしとき、此の鏡は、もはら我が御魂として、わが前を
いつくが如くにいつく奉れ、御床ヒガタを同じうし、御殿アラタを共にして、齋鏡イハヒカミとしていはひ奉
れと詔り給ひ、更にまた告げてのたまはく、

葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當
與天壤無窮者矣、

と詔り定めさせ給へり、かくて天孫日向に降下ありて、遠近を定め給ひ、永く皇基を
この國に肇め樹てさせ給へり、かゝりしより已來、代々の天皇は、この三種の神器を
以て、天照大御神の御魂代と仰ぎ奉り、いつきまつり給ひ、殊にも、神鏡は、我が御魂と
していつき奉れとの神勅のまにまに、之を大神として祭りかしづき給へり、神武天
皇の大和の櫛原宮に天位に即かせたまふや、まづ神器を正殿に奉安して、これを祭
り以て、その祖宗の皇位を繼承して、皇威顯彰の大業を成したまへるを告げたまへ
り、されば、神器即ち天照大御神の神靈は、代々の天皇の常に同床共殿して、親しく齋
きまつりたまへるところにして、かの古語拾遺に、當此之時、帝之與神、其際未遠、同殿
其床、以此爲常と記せるもの、即ちこれなりしなり、然るに、崇神天皇の時に至りて、從
來大殿の中に祀り來たまへる神器の中、神鏡と神劍とを、倭の笠縫邑に遷し奉りて、
磯堅城神籬ヒキヨギを立て、これを祭り、皇女豐鍬入姫命トヨスキリヒノミコトをして、これに奉仕せしめ給へり、
而して別に模造の神鏡神劍を造りて、神靈と神劍とを、倭の笠縫邑に遷し奉りて、
まふ事となりたるが天祖天照大御神の祠を宮外に設けて、これを祭りたまふ事は、

實にこの時を以て始めとなす次の垂仁天皇の時に至りて、また皇女倭姫命をして、豊鍬入姫命に代りて、大御神の祠に奉仕せしめたまひしが、この時倭姫命は大御神の鎮り坐すべき地を求めて、諸方を巡行したまへり、命、近江、美濃等を經て、遂に伊勢國に到りたまひしどき、天照大御神誨へてのたまはく是神風、伊勢國、常世之浪重浪、歸國也、傍國可伶國也、欲居是國とありければ、よりて、神誨のまにまに、祠をこの地に建てゝ、神鏡神劔を祭り、以て天照大御神を祭りたまふ事となりたり、日本書紀に興齋宮于五十鈴川上是謂磯宮と記せるもの即ち是れにして、これ實に畏くも今の皇大神宮におはしますなり、かくて、神劔は、次の景行天皇の時に尾張國に遷り給ひしかど、天照大御神のみは、永くこの地にとゞまらせ給ひて、天津日嗣知ろしめす代々の天皇の大御祖神とまして、四方の國を見はるかし護り鎮め幸ひ給ひ、上中下の國民をば、残る隈なく恵み幸ひ給ひて、千代萬代盡くる時なく、天地と共に動きなく鎮りおはしますこそ、いとかしこれ、かく、此の大御神は、もろもろの神の中の神とおはしませば、如何なる處、如何なる者も、この大御神を仰ぎ祀らぬはなく、この神をいはひ祀れる神社は諸國にいと多かる中にも、別きて紀伊國海草郡宮村に鎮坐します官幣大社日前國懸神宮はともにこの天照大御神の神靈をいはひ祀り、また、當

國兒玉郡なる官幣中社金鑽神社は、この天照大御神と素盞嗚尊とをいはひ祀れる古社なりとす〔古事記、日本書紀、古語拾遺、延喜式古事類苑〕

【安閑天皇】 安閑天皇は、匂大兄廣國押武金日天皇と申す、繼體天皇の庶長子におはしまして、御母は、尾張連草香の女目子媛なり、皇嫡子天國排開廣庭尊（欽明天皇）いまだ幼なるを以て、匂の金橋宮にましまして、天下を治めたまふこと、二年に及べり、皇后は、春日山田、皇女なり、別に三妃を納れたまひしかど、皇子女おはしまさざりしかば、よりて、屯倉と田部とを三妃に賜ひて、御子代の民となさしめたまひ、天皇もまた匂舍人部匂朝部を置きて御名代となしたまへり、天皇崩じたまひし時、御年七十、河内の舊市高屋丘陵に葬り奉る、この天皇の御代に武藏國造笠原直使主といふもの、その同族小杵と、國造を相争ひて、年を経ても定め難かりしことありき、而して、小杵、性阻にして逆ふこと有り、心高く順ふことなし、密に援を上毛野君小熊に求めて、使主を殺さむと謀りぬ、使主これを覺りて、走りて京に詣りて状を奏せしかば、朝廷裁斷ありて、使主をもて國造と定め、小杵を誅したまひぬ、使主こゝに於いて、謹んで國家のために横渟・橘花・多水・倉櫟、四箇處の屯倉を置きてまつりしよし、安閑紀に見えたり〔日本書紀、大日本史〕

【安德天皇】^{アン・ドク・テン・ラウ} 安德天皇は、高倉天皇の第一の皇子にましまして、御母は建禮門院平徳子とて、平清盛の女にておはします。治承二年十一月内大臣平重盛が六波羅の第にて生れたまひしが、治承四年二月、父帝の禪を受けさせ給ひて、践祚ましましぬ。この年六月外祖平清盛の奏議によりて、都を攝津の福原に遷し給ひしかど、幾くもなくして、同年十一月、また舊都に復し給へり。これより先兵を東國に起せる源賴朝、源義仲の軍漸く强大となり、壽永二年、義仲遂に北國より打上り來りて、京都を犯し、かば、平宗盛、天皇を奉じて西國に奔り、次いで、行宮を讃岐の屋島に定め、また返りて攝津の一谷に徙りたまひしも、壽永三年二月の戦に、平氏敗績しければ、天皇を奉じて、また屋島に徙りぬ。翌年二月、源義經、また屋島を犯し、に、平氏の軍こゝにても戦ひ敗れ、よりて天皇を奉じて、再び海上に浮べり。然るに、この年三月(文治元年)、壇浦の一戦に、平氏の軍、全く源義經の爲めに敗られければ、天皇も遂に平氏と運命を共にしたまひて、遂にかしこも海中に入りて、崩御ましましぬるぞいと悲しき時に寶算僅に八歳なり。文治三年夏四月、謚號を安德天皇と奉られけるが、後建久二年、長門國に勅ありて、一字の阿彌陀堂を建て、天皇の冥福を薦めしめられぬ。爾來六百余年にして、今上天皇の明治七年に至りて、この阿彌陀寺をば神社に改めて、天皇の神

靈をいつき祀らむとするの議起り、遂に、翌明治八年九月に至りて、赤間宮と稱し、官幣中社に列せしめたまふことゝなれり。〔大日本史、古事類苑〕

【天熊大人】^{テン・カミ・ダ・ムシ} この神は、稻麥豆粟稗等の穀物の種子を、天照大御神に上られたる神にして、穀物を幸ひたまふ神なり。日本書紀の一書にいはく、天照大御神天上にましまして、月夜見尊に詔してのたまはく、聞く、葦原中國に保食神ありと、爾就きて看よとありければ、月夜見尊乃ち降りて、保食神の許に至り給ふ。保食神、首を廻して國に嚮ひしかば、口より飯出で、海に嚮ひしかば、鰐廣物、鰐狹物、また口より出でぬ。又山に嚮ひしに毛龜物、毛柔物、口より出で來ぬさて、そのぐさぐさの物を以て、月夜見尊を饗し給ひしに、尊大に怒りて、廻ち劍を抜きて、保食神を撃ち殺したまひさて、かへり來て事の有様を大御神に復命し給ひぬ。天照大御神は、これをきゝ給ひて汝はこれ悪しき神なり、また相見じとのたまひて、これより、月夜見尊と、一日一夜隔て離れて住みたまふことゝなりぬ。この後天照大御神は、復び天熊大人を遣して、看しめたまひしに、保食神は既に死に給ひてありしが、牛馬糞、および稻麥粟稗大豆小豆の類、その身邊に化爲出でゝありしかば、天熊大人悉くにこれ等を取り持ち行きて、大御神に奉れり。大御神大に喜びてのたまはく、是物者則顯見蒼生可食而活之也とて、乃ち

粟稗麥豆を以て陸田種子となし稻を以て水田種子となし天邑君を定めてその稻種を以てはじめて天狹田長田に殖ゑたまひしにその秋の垂穎八握穗に稔れりまた口の裏に壅を含みて絲を抽くことをも得たりしかば養蠶の道またこれより起れりと見えたり然らばこの天熊大人命はひとり五穀繁殖の事に大功おはしましひのみならずまた養蠶の道をもはじめ給へる神なりといはざるべからず御名を天熊大人と申す義は熊は借字にして「くま」とは實は神に奉る稻のことを云へる古言なり故に天熊大人とは天稻大人といふ意なりこの神稻實を持ち上りて大御神に獻りたまひしよりさる名を負ひたまへるなるべしと飯田翁の説に見えたり

本書紀日本書紀通釋

天明玉命

またの御名玉祖命玉屋命豊玉命羽明玉命櫛明玉命

天明玉命は玉祖連玉作連等の遠祖にして日本書紀の一書に玉作の遠祖伊弉諾尊の兒天明玉と見えたる神これなり天祖天照大神の天窟戸に隠り給ふやこの神八坂瓊之五百箇御統の曲玉を作りて真坂木の中枝にとり懸けよりて大神を慰ぎ祭りて窟戸より出し奉りまた天孫降臨の時には中臣の遠祖天兒屋命忌部の遠祖天太玉命猿女の遠祖天鉢女命鏡作の遠祖石凝姥命と共に相並びて天孫に供奉配侍

して降り給へりいはゆる五部神すなはちはれなり古事記日本書紀また素盞鳴尊の高天原に昇り給はむとせしどき羽明玉神これを迎へ奉りて瑞八坂瓊之曲玉を進め奉りたまひしことあり素盞鳴尊乃ちこの曲玉を持ちて天上に到り天照大神に奉りて生み成し奉らせ給ひしはずなはち彼の田霧姫神市杵島姫命湍津姫命の三女神にておはしませり日本書紀この神の御名を明玉命といふはその作らせ給ふ玉のいと優れて明く耀きたるものなりけるよりの事なるべしまた玉祖命とも玉屋命とも申すはこの神の後裔世々玉を造ることを掌りよりて玉作氏を稱せしより玉作の祖神にてましますとてかく玉祖命また玉屋命とも申ししなりたまのおや「たま」のや同じ語なり姓氏錄に玉祖宿禰高御牟須比乃命十三世孫大荒木命之後也また玉作連高魂命孫天明玉命之後也天津彦火瓊々杵尊降幸於葦原中國時興五氏神部陪從皇孫降來是時造作玉璧以爲神幣故號玉祖連亦號玉作連と見えたりかくこの神の後裔が玉作を以てその氏の稱となしはその世々玉を造るを以て世職となしに由り玉祖を以てその氏の稱となしは祖神の名をとりて名付けたるものなりまた豐玉命といへる豊は稱め賞へたる語にして羽明玉命といふは映ある明玉といふ意の名なり映は玉の照り耀けるをいふなりまた櫛明玉命とい

ふも櫛は奇にて、この神の御名はいづれもかく玉にちなみある語のみにして、その作り給へる玉の最とも優れてよろしきを賞へたるものなり。さて、この神をいつき祭れる社にして、延喜式に載せられたるもの彼れこれ少からざれど、中に就きて最も著れ給へるは、周防國佐婆郡玉祖神社にして、こは現在國幣小社に列し給へり。この外に河内國高安郡に玉祖神社あり、出雲國意宇郡に玉作湯神社あり、皆この神をいつき祀れり。【延喜式神祇志料】なほ玉祖大神の項をも併せ看るべし。

【天石樟船命】古事記に、諸冉二尊の生みたまへる神に、鳥之石桶船神亦の御名は天鳥船と申す神見えたり、また日本書紀には、蛭兒を天磐樟船に載せて流せやり給ひし事見ゆ。【天磐戸別尊】天磐戸別尊とは、手力男神の亦の御名なり。この神の御名は、古事記の天孫降臨の條に見えたり、すなはち天石戸別神、亦名謂櫛石窓神、亦名謂豊石窓神、此神者御門之神也、次手力男神者坐佐那縣也、と見えたるこれなり。かく古事記には、天石戸別神と手力男神とを別神なるが如くに記して、その亦の御名なるをいはざりしは、その社の事を主として言はむが爲めに、書き漏したるものなるよしは、先人の既に論じたるところなりとす。【古史徵・日本書紀傳】なほち、手力男神と申すは、この

の神の御本名にして、その雄々しき力もて、天磐戸を開き給ひしより、亦の御名を天石戸別神とは申しゝなり。石戸別神の御名にて、この神をいつき祀れる社諸國にあり、延喜式の神名帳に載せたるものゝ中にて、その二三を擧ぐれば、大和國高市郡に天津石門別神社あり、攝津國島下郡に天石門別神社あり、近江國伊香郡に天石門別命神社あり、陸奥國白河郡に伊波止和氣神社あり、美作國英多郡に天石門別神社あり、備前國御野郡に石門別神社あり、また伊豆國加茂郡に伊波底別神社あり、皆この神を祀れる社なること、社名によりて知らる、この外式外の社にして、國史に見えたるものとしては、清和天皇の貞觀五年十月二十九日、授安藝國無位天磐戸別神從五位下と見え、また貞觀七年三月廿七日、授太政大臣東京一條亭無位天石戸別神從三位と見えたり。【延喜式三代實錄】而して、その手力男神の御名において、この神を祭祀する社につきては、別に手力男命の條に記したれば、併せ看るべし。また、上記の如くに、古事記の所傳にては、櫛石窓神も豊石窓神も、ともにこの天石戸別神の亦の御名なりと傳へたれど、古語拾遺・舊事本紀などにおいては、全く別神の如くに傳へたり、なほ櫛石窓神・豊石窓神の項をも參看すべし。

【天鈿女命】此神の御名を、日本書紀には天鈿女命と記し、古事記には天宇受賣命

と記せり、天祖天照大神の天石窟に入り給ひて、天磐戸を閉して幽りますや、葦原中
國悉くに闇がり、萬妖競ひ起りて、上下その堵に安すること能はず、是に於て、八百萬
の神々、天安河原に會して、禱るべき方を議し、乃ち思兼神の謀慮にもとづきて、常世
の長鳴鳥を集めて長鳴せしめ、天兒屋命、天太玉命をして、天香山の五百箇真賢木を
根掘にこじて持ち來らしめて、その上枝には、玉祖命に命じて作らしめたる五百箇
御統の玉をとり懸け、その中枝には、石凝姥命に命じて作らしめたる八咫鏡をとり
懸け、またその下枝には、青和幣白和幣をとり附けて、此の種々のものは、太玉命、大御
幣と取り持たして、天兒屋命は、布刀詔戸言ねぎ申して、天神を祭り、また天手力男神
をして、磐戸の側に隠れ立たしめ、また別に、この天鈿女命をして、俳優の事を行はし
む、鉏女命すなはち、天香山の真坂樹を巒となし、蘿を手縄となし、また香山の小竹を
ば手草に結ひて、かゞり火燒きたるところに、櫛を覆せて、そを踏みとどろかし、胸乳
を露はし、裳緒を番登までおし垂れて、巧に俳優を行ひ給ひしかば、諸神これを見て、
いづれも咲ひどよめき、その響高天原をゆり動す程なりき、天照大神、これを聞し召
して、我れかく窓戸に隠り居るによりて、豊葦原中國は、長夜行く闇の世にてあるべ
きに、などかくは歡樂笑ふぞと怪しみ思し召して、御手づから磐戸を開き給ひしを、

手力男神やがて其の御手をとりて誘ひ出し奉りしにより、天地再び清明となりて、
上下また皇威に浴澤することを得たりき、かゝる奇計妙案を議り出でられしは、全
く思兼神のくすしき思慮に由ることは、言ふまでもなき事ながら、なほこの鉏女命
の俳優の業の、いと優れたる力による事、勿論なり、かく此の神は、大きな功績おは
しましゝのみならず、その後にも、非常なる偉勳をあらはし給へり、そは、天孫瓊々杵
尊の天降り給はむとせし際の事なりとす、天孫の將に高天原を發して、この國に降
下し給はむとするや、先驅の者還り來つて申していはく、天の八衢に一神あり、その
鼻の高さ七咫背の高さ七尺餘、口尻明く耀り、眼も八咫鏡の如くにして、輝けること
赤酸漿に似たりと、よりて隨從の神を遣し給はむとするに八十萬神ありきと雖も、
一人として能く彼の神に對して問ひ得る者なかりき、こゝに於いて、天神特に鉏女
命に詔してのたまはく、汝は手弱女なれど、い向ふ神と面勝神なり、よろしく到りて
問ふべしとありければ、鉏女命乃ち命のまにまに立ち向ひ、その胸乳を露し、裳帶を
臍下におし垂れて、あざ笑ひつゝ向ひ立つ、かの衢神問ひていはく、汝かくするは何
の故ぞ、鉏女命對へていはく、天照大御神の御子の幸す道路にかく立てるは、そもそも
も誰人ぞや、答へよ、衢神答へていはく、天孫降下し給ふとき、茲に之を迎へ奉るもの

なり、われは是れ國神猿田彦神なりと、是に於いて、鉢女命また告げていはく、然らば、汝われに先立ちて先駆嚮導せむや如何に、猿田彦神對へていはく、然なり、よろしく嚮導啓行すべし、鉢女命またいはく、然らば、我が天孫の到りますべきは抑々何れの國なるべきぞ、猿田彦神對へていはく、天神の御子は、よろしく筑紫の日向の高千穂の穗觸の峰に到りますべし、吾れはまさに伊勢の狹長田五十鈴川上に到るべきなり、また我れを發顯しつるものは汝なれば、請ふらくは汝われを送り給へと、鉢女命こゝに於いて、狀を復命し給ひしかば、天孫遂に天磐座をはなれ、天八重雲を道別きて、日向の高千穂に天降りたまふ事となりぬ、而して、鉢女命は、また曩に猿田彦神の乞はしゝまにまに、之を送りて、伊勢の地に赴かしめ給ひぬ、そもそも鉢女命は、一女神の身を以て、かく他の諸神の言問ひ給ふ事え能はざりし猿田彦神と折衝應對して、遂によく天孫降下の大業を完うするを得るに至らしめ給ひぬ、その功その勳、實に偉にして大なりと謂はざるべからず、後世凡俗の徒多くはこの鉢女命を以て、單に歌舞俳優の事を行ひたまひしに過ぎずと思惟する者多きは慨すべき事なり、古語拾遺に、天鉢女命、古語天乃於須女、其神强悍猛固、故以爲名、今俗強女謂之於須志、此縁也、と見えたり、實にこの天鉢女命のごときは、女性の神にして能く男神にも勝る

偉功を樹て給へるものといふべきなり〔古事記、日本書紀、古語拾遺〕

【天上春命】

この神の御名を、舊事本紀には、天表春命と記せり、この神は、八意思金神の御兒なり、舊事本紀に、天孫瓊瓊杵尊御降下の際ににおいて、その防衛の神として三十二人の神を定めたまへる中に、八意思金神の御兒、天表春命・天下春命二柱の御名をあげ、天表春命信乃阿智祝部等祖、また天下春命、武藏、秩父、國造等祖、と記せり、然るに、本朝月令に引ける高橋氏文には、知知夫國造上祖、天上腹天下腹の名見えたる、腹と春と通ひて聞ゆること、言ふまでもなき事なれば、いはゆる知知夫國造の上祖先にして、また信濃の阿智祝部等の祖先にましますこと、これ等によりて、いと明かに、延喜式の神名帳によるに、信濃國伊那郡に、阿智神社あり、おもふに、表春命の苗裔の、この地方に在りしもの、その居住地に祖神を祀れるもの、即ちこの社なるべし、之を要するに、表春命、下春命の苗裔神のはやく、我が東國に下り給ひて、開拓經營の効を成し給ひしは、疑なき事實なるが如し、故に今も尙わが秩父郡を始めとして、當武藏國中に、この二神を祭れる神社有るは、深き縁由有る事なりと謂はざるべからず、〔舊事本紀、本朝月令、延喜式、國造本紀考、栗里先生雜著〕

【天忍穗耳尊】 正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊は天照大御神の御子におはしまして、實に瓊杵尊の御父神にておはしますはじめ、素盞鳴尊と天照大御神と誓約を行はせたまひし時、素盞鳴尊が天照大御神の左の御髪に纏せたまへる八坂瓊之五百箇御統の玉を索ひとりて、天真名井にふり灌ぎて、鬱然に咀嚼て吹き棄ちたまへるときに、その氣噴の狹霧に成りませる神、即ちこの天忍穗耳尊なるよし、記紀に傳ふ。而して天照大御神は、かの御統の玉は、わが物なれば、生れたまへる神も亦わが兒なりとて、取りて子養たまひしよし、日本書紀古事記に記せり、かくて此の後、天照大御神は、豐葦原の千五百秋の水穂國は、わが御子忍穗耳尊の知らさむ國と言依したまびて、この忍穗耳尊を天降らしめ給ふべしと定めさせ給ひけるが、既にして、忍穗耳尊の高皇產靈尊の御女栲幡千姫命を娶りて生みたまへる御子天津日高彦火瓊杵尊長じたまひしかば、高天原の議一變して、天孫を以て、この水穂國の君主たるべきしと定め給ふ事となり、是に於いて、遂に天瓊杵尊の降臨を見るに至る〔古事記・日本書紀〕、豊前國田川郡彦山村なる官幣中社英彦山神社の祭神忍骨命は、實にこの命にませり。

【天香山命】 天香山命、また天香語山命とも、天賀吾山命とも書けり、天忍穗耳命の

御子なる天火明命の御子なり、火明命、天道日女神を娶りたまひて、この命を生み給へること、舊事本紀に記せり、さて日本書紀の一書に、天火明命、兒天香山命、是尾張連等、遠祖也と記し、また新撰姓氏錄に、尾張連、尾張宿禰同祖、火明命之男天賀吾山命之後也と記せるが如くに、この香山命の御末は、尾張氏となりて、永く榮えたまへり、かの尾張國中島郡なる眞墨田神社には、天香山命の御父天火明命を祀り、同郡尾張神社、また山田郡尾張神社には、この天香山命を祀れるは、全く氏族上の縁由有ることなり、なほ、天香山命といはひ祀れる神社として著はれたるは、越後の彌彦神社(現今國幣中社に列せり)なりとす〔日本書紀・舊事本紀・栗里先生雜著〕なほ、伊夜比古大神の項を參看すべし。

【天櫛明玉命】 羽明玉命の項を看るべし。

【天兒安彦命】 御事歷明かならず。

【天兒屋命】 天兒屋命は、中臣氏の遠つ祖神にまします、日本書紀の一書に、興台產靈兒天兒屋命と記し、また新撰姓氏錄にも、中村連已々登牟須比命子天乃古矢根命之後也と見えたり、この神の御名を、記紀には、天兒屋命と書きたれど、また根の字を加へて、天兒屋根命と書きたるもの、他書に多く見えたり、されど、根の字なきをも、な

は兒屋と訓むべきこと、本居翁の説に見えたるが如し、御名の意義は、言綾根といふことにて、根は楠名、言綾とは、この神の言辭、まことにうるはしくして、綾有りしによるなり、天祖天照大御神の天窟戸に隠りたまひしとき、この神、忌部氏の遠祖天太玉命と共に、五百箇眞賢木に、鏡玉幣をとりつけ、相ともに祈禱まつり給へり、日本書紀の一書に、この時の有様を記して、兒屋命、廣く厚く楠辭竟へ祈啓したまひければ、大神これを聞し召して、頃者人多に請すといへども、未だかく言ふことの麗美しきはあらずと宣ひて、乃ち細に磐戸を開きてみそなはし給へりといへり、以ていかにこの神の奏し給へる楠辭のうるはしかりしかを知るべきなり、かくて、大御神を磐戸の外に誘ひ請じ奉りたる後、諸神相議して、千坐の置戸の解除を素盞鳴尊に科せたまひけるが、この時にも、天兒屋命をして、その解除の大諄辭を掌り宣らしめたまひぬ、されば、この命をば、また太詔詞命とも申し奉るなり、かく、この命は、神事祭祀の事を、主とつかさどり給へるのみならず、また太占のト事^{トヨコト}をも善くし給ひしかば、この事を以ても仕へ奉り給へり、日本書紀の一書に、且天兒屋命、主神事之宗源也、故俾以太占之ト事而奉仕焉と見えたるもの、即ちこれなり、かくて此の後天孫瓊々杵尊の葦原中國に降下ますに及びて、この命もまた、天太玉命、天鈿女命、石凝姥命、玉

祖命等と相並びて、伴隨隸從して降りたまひ、永く皇祚を奉護し給ひしが、その後裔中臣氏は、天太玉命の後なる忌部氏(齋部氏)と相並びて、神事祭祀の業を主と掌りて、永く朝廷に奉仕する事となれり、さて、この命をいはひまつれる神社は、諸國にいと多き中にも、先づ河内國中河内郡枚岡村なる枚岡神社(現今官幣大社に列す)は、この天兒屋命および比賣神をいはひまつり、また奈良の春日神社(現今官幣大社に列す)山城國乙訓郡大原野村なる大原野神社、京都なる吉田神社(共に現今官幣中社に列す)にも、亦この神をいはひまつれり、これ等の諸社につきては、各々其の項有れば、つきて看るべし、[日本書紀、古事記、延喜式、新撰姓氏錄、古事記傳、日本書紀通釋]

【天下春命】 天下春命は、八意思金神の御兒にして、秩父國造等の遠祖にてまします、舊事本紀に、天孫瓊々杵尊御降下のとき、その防衛神として、三十二人の神々を定め給へる中に、八意思金神の御兒天表春命天下春命二柱の御名を擧げて、天表春命信乃阿智祝部等祖、また天下春命、武藏、秩父、國造等祖、と記せり、また本朝月令の中引用せる高橋氏文といふものゝ中には、知知夫國造上祖、天上腹天下腹の名見えたり、腹と春と通ひて聞ゆること、言ふまでもなき事なれば、いはゆる知知夫國造の上祖の天上腹、天下腹は、天表春命、天下春命なること疑なし、されば、この表春命、下春命

の苗裔神のはやく東國に下り給ひて、開拓經營の効を成し給ひしこと疑なし、故に、今も秩父郡をはじめとして、當國中にこの神を祀れる社の存するは全く深き縁由ありての事なること、推知するに難からざるなり、延喜式の神名帳によるに讃岐國寒川郡に志太張神社あり、ごもまた思兼神の御兒天下春命を祀れるなりとする事、諸説の一一致するところなり、なほ式外神名考といふ書によれば、上總國望陀郡(今は君津郡なり)の坂戸社の祭神は手力雄命および天表春命・天下春命なりといへり、舊事本紀、本朝月令延喜式、國造本紀考、式外神名考】

【天手力男命】 天手力男命は天照大御神の天石窟に隠り給ひし時、磐戸引放ちて、

大神の御手奉承りて、石窟の外に請じ奉りたまへる神なり、その御手の力、殊に勝れて雄々しくましまし、神にませば、かく御名を負ひたまへる事、言ふまでもなし、延喜六年、日本紀竟宴の時、阿刀春海がよめる歌に、

常闇も、樂しき御代となりけるは天手力雄たすけありけり」と、げに此の神のおはせずば、石窟戸に隠りたまひし大御神も出でさせ給ふ事なくして、天が下の常夜闇も、明けはるけむ事、かなはざりけむ、たふとも畏きは、この神の勳功なりけり、さて、延喜式の神名帳を案するに、伊豆國田方郡に引手力命神社あり、こは手力男命をい

はひ祭れる社なること、社名にても著く、命が磐戸を開き給へるより、引手力命とも申し奉りしなり、また、紀伊國牟婁郡にも天手力男神社あり、かの信濃國水内郡なる戸隱神社は、この手力男命を祀れる社なるが、かの戸隱山は、この命の高天原にて、引き開きたまへる天磐戸の墮ち來りて、山となれる遺跡なりと古へより言ひ傳へたり、この社は、延喜式の神名帳には載せざれども、神德天下に普くして、今に至るまで遠近の崇敬殊に篤し、今は國弊小社に列せり【古事記、日本書紀、延喜式、古事類苑】

【天手長比賣命】 天手長比賣命は思兼命の御子なるよし神名帳頭注に見えたり、

されど、如何なる典據あるかを知らず、延喜式の神名帳によるに、この神のを祀れる神社は、壹岐島石田郡に、天手長比賣神社、名神大あり、また同島壹岐郡に手長比賣神社あり、文徳天皇の嘉祥三年十月、壹岐島天手長比咩神を官社に列せられしこと、國史に見え、延喜の制、名神大社に列せられたる事、上に記すが如し、一説に、手長比賣の手長と穀の「たな」と相通するによりて、手長比賣命は、大食津姫命または大御食津姫命ならむと云へる説あれど、亦別に典據有るにはあらず【延喜式文徳實錄、神名帳頭注、神名帳考證】因に記す、この神を天手長雄比賣命となせるものあるは、蓋し誤傳なるべし、

【天手長男命】 この神の御名を、また天手長雄命とも書けり、この命は、思兼命の御子なるよし神名帳頭注に見えたるゝに、されど、如何なる典據ありて然か記せるにか明かならず、一説に稚産靈神なりとせるも、想像にすぎず延喜式の神名帳によるに、この神を祀れる神社、壹岐島石田郡に、天手長男神社、名神大あり、この社は、文德天皇の嘉祥三年十月に官社に列せられたること、國史に見えたり、後當國の一宮たり、この手長男命も、前項の手長比賣命も、その事蹟全く古典の中に見えされば、その御事歴を尋ねるに由なし、〔延喜式、文德實錄、神名帳考證、神祇志料〕

【天棚機姫命】 天棚機姫命は、天祖天照大御神の天石窟に隠りたまひしとき、思兼命の謀議によりて、神衣を織りて、大神に仕へ奉りたまへる神なり、古語拾遺に天照大神、赫怒入于天石窟、閉磐石而幽居焉云々、爰思兼神、深思遠慮、議曰、云々、令天羽槌雄神織文布、令天棚機姫命織神衣、所謂和衣云々、と記せるもの、即ちこれなり、されば、この天棚機姫命と、天羽槌雄命とは、共に機織の神として、今に至るまで、これを崇敬祭祀し奉るなり、〔古語拾遺〕

【天種子命】 天種子命は、天兒屋命の御孫にして、御父は天押雲命なり、神武天皇の時、天太玉命の裔天富命と相並んで、朝廷の祭祀神事に主とたゞはり、天皇の権原

宮に即位したまふや、天富命は諸の忌部を率ゐて天璽の鏡劍をさゝげて正殿に奉安し、天種子命は、天神壽詞を奏して、神世の古事を述べ奉れり、その他、天罪國罪の解除を行ふ事を掌るなどいはゆる〔祠祀之儀〕は、主としてその掌りたまふところにてありき、而して、この種子命の苗裔は、後に中臣氏となりて、族類繁延し、朝廷の祭祀政務の重要事にたづさはりて、その族名の顯貴なりしこと、他に多く比類を見ざるところなり、〔日本書紀、舊事本紀、新撰姓氏錄〕

【天豐玉命】 豊玉命と同一神なるべし、〔天明玉命〕の項を看るべし。

【天羽槌雄命】 この神の御名は、古語拾遺に、爰思兼神、深思遠慮、議曰、宜令太玉神率諸部神造和幣、仍申略、令天羽槌雄命、倭文遠祖也、織文布、令天棚機姫命織神衣、云々、と見えたり、然るに、日本書紀卷二には、倭文神建葉槌命と見え、三代實錄に、倭文天羽雷命と見え、また延喜式の神名帳に、葛木倭文坐天羽雷命神社と見えたれば、この神をば天羽槌雄命とも天羽雷命ともまた建葉槌命とも申しこと明かなりさて、この神は、神代の昔、天照大神の岩屋戸に隠りまし、時に倭文の文布を織りて、仕へ奉りたまひじより、その苗胤、専ら機織の業を掌り給ひしより、倭文を以てその氏族の名となすに至りしこと、天羽槌雄命、倭文遠祖也と古語拾遺に記せるにても知らる、

かくて此の神は倭文大神の名に於いて、専ら機織の道の神として、汎く崇め祀らるるに至り給ひし由は倭文大神の項に記したるを併せ見て知るべし、さて此の神の系統に就きては、新撰姓氏錄、大和國神別に、倭文宿禰、角凝魂命之後也と、いひ、同書河内國神別に、倭文宿禰、角凝魂命之後也といひ、同書攝津國神別に、倭文連、角凝魂命、男伊佐布魂命之後也といひ、また舊事本紀の天神本紀に、伊佐布魂命、倭文連等祖、と見えたるよりて此れ等を併せ考へて、天羽槌雄命は神魂命の御子なる角凝魂命亦名天底立命の御子伊佐布魂命亦名天石戸別命より出でたるものなりといふ説あり、新撰姓氏錄考證されど、こは勿論推定なりと知るべし、天羽槌雄命は、ただに機織の業に關しての功績の著しくおはしましのみに止らず、また國土平定の上にも、偉功おはせし神なり、はじめ經津主神、武甕槌神の二神、天つ神の詔命を受けて、高天原よりこの國に降りて、順ばぬ神どもを、或は説き伏せ、或はうち平げなどし給ひけるが、尚服はざりし星神香々背男といふが有りき、然るに、この天羽槌雄命は、天つ神の詔命を受けて、これを征服し給ひし由、日本書紀卷二に見えたり、事有るの日には、君命を承けて不順の徒を鎮撫するの勇將となり、事無きの日には、萬民必要の生業を教へ授け給ひし、この神の徳仰ぐべきなり、日本書紀、古語拾遺、新撰姓氏

錄、三代實錄、延喜式、神祇志料】

【天日鷦命】 天日鷦命は、阿波の忌部氏の祖神なり、新撰姓氏錄に、多米連神魂命、五世孫天日和志命後也、また天語連、縣犬養宿禰、同祖神魂命七世孫天日鷦命之後也とも記して、その天日鷦命を以て神魂命の五世の孫なりとも、また七世の孫なりとも記せり、上古、天祖天照大御神の天石窟に隠りましゝ時、此の神、天太玉命に從ひて、穀木棉を殖ゑて白和幣を作り、大に神功を著したまひき、故に後世その功をたゞへて麻殖神とも申す、神武天皇の櫛原宮に天の下知ろしめしゝ時、太玉命の裔孫なる天富命は、この日鷦命の子孫を率ゐて、肥饒の地を求めて、阿波國に至り、穀麻の種を殖ゑて、子孫裔族大にその地に播延せり、よりてその地を麻殖と稱するに至り、その神裔、歷代大嘗祭の年毎に、木棉麻布および種々の物を貢ること、その例なりきといふ、今も阿波國德島市に鎮座します忌部神社は實にこの天日鷦命をいはひまつれる社にして、この社は、延喜式の神名帳に、阿波國麻殖郡忌部神社、名神大、或號麻殖神、或號天日鷦神、と載せたる社にして、現今國幣中社に列せり、仁明天皇の嘉祥二年、天日鷦神に從五位下を授け奉り、清和天皇の貞觀元年に從五位上を加へ、陽成天皇の元慶二年に、正五位下を賜ひ、同七年十二月、從四位下に叙せられ給ひしよし、國史に

載せたり、なほ同國板野郡に鎮座まします大麻比古神社(現今亦國幣中社に列せり)にいはひまつる神は、この天日鷦命の御子大麻比古命、亦の御名は津咲見命なり。といふ[古語拾遺、舊事本紀、新撰姓氏錄、延喜式、續日本後紀、三代實錄、古事類苑]なほ大麻比古大神の項をも參看すべし。

【天太玉命】 天太玉命の御名を、古事記には、布刀玉命と記せり、高皇產靈神の御子にして、實に忌部首等の始祖の神なりとす。この神、天日鷦命(阿波國の忌部の祖)手置帆負命(讃岐國の忌部の祖)彦狹知命(紀伊國の忌部の祖)櫛明玉命(出雲國の玉作の祖)天目一箇命(筑紫伊勢國の忌部の祖)等の諸神を率ゐて、天祖に仕へ奉られるが、かの天祖天照大御神の天石窟に隠りましゝ時の如きは、この神、諸部の神々を率ゐて、布刀御幣を作り、天兒屋命と共に、相ともに大御神を祈禱したまひて、遂によく大御神の御心を慰め和じ奉りて、これを窟戸の外に請じ奉りて、大功を樹てたまひき、既にして、天祖大御神の天孫瓊々杵尊に詔して、葦原中國の君主と定め給ひて、降臨せしめたまひや、この太玉命は、また天兒屋命、天鉢女命、石凝姥命、玉祖命等の諸神とともに、天神の詔のまにまに、天孫に伴隨隸從して天降りたまひ、永く皇業を翼賛し奉りたまひぬ、殊にこの太玉命と天兒屋命とは、祭祀神事を主と掌りたまひしより、そ

の子孫後裔、すなはち忌部氏(齋部氏)と中臣氏とは、歴世相つぎて、朝廷の祭祀の事を掌ることとなれり、さて、この太玉命を祀れる社は、延喜式の神名帳によるに、大和國高市郡に、太玉命神社四座、並名神大あり、この社の太玉命をいはひまつれるは、其の社名によりても著し、三代實錄に、清和天皇の貞觀元年正月、從五位上を授け奉りたまへる由見えたり、また今も安房國安房郡に鎮座まします安房神社(官幣大社)は、實にこの天太玉命をいはひまつれる大社なりとす。こは、太玉命の神裔なる天富命が、阿波國の忌部を率ゐて、東國に移りたまひ、こゝに開拓殖産の功を興したまひし時、この地に、祖神太玉命の祠を建て、これを祀りたまひしに起源するものなり、されば、この近傍には、太玉命の后神天比理刀咩命をいはひまつれる社もあり、神名帳に、安房國安房郡安房坐神社、名神大、および后神天比理刀咩神社、大と載せたる、即ち是れなりとす、なほ安房大神の條を參看すべし。[古事記、日本書紀古語拾遺、延喜式、神祇志料、古事類苑]

【天穗日命】 この神の御名を古事記には、天之苦卑能命とも、天苦比神とも記せり、この神は、素盞鳴尊の天照大御神と誓約を行ひたまへるとき、素盞鳴尊が、大御神の右の御美豆良に纏かせ給へる珠を請ひとりて、黯然に嚼みて吹き棄ちたまへる

ときの氣噴^{イキ}の狹霧に成りませる神なるよし、古事記・日本書紀に見えたる、高皇產靈尊天照大御神の天孫瓊々杵尊を立て、葦原中國の君主と定めて、これを降下せしめ給はむとするや、二神、八百萬神たちを召し集へて、何れの神をか先づ葦原中國に下し遣して、之をして國中のまつろはざる荒ぶる諸神を招服鎮撫せしむべきぞと神議り給へり、諸神皆申さく、天穗日命は是れ神之傑^{カミノスケレタルモノ}なり、よろしく先づこの神を遣したまふべきなりと、乃ち、穗日命に命じて、往きて葦原中國を平げしめ給ひしに命、中國に下り往きて、大己貴命を媚び和したまひしかば、次いで、その御子天夷鳥命の派遣となり、天稚彦の派遣となり、最後に經津主神武甕槌神の派遣となりて、大己貴命をして、遂にその從來開拓經營したまへる葦原中國を擧げて、之を天孫に奉獻せしめ、がくして遂に天孫瓊々杵尊の安かにこの國に降臨ましますこと、なれり。かれば、かの大己貴命が天神の詔勅のまにまに葦原中國を天孫に譲り獻りて、僕は百不足八十峒手に隠りて侍ひなむとて、退いて天日隅宮に住みたまふに及びて、天神詔して汝^{イマシ}が祭祀を主らむものは、天穗日命是なりとのたまひて、乃ちこの命をして、大己貴命を齋き奉り仕へしめ給へり、然りしより、この穗日命の御子天夷鳥命、およびその神裔たる出雲國造は、代々大己貴命の祠に奉仕して、子孫その職を世襲し、

以て數千載の後に至れるは、わが國史の上に、極めて著しき事實にして、その縁由するところ、寔に深遠なりと謂はざるべからず、天穗日命の神裔につきては、日本書紀には、天穗日命、是出雲臣土師連等祖也、と見えたるのみなれど、古事記には、天苦比命之子建比良鳥命、此出雲國造、无邪志國造、上苑上國造、下苑上國造、伊自牟國造、津島縣直遠江國造等之祖也、と見えて、この神裔の頗る播延したまひしことを知るべし。されば、隨つて、この命を祀れる神社諸國にいと多し、中に就きて、延喜式の神名帳に載せたるもの、出雲國能義郡に天穗日命神社あり、因幡國高草郡に天穗日命神社、および天日名鳥神社あり、山城國宇治郡に天穗日命神社あり、また近江國蒲生郡馬見岡神社二座も、天穗日命天夷鳥命を祀れり、古事記・日本書紀・延喜式・神祇志料^{當國南埼玉郡鷺宮村なる鷺宮神社は實にこの神をいはひ祀れり。}

【天目一箇神】^{アツメヒトツカ} この神の御名を、日本書紀に天目一箇神と記し、新撰姓氏錄には、天麻比止都禰命とも、また天久斯麻比止都命とも記せり、天津彦根命の御子なり、天祖天照大御神の天窟戸に隠れたまひしとき思兼神の謀議によりて、この天目一箇神をして、雜々の刀斧および鐵鐸を作らしめ給へること、古語拾遺に見え、またこの天目一箇神を作金者として、大物主神を祭るべき料物を造らしめられしこと、日本書

紀の一書に見えたりかく、この神は、鍛冶工の事を掌りたまひしかば、後、崇神天皇の御時に至りて、かの神器の鏡剣の模造を行はしめ給へるときにも、石凝姥命の神裔と、この天目一箇神の神裔とに命じて、模作の事を行はしめ給へり、是れ全く、その先天目一箇神の作金の事を掌りたまへるによるものなるや論を俟たず、されば、後世鍛冶工作の業にたゞさはるものに、この命を仰ぎ祭りて、その事業の守護神となすものあり、延喜式の神名帳を案するに、播磨國多可郡に、天目一神社あり、天目一箇神をまつれること、其の社名によりても明かなり、また同國賀茂郡菅田神社、および近江國蒲生郡菅田神社は、ともに菅田首蒲生稻置の祖神なる、この天目一箇神をまつれるものなり。また、國造本紀および古語拾遺の傳ふるところによれば、天目一箇神の子孫は、山代直または筑紫伊勢兩國の忌部となち給へる事見えたり、この神の胤裔の諸國に播延したまへる事、以て知るべきなり。日本書紀古語拾遺姓氏錄、延喜式舊事本紀國造本紀考なほ、次の「天眞一根命」の項をも参考すべし。

【天眞一根命】 この神の御名を、日本書紀には天目一箇神と記し、新撰姓氏錄には、天麻比止都禰命とも、また天久斯麻比止都命とも記せり、この御名の義につきては、諸説あり、麻比止都は、目一箇と書きたる文字の義にして、この神は、御目一つましま

しけるより、この御名有るなるべし、また禰は根にして、稱言なりといふ説有り、また麻比止都禰は、眞一根の意にて、古事記に日女島を天一根といふが如き美稱ならむといふ説もあり、また天久斯麻比止都命と申し、久斯は奇にして、この神の威徳の、くすしく秀れさせ給へるを稱へいへる名なるべし、此の神の御事歴等に就きては、前項天目一箇神の條に述べたれば併せ看るべし。〔日本書紀、姓氏錄、日本書紀通釋〕

【天之水分神】 古事記に、速秋津日子速秋津比賣二神、河海に因りて特別けて、生みませる神の御名は、沫那藝神、次に沫那美神、次に頬那藝神、次に頬那美神、次に天之水分神、次に國之水分神云々と見えたり、久麻理は分配にて、この神は、雨水をくばりて、田畠などを潤さしむることを掌らせ給ふ神にておはす、委しくは「水分神」の項に記したるを見て知るべし。

【天御中主尊】 この神の御名を、古事記には天御中主神と記せり、天地初發の極初に、高天原に成り出てたまへる神なること、古事記に、天地初發之時於高天原成神名、天之御中主神、次高御產巢日神、次神產巢日神、此三柱神者並獨神成座而隱身也と記したるにて知るべし、さるを、日本書紀には、天地初發のはじめに成り出て給へる神を以て、國常立尊、次に國狹槌尊、次に豐斟渟尊なりと傳へ、わづかに其の一書にお

いて、天地初判のときに、高天原所生神名曰天御中主尊、次高皇產靈尊、次神皇產靈尊、と記したるに過ぎざるは二書の古傳のいたく異なるもの有りしに因るなり。さて、此の神は、高天原の眞中にましまして、天地の中の主たる神としておはします大神なるよしは、その御名の意によりて知られたり、本居宣長翁の説によ、天之御中主神の御中は、眞中といはむが如し、すべて眞と御とは、本通ふ辭なるをやゝ後には、分ちて、御は尊む方眞は美稱ると、甚しく云ふと、全きこととに用ふされど古への言の遺れるは、なほ通じて、眞熊野とも三熊野とも云へる類多く、また眞といふべきを、御といへるも、御空御雪御路など多かり、御中もこの類なり、國之御中里之御中なども、萬葉の歌にあり、主は大人と同言にて、能宇斯の切れるなり、古へに宇斯は必ず某之宇斯と、之を加へたるに云ひ、奴之は某主など直に連ねて、之を加へぬにいへり、飽咲之宇斯能神大背飯之三熊之大人、大國主神、大物主神、事代主神、經津主神などの如し、また書紀に齋主神號齋之大人と見え、また丹波美知能宇斯王を書紀には道主王とある、これらを以て知るべし、さて宇斯波久といふも、其處の主として、領居ることなり、されば此の神は、天の眞中にましまして、世の中の宇斯たる神と申す意の御名なるべし、と見えたり、かく此の神は、いとも高き尊き大神におはしますにもかゝはらず、延

喜式の神名帳をはじめとして、わが國の古き史どもに、この大神を祀れる社名の載せられざるは、いかなる故にや、是れにつきては、種々の議論も有るべけれど、吾人は今こゝに飯田武郷翁の「さてこの大神は、古語拾遺に、天地剖判之初、天中所生之神」とあるが如く、天の中央にその位を定めたまひ、終古不易に鎮りまして、その奇靈なる神徳は、宇宙に偏く充ちわたり、至らぬ限なく、はた、神といふ神の限り、この大神の分靈ならざるはなき天神に坐ませるが故に、古より、殊更に其所と定めて齋き奉りし御社とてもあらざりしなりけりて、ふ説を記し置くに止めむと欲す、「古事記、日本書紀、古事記傳、日本書紀傳、日本書紀通釋」因にいふ、諸國各地方に、古來妙見社と稱して、いつきまつれるは皆この神を祀れるなり。

【天御柱神】

天御柱神と申すは、龍田にまつる風神の事なり、「龍田大神」の條を看るべし。

【天萬榜幡千幡姫命】

榜幡千幡姫命は、高皇產靈尊の御女にして、天忍穗耳尊に嫁

ぎたまひし御方なり、その御事歴につきては、「榜幡千千姫命」の條に記したれば、就きて、看るべし。

【天稚皇產靈尊】

この神の御名を、日本書紀には「稚產靈」と書けり、天稚皇靈、または

天稚皇靈と書くは誤なり、稚產靈命の條にこの神の御事歴を記したれば就きて看るべし。

【吾屋 惇根尊】 この神の御名をば、古事記には、阿夜 詞志古泥神と記せり、日本書紀には、惶根尊亦曰吾屋 惇根尊、亦曰吾忌 檜城尊、亦曰青 檜城根尊、亦曰吾屋 檜城尊と見えたる。阿屋(吾屋)も、吾忌も、阿乎も、皆相通じておなじく、阿夜てふは歎聲なり、詞志古は、畏み恐れ敬ふ意なり、泥は、男をも女をも、すべて尊む稱なり、この神の御名は、すべてかしこみ敬ひ奉る由の意にて呼び奉りたるものと見えたり、この神は、神世七代の神々の中の一柱なり〔日本書紀、古事記、古事記傳〕。

【活穢神】この神の御名を、日本書紀には活穢尊と記し、古事記には妹活代神と記せり。この神は角穢神と妹妖二柱相雙びて成りませる神にして、日本書紀の一書に男女耦生之神先有塗土煮尊沙土煮尊、次有角穢尊活穢尊、次有面足尊、惶根尊、次有伊弉諾尊伊弉冉尊と記せる是れなり。かくこの活穢尊は女神にましませば、古事記に

は、妹活杙神とは傳へたるなれどて、この角櫛神・活櫛神は、いはゆる神世七代の中の
一代の神にてまします、御名の義は、活櫛の櫛は、勿論借字にて、久比とは、すべて物の
はじめて芽キザし生る意の言なり、この久比は、芽ぐむ・涙ぐむなどいふ場合の具牟グムとお
なじきなり、また、活イクといふは、生活動イキハタラき初むる意なり、されば、活櫛とは、この神の初め
て成り出で給ひて、角櫛神と共に、これより活動き出で、彌が上に生ひ繁らせたまふ
よしの御名なり、故に此の神の生成繁殖の神にましますこと、知るべきなり、(古事記)

日本書紀古事記傳

【活玉依媛命】 活玉依媛命は陶津耳命の御女にして、大物主神に嫁ぎ給ひて、その裔に大田々根子命あり、崇神天皇の時、大神大物主神、神教を示してのたまはく、願はくば我が神裔大田々根子を以て、われを祀らしめ給へと、天皇すなはち諸國に布告して、大田々根子を求め給ひしに、茅渟縣の陶邑といふところにて、これを得たり、天皇よりて大田々根子に問うて、汝は誰れの子ぞとありしに、この時、大田々根子對へて、父曰大物主大神、母曰活玉依媛、陶津耳之女と申しよし、日本書紀に記せり、この時、大田々根子の答へ奉りし語を、古事記には僕者大物主大神娶陶津耳命之女活玉依毘賣生子名櫛御方命之子、飯肩巢見命之子、建甕槌命之子、僕意富多泥古白、とこ

たへ奉りしやうに記して、大物主神の四世の孫なりとせり、然るに更に新撰姓氏錄には、大田田根子を以て、大物主神の五世の孫なるやうに傳へて、その世系相一致せざれども、要するに、大田々根子命は、大物主神の裔孫にして、活玉依媛命の大物主神に嫁ぎたまへるより、大田々根子命の系統の發れりとなすは、すべての傳説の一致するところなりとす。さて、活玉依媛命と御名を申し、によりて見るも、この命の容貌秀麗におはしましけむ事、推知せらる、また其の御父を陶津耳命と申し、も、この命の陶邑の地方を主はき知ろしめし居給ひけるより、其の地名に依りて、かく稱せしるべし。舊事本紀の地神本紀に、大己貴神乘天羽車大鷲而覓妻、下到于茅渟縣娶大陶祇、女子活玉依姫爲妻、と見えたるも、亦この姫命を娶りたまへる事にして、姫命の父を大陶祇、とこゝに稱したるにても、その勢力の頗る大なりし事を知るを得べし。

【古事記・日本書紀・舊事本紀】

【活津彦根命】 この神は、素盞鳴尊の天照大御神と誓約を行ひ給ひけるときに、素盞鳴尊が、天照大御神の纏かせたまへる五百箇御統の玉を請ひ取りて、これを齧然に咀嚼て吹き棄ちたまへるときに、成りませる五柱の神の中の一柱の神なり。日本書紀に、その時の事を記していはく、既而、素盞鳴尊乞取天照大神髻鬢及腕所纏八坂瓊之五百箇御統灌於天眞名井、歸然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧所生神、號曰正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊次天穗日命次天津彦根命次活津彦根命次熊野櫟樟日命凡五男矣、是時天照大神勅曰、原其物根則八坂瓊之五百箇御統者、是吾物也、故彼五男神悉是吾兒乃取而子養焉と見えたり、この神の成り出でたまへる根は天照大御神の御統の玉なれば、この兒我が御子なりとて、大神この神たちを取りて、子養たまへりといふ、なほ古事記の所傳には、素盞鳴尊が、大神の左の御手に纏かせる玉を請ひ取り、噛みて吹き棄ちたまへるときに、この活津日子根命成り出でたまへりと記せり。【日本書紀・古事記】

【生產日神】 この神の御名を、延喜式の神名帳には、生產日神と記し、新年祭の祝詞には、生魂神と記し、姓氏錄には、伊久魂神と記せり。舊事本紀には、この神を以て、神皇產靈尊の御子なりと傳へ、姓氏錄には、高魂命の御子なりとせり、さて、御名の義によくて考ふるに、生は、生成活動の義なるは言ふまでもなく、產日は、高御產巢日・神產巢日・火產靈などいふ御名の產靈とおなじく、物を産み生す靈異の義なれば、この神の、生成造化の事を掌りたまふ神なることは明かに知らるゝ事なり、されば、中古以來、神祇官にては、他の七座の神と共に、この生產日神をば、御巫の祭る神として、これを

いはひ祀られたり、いはゆる神祇官の八座の神これなり、三代實錄に據るに、清和天皇の貞觀元年正月、神祇官無位生產日神に從一位を授け奉り、同年二月、更に正一位を授けられたること見えたり、延喜式舊事本紀姓氏錄、三代實錄、古事記傳】

【生魂神】「生產日神」の項を見るべし。

【生產靈神】「生產日神」の項を見るべし。

【伊子親王】伊子親王といふ御名は、史に見えず、按するに、こは伊豫親王の御名を誤り傳へたるものにあらざるか、伊豫を伊予と書き、更に伊子とあやまりたるものか、然らずば、伊豫を伊与と書き、更に伊子と誤りたるものなるべし、若し果して伊豫親王の御事を誤り傳へたるものならむには、須らく祭神名を正しきに訂すべきものなり、伊豫親王の御事歴について、別にその項有り。

【伊弉諾尊】この神の御名を、古事記には伊邪那岐神と書けり、この神は、伊弉冉尊と共に力を戮せて、此の國土を修理固成したまひ、大八洲國を經營したまひて、山川草木をはじめ、あらゆるものどもを掌り主はります神々を生み給ひ、また、天の下の君たる者なかるべけむやとて、日神大日靈貴尊を生み給ひて、これをして高天原を統べ知ろしめさせたまへり、是れ即ち畏くも天照大御神にておはします、また、月讀

尊を生み給ひては、夜之食國を知ろしめせと事依さし給ひ、素盞鳴尊を生みたまひては、海原を知ろしめせと事依さし給ひき、國土はじめて成り、帝權こゝに確立す、かくて天照大御神の神裔、永くその統を垂れたまひて、此の國土に君臨せさせ給ふ、されば、國家肇造の元首、帝室皇統の大本にましますは、實にこの神と伊弉冉尊との二柱の神にまします、仰ぐべきなり、畏み奉るべきなり、この神をいはひ祭れる神社、諸國にいと多かる中に、今官幣の奠にあづかり給ふ社のみを擧ぐれば、淡路國津名郡多賀村なる官幣大社伊弉諾神社は、その社名の如くこの大神をいはひ祀り、近江國犬上郡多賀村なる官幣中社多賀神社は、この神および伊弉冉尊を合せ祀り、加賀國石川郡河内村なる國幣小社白山比咩神社は、菊理媛命および伊弉諾伊弉冉の二神をいはひ祀れり、古事記、日本書紀、延喜式古事類苑】

【伊弉冉尊】この神の御名を、古事記には伊邪那美神と書けり、この神、伊弉諾尊と共に力を戮せて、この國土を修理固成し給ひ、大八洲國を經營したまひて、山川草木をはじめあらゆるものどもを掌り主はります神々を生み給ひ、また、天照大御神月讀尊素盞鳴尊を生み給ひて、天照大御神をして高天原を知ろしめせと事依さし給へり、かくて國土はじめて成り、帝權こゝに確立す、實にわが國家肇造の元首、帝室皇

統の大本にましますは、伊弉諾尊とこの神とにましますこと、前項にも記したるが如し、この神をいはひ祭れる神社、諸國にいと多かる中に、今官幣の奠に預りたまふ社のみを擧ぐれば、近江國犬上郡多賀村なる官幣中社多賀神社は、伊弉諾・伊弉冉二神をいはひ祭り、琉球の那覇なる官幣小社波上宮には、この伊弉冉尊と速玉男尊、事解男尊とをいはひ祭り、また加賀國石川郡河内村なる國幣小社白山比咩神社にも、菊理媛命と伊弉冉尊の御名の冉の字、或は冊冊冉冉など古來種々に作れり、されど、つけて云ふ、伊弉冉尊の二神をいはひ祭れり、古事記、日本書紀、延喜式、古事類苑冉の字、史記の正義に、音奴甘反とありて、吳音那牟なれば、那美の音を寫すに充て用ふるに適せり、されば、冉の字を用ふるを以て正しとなすべしと言はれたる、本居翁の説に従つて、本書すべて冉の字を用ひたり。

【伊佐波登美神】 伊佐波登美神は、伊勢の皇大神宮の七所の別宮の中なる伊雑宮にいつき祀る神にして、また穀物守護の神にておはします、その御事歴につきては、倭姫命世記に次の如く見えたる、垂仁天皇の御世鳥の鳴く聲高く聞えて、晝夜止まず、囂しかりしかば、その頃伊勢の大神に奉仕し給へる倭姫命、これを異しと宣ひて、大幡主命等を遣して、そを見しめ給ひしに、島國志摩伊雑の方上の葦原の中に、本は

一本にして、末は千穂に茂りたる稻ありて、その稻を、白き真名鶴、昨へ持ち廻りつゝ鳴きつる由、返り報せり、倭姫命之をきよてのたまはく、事間はぬ鳥すら、田作りて、皇大神に奉るものと宣ひて、やがて物忌モバキをはじめ給ひ、伊佐波登美神を遣して、その稻穂を拔かしめて、大神の御前に懸久眞にかけ奉り、また大幡主命の女子乙姫をして、その稻もて清酒キ作らしめ、御饌に奉らしめらる、かくて、その稻の生ひし地を千田チタと號け、其處に伊佐波登美神の宮を造り奉り、皇大神の攝社となす、これ即ち伊雑宮なり、また彼の鶴真鳥を大歲神オホトシノカミと稱して、同處に祝ひ奉る事とせり云々と見えたり、この伊雑の社といふは、延喜式の神名帳に、志摩國答志郡、粟島坐伊射波神社二座、並大、と見えたる神社にして、神宮より管攝せらるゝは、その中の一座即ち伊佐波登美神の方のみにして、もとはこの一座のみにておはしけるを、後に更に一座を配して二座となりしものなりといふ、配祀せる他の一座の神は、玉柱屋姫命にておはすといふは、諸説の一一致するところなり、倭姫命世記、延喜式神名帳考證、神祇志料、また一説には、伊佐波登美神と申すは、櫛玉命、一名伊勢津彥命と同一神なりともいへり、伴信友神名帳考證。

【去來穗別命】 去來穗別命は、履中天皇の御事なり、天皇は、仁德天皇の長子におは

して、御母は葛城磐之姫皇后にてまします。仁德天皇の三十一年に、立ちて皇太子と定り給へり。仁德天皇の崩じたまふや、異母弟住吉仲皇子反し、兵を擧げて去來穗別命の大宮を圍めり。時に、皇太子酒を被りて醉臥し給ひしかば、平群木菟等、皇太子を扶けて馬に上せ奉り、奔りて河内に赴く。仲皇子遂に火を放ちて皇宮を焚く。皇太子、途にして醒め、煙燄を願望して大に驚き、急ぎ引返して倭國に入らむとし給ひしが、飛鳥山^{アスカヤマ}の麓にて、一少女に遇ひ、山中に人有りや否やと問ひ給ふに、兵士山に満てりと對へ奉りぬ。皇太子乃ち道を變じて、龍田山を踰え、賊徒の路に邀ふるものを破り、遂に進んで石上神宮に駐りたまふ。既にして、皇弟瑞齒別皇子^{レハヨロノミコト}後に反正天皇となり給ふ。仲皇子を誅したまひしかば、皇太子乃ち即位し給ふ。是れ即ち去來穗別天皇即ち履中天皇にておはす天皇、皇弟瑞齒別皇子を以て皇太子と定め、都を磐余稚櫻宮に遷し、またその異母妹草香幡梭^{アシカハタシ}、皇后を立てゝ皇后となし給へり。天皇在位六年、御年六十四歳にして崩じ給へり、百舌鳥耳原陵に葬り奉る。天皇葦田宿禰^{アシダスケネ}の女黒媛^{クロヒメ}を納めて妃とし給ひしが、その御腹に、市邊押磐皇子^{アシベオシノミコト}、御馬皇子^{アシベノミコト}、青海^{アシハシ}皇女^{アシハシノミコト}（亦の名は飯豊^{ヒトリヨ}）皇女生れたまへり。この市邊押磐皇子の御子は實に仁賢天皇および顯宗天皇にておはします。〔日本書紀、古事記〕

【石凝姥命】

この神の御名を古事記に「伊斯許理度賣命」と記し、また日本書紀にも、石凝姥此云伊之居梨度咩^{アフイシコリドヌミコト}と見えたるにても、この神の御名の訓み方を知るべし。この神は鏡作部の遠祖にて、天糠戸命の御子なり。書紀の一書に鏡作遠祖天拔戸兒石凝戸邊^{アシトベ}と見えたる石凝戸邊も、おなじくこの神なり。書紀の流布本に、石凝戸邊を已凝戸邊に作れるは誤寫なるよし。古事記傳に説きたるが如し。天祖天照大御神の天石窟^{アシハヤ}に隠れたまふや、天地晦冥萬妖悉く發りて、國治らざりければ諸神、天安河原に會議して、善後の策を凝議せられしとき、思兼神^{オモヒカホノカミ}の謀議によりて、この石凝姥神を治工として、天香山^{アシガヤ}の金の取りて、日矛^{ヒボコ}および鏡を造り奉らしめ給へり。この時石凝姥命の造り奉りし鏡、二面ありて、その初度に鑄奉りしものは少か御意に合はざりしが、是れ紀伊國の日前大神としていつき祀るものなり。次に鑄奉りしもの、其の形狀美麗なりしかば、乃ちこれを五百津真寶木^{アシハサキ・マサキ}の中枝に取繋け、また別に玉祖命に命じて造らしめ給へる八坂瓊五百箇御統玉^{アシハシ・ハサキ・マサキ}をば、上枝に取著け、青和幣白和幣をば下枝に取垂で、大神をねぎ祀り給へり。がくて、天太玉命は爾^{タクヘ}詞申してのたまはく、吾が捧^{モタ}る寶鏡は明く麗しきこと、恰がら汝命の如し乞はくは窟戸を開きて、これを御覽し給へとかくて、太玉命、天兒屋命等共に力を盡して祈り祀り給ひしかば、遂に大御

神を請じて窟戸の外に出し奉る事を得たりき、此の時眞質木の中つ枝に取繫け給へる御鏡は、即ち後に天照大御神の三種の神器の一つとして天孫瓊瓈杵尊に授けたまひし八咫鏡にましますなり、天照大御神の天孫を降して、この葦原中國の君主と定めさせ給ふや、この八咫鏡と八坂瓊曲玉天叢雲劍とを授けたまひて、永く天位の御あるしとなさしめ給ひ、特にその御鏡を授けたまひし時、勅して、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、與同床共殿以爲齋鏡と宣へり、さればこの後歴代の天皇は、この三種の神器を傳へて、天位の御あるしとなし、殊に御鏡は、天祖の神勅のまにまにこれを大御神の御魂代と仰ぎ祀りて、常に同床共殿して、齋き祭り來たまひしが、崇神天皇の時に至りて、神威の畏きをかしこみて、これを倭の笠縫邑に遷し奉り、次いで、次の垂仁天皇の時に至りて、神教によりて、これを伊勢に遷し奉らるゝ事となれり、これ實にかしこくも伊勢の皇大神にてましますなり、さて、この石凝姥命は、天孫瓊々杵尊の遠祖玉屋命と共に、相並び立ちて、天神の勅のまにまに、天孫に配侍して、この國に降下し給へり、これを五部緒の神といふ、また、この神の御名を石凝姥といひて、姥は老女のことなるより、この神を以て女神なりとなす説あれども、姥の字は、元來借字

に過ぎざるのみならず、書紀には、石凝戸邊とも書けり、度賣戸邊を以て男子の名とせる例、決して少しとせず、舊事紀に、建刀米命、妙刀米命あり、神武紀に、名草戸畔、丹敷戸畔、崇神紀に荒河戸畔あり、また古事記の中にも、丸幡戸辨、春日建國勝戸賣などいふ名見えたり、また建御名方刀美命の刀美なども、蓋し同語ならむ、要するに、石凝姥命の女神ならざりしは、疑なしとす、なほ又、この命の子孫の鏡作氏を稱せしは、古事記に、伊斯許理度賣命者鏡作連等之祖と見えたるにても知らる、また日本書紀の天武天皇十二年十月の條にも、鏡作造賜姓曰連とも見えたり、されど、その後、その氏人いたく衰へけるにや、新撰姓氏錄などにも、この氏姓の事を記載せず、古語拾遺にも、神祇官神部可有中臣、齋部、媛女、鏡作、玉作、盾作、神服、倭文、麻績等氏、而今唯有中臣、齋部等二三氏、自餘諸氏不預考、選神裔亡散其葉將絕と見えたり、果して然らば鏡作の族は、平安朝の初において、既に衰滅して顯るゝなきに至れるものといふべし、[古事記、日本書紀古語拾遺姓氏錄、古事記傳、日本書紀通釋]

【石上大神】

石上大神とは、今も大和國山邊郡布留の地に鎮坐します石上神宮にいつき祭る大神なり、この社をば、石上神宮または神上振神宮といふことはやく日本書紀にも見え、また舊事本紀には、石上大神とも記せり、延喜式の神名帳に、大和

國山邊郡石上坐布留御魂神社、名神大と載せたるは即ちこの社の事にして後また單に布留社とも稱せり、現今は社名を石上神宮と定め、官幣大社に列せり、實に布都御魂の神劍を祀る、この神劍をば、また佐士布都神とも、舊布都神とも申す、神武天皇の東征して大和に進み入らむとし、熊野に至り給ひしとき、皇軍邪毒の氣に觸れて、衆皆疲瘁困憊して臥しぬ、この時熊野の人高倉下といへるもの來りて一靈劍を天皇に奉獻せり、天皇これを獲たまひて、起ちて皇軍を指揮したまひしに、將卒悉く奮ひ起ちて、軍威大に振ひ、かくて熊野山の荒ぶる神も自ら平ぎ、天皇の軍遂に大和に入り給ふことを得たりき、天皇この神劍をいかにして獲つるぞと高倉下に問はせ給ひし時、高倉下奏して申さくわが夢に天照大神高木神二柱、建御雷神を召して、葦原中國いたく騒ぎてあれば、汝よろしく降下して、これを鎮定すべしと宣ひしに、建御雷神、われ今自ら降り申さずとも、わが曩にその國を平げし神劍を降さば可ならむと申して、やがて、其の神劍をば、高倉下が倉の頂を穿ちて、そこより墮し入れたり、故れ汝高倉下、朝目好くこの神劍を取り持ちて、天つ神の御子神武天皇を申すに獻れと、天神夢の中に教へさとし給ひければ、眼覺めて後に、己が倉の中を見しに、果して此の神劍おはしましつるに因り、今かく捧げ獻りたるなりと奏せり、この靈劍は

即ち布都御魂の劍なりと、古事記、日本書紀に見えたり、果して然らば、この石上大神としていつき祭る布都御魂の神劍は實に天祖天照大神高木神の神慮によりて、治國平天下の大御護として、これを神武天皇に授け給ひしものなりと謂ふべきなり、日本書紀の一書及び古語拾遺の傳ふるところに據れば、紫盞鳴尊の八岐大蛇を斬り給ひし十握劍、亦の名は蛇之龜正または天羽々斬といふを石上神宮に祀れりといへり、なほ舊事本紀の傳ふるところによれば、この後布都御魂の神劍は神武天皇の都を櫛原に定め給ふに至りて、之を殿内に奉祀せられしが、後崇神天皇の御世に至りて、布都大神の社を、大和國山邊郡石上邑に遷し建て、石上大神と號して齋ひ祭りたまひ、この時饒速日尊が嘗て天祖より受け來給へりし天璽瑞寶、即ち十種瑞寶をも、同じくこの社に藏め齋ひ祀らせ給ふことせられたりと云へり饒速日命の胤裔なる物部氏が、後に至りて、この石上の神を以て、其の氏族の氏神として仰ぎまつるに至れるは蓋し全く是れに縁るものにして、この大神を稱して物部府都大明神と稱する所以も亦實にこゝに存するものなり、文德天皇の嘉祥二年に石上神を正三位に進め給ひ、清和天皇の貞觀元年に大和國正三位勳六等石上神に從一位を授け奉り、貞觀九年に正一位を加へ奉られたる事、國史に見えたり、以て崇敬の淺

からざりしを知るに足るべし、古事記、日本書記、舊事本紀、古語拾遺、太子傳曆、文德實錄、三代實錄、延喜式、なほ、布都御魂神の項をも參看すべし。

【五十猛命】 五十猛命は、素盞鳴尊の御子なり、嘗て御父素盞鳴尊と共に、新羅國に降り到りまして、曾戸茂梨といふ處に居ましゝ事ありき。初め、この神天降りまして、時に多くの樹種を將ちて下りたまひけるが、これをば韓地に殖ゑ盡さずして、さらにも持ち歸り給ひて、遂に筑紫よりはじめて、凡そ大八洲の國內、悉くにこれを播殖したまひて、到る處を皆青山となし給ひき。その神功絶大にして、天下悉く其の恩徳を被らざるものなきを以て、これを有功之神とたゞへ奉りしよし。日本書紀の一書に見えたる處を皆青山となし給ひき。その御妹なる大屋津姫命、および抓津姫命もまた、與りて大に力有りしが、此の三神のともに永く紀伊國に祀られたまひしもの即ち伊太祈曾神社、大屋津比賣神社、都麻都比賣神社なりとす。本居宣長翁の説に、古事記に載せたる木國(紀伊國)の大屋毘古神と申すは、すなばち此の五十猛命の亦の御名にして、そは、この命の御妹を大屋津姫命と申し奉れるに對するにて知らると、此の説從ふべきなり。さて、この五十猛命をいはひ祀れる神社、諸國に多かる中にも、先づ指を屈すべきは、上にも記したる紀伊國の伊太

祈曾神社なりとす。こは延喜式の神名帳に、紀伊國名草郡伊太祈曾神社、名神大と載せたるものにして、現今國幣中社に列せり。こは、主として、大屋毘古命を祭れる社にして、他の大屋都比賣神社、都麻都比賣神社と共に、並に紀國造等がいはひ奉れる神なりとす。はじめ、三神その宮殿を同じうし給ひしを、文武天皇の大寶年中に、三神社を分遷し奉りしものなるよし。國史に見えたり。文德天皇の嘉祥三年、紀貞守を遣して、この神に從五位下を授け奉りて、宿禰を賽したまひ、後勳八等を上り、清和天皇の貞觀元年、從四位下に叙せられ、陽成天皇の元慶七年に、從四位上を加へ、醍醐天皇の延喜六年二月に正四位上を授け奉られしよし。國史に見えたり。なほ、當國神名帳には、正一位勳八等伊太祈曾大神と見えたり。また、佐渡國羽茂本郷村なる度津神社(今國幣小社に列せり)も、この五十猛命をいはひ祀れる神社なり。度津大神の項を看るべしなほ、延喜式の神名帳によるに、出雲國意宇郡に玉作湯神社、坐韓國伊太氏神社、揖夜神社、坐韓國伊太氏神社、佐久多神社、坐韓國伊太氏神社あり。同國出雲郡に阿須伎神社、坐韓國伊太氏神社あり。これ等はいづれも五十猛命を祀れる神社なるが、その特に韓國の國伊太氏神社あり。これ等はいづれも五十猛命を祀れる神社なるが、その特に韓國の二字を加へて、韓國伊太氏神社といへるは、この神の韓國に對して、特別の關係を有

したまふによるものにして、吾人の注意を要する事實なりとす、なほ「素盞鳴尊」の項をも參看すべし。【日本書紀、古事記、舊事本紀、延喜式、古事記傳、神祇志料古事類苑】

【市杵島姫命】亦の御名「狹依毘賣命」

この神の御名を、日本書紀には市杵島姫命と書き、古事記には市寸島比賣命と書けり。この神は、宗像三女神の中の一柱にましまして、天照大御神の、素盞鳴尊の十握の劍を索ひ取りて、これを嚼みて氣吹き給へるときに、田霧姫命および湍津姫命と共に、同時に現出たまへる神なり。この神の鎮座につきては、書紀と古事記との所傳に相異あり。古事記には、市寸島比賣命、亦御名謂「狹依毘賣命」云々、多紀理毘賣命者座脣形之奥津宮、次市寸嶋比賣命者座脣形之中津宮とありて、この市杵島姫命は、宗像の中津宮に鎮りたまふ由に傳へたれど、日本書紀の一書には、市杵島姫命、是居子遠瀛といひ、また瀛津島姫命、亦名市杵島姫命とありて、市杵島姫命を以て、奥津宮に鎮りたまふ神なりといひ、瀛津姫命の御名を以て、この神の本つ御名なりとせり。こは勿論二書の古傳の相異なるに由るものなれど、尙古事記の所傳を正しとすべきに似たり。いはゆる宗像の中津宮とは、筑前國宗像郡神湊の北三里の大島に在り。【古事類苑神祇部】市杵島姫命を祀れる神社にして有名なるは、安藝國嚴島なる伊都伎島。

神社なり。この社は延喜式神名帳に安藝國佐伯郡伊都伎島神社、名神大と見えたる。社にして、現今官幣中社に列せり。こはその名の如く市杵島姫命を祀れるにて、この社あるが故に、この島を嚴島といひ、また宮島ともいへり。この神、宗像三女神の中の一柱として、かの地に鎮まり給へりしを、こゝに遷し祀れるは、そも何時頃なりしか、相傳へて推古天皇の御宇の事なりとなせど、蓋し後人の臆説にして、信を措くこと難し。源平盛衰記に推古天皇御宇、端正五年、内舍人佐伯鞍職と云者、網釣の爲めに恩賀島に經回しけるに、西方より紅の帆擧げたる船見え来る、船中に瓶あり、瓶の中に三人の美女あり云々と記して、宗像の三女神、この時遷り來たまへるよしに記し。長門本平家物語などにも、これに類したる記事を載せたり。推古天皇の御宇に、いまだ端正などいふ年號なかりしこといふ迄もなき事なれば、これ等は全く後人の臆説なる事明がなれど、その宗像の神を移し祭れる事は確かなる事なるが如し。而して、この神の史上に著はれ給ひしは、類聚國史に、嵯峨天皇の弘仁二年七月、伊都伎島神を名神に列ね、四時幣に預らしめられしを初見とし、次いで、三代實錄に、清和天皇の貞觀元年正月、正五位下より從四位下に上せ、九年十月、從四位上を加へたまひし事見え、延喜式の制に至りて、名神大社に列し、また朱雀天皇の天慶三年二月、承平中御

新請の賽によりて、正四位下を授け奉られしこと、長寛勸文に見えたり、然れども、當時は尙この神社は、他の宗像・住吉・八幡等の諸大社と比肩する程の勢力を得たまひしにはあらざりき、本社の煌然として光輝を發し、史上に顯著なるに至りしは、實に平氏の勃興して、特にこの神を崇敬せしに由るものとす。平氏の本社に對する崇敬は、平清盛が久安二年に安藝守たりし時よりの事となす。清盛の本社に納めたる願文の中に、相傳云、當社是觀音菩薩之化現也といふ文言あるによりて見るときは、清盛の本社に對する信仰は、主としてその本地佛に對する信仰に依れるものと見えたり、これ素より當時の時代思想として、當然の事なりと謂はざるべからず。清盛の安藝を去りし後にも、その一族なる平經盛・平賴盛等、また安藝守として來住し、相次いでこの神社を崇敬せしより、一族皆本社に歸敬し、或は法華經・阿彌陀經等を手寫して奉納し、一門公卿の崇信、他に比類なきに至る、かゝりしより、當時京洛縉紳のこの神社に參詣するもの漸く多く、高倉天皇の承安四年には、後白河法皇およびその後建春門院の御幸あり、治承二年には、中宮建禮門院徳子(平清盛の女)御懷孕の祐に、奉幣せしめたまひ、清盛は、その皇子を生み奉らむことを冀ひて、月毎に嚴島に詣づるに、神驗頻に著るきを以て、神社の内侍巫女をして、事ある毎に必ず之を祈らしめ

たりしこと、平家物語・源平盛衰記等に見えたり、この後治承四年にも、高倉上皇は前後兩度の御幸ありき、これより先治承三年には、大外記・清原頼業・中原師尙等に勅して、本社を二十二社に加へらるべき由の議あり、其の事行はれざりしかども、猶毎年二度の官幣に預るべきの命あり、これ皆平氏の崇敬に由りてなるべし。〔玉海・百鍊抄等〕平家一門の崇敬によりて著はれ給ひしこの神社は、平家の滅落の後は平家全盛の時程とはいふ事能はざるも、神威尙天下に治くて、遠近の崇敬一方ならざりき、特にも、この社の社殿の結構の壯麗なると、四圍の島山の風光の絶佳なるとは、神威と相俟ちて、一度この社に詣でたるもの、仰景の心を堅く結付して、永くこの神社を忘るゝこと能はざらしむるものあり、その殿廊は海に向ひて水中に基礎を建て、大小の屋宇廊廡は、曲折相連り、岸頭の樓殿、また高底參差たる上に時に潮至れば廣き干潟は、忽ち激波と變じて、浮動の景色變幻言ふべからず、いはゆる江山樓閣相掩映して無限の妙趣あるもの、げにや宮島は、日本三景の一に數へられて、市杵島姫命の神徳、今や大御國の内のみに限らず、遠く世界の果にまで及びて、苟くもわが國に觀光に來らむ外つ國人の必ずこゝに詣で、皇國の光を仰ぐこそ、げにこの神の威徳とたゞへ奉るべきなれ。

【出雲大神】 出雲大神とは、今も出雲國神門郡杵築町に鎮座ます出雲大社にはひ祀る大神にして、即ち大己貴命にまします。本社は、後に素盞鳴尊をも合祀し奉れりはじめ、大己貴命の天神の詔命を奉じて、その從來平定經營し給ひし葦國中國を天孫に奉獻して、百不足八十壇手に隠り居給はむとするや、天神の詔を以て、天御舍を出雲の多藝志の小濱に造營し、結構の宏壯を極め、以て大己貴命の宮居と定めたまひ、また天穗日命に詔して、永くこの神の祭祀に奉仕せしめ給へり、是れ實に杵築の大社の創剏にして、天穗日命および其の御子天夷鳥命の神裔が、世々出雲國造として、永くこの神の祀に奉仕せらるゝに至りしは、全く是に縁由するものなり、(大己貴命)および(天穗日命)の項を參看すべし。されば、この杵築の社は、大己貴命の退去隱棲し給ひし、其の本つ處なれば、その創建の最も古く且つ由緒の嚴重なること、他に多く比類を見ざるところなりとす。古事記日本書紀によれば、この宮をば古くは天日隅宮(天日栖宮)とも、石壇之曾宮とも、また出雲大神宮とも、嚴神之宮とも稱せり、延喜式の神名帳には、出雲國出雲郡杵築大社名神大と載せたるが、今は社名を出雲大社と定めて、官幣大社に列せられたり。文德天皇の仁壽元年、特に出雲國の熊野杵築の兩大神を擢んで、並に從三位を加へたまひ、清和天皇の貞觀元年正月に、從して申する有るべし。

三位勳八等杵築神に、正三位を授け奉り、同年五月に、更に從二位を加へ奉り、貞觀九年に正二位に叙し奉られたるよし國史に見えたり、又、この神に奉仕する出雲國造は、天穗日命の神裔にして、世々相つぎて國造となり、永くこの社の神職の上首たりしが、中世より、其の家千家北島の兩流に分れ、明治維新の後並に男爵に列せられるは、人のよく知れるところなりとす。古事記、日本書紀、延喜式、文德實錄、三代實錄類聚符宣抄、古事類苑など又、丹波國南桑田郡千歲村なる國幣中社出雲神社には、大國主命と三穗津姫命とをいはひ祀れり、されば、出雲大神と申すときには、この神を指して申する有るべし。

【稻背脛彦命】 大己貴命の高皇產靈神の勅を承けかじこみて、この國土を天孫瓊瓈杵尊に譲り給ひしとき、その御子事代主命の許に使して、天つ神の勅の趣を事代主命に傳へて、詔命を承服せしめ、よりて、大己貴命の讓國の大業を完からしめたる神は、實にこの稻背脛彦命なりばじめ、高皇產靈神高天原に在りて、諸神と相謀りて、瓊々杵尊を以て、この葦原の中つ國の君主たらしめむと定め給ひ、よりて、經津主神武甕槌神の二神を降して、大己貴命にその由を告げしめ給ふ、二神乃ち出雲國に至りて、大己貴命に問ひていはく、高皇產靈尊皇孫を降して、この國に君臨せしめむと

欲し給ふよりて今我れら二人を遣はして、大命に従ひ奉らざるものを駆除平定せしめらる汝神の意果して如何に、避り給はむや否やとありしかば、大己貴命對へて曰はく、わが子事代主命あり、これに問ひ諮りて後に報へ申さむと、是の時、事代主命、出雲國の三穗之穧にありて、釣魚の事などを樂しみ業として居たまひしかば、乃ち熊野諸手船（また天鳩船ともいふ）といふ船に、この稻背脛の神を使者として載せやり、よりて高皇產靈神の勅の趣をば、事代主命に諭し告げ給ひぬ、事代主命、稻背脛の語をきく告げて宣はく、今天つ神の勅あり、我が父大己貴命、まさにこの國を避けて天孫に譲り奉り給ふべきなり、われ亦いかでか其の命に達ひ背き奉らむやとて、因りて海中に八重蒼柴籬を造りて、船の柵を踏みて避り給ひぬ、稻背脛彦すなはち還りて、これを大己貴命に告げ奉りしかば、大己貴命、是に於いて、經津主・武甕槌の二神に白していはく、我が子事代主命だに既に避りまつりぬ、されば吾れ亦この國を避りて、これを天孫に奉せむとて、やがて、その今迄經營し來給へる國土を擧げて、悉くに天孫に譲り奉り給ふ事となし、自らは八百丹杵築宮に隠れ居たまふ事となりぬ、是において、終に天孫降臨あるに至る、この稻背脛の事代主命の許に使ひし給ひしことを、日本書紀に、故以熊野諸手船載使者稻背脛云々とあるを、古事記には、遣天鳥

船神、徵來八重事代主神と記せり、然らば、稻背脛の神を、亦一には天鳥船神ともいひしこと明かなり、稻背脛と申し、御名の義は、稻背は諾否にて、事代主神の諾否を問へる故の名、脛は丁を余富呂といふが如くに、使者に立ち給へるよりの名なるべし、また天鳥船命といへるは、かの熊野諸手船といふに乘りて、鳥の如く速く行き、その使命を果したまへるよりの名なるべし、古事記、日本書紀、古事記傳など、稻背脛彦命と武夷鳥命と同一神なりとの説あり、武夷鳥命の條を見るべし。

【稻田姫命】 この神の御名を、古事記には、櫛名田比賣と記し、日本書紀には、奇稻田姫と記せり、奇とは美稱にして、櫛八王神、櫛石窓神、櫛御方神などの御名に於ける櫛皆然りとす、稻田は地名なり、この姫命の、後に素盞嗚神の妃となりて、宮居を興し給るを、古事記に、櫛名田比賣と記せるは伊の音おのづから略りて「くしなだ」となれるなり、また奇の美稱を略して、稻田姫命とも申すなり、さて、この稻田姫命は、出雲國の國神なる脚摩乳（また足名椎とも書く）および手摩乳（また手名椎とも書く）の御子におはして、後に素盞嗚尊の妃となり給ひて、八島士奴美神を生み給へり、古事記の傳ふる所によれば、この稻田姫命の生み給へる八島士奴美神の五世の孫即ち大己貴

神なりといへど、日本書紀の傳ふる所によれば、稻田姫命の素盞鳴尊にみあひまして生み給へる神、即ち大己貴神なりといへり、兩書の傳ふる所、かく相異なりといへども、要するに奇稻田姫命の大己貴神の祖神にてまします事は疑なき事なりとす。はじめ、素盞鳴尊天より降りて出雲國に到り、籬川上オヤガミの地に往き給ひし時川上に啼哭の聲あり、聲を尋ねて往き給ひしに翁嫗の一少女をその中間に置きて、さめざめと哭くを見、尊あやしみて、汝等は誰人にして、また何故にかくは悲み泣けるぞと問ひ給ひしに、二人對へて申さく、吾はこれ國神にして、脚摩乳アツチ足名椎ナツチといひ、吾が妻を手摩乳アツチ手名椎ナツチといひ、また是れなる少女は、われらが愛女にして、名を奇稻田姫と申す、吾が女兒、さきに八人ありしに、八岐大蛇ヤマトコロといふもの、年毎に來りて之を奪ひ去り、今また將に來りて、此の一女兒をも奪ひ去らむとす、故に泣き悲めるなりと、素盞鳴尊これをきいて宣はぐ、是の女、汝の兒ならば、我れに奉らむや如何にと、脚摩乳對へて、恐けれど、未だ御名を知らずと申し、かば、尊告げて宣はぐ、われは是れ天照大御神の皇弟にして、今天より降れる者なりと、翁嫗兩人これをきいて、大にかしこみ、直にその女を上つる事を約し奉れり。素盞鳴尊乃ち、二人に命じて、八鹽折シホアリの酒を釀さしめ、其の周圍に垣を作り、垣に八つの門口を設け、門毎に假床サズキを作り、こゝに酒船サガブを

置き、その釀せる八鹽折の酒を酒船に満て、以て八岐大蛇の到るを俟つ、既にして、八岐大蛇果して來りしに酒槽の芳醇に心奪はれて、鯨飲泥醉、遂に睡に陥つ、素盞鳴尊乃ちその佩かせる十握劍トヅカノトリガサを抜きて、八岐大蛇を寸斷し給へり、この時、尊の八岐大蛇を殺して得給へる寶鉤ツムガリを都牟刈タマクチ之大刀とも、また天叢雲鉤アソノクラクモノミツギともいふ、尊その靈劍なるを見、後これを天照大御神に獻じ給へり、かくて、素盞鳴尊は、八岐大蛇を平げ給ひし後、遂に奇稻田姫命を娶り給ひしが、その宮居を建て、共棲し給ふべき地を求めて、出雲の須賀スカガといふ地に到り給ひしとき、尊、吾れ此の地に來りて、心清スカガしくなりぬとのたまひて、やがて、其の地に宮居を興して、同棲したまへり、尊の須賀宮を作り給ひし時、その地より雲の立ち騰るを見そなはして詠みたまへる「八雲起つ、出雲八重垣、妻ごみに八重垣つくる、その八重垣を」といふ歌は、わが國和歌の最も古きものとして、世にその名高し、「古事記、日本書紀、古事記傳」また、日本書紀の一書に真髮觸ガミコ奇稻田姫と見えたる眞髮觸は、枕詞なり、また延喜式の神名帳に、山城國相樂郡綺原カツハラ坐健伊那太比賣神社、また能登國能登郡久志伊奈太伎比賣神社の名見えたるが、そのいづれも稻田姫命を祀れる事明かなれば、この神をば、健稻田姫とも、また久志伊奈太伎比賣とも申しと見えたり、さて、この命をいはひ祀れる神社、諸國にいと多

かる中に、今官幣の奠に預りたまふ社のみを舉ぐれば、當國大宮町なる官幣大社水川神社には、素盞鳴尊、奇稻田姫命、大己貴命を祀り、京都の祇園なる官幣中社八阪神社には、素盞鳴尊、稻田姫命、及び八柱御子神を祀れり、日本書紀、古事類苑、當國北足立郡三室村なる郷社水川女體神社も、實にこの稻田姫命をいはひ祀れる社なり。

【磐裂神】 磐裂神は、根裂神ネザクノカミと共に成り出給へる神にして、伊弉諾神が、その佩がせ給へる十握鉤トヅカノブルギの抜きて、軻遇突智神カグツチを斬り給ひしとき、この鉤の鋒尖より垂れたる血の、たばしりて成りませる神なり。この御名をば、古事記には、石拆神イハサクノカミと記せり、磐裂根裂の神の御名につきて、本居宣長翁の説にいはく、この神の御名は、石根拆イハガタクといふ言を二つに分ちて名づけたるものなり云々、思ふに、彼の劍の尖端より成り出給へる神におはせば、磐イハをも根ガタクをも刺し裂くほどの稜威リョウイまします神にておはす由の御名なるは、疑なき事なりとす。【古事記、日本書紀、古事記傳】

【磐長姫命】 磐長姫命は、大山祇神の御子にして、木花開耶姫命の御姉なり、はじめ、天孫瓊々杵尊、日向の瓊高千穂峯に降臨し、給ひし後國を覓ぎ求めて、吾田の長屋笠狭の崎ミサキに到り給ひ、宮居を此の地に定めて、四方を治め給へり、一日、瓊々杵尊出遊して、海濱に幸し給ひしとき、偶々一美人に遇ひ給へり、天孫問うて宣はく、汝は是れ誰

人の女ぞと、その人對へて申さく、妾は是れ大山祇神の女にして、名は神吾田鹿葦津姫、亦の名は木花開耶姫といふものにて侍りと、天孫、また、汝の同胞ありやと問ひ給ひしに、わが姉に磐長姫といふが侍りと申す瓊々杵尊、乃ち語りて宣はく、われ今汝を以て妻となさむと欲す、汝の意如何と、木花開耶姫命答へて申さく、妾に父あり、願はくは先づわが父に垂問し給はむ事をと、よりて瓊々杵尊は、この事を大山祇神に告げ給ひしに、大山祇神大に喜び、尊を請じて饗接大に勉め、その二女磐長姫・木花開耶姫をして、百机飲食モモトリノシケモノを持ちて進め奉らしめたり、瓊々杵尊、磐長姫の醜くして、妹なる木花開耶姫の容姿美麗なるを愛で、遂にこれを娶りて妃と定め給ふ事となりぬ、是に於いて、磐長姫大に慙ぢ給ひて、詛トコひてのたまはく、天孫若し妾を斥け給はずして、召し給はゞ、生めらむ兒は、磐石の常磐堅磐カキハキなるが如くに、その壽命イノチは永からむを、今かく妾を召し給はずして、妾が妹開耶姫を召し給へり、されば、今より後、其の生めらむ御兒は、木花の開きて容易く散り亡せむが如くに死になむと宣へり、故これによりて、是れより後今に至るまで、天皇の御命も、顯しき蒼生の壽命も、木花のしばらく榮えてまた衰ふるが如くに、皆長命なること能はざるに至りしものなりと、古事記・日本書紀に傳へたり。【古事記、日本書紀】

【齋主神】 齋主神は、また齋之大人とも號す、すなはち經津主神の別名なり、下總國香取郡なる香取神宮にいはひ祀る大神にして、その御名は、日本書紀の一書に、天神遣經津主神・武甕槌神使平定葦原中國云々是時齋主神號齋之大人、此神今在乎東國、櫛取之地也と見え、また延喜式に載せたる春日祭の祝詞に、香取坐伊彼比主命と載せたり、此の神は、武甕槌命と共に天孫降臨に先立ちて、この國に降下し、天神の詔命を大己貴命に傳へて、其の國土を天孫に譲り奉らしめ、尙二神相共に力を盡して、國內の荒ぶる神どもを征服鎮撫して、以て天孫をして安らかに此の國に降下するを得しめ奉りし偉功有る神なり、その出自につきては、日本書紀に、磐裂根裂神の子、磐筒男磐筒女、の生みたまへる子、經津主神、と記せり、さて此の神をば齋之大人とも、また齋主神とも稱し奉るは、此の神、葦原中國を言向けに出で立たし給ひし時に、親ら齋の主となりて、神祇を祭り給ひしに由るものなり、齋之大人といふ名やがて齋主といふ御名となりしなり、我が國の古代には、軍陣の首途、または邊國を鎮撫せむが爲めに出で立つ時には、必ず其の道の口にして、忌壺を置ゑ神祇を齋ひ祭りて、行く先の平安を祈り、其の事の成功を祈るを常とせり、此の事記の中に、その實例見えたり、例へば、古事記の孝靈天皇の條に、大吉備津日子命と若建吉備津日子命と、二柱

相副して、針間の氷河の前に、忌壺を居ゑて、針間を道口として、吉備國を言向和し給ひしこと見え、崇神天皇の條に、大毘古命が、天皇の命によりて、麁波邇安を討ちに出で立ちし時、丸邇坂に忌壺を居ゑて、赴きしよし見えたるが如き、是れなり、かく軍の首途に、その主將たる人の齋主となりて、神祇を祭れるは、我が國の古俗にして、彼の神武天皇が大和に入らむとし給ひしとき、朕親ら顯齋をなさむと宣ひて、道臣命を以て齋主となしして、神祇を祀りたまへるが如きも、亦實にこの一例なりとす、されば、この經津主神も、その葦原中國を言向けに出で立たさむと爲給へるとき、親ら齋主となりて、忌壺居ゑて、神祇をいはひ祀り給へるからに、かくは齋主神とは稱へ奉れるなりけり、鈴木重胤翁の説に、伊波比の言に、齋み慎むこと、鎮め平げ定むる意と定め給へると、二義を兼ねたる御名なりけりとあり、此の神をいはひ祀れる神社は、下總の香取神宮(今官幣大社)を第一とし、春日大原野・吉田の三社(春日は官幣大社、大原野・吉田は官幣中社)上野の貫前神社・陸前の鹽竈神社(共に國幣中社)以下、諸國にその數甚だ多し、殊に、この神の餘烈遺徳は、東國より東北の地方に及べりしかば、この神を祭れる社は、この地方にいと多し、古事記、日本書紀、延喜式、祝詞講義、日本書紀通

釋、古事類苑】なほ、この神の御事歴につきては、經津主神^{フスシノカミ}および武甕槌神^{タケツチノカミ}の項を併せて見て知るべし。

【磐麻呂卿】 御事蹟明かならず、

といふも、日本といふも、意明かなるが、磐余彦^{ヒヨコト}と申ししは、大和の地名に依りし御名なるべし。御事蹟は、神武天皇^{ジンムテシワカミ}の項を見て知るべし。

【伊吹戸主神】

この神は、大祓詞の中にも、氣吹戸坐須氣吹戸主止云神、根國底之國爾氣吹放氐半云々と見えたる神にして、氣吹とは、息を以て吹くことなり、即ち、この神は、世の中の人々の過ち犯しけむ種々の罪穢れ、凶事、禍のすべてを、息以て吹き放ち、除き去りたまふ神にしておはせり。倭姫命世記に記するところによるに、多賀宮一座、豐受荒魂也。伊弉那伎神所生神名、伊吹戸主亦名曰神直日大直日神と見えて、伊吹戸主神は即ち大直日神と同一神なりといへり。これに就きて本居宣長翁の説に、多賀宮は伊勢外宮の別宮高宮なり、是を、豐受荒魂といへるは心得ねど、伊吹戸主を直毘神なりといへるは、後世人はさらに思ひよるまじき事なれば、こは必ず古き傳説なるべし」といはれたり。直日神は、直からざるを直し、穢れ、凶々しきをば、淨め、正し

くし、禍を直したまふ神なれば、その神徳は、全くこの伊吹戸主神の、あらゆる罪穢れをば、息もて吹き放ち遣りて、罪穢れをはらひ去り給ふと相同じきによりて考ふれば、直日神とこの伊吹戸主神と同一神なりとの傳説は、まことに然る事なるべしと考へらる。なほ、本居宣長翁は、諸冉二神の國生み竟^{アマノノフキ}へ給へる後に生み給へる、天之吹男神^{アメノカミ}といふ神も、この伊吹戸主神と同神にてましまますなるべしと言はれたり。〔延喜式倭姫命世記、古事記傳、大祓詞後釋〕

【今木神】 今木神は、他の久度古開比咩神^{クドフキヒミコト}の三柱と併せて、平野の神として、山城國

葛野郡衣笠村なる官幣大社平野神社にいはひ祭る大神なり。此の今木神は、もと大和國田村の後宮にありしを、桓武天皇の延暦十三年に、平安の奠都あると同時に、今地に遷し祀られたるものにして、この神の著はれさせ給ひしは、實に此の御時よりの事と謂ふべし。さて、この今木神につきては、古來諸説ありて、或は今木神は日本武尊におはしまして、即ち源氏の氏神にてましませりといひ、或は、今木と申す名義は、今食にて、世俗に稻を粟にて貯へ置きたるを新に磨て米にしたるを、今磨^{イマガリ}と云、その意にて、今磨の御饌の義なるべし。その御食を焚く竈なる故に、忌火の御竈の御靈を今木神と申奉るなりとて、久度古開の神と共に、この今木神をも、竈神なりといふ

説もあり、されど伴信友氏の蕃神考の説に、袋草紙に載せたる「白壁の皇子のみをや」の祖父こそ、平野の神の曾孫なりけれ」といふ歌と、平野祭に大枝・和の二氏が見参に預る事とより推して、今木神は桓武天皇の御母高野、新笠の御生家高野朝臣、すなはちもとの和史の祖先をまつりたるものなり、換言すれば、桓武天皇の外戚家の祖神を祭りたるものなりと論定せし説、當に從ふべきが如し。されば、桓武天皇の延暦元年十一月に、田村後宮の今木大神に、從四位上を奉られしをはじめとして、仁明天皇の承和三年に、從四位上今木大神に正四位上を授け奉り、嘉祥三年に更に從三位を授け奉り、文德天皇の仁壽元年十月には、使を平野神宮につかはし給ひて、正三位今木大神をば從二位に上せたまひ清和天皇の貞觀元年正月には、更に正二位を授けたまひ、同年七月、また從一位に上せ貞觀六年七月には、遂に正一位を加へたまひし事國史に見えたる、平野にいはひまつれる四柱の神々の中にて、この今木神最も重きをなし給へる事、以て知るべきなり。延喜式、二十二社註式、平野神社祭神考、蕃神考、續日本紀、續日本後紀文德實錄、三代實錄古事類苑

【今宮大神】 今宮大神とは、京都紫野なる今宮にいはひ祀れる神にして、もと紫野社と稱し、疫神を祭祀り、今諸國に今宮大神として疫神を祀れるは皆この紫野の神

を遷しまつれるものなるべし。紫野の今宮の創始につきては、日本紀略にその記事見えたり、一條天皇の正暦五年六月廿七日、爲疫神修御靈會、木工寮修理職造神輿二基、安置北野船岡上、届僧令行仁王經之講說、城中之人招伶人奏音樂都人士女賛持幣帛、不知幾千萬人禮了送難波海。此非朝議起自巷說と見え、さらに同天皇の長保三年五月九日、於紫野祭疫神號御靈會、依天下疾疫也。是日以前、神殿三宇、瑞垣等、木工寮修理職所造也。又御輿内匠寮造之、京中上下多以集會此社號之。今宮と見えたり、紫野の今宮の祠、この時を以て成れりし事、これによりて知るべし。而して、いはゆる今宮の稱は、新しき社の意なる事、いふまでもなし。この時、藤原長能が詠める歌、後拾遺集に載せたり。今よりはあらぶる心ましますな、花の都に社さだめつ。『日本紀略、神名帳考證、大日本地名辭書』

【彌足功績道根大人命】 『本居内遠大人』の項を見るべし。

【伊夜比古大神】 伊夜比古大神とは、今も越後國西蒲原郡彌彦村に鎮座したまふ彌彦神社にいはひまつる大神なり。こは延喜式の神名帳に、越後國蒲原郡伊夜比古神社、名神大と載せたる社にして、當國の一宮として、崇敬遠近に篤く、北國有數の大社なり。現今國幣中社なり。祭神は天香山命なり。史を案するに、仁明天皇の天長十年

七月、越後國蒲原郡伊夜比古神を名神に預らしむ、これ彼の郡旱疫有る毎に、この神雨を致し、病を救ひたまへるによりてなり、仁明天皇の承和九年、无位伊夜比古神に從五位下を授け奉り、清和天皇の貞觀三年、更に從四位下を加へ奉られしよし、國史に見えた、「延喜式續日本後紀、三代實錄、古事類苑」なほ祭神天香山命に就きては、別にその項あれば、看るべし。

【伊豫親王】伊豫親王ヨシワウ 伊豫親王は、古へより八所御靈の神の一柱として祀られたまへり、伊豫親王は、桓武天皇の皇子にして、御母は夫人藤原吉子なり、これ亦八所御靈の神の一柱として祀られたまふ。藤原夫人ヲジン 藤原夫人の項を見よ。延暦十五年、帶劔を聽され、既にして四品の位に叙し、三品に進み式部卿また中務卿に任す、性優雅頗る管絃を善くしたまひしかば、御父桓武天皇の寵鍾一方ならず、一とせ秋の半、天皇獵くらに出で立て給ひ、親王の山莊に立寄り、酒飲み興じ給ひし事有りけり、日暮れ景佳きとき偶々鹿鳴の呦々としてきこえければ、天皇歌を詠じ、群臣に命じてこれに和せしめ給へり、かくてその後も屢々親王の山莊に幸したまひけり、かゝりし程に平城天皇の大同二年十月、藤原宗成といふ者、親王に勧めて、潛に不軌を謀りしが、親王はもとより之を拒みて、從ひ給はざりき、然るに、大納言藤原雄友この事を聞き知り、急ぎ右大臣

藤原内麻呂に訴へければ、親王大に懼れ給ひて、遽に宗成が反を勧めまゐらせし状を奏し給ひぬ、こゝに於いて、朝廷は、宗成を左衛士府に繫ぎて、これを接驗せしに、宗成申していはく、首として反逆を謀りしものは伊豫親王なりと、左近衛中將安倍兄雄は、固く親王の罪なきを保證したりしかど、天皇遂に聽し給はず、遂に兄雄および左兵衛督巨勢野足等をつかはして、兵を率ゐて、伊豫親王の第を圍ましめ、詔してその親王の號を奪ひ、御母夫人藤原吉子と共にこれを河原寺といふに徙して、一室の中、幽閉し、飲食をも通せず、また別に宗成・雄友およびその黨衆をも、流罪以下に處せられたり、親王と御母藤原氏とは、俱に藥を仰いで死に給へり、時人これを哀しみ奉れりといふ。弘仁元年、嵯峨天皇御疾有り、これ親王母子の祟に由るにあらずやとて、その爲めに僧十人を度し、その母藤原氏の爲めに僧二十人を度して、これを禳ひたまひしことあり、弘仁十年には、詔して親王の號を復したまへり、皆その怒を鎮めむが爲めなり、淳和天皇の即位の後、また僧空海・僧戴榮等に命じて、橘寺にて佛經を講せしめ、田および道場の支具を喜捨し、以てその冥福を弔はしめたまへり、仁明天皇の承和六年、勅使をつかはして、その墓前に就きて詔命を告げしめていはく、贈二品伊豫親王、早く柘館を捐て、長へに泉臺を掩ふ、福祿の融らざるを悼み、倚伏の側

り難きを悲しむ、既に前詔に追榮すといへども、逾當年に増飾せむと欲す、宜しく榮班を贈りて以て幽寇を貢すべしとかぐて、一品の位を贈らせたまへり、この後、清和天皇の貞觀五年に御靈會を神泉苑に修したまひしき、伊豫親王および御母藤原夫人も亦預りたまへり、京都の下御靈社は實に親王および御母藤原吉子夫人を祀れるものにして、その怨靈を祀り和めむが爲めに創設せられたる社なり。

桓武天皇
藤原吉子夫人
伊豫親王
繼枝王
高枝王

繼枝王は從四位下に上り給へり、高枝王は父の罪を受け給ひしき、兄弟と俱に遠流に處せられ、流離轄軒を盡されしが、嵯峨天皇即位の後、父親王の無事なりしを哀しみ、諸子を赦して京師に歸らしめ、さきに没入せられし父の資財田宅を返し賜りしかば、高枝王乃ち兄弟と議してこれを均分せられたりといふ。高枝王は位從三位に上り、官因幡守より宮内卿に累進す、その性寛弘にして、書を空海に學びて巧に、また琴をもよくせりとぞ。〔日本紀略類聚國史續日本後紀、文德實錄、大日本史〕なほ、〔藤原夫人〕の項をも參看せよ。

【伊和大神】 伊和大神とは、延喜式神名帳に播磨國宍粟郡伊和坐大名持御魂神社、

名神大と見えたる神にして、今同郡神戸村に在り、國幣中社に列せり、大己貴命を祀れること、言ふまでもなし、播磨風土記に傳説するところによれば、宍粟郡伊和村は、本名神酒村ともいへり、大己貴神酒をこの村にて醸みたまひしかば、よりて神酒村といふなり、また於和村といふは、大己貴神國作り訖りたまひて後、於和といひて鎮りましまき、これ於和村といへる所以なりと、要するに、この地方も大己貴命の夙く開拓したまひし地方なること、播磨風土記に載せたる他の傳説等によりても知らる、さて三代實錄によるに、清和天皇の貞觀元年正月廿七日、播磨國伊和坐大名持御魂神に從四位下を授け奉り、陽成天皇の元慶五年六月廿九日、播磨國從四位下勳八等伊和坐大名持御魂神に正四位下を授けたまへるよし見え、延喜式の制には、これを稱せり、但し峯相記といふ書に、一宮伊和大明神は、宍粟郡伊和郷に坐す云々、當國第一の宮として、正一位を授けらるゝと見えたれど、この神に正一位を授け奉られたる、こと、何時なるを知らず、姫路の町なる伊和神社を始め、その他の石和神社は、いづれもこの神を分靈し奉りたるものなり。〔延喜式、播磨風土記、三代實錄、神祇志料、古事類苑〕

う

【倉稻魂命】倉稻魂命は、穀物を護り幸ひたまふ神にておはす。この神の出自に就きては、日本書紀の所傳と、古事記の所傳との間に相違あり、日本書紀の一書には、伊弉諾尊與伊弉冉尊、共生大八洲國然後伊弉諾尊曰、我所生國、唯有朝霧而薰滿之哉、乃吹撥之氣化爲神、號曰級長戸邊命亦曰級長津彥命、是風神也、又飢時生兒號倉稻魂命と見えて、この神を以て、伊弉諾尊の飢ゑませる時に生み給ひし御兒なりとせり、然るに古事記には、故是以其速須佐之男命、宮可造作之地求出雲國云々、又娶大山津見神之女名、神大市比賣、生子大年神、次宇迦之御魂神、とありて、大年神と宇迦之御魂神とは、素盞鳴尊が、大山津見神の御女神大市比賣をめとりて生みたまへる所なりとせり、倉稻魂の三字を「うがのみたま」と訓むべきは、書紀に、倉稻魂此云宇介能美施磨と見え、本居宣長翁も、介は、書紀に加の假字に用ひたり、氣の假字に用ひたる例なしと云はれたるにて知らるかく、この神の出自に關する記・紀の所傳の相異なるより、後世或は、書紀の倉稻魂命と、古事記の宇迦之御魂神とは、同名異神なりといふ説を立つる學者もありて、鈴木重胤翁の如きは、古事記にいはゆる素盞鳴尊の御子宇迦

之御魂神といふは、實は大年神の亦の御名なりとさへ述べられたり、されど吾人は、この神の出自に就きては、かく古傳に二説有りとして、其の儘に措くを以て、むしろ妥當なる事なりと信ずるものなり、さて、此の神の御名の義に就いて考ふるに、宇迦は、保食神、豊宇氣毘賣神などの御名の宇氣と同一の語にして、また大宜都比賣神、御食津神などの御名の氣とも同じく、共に食即ち我れ等生民の均しく食ひて生くべき穀物の事をいふなり、また宇迦之御魂の魂とは、その功德を稱へて申したる名にして、此の神はすべて穀物即ち食を掌り主はきまします神にまして、その恩賴をば、普ねく天下の人民に被らしめたまふ神にておはするより、やかで倉稻魂神宇迦之御魂神とは稱へ奉りしなりき、古事記、日本書紀、古事記傳、日本書紀傳さて、この神は、かく穀物主宰の大神にましますより、これをいはひ祭りて、恩賴を仰ぎまつれる神社、諸國にいと多かる中に就きて、最も世に聞えたるは、今も山城國紀伊郡深草村の稻荷山の麓に鎮座まします稻荷神社即ち是れなりとす、こは延喜式の神名帳に、山城國紀伊郡稻荷神社、三座、並名神大、と載せたる社にして、今は官幣大社に列せり、祭神は寔にこの倉稻魂命と佐田彦命、大宮能賣命とにまします、後世、諸國に奉祀する稻荷の社は、殆ど皆この稻荷の神を分祀勸請せしものにして、隨つて、それ等の稻荷

社は、皆この倉稻魂命をいはひまつれるば、もとより言を俟たざるところなりとす。また東北地方に最も著れたまへる羽後飽海郡鳥海山なる大物忌神社の祭神も亦、この倉稻魂命にておはします、「大物忌神」の項を看るべし。この社は、今國幣中社に列せり。なほ此の倉稻魂命と若宇迦乃賣命と、同一神にまします由の説につきては、若宇迦能賣命の項に記したるところを看て知るべし。[延喜式]神祇拾遺神祇志料古事類苑】

【宇賀能賣命】 この神は若宇迦能賣神および豊宇迦之賣神と同神なり。若といふも、豊といふも、皆稱めていへる添辭なり。若宇迦能賣命および豊宇迦之賣神の項を看るべし。

【宇賀比賣神】 宇賀能賣命と同神なり。

【鷦鷯草葺不合尊】 彥波激武鷦鷯草葺不合尊は、彦火火出見尊の御子にして、御母は海神の女豊玉姫命なり。御母豊玉姫命、海濱に產室を建て設けて、尊を産み給ひしとき、彦火火出見尊に告げて、我が御兒產む様をば、な見給ひそとのたまひしに、火火出見尊竊に垣間見給ひしかば、豊玉姫命恥ぢ恨みて、海神の國へと去り歸りたまへり。日本書紀の一書に、この御兒の御名を彦波激武鷦鷯草葺不合尊と申すは、彼の海

濱の產屋は、全く鷦鷯の羽を以て葺けるに、その甍未だ葺き合はせざるにはやくもこの御兒生れたまへるが故によりて、かく名づけ奉れるなりといひ、尙他の一書には、御母豊玉姫天に恨み給ひて、その遁げ歸り給ふときのたまへらく、吾が言を用ひ給はずして、かくも我れに辱を見せ給へり、故に今より以往は、妾が奴婢の君の處に至らむものは、奉還し給ひそ、君の奴婢の妾が處に至らむもの、亦還さじとて、遂に眞床覆ふ衾と草とを以て、その御兒を裹みて、これを波激に置きて、海に入りて去り給ひしより、この御名を負ひたまへるなりと記せり。さて彦波激武鷦鷯草葺不合尊は、この御娘玉依姫命をめとりて妃となしたまひ、その間に彦五瀬命稻飯命、三毛入野命、神日本磐余彦尊を擧げたまへり、この神日本磐余彦尊と申すはずなはち神武天皇にておはしますなり、葺不合尊崩じたまひて、これを日向の吾平山上陵に葬り奉れり。[日本書紀]

彦火火出見尊	鷦鷯草葺不合尊
海神豊玉姫命	彦五瀬命
豐玉姫命	稻飯命
玉依姫命	三毛入野命
	神日本磐余彦尊

鷦鷯草葺不合尊を祀れる神社は、日向國南那珂郡宮浦なる鷦鷯神宮これなり、この社は、もと鷦鷯權現と稱せしが、明治七年改めて鷦鷯神宮といひ、現今官幣大社に列せり、この地、豊玉姫命の葺不合尊を生みたまへる海濱の產室の舊趾なりといふ説あり、日本書紀通證にいふ、正通曰、海濱日向國宇止濱也、重遠曰、產室舊蹟在日向國那珂郡海濱號宇止磐窟宇止即鷦鷯殿也、また慶藩名勝考にいふ、那珂郡宮浦村鷦鷯濱、鷦鷯殿、日本紀曰云々、是鷦鷯草葺不合尊降誕之處也、海濱有大巖窟、南向窟中建廟祀尊也（中略）或云、鷦鷯とは產殿なり、鷦鷯の羽の義に見えしは、古傳の語次のまゝなりと、

【古事類苑】

【保食神】 この神の御名を「うけもちのかみ」と訓むことは、書紀に、保食神此云宇氣母知能加微、と見えたるにて知らる。釋日本紀に、私記を引きて、この神の御名の義を釋していはく、私記曰、問讀宇氣母知其義如何、答、師說保猶保持也、宇氣者、食之義也、言是保持食物之神也、と見えたり、この説の如くに、宇氣といふは、御食津神、大宜都比賣、神などの氣、豐宇氣、毘賣神の宇氣、または倉稻魂神の宇賀など、同じく、皆食すなはち食つ物を、總稱する語にてあるなり、されば、保食神は、われ等生きとし生けるもの、の日毎日毎に食ひて生くべき食つ物を宰りたまふ神にておはしますなり、この神

に關する傳説は、日本書紀の一書に見えたり、曰はく、伊弉諾尊、三柱の御子に勅任してのたまはく、天照大御神は高天之原を御すべし、月夜見尊は、日に配びて、天事を知らすべし、素戔鳴尊は滄海原を御すべし、既にして天照大御神天上にましまして、のたまはく、葦原中國に保食神ありと聞く、宜しく爾月夜見尊就きて候よと、月夜見尊、勅を受けて降ります、已に保食神の許に到り給ふ、保食神乃ち首を廻して國に嚮ひしかば、則ち口より飯出づ、また海に嚮ひしかば、則ち、鰐廣、鰐狹、また口より出づ、また山に嚮ひしかば、則ち毛龜、毛柔、また口より出づ、その品々の物悉く備へて百机に貯へて、纏たてまつる、是の時月夜見尊忿り作色してのたまはく、穢はしきかな、鄙しきかな、寧口より吐ける物を以て、我れに養ふべけんやと宣ひて、廻ち劍を抜きて、撃ち殺したまひつ、然して後に復命申し、具さに其の事を言したまふ、時に天照大御神、大に怒りてのたまはく、汝は是れ惡しき神なり、今よりは相見じとのたまひて、乃ち月夜見尊と、一日一夜隔て離れて住みたまふ、是の後、天照大御神、また天熊人を遣して、往きて看しめ給ひしに、是の時保食神、已に死り給へりしが、其の神の頂には、牛馬成り、顙の上に栗生り、眉の上に蠶生り、眼の中に稗生り、腹の中に稻生り、陰に麥及び大豆小豆生れり、天熊人悉くに取り持ち去きて奉る、時に天照大御神喜びての

たまはく、是の物どもは、皆顯見蒼生の食ひて活くべきものなりとのたまひて、乃ち粟稗麥豆を以て陸田種子となし、稻を以て水田種子となし、又よりて天邑君を定め、その稻種を以て始めて天狹田および長田に殖ゑしめ給ひしに、その秋の垂穎は、八握穎にしなひて、甚快かりき、また口の裏に璽を含みて、すなはち絲を抽くことを得たまへり、これより始めて養蠶の道ありと、此の傳説の如くば保食神は、たゞに稻麥にでおはしますなり、日本書紀釋日本紀なほ、平田翁、鈴木重胤翁、飯田武郷翁等の諸説は、皆この保食神を以て大宜都比賣神と同一神なりとなすのみならず、これ等の諸説にありては、保食神も、大宜都比賣神も、倉稻魂命も、豊宇賀能賣命も、若宇迦能賣命も、はた豊宇氣毘賣神も、皆同一神にてましませりとせり、玉櫻、日本書紀傳、日本書紀通釋なほ、大宜都比賣神の項を併せ看るべし。

【宇佐八幡大神】 宇佐八幡大神とは、今も豊前國宇佐郡宇佐に鎮座します宇佐神宮に齋ひ祀る大神なり、こは延喜式の神名帳に、豊前國宇佐郡、八幡大菩薩宇佐宮、名神大、および比賣神社、名神大、および大帶姫廟神社、名神大と載せたる三神を總稱

するものにして、現今官幣大社なり、祭神は、譽田別尊、比賣神、息長帶姫命の三柱にてまします、よりて又八幡三所大神ともいへり、扶桑略記等によるに、欽明天皇の御宇、この神宇佐郡菱形の池邊に小兒と現じ大神、比義に對して、われば人皇第十六代譽田天皇廣幡八幡麻呂なり、わが名をば護國靈驗威力神通大自在王菩薩といふと告げ給ひしによりて、比義私にこの神を祀り奉りしに起源すといふ、東大寺要錄に載するところの弘仁十二年の太政官符に據れば、護國靈驗威力神通大菩薩の號は、光仁天皇の天應の初に上る所にして、大自在菩薩は、桓武天皇の延暦二年の託宣に出でたりといふ、而して、八幡大菩薩と連繕するは、始て新抄格勅符抄の延暦十七年の官符に見えたり、これ等菩薩號あるは、その全く佛教盛行の結果に由るものなること、言ふまでもなし、而して、比賣神と申し奉るは、或は田心姫命、湍津姫命、市杵島姫命の三神にして、宇佐の地主神なりともいひ、或は神武天皇の御母玉依媛命なりともいひ、或は譽田別尊の后神なりともいふ説あり、古事類苑聖武天皇の天平三年、大神朝臣田麻呂の奏によりて、官幣に預り、同十二年、軍事を以て勅使を遣し、神寶および封廿戸を奉り、同十八年、天皇の御疾を祈り奉りしに、驗有りかば、三位に叙し、封四百戸水田二十町を奉る、また東大寺の佛を造る事を神に祈り、黄金を求め給ひしに、神

託していはく、黄金方にこの土に出でむ、唐に使を遣す事なかれと、後陸奥より黄金を奉るに及びて、其の金を本社に奉り給ひき、孝謙天皇の天平勝寶元年十一月、大神の神教によりて、奈良の京に至りて東大寺の佛を拜みたまふ事あり、蓋し八幡大神の崇敬は、この時代において、始めて其の高潮に達したりしものゝ如く、又當時朝野一般に佛教の盛行せし時代なりし事とて、この神と佛教との習合説も、その間に自ら行はれたるものと思はる。さて、この年十二月、大神に一品の位を、比咩神に二品の位を授け、翌二年二月には、先に奉れる封戸水田の外に、更に大神に封八百戸、位田十町、比咩神に封六百戸、位田六十町を寄せ給ふ事とせられしが、この後、神託に従つて、常神田の外は、皆これを朝廷に返し奉りしを、淳仁天皇の天平寶字八年に至りて、又二十五烟を奉り給ひき、稱德天皇の神護景雲三年、天皇僧道鏡を寵幸して、皇位をこれに譲らむとし給ふや、和氣清麻呂に詔して、まづ大神の神教を承けしめ給ひぬ、清麻呂宇佐に詣り、神寶を捧げて祈り奉らく、今大神の教へ給はむ事は、これ朝廷の最大最重事なり、願はくば神異を示し賜はれよと、大神大に威靈を耀し給ひて、託宣してのたまはく、我が國は開闢のその初より、君と臣との分定りて、臣の君となる事なきなり、天日嗣には必ず皇孫命スミマシコトを立て奉るべし道鏡何者ぞ敢へて天位を望み奉る。

は、無道の者は速に之を掃除すべきなりと、清麻呂かへりて具に此の事を奏し奉りしかば、その事遂に寝みたりき、この他神異甚だ多し、嵯峨天皇の弘仁十四年、詔して、大神および比咩神の社に准へて、新に大帶姫命の社をも造らしめ給へり、凡三所として仕奉る事實に此にはじまる、仁明天皇の天長十年、和氣真綱をして、御劔幣帛を奉りて、新に即位ましましゝ由を告げ給ふ、真綱は清麻呂の子なり、これより後、歴代即位の時、および國家の大事災變有る時には、必ず奉幣の使を宇佐神宮に遣して、幣帛を奉りて之を奉告せらるゝ事、例となれり、これを宇佐使といふ、中に就きて、歷代即位を告ぐる時の奉幣を、一代一度の奉幣と稱し、其の使には、必ず和氣氏の五位以上上の者を充てらるゝ事、その例なりき、文德天皇の天安二年、比賣神を一品に叙せられ清和天皇の貞觀十二年に至りて、大中臣國雄を遣して、新羅海賊の事を祈らしめられたる事あり、その詞の中に、掛巻も畏き大菩薩は、我が朝の顯祖と御座して、食國の天下護賜ひ助賜ふ、然らば則ち、他國異類の侮を加へ亂を致すべき事を、何で聞食して警め賜ひ拒ぎ却け賜はずあらむ、掛巻も畏き大菩薩、國內の諸神たちを唱道さ賜ひて、未發向の前に、沮み拒ぎ排し却け賜へ、若し賊の謀已に就りて、兵船必來べくあらば、境の内に入れ賜はずして、遂に還し漂ひ没め賜ひて、我國の神國と畏れ憚り

來れる故實を澆たし失ひ賜ふな云々の語あり、亦以てこの神の朝廷より崇敬を受け給へる事の極めて篤く、且つ神威靈驗極めて著しくましまし、事を知るべきなり、これより先貞觀元年大安寺の僧行教、奏して宇佐八幡の大神を、山城國男山の地に勧請せむことを乞ひしかば、木工允橋良基をして、宇佐の社に准じて、神殿六宇を造營せしめられ、翌年遂に大神をこゝに分靈勸請し奉る事となれり、これ即ち石清水八幡宮なり、從來宇佐宮に對せし朝廷の崇敬は、これより更に亦この男山八幡宮にもおよび、朝廷の男山八幡に對する崇敬は特に重くこれを稱して或は我朝の太祖といひ、或は宗廟と稱せらるゝにまで及び、遂に賀茂石清水を以て、伊勢神宮に亞ぎたまふ大神となし併せて三社と稱するに至る、されば、この宇佐の八幡は、石清水の本つ社にましませば、朝廷は、伊勢神宮に亞ぐ第二の宗廟として、この神を崇敬し給ひ、この火災に罹り給ふや、山陵に准じて廢朝あり、その祭祀の中にも、放生會および行幸會は、共に盛儀をきはむ、また弘仁年中に、大神、朝臣、宇佐、公の二氏を以て、この社の宮司となすべく定め給ひしより、後世永くその制を改むる事なかりき、東大寺要錄、續日本紀、日本後紀、三代實錄、宇佐託宣集神祇志料、古事類苑

【牛御子神】

牛御子とは、日吉山王の二十一社の内、中七社の第二にまつれる神なり

りといふ、或は牛尊ともいふ由、日吉山王新記・耀天記に見えたり、

【表筒男神】

この神の御名を、書紀には表筒男命と記し、古事記には上筒之男命と

記せり、日本書紀の一書に、磐土命イツノミコトと見えたる神、亦同じ神なり、さて此の神は、伊弉諾神、黃泉國に到りて穢を得給ひし後筑紫の日向の橋、小門の阿波岐原に至りて禊祓を爲たまへる時に、水の上にて禊をし給ひし際に成りませる神なり、この時の事を古事記に記して曰はく、「伊邪那岐大神云々、於是上つ瀬は瀬速し、下つ瀬は瀬弱し」と詔り、ごち給ひて、初めて中つ瀬におりかづきて、滌ぎ給ふ時に成りませる神の御名は、云々、次に、水底に滌ぎ給ふ時に成りませる神の御名は、底津綿津見神、次に底筒之男命中に滌ぎ給ふ時に成りませる神の御名は、中津綿津見神、次に中筒之男命、水の上に滌ぎ給ふ時に成りませる神の御名は、上津綿津見神、次に上筒之男命、此の三柱の綿津見神は、阿曇連等の祖神ともいつく神なり云々、其の底筒之男命、中筒之男命、上筒之男命、三柱の神は、「墨江之三前之大神なり」と見ゆ、日本書紀の説、また異事なし、即ち、この表筒男命は、同時に成り給へる中筒男命、底筒男命と共に、相並びて、後には住吉神としていつき祀られ給へるなり、住吉の地名は、初めは「すみのえ」と呼びし事、古事記にも見えたる如くなれど、後には「すみよし」と稱せり、この三神を住吉の大

神として茲に鎮祭するに至りしは、神功皇后の御時なり。皇后の新羅征伐の師を起し給ふや、三神、軍に従ひて皇軍を導きたまへり。その凱旋の時に至りて、託宣ありて、大津淳中倉長嶼に留らむことを求め給ひしかば、由りてその地に社を造りて鎮祭し給へり。これ即ち攝津の住吉神社の起原なりとす。されば古來この神を以て海路守護の大神と仰ぎ、航海者は特に崇敬し奉れり。(別に「住吉大神」の頃あり、併せ看るべしなほ、攝津國の住吉神社の外に、この神を祀れる神社にして最も名高きは長門國の住吉神社。および壹岐國の住吉神社なりとす。亦「住吉大神」の項を見るべし。)

【表津少童命】 この神の御名をば、日本書紀には表津少童命と書き。古事記には、上津綿津見神と書けり。この神は伊弉諾神、筑紫の日向の橋小門の櫛原に至りて、水中に濯ぎて禊祓を行ひ給ひしとき、その水の上に濯ぎ給ひしとき、表筒男命と共に成り出給ひし神なり。其の時の事情を古事記に記していはく、「伊邪那岐大神詔りたまはく、吾はいなしこめしこめき穢き國に到りてありけり。故れ、吾は御身の禊せなり」とのり給ひて、竺紫の日向の橋小門の阿波岐原にいでまして、禊祓ひたまひき云々。是に、上つ瀬は瀬速し、下つ瀬は弱しとのりごち給ひて、初めて中つ瀬におり潜きて、滌ぎたまふ時に成り座せる神の御名は云々。次に、水底に滌ぎ給ふ時に成りませ

る神の御名は、中津綿津見神、次に中筒之男命、水の上に滌ぎたまふ時に成りませる神の御名は、上津綿津見神、次に上筒之男命、この三柱の綿津見神は阿曇連等が祖神ともちいつく神なり。故れ、阿曇連等は、この綿津見神の御子宇都志日金拆命の子孫なり云々」と見ゆ。さて此の綿津見神に、底津中津・上津の別ちあるは専らその成り出給ひし機縁に因りての事にてもとより同功一體の神にておはしますべきは、言ふまでもなき事なり。而して、これ等の三柱の綿津見神は共に海神にましまして、海を主はき掌り、はた護りたまふ神々なり。本居宣長翁の説に、綿は海津は助辭にして、見は毛知の約りたるにて、海津持てふ意なり。山を主はき給ふ神を山祇といふが如くに、この神は海を持ちたまふ故に、綿津見とはいふなりと云はれたり。されば、此の三柱の神をば、古來海上守護の神として、いつき祭れり。播磨國明石郡垂水村なる海神社は實に、この底津綿津見神、中津綿津見神、上津綿見神三柱をいつき祀れる社にして、延喜式の神名帳に、播磨國明石郡海神社、三座、並名神大、と載せ、現在は官幣中社に列せり。神祇志料に本社縁起を引いて云はく、神功皇后三韓を征けて還りましし、時俄に暴風起りて危かりしかば、皇后、綿津見神三座を祭りしに、風波忽ち静りきと有るは、古傳と聞えたりといへり。三神の海上守護の大神にてましますを想へば、さも

有りけむかしと思はる、また筑前國に志賀海神社あり、延喜式の神名帳に筑前國糟屋郡志賀海神社、三座並名神大、と載せたるもの、即ちこの社なり、三柱の祭神はずなはち底津綿津見神中津綿津見神上津綿津見神にておはします、萬葉集卷七に「ちはやぶる金のみ崎を過ぎぬとも吾れは忘れじ、牡鹿の須賣神」と詠みしは、正しくこの神なり、舊事本紀に、底津少童命、中津少童命、表津少童命、此三神者阿曇連等齋祀筑紫斯香神、と記せり、果して然らばこの古事記に、此三柱、綿津見神者、阿曇連等之祖神以伊都久神也、と記せるも、主として此の筑紫の志賀の三神の事をいへるものなるが如し、この神社の所在地即ち志賀島は、和名抄のいはゆる糟屋郡志珂郷に屬せりと雖も、その旁近に阿曇郷有り、蓋し阿曇氏の部族の本據たるべきこと、更に疑なし、志賀島の地たる、北は玄海の洋を控へて、遠く遐域に望み、右は早鞆の瀬戸を通じて、瀬戸内海に到るの要衝に位せり、海神三柱の神のはやく爰に鎮り給ひし事神慮頗る深遠なるもの有りて存するならむ「古事記、日本書紀、舊事本紀、延喜式、萬葉集、和名抄、古事類苑」

【表津小龍命】
こは表津少童命の事なる事明かなり、この神、海神にましませばとて、小龍命と書きしなるべし、然れど、小龍と書く事、古典に見えず、少童命と書く方、安當なるべし。

【廐戸皇子】
廐戸皇子は、用明天皇の第二の御子にして、御母は間人穴穂部皇后なり、皇子、また豊聰耳命とも申す、その廐戸と名づけ奉りしは、御母穴穂部皇后、懷姪して廐屋の戸に巡り行き給ひしき、俄にこの御子を産み給ひしより、かくは名づけ奉れるなりと傳ふ「日本書紀、太子傳暦」なほ御事蹟につきては、「豊聰耳命」の項に記したれば就きて看るべし。

【渥土煮尊】
亦の御名渥土根尊

この神の御名を、日本書紀には渥土煮尊と記し、古事記には、宇比地邇神と記せり、いはゆる神世七代の神の中にいて、渥土煮神、沙土煮神の男女二神、相並びて成りませる神にておはす、而して、この二神の亦の御名を渥土根尊、沙土根尊とも申す由、書紀の注に見えたり、この神の御名の意義につきて、古事記傳の説にいはく、宇は泥なり、後世の歌などに泥を宇伎と云へることあり是れなり、須は、土の水と分れたるを云ふ、されば、渥土とは、かの浮脂の如くなる物の、潮と土と混淆て、未だ分れざるをいひ、沙土とは、その潮と土と漸く分れたるをいふ、書紀には、土と作られたれば、土形築墻などの比地にて、土の總名に取れるなり、邇は、土の惣名にして粘たる土を埴といひ、赤

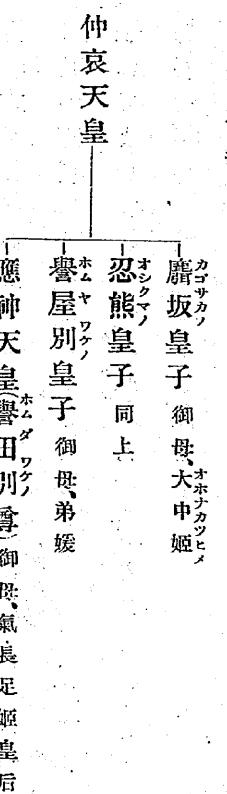
き土を^{ホホ}堵^{ホホ}といひ、青き土を^{アラ}青丹^{アラ}といふ類多しといへり、然るに飯田武郷翁は^ニ煮^ハは、一の御名に根^{ホホ}とあれば、同じく尊稱なり、さらば塗土煮尊^{ウヒヂ}は、彼の漂^{ハシマ}へるもの、潮^{ハシマ}と土と混淆^{ハシマ}て、未だ分れざる程の御名沙土煮尊^{アラシマシコト}は、其物の漸く分れて、沙土となれる程の御名なりけりといはれたり。古事記、日本書紀、古事記傳、日本書紀通釋

【宇倍大神】 宇倍大神とは、今も因幡國岩美郡宮下村に鎮座したまふ宇倍神社に、いつき祀^{ハシマ}る大神にして、祭神は武内宿禰命にておはす。この社は延喜式の神名帳に、因幡國法美郡宇倍神社名神大と見えたる社にして、其の後當國の一宮として崇敬淺からざりしが、現今は國幣中社に列せり。祭神の御事歴につきては別に^{タケシウチノクタキ}「武内宿禰命」の項あれば、就きて見るべし。因幡民談といふに、この宇倍神社に武内宿禰命を祀られる縁由につきて記していはく、「當國に武内大臣を祭り、殊に是れを敬ひ、一國の大社とすることは大臣當國の夷を平げ、始めて當國を靜謐せられし故其の功勞を顯し、一國柱礎の大神とし、廟を宇倍神社と號す」と見えたり。仁天皇の嘉祥元年、宇倍神に從五位を授け奉り、即ち官社に預らしめ、清和天皇の貞觀四年五月に、正五位上を加へ、同十二月、從四位下に叙し奉る。同十年、從四位上を賜ひ、十三年正四位下を加へ、十五年正四位上を授け、十六年從三位に上せ奉り、陽成天皇の元慶二年、正三位を授

け給ひしこと、國史に見ゆ、その神主には、世々伊福部氏^{イフベ}を任せられたりきといふ。續日本後紀、三代實錄、延喜式、神祇志料、古事類苑

お

【應神天皇】 應神天皇は、御名は譽田別尊^{ホダワタミコト}と申す、仲哀天皇の第四子にましまして、御母は氣長足姫尊、親ら大軍を率ゐて新羅を征し給ひ、還りて天皇を筑紫に生み給へり、その產れましゝ時、腕上に肉の鞆^{ヒモ}の形に似たるものありしかば、因りて御名を譽田別^{ヒモ}と稱し奉れり。こは、上古の俗、鞆を^ホ裏^{ムダ}武多^{モダ}といひしによれりと、日本書紀に記せり。また、古事記には、この天皇の御名を大鞆和氣命^{オホトモハキミコト}、亦名品陀和氣命^{ハキミダハキミコト}と記し、なほ此の太子の御名、大鞆和氣命と負はせる故は、初め生れませる時に、御腕に鞆なせる空^{シジ}ありし故に、其の御名に著けまつりき」と記せり。また日本書紀の一書及び古事記に、天皇皇太子にてましましゝ時、筈飯^{カヒヒ}大神を拜し給へる事ありしが、其の時、大神と太子と、其の御名を相易へ給へるよし記せり。



この天皇は既に母后の胎中に坐し、時より父帝の後を承けて天位に参り給ふべく定り給へる御方なりければ、後世またこれを胎中天皇とも申し奉れり、さて御母氣長足姫尊新羅より凱旋ありて、筑紫にて天皇を産み奉りし後天皇を奉じて、百僚群臣と共に、豊浦宮に至り、はじめて仲哀天皇の喪を發し、梓宮を奉じて、京に還り給へり、然るに、この時、天皇の庶兄黒坂忍熊の二皇子、兵を擧げて、天皇を播磨に要せしかば、兵を遣はして、まづ黒坂皇子を討たしめ、また武内宿禰をして、天皇を奉じて、南海より紀伊に至り、之より進んで、忍熊皇子の軍を擊たしめ給ふ、忍熊皇子遂に敵せずして討たれ給ひしかば、譽田別尊いよいよ皇嗣の位に定り給ひ、御母氣長足姫尊は、朝に臨みて政治を攝し給ふ事となりぬ、これより後皇后の攝政前後六十九年にして、崩じ給ひしかば、天皇乃ち即位し給へり、是の時に當りて、三韓既に降附來貢し、皇威四方に及び高麗百濟新羅任那等の諸方外人の來歸するもの、年々に多く文學

は傳來し、工藝美術また盛に傳へられ國富み兵強く、皇威の宣揚せしこと、殆ど前古に比なし、天皇在位四十一年にして崩す、これを河内の惠我藻伏山岡陵に葬り奉れり、『古事記』日本書紀、延喜式、豐前の宇佐八幡宮、山城の男山八幡宮をはじめとしし、諸國に祀れる八幡宮は皆、天皇と天皇の母后氣長足姫命と、比賣神とをいはひ祀れるものなり、なほ「八幡大神」の條を併せ看るべし、

【淤迦美神】 古事記に、素盞嗚神の御子八島士奴美神の御子布波能母遲久奴須奴神、この淤迦美神の女名は日河比賣を娶りて深淵之水夜禮花神を生み給へるよし見えたり、「おがみ」とは、書紀に寵の字を書き用ひて、我が上古にては、すべて龍蛇を崇拜してこれを「おがみ」と云へり、豊後風土記に、球珠郡球草郷此村有泉、昔景行天皇行幸之時、奉膳之人、擬於御飯、令汲泉水、即有蛇鱗、謂於箇美、於是天皇勅云、必將有臭、莫令汲用云々と見えたるにて、蛇類を於箇美といへることを知らる、本居翁は萬葉集卷二に、「吾が岡の於可美に言ひて落らせつる、雪の摧けし、彼所にちりけむ」とある歌などによりて思ふに、この神は龍神にて、雨をふらする神なり」といはれたる如く、諸國に祭れる意賀美の社は、皆雨を降らせ水を司る神として、これを祀れるものなり、意賀美神を祭れる神社は、諸國に多し、例へば、京畿にては、河内國石川郡大禪於賀美神

社、同茨田郡意賀美神社、また和泉國和泉郡意賀美神、同日根郡意賀美神社などは皆延喜式の神名帳に載せたり、また源迦美神に高靈神^{タカオガミ}および闇靈神^{クラオガミ}ありて、大和國吉野郡なる官幣大社丹生川上神社の祭神は實にこの高靈神・闇靈神にましませり、なほ高靈神^{タカオガミ}闇靈神^{クラオガミ}の條をも併せ看るべし〔古事記、延喜式、古事記傳、神祇志料〕

【興玉命】 興玉命は猿田彥命の御事なりとも、また猿田彥命の苗裔にして、伊勢の宇治土公の遠祖なる大田命^{オホタタミ}の亦の御名なりとも云へり、大田命は垂仁天皇の御時に倭姫命の天照大御神を戴き奉りて、その鎮り坐すべき地を求めて伊勢國に到りましゝ時に五十鈴川上の地を教へ申し給ひし人なるよし、皇太神宮儀式帳倭姫命世記、神皇正統記等に見えたり、

【奥津甲斐辨羅神】 この神は伊弉諾神の筑紫の日向の小門の阿波岐原にて、禊祓を行ひ給ひしとき、その左の御手の手纏^{タケツ}を投棄ち給へるときに、奥疎神^{オキサカル}、奥津那藝佐毘古神^{オキカミ}と共に成り出で給へる神なり、この神の御名の義を古事記傳に釋して、奥は海の奥、甲斐は間にて、山間を峠といふが如く、辨は方、羅は語の下に添へたる助辭にて、甲斐辨羅とは、奥と波限^{オキナガサ}との間方といふ意の御名なりといへり〔古事記、古事記傳〕

【奥津彦命】 この神の御名を古事記には奥津日子神と記せり、素盞鳴神の御子大年神、天知迦流美豆比賣^{アシルカルミツヒメ}を娶りて、其の間に、奥津日子神と奥津比賣命とを生み給へる事、古事記に見えたりなほ、この神の事は次^{オキツヒメノミコト}の項を併せ看て知るべし、

【奥津姫命】 亦の御名、大戸比賣神^{オホベヒメカミ}

この神は、奥津彦神とおなじく、素盞鳴尊の御子大年神の御子にして、母は天知迦流美豆比賣^{アシルカルミツヒメ}なり、古事記にこの神たちの事を記して、大年神(中略)又娶天知迦流美豆比賣^{アシルカルミツヒメ}生子、奥津日子神、次奥津比賣命亦名大戸比賣神^{オホベヒメカミ}此者諸人以拜竈神者也と見えたる、この「此者諸人以拜竈神者也」の一句は、奥津姫命のみにかかる辭なるかはた奥津彦奥津姫二神にかかる辭なるかに就きては、疑なき能は、舊事本紀には、奥津彦神、奥津姫命、此二神者、諸人拜^{モロビトノモチ}竈神者也と明かに二神を竈神といふよしに記せり、されど、本居翁は、その古事記傳において、こゝに竈神と云は、比古神比賣神二柱を指せるかはた比賣神一柱か定からず、舊事紀には、此二神者とあれど、例の依り難し、若し二柱を指していはず、此二柱、神者とあるべき例なり、そのうへ、大戸てふ名も比賣神にのみあれば竈神は、此の一神(奥津姫命)をのみ云ふか、されどなほ定めがたくぞ、おぼゆると言はれたりさて、この奥津姫命の亦の御名を大戸比賣神といふは戸は、竈のことなり、黄泉戸喫^{ヨモクヘグ}、または竈火^{カマヒ}などの「へ」皆おなじ語なり、この神の竈を守りた

まふ神なること、その御名にても、又古事記に此者諸人以拜竈神者也とあるにても明かなり。古事記、舊事本紀、古事記傳なほ竈神の項をも參看すべし。また右に述べたる奥津姫と、名はおなじくして、全く異なる神あり。たとへば延喜式神名帳に見えたる能登國鳳至郡奥津比咩神社、邊咩比咩神社の奥津比咩の神などは、御名は同じくあれど、別神なり。この奥津比咩神社といふは輪島より海上二十里北なる舳倉島にありて、舳倉島は舊名沖津島といふ。その神名によりて考ふるに、奥津・邊津の二神、恐らくは海神ならむ。

【瀛津島姫命】 筑前國宗像郡の奥津宮に鎮りたまふ神をいふ。瀛の島に鎮りたまふ姫神なれば、この御名あるなり。古事記の所傳には、多紀理毘賣命亦御名謂奥津島比賣命云々。多紀理毘賣命者坐脣形之奥津宮、次市寸島比賣命者坐脣形之中津宮、次田寸津比賣命者坐脣形之邊津宮とありて、奥津島姫命はすなはち多紀理毘賣命なりとあれど、日本書紀卷一の一書の所傳には、市杵島姫命是居干遠瀛云々といひ、また瀛津島姫命亦名市杵島姫命とありて、古事記の所傳と全く相異なれり。本居宣長翁は古事記に多紀理毘賣命亦御名謂奥津島比賣命とあるを置き替へて、市寸島比賣命亦御名謂奥津島比賣命とするときは、書紀の諸傳に合ふべしといはれたれど、

鈴木重胤氏は古事記の所傳を以て正しきものとすべしと言はれたり。〔古事記、日本書紀、古事記傳、日本書紀傳〕

【氣長足姫尊】 氣長足姫尊は後に謚して神功皇后と申す。この尊の御名を日本書紀には氣長足姫尊と記し、古事記には息長帶比賣命と記せり。御父は開化天皇四世の孫氣長宿禰王にして、御母は但馬守の弟但馬日高が女葛城高額媛なり。幼にして聰明敏智容貌壯麗にましましゝが、仲哀天皇の三年立ちて皇后となり給へり。仲哀天皇の紀伊より穴門に幸し給ふや、皇后また角鹿敦賀より北海を廻りて、天皇と穴門の豐浦宮に會し給ひ。こゝに駐り給ふ事數年の後更に大蘇を筑紫の権日宮に進めて、熊襲の征討を謀り給へり。時に神有り、皇后に誨へて宣はく、天皇何ぞ熊襲の服せざるを憂へむ。是れ脅の空しき國なり、豈に兵を煩すに足らむや。別に寶國有りて、金銀彩色に富めり、これを新羅國といふ。若しよく吾れを祭り給はゞ、刃に血らずしじ能はず。既にして熊襲を擊ちて、克たずして還り、後急に権日宮に崩じ給ひぬ。皇后氣長足姫尊乃ち大臣武内宿禰と謀り、人心の沮喪せむことを防がむが爲めに、天皇の喪を祕して發せず、密に武内宿禰をして、梓宮を奉じて、海路より穴門に至りて、豊

浦宮に殯せしめ給ふ皇后天皇の神教に隨ひ給はずして早く崩じ給へるを傷み、よりて自ら神教のまにまに財寶の國なる新羅を征せむと志し給ひ、まづ群臣百寮に命じて罪を解ひ過を改めしめ、また齋宮を小山田邑に造りて、神祇をいはひ祀りたまひ、また別に吉備鴨別を將として、専ら熊襲の征討に當らしめ、親らは軍を率ゐて、韓國を征せむと決し給ふ、皇后、樞日浦にいたりて、髪を解きて海に臨み、祈りて宣はく、吾れ今、神祇の教を被け、皇祖の靈に頼りて、滄海を渡りて、躬ら西方を征せむとす。こゝに今頭髪を海水に洗ぎ給ふに、自ら兩つに分れぬ、皇后乃ち其の分髪を結びて男装となし、群臣に詔して宣はく、それ師を興し衆を動すは國家の大事なり、安危成敗實に斯に存す、今吾れ婦女にしてまた不肖、然れども豊く男装して強ちに雄略を起す、上は神祇の靈を蒙り奉り、下は群臣の助に藉りて、兵甲を振して、嶮浪を度り、艦船を整へて、以て財の土を求む、若し事就らば群臣共に功有らむ、若事就らずば、吾獨り罪有らむと、群臣皆申していはく、皇后天下の爲めに計り給ふ、臣等いかでか詔を奉せざらむやと、既にして大兵を率ゐて、和珥津より發し、直に新羅に抵り給ふ、新羅王波沙寐錦神兵の至れるをきゝ、大に驚き、素組面縛して出で降り、叩頭誓ひていはく、今よ

ケして後永く西蕃と稱して調貢を奉獻せむ、東より出づる日西より出で、阿利那禮河逆に流れ、河石天に上りて星辰となるにあらずば、敢へて春秋の朝貢を闕かざらむと誓ひ、又その子微叱已知波珍干岐を人質とし、金銀彩色綾羅縹絹を多くの船に載せて、これを奉獻せり、次いで、百濟および高麗の二國もまた、新羅の日本に歸服せらるよしをきゝ、使をつかはして降順す、こゝに於いて、三韓みな我が朝廷の保護を仰ぎ、永く西蕃として、わが國に朝貢すること、なれり、世にこれを神功皇后の三韓征伐といふ、さて、皇后は、新羅を服して、直に筑紫にかへり給ひしが、筑紫にて皇子を産みたまへり、これ即ち譽田別尊にして、後に應神天皇となり給へる御方なり、皇后譽田別尊を奉じて倭に還り、磐余の若櫻宮に都したまひしが、この時皇子いまだ年少くましましゝかば、これより後皇后政を攝し給ふこと六十九年に及べり、かくて皇后の崩後、譽田別尊位に即き給へり、これを應神天皇と申す、皇后をば、狹城盾列陵に葬り奉れり、後世謚して神皇功后と申し奉れるは、まことに能くこの尊の御功業をたゞへ奉つるに適へるものと謂ふべし〔古事記、日本書紀〕皇后氣長足姫尊の、仲哀天皇の崩後、國事を總べて外征の大事に當り給ひ、譽田別皇子の生れたまひよりは、之を輔けて親ら朝に臨み、制を稱して、攝政し給ひし事は、上に述べたる所の如し、然

るに、日本書紀に神功皇后紀を立てしより、後世の歴史悉く神功皇后を以て歴代天皇の列に加へ奉り來りしを、水戸の大日本史に、皇后を后妃傳に列せしより、史論永く定りぬ、其の論にいはく、按、仲哀之崩、天下無主、皇后奉遺腹以號令四海、稱胎中之帝、然應神既生、宜立爲天子、而立爲太子、名實不正、皇后疑乎、即眞矣、後世徒見其迹、遂列皇統、世次失舊史之旨、古事記歷叙帝王治天下、直以應神接仲哀之後、不數神后、至於日本紀、則特書曰攝政元年、其義亦嚴矣、且女主即眞、如推古持統皆稱天皇、而皇后則否、其後議定追謚、亦曰神功皇后、而不奉天皇之號、由是觀之、其不宜列于帝紀審矣、といへり、なほ「八幡大神」の項を併せ看るべし、

【弟橋媛命】弟橋媛命は、また橋媛とも申す、日本武尊の后にして、穗積氏忍山宿禰の女なり、「日本書紀」日本武尊の、景行天皇の詔命を奉じて東夷征定に出で立たせ給ふや、命また從ひ給へり、日本武尊既に駿河の賊を平げ、進みて相模に入り、上總に渡らむとし給ひしとき、海を望みて高言してのたまはく、これ小き海のみ立跳りても渡りつべしと、既にして、海中に至り給ふに及びて、暴風忽に起りて、尊の船漂蕩して、渡り給ふべからずなりぬ、是の時、尊に從ひ給へる弟橋媛命、日本武尊に啓してのたまはく、今風起り浪暴びて、御船危し、これ必ず海神の御心なるべし、願はくは、妾の身

を以て、王の命を贖うて海に入りなむとて、直に身を跳して、海中に入り給ひぬ、不思議や、風ば治り、浪は平ぎて、尊の船は恙なく岸に著さたり、故れその海を馳水といふと、日本書紀に記せり、「走水」の海は、實に今相模國三浦郡の海なり、古事記にも、この時の事を記していはく、「それより幸して、走水の海を渡ります時に、その渡神、浪を興て、船廻ひて、え進み渡りまさす」と、其の後、名は弟橋比賣命、白したまはく、妾御子に代りて海中に入りなむ、御子は所遣の政遂げて、覆奏まをしたまふべしとて、海に入りまさむとする時に、嘗疊八重、皮疊八重、純疊八重を波の上に敷きて、その上に下りましまさむ、ことに其の暴浪自ら伏きて、御船え進みきがれ、其の時、后の歌はせる御歌、さねさし相摸の小野に燃ゆる火の

火中に立ちてとひし君はも

故七日ありて後、その後の御櫛、海邊によりたりき、乃ちその御櫛をとりて、御陵を作りて、治め置きき」と、弟橋媛命の、日本武尊に對する忠貞愛憐の情實に、この一首の御歌の中にあるはる、されば、日本武尊の蝦夷征定の功を畢へ給ひて、皇師をかへし、常陸を過ぎ、武藏上野を歷て、確日坂に達りたまひし時、遙かに東南を顧望して、弟橋媛命を追憶したまふの情、禁じ難く、三歎して、吾嬬はやとのたまひしもの、寃に理なり

と言はざるべからず「日本書紀」弟橋媛の御名の弟は「淡登多那婆多」といふときの「淡登」と同じく美たる稱なり。橋はこの近き御世に常世國より渡來せし珍らしきものにて、當時に賞めもてはやし、物なればこれを以て御名に附けたまへるものと見ゆ。またこの命の御櫛を藏めて御陵となしたりといふは、何處なるらむ。延喜式神名帳に、上總國長柄郡に橋神社ありて、後世に吾妻大明神といへり。こは陽成天皇の元慶元年五月、從五位上勳五等橋樹神に正五位下を授け、八年七月、正五位を賜ふと。國史に見えたる神なり。此の地方の人々は、これこそ橋媛命の御櫛を收めて御墓を構へ作りし所なれど、今に傳説せりといふ。『古事記』、『日本書紀』、『三代實錄』、『延喜式』、『神祇志料』。

【大麻比古大神】 大麻比古大神とは、今も阿波國板野郡板東村に鎮坐し給ふ。大麻比古神社、名神大と見えたる神社是れなり。當國の一宮として、大麻大明神と稱し來りしが、今は國幣中社に列せり。この祭神大麻比古神につきては、古來諸説あり。或は猿田彦命なりといふ説もあり。『神名帳頭註』、『一宮記』或は天太玉命なりといふ説もあり。『諸國神名帳』或は天富命なりといふ説もあり。『神名帳考證』而して平田篤胤翁、または栗田寛博士等の説は、この神を以て、阿波國の忌部の祖なる天日鷦命なりとな。

すにあり。『古史通』、『神祇志料』天日鷦命は諸神を率ゐて、穀麻^{カサ}を殖ゑ給ひし功ある神にましませば、この神を大麻比古神と稱し奉りしにやとも思はるれど、天日鷦命を祀れる神社は、この阿波國には別に忌部神社とて、大社の有るあれば、この神社にいつき祀れる神は恐らくは天日鷦命にてはあらざるべし。古事類苑に引用せる大麻比古神社考證といふ書に、野口年長著「此ごろ○弘化五年安房國安房郡瀧口村下立松原神社の神主高山上總介忌部宿禰義陳の系圖を見しに、天日鷦命——大麻比古命、又名津咲見命、又云津杵耳命、中略」これによれば、津咲見命の又の御名を大麻比古命と申て、天日鷦命の御子神に坐せり」と見えて、大麻比古神は津咲見命なりと推斷せり。この説從ふべきなり。はじめ、天祖天照大神の天石窟に隠り給ひし時、思兼神の謀議によりて、天日鷦命、津咲見神をして、穀木^{カサ}を殖ゑしめ、以て白和幣を作りて大神を祀り給へるよし古語拾遺に見えたり。同書にいはく、素盞鳴神奉爲日神、行甚無狀云々、天照大神赫怒、入于天石窟、閉磐戸而幽居焉、云々、爰思兼神深恩遠慮議曰、宜令太玉神率諸部神造和幣云々、令長白羽神^{伊勢國麻績}、種麻以爲青和幣、令天日鷦命神津咲見神穀木種殖之、以作白和幣^{是木綿也}云々、逮于神武天皇東征之年云々、建都檍原、經營帝宅云々、天日鷦命之孫造木綿及麻糸織布、仍令天富命率日鷦命之孫求肥饒地、遣阿

波國殖穀麻種其裔今在彼國當大嘗之年貢木綿麻布及種々物所以郡名爲麻殖之緣也と然からば津昨見神のこの國にいつき祀られ給ふ事深き縁由有りといはざるべからず清和天皇の貞觀元年に阿波國從五位下大麻比古神に從五位上を授け同九年に正五位上を加へ陽成天皇の元慶二年に從四位下に叙せられ同七年に從四位上に叙せられし由國史に見えたり古語拾遺三代實錄古事類苑

【大荒明神】
大荒明神は大里郡新會村新戒村社古櫃神社に祭る今神社明細帳によるに鎌倉右府の時秦河勝の末新開荒次郎忠氏此地に要害を築き祖神大荒明神を勧請し傳來の武器を櫃に入れ社の下に納むと古老の口碑に傳ふとありと見ゆ
吾妻鏡建久四年五月二十九日の條に曾我十郎祐成・五郎時致の兩人源頼朝が狩場の陣を冒して工藤左衛門尉祐經を殺しごとの日御前の庭上にて曾我の兄弟を召し出して狩野介新開荒次郎の二人夜討の宿意を尋問せし由記せりこの地を新開といひしにより此處に居りし荒次郎も新開を以てその氏の稱となししかそれともあれ右の口碑によれば大荒明神はもと此の地に居住せし新開氏の祖神として祀れるものなる事は知らるされどその他は今これを知るに由なし神社明細帳吾妻鏡

【大雷神】

大雷神は伊諾冉尊の黃泉國に到り給ひしときに其の御身の邊に成り出でたまへる八種の雷神の中の一柱なり古事記日本書紀

【大市姫命】
大市姫命は古事記に神大市比賣と見えたる神にして大山津見神の女なり素盞鳴尊に嫁ひたまひて大年神および宇迦之御魂神を生みたまへり古事記

素盞鳴尊

大市姫命

倉稻魂神を祀れる稻荷社にはその父母にておはします素盞鳴尊大市姫命をも併せ祀れりといふ說ありまた延喜式の神名帳に伊勢國安濃郡大市神社あり蓋しまだ神大市比賣命を祀れるなり延喜式古事類苑神祇志料後世市姫の神といふをば賣買商估の事を護り幸ひたまふ神なりとして之を祀ることあり爲賴朝臣集といふに今の左大辨の御子のいかに大わりごの蓋にいちひめのかたちなど書けるところに市姫の神のいがきのいかなれやあきなひものに千代をつむらむと見えたる此の市姫の神といふは單に市を護りたまふ神なりといふより市姫と申しうまでにて右に述べたる大市姫命とは別神なるべしと思はるれどなほ倭訓菜などにはいぢひめのかみ市を守り給ふなりと云へり大山祇の女大市姫也といひ一説に

市杵島姫命なりといふなど見えたり暫く参考として茲に之を附記す。

【大國主神】亦の御名、大己貴命、葦原醜男神、八千戈神、大國玉神、顯國玉神。

大國主神の御系統につきては古傳に二説ありて一には素盞鳴尊の六世の御孫なりといひ、一には素盞鳴尊の御兒なりといへり、大國主神と申す御名の意義について、本居宣長翁の説に「名の義は天の下を伏へて宇志波久神と云ふ意なり、その處を宇志波久人を宇志といふ、主は之宇志と云ふことなり」といはれたるが如くに、この神、あまねく國中を平定し國土を經營し給ひて此の葦原中國の主とも主と定まり居たまひて、天の下を主はきましましより、やがて、此の御名をば負ひたまひしものなり、鈴木重胤翁の説に「この大國主神と稱へ奉る御事は天下を經營らし坐て、國土を主領き給ふよしの御名なるが故に、書紀の一書及び記共に、大國主神亦名云々、と書されて、この御神を以て主と立る事なるには深き所以あるものなりけり、書紀の正書には、大己貴神と記されたる、此はその大神の本御名にて、總てにわたれるを、この大國主神と申し奉るは、御父大神の詔に爲大國主神と依さし給へる御言を戴きたまひて、終にその功業を成就し給へる御言にし有ければ、其の數多おはします御名の中には、かばかり重く尊き御名は、あらざりけり」と見えたり、なほ、この神の御

事歴につきては「大己貴命」の項に載せたれば、看るべし「古事記、日本書紀、古事記傳、日本書紀傳」

【大口真神】大口真神は、當國縣社三峯神社の攝社御假屋神社にまつる神にして、當神社の御使者は狼にして、之を御眷屬と稱せり。

【大宜都比賣神】大宜都比賣神につきては古事記に伊邪那岐命、伊邪那美命二柱、神云々既生國竟更生神故生神名云々次生大宜都比賣神、と見えてこの神の諱冉二尊の御子にておはします事は明かなり、さて御名の義は、宜は大宜と連くる故に「げ」と濁音なれども實はけにして食の義なり、大食または御饌などいふときの食なり、食はまだ宇氣ともいふ、豊宇氣、昆賣神、保食神などの御名の宇氣すなはち是れにして、また食物の義なり、宇氣また一轉して宇賀ともいふ、倉稻魂神といふときの宇賀すなはちこれなり、さればこの大宜都比賣神は、われ等一般人民の苟くも生きとじ生けるもの、食ひて生くべき食物の事を率りたまふ神にておはします事は、その御名によりても知らる、古事記に素盞鳴尊を出雲國に追ひやらひ給はむとせし事を記したる條に記していはく、こゝに八百萬神共に議りて、速須佐之男命に千位置戸を負せ、また鬚を切り、手足の爪を抜かじめて、神やらひにやらひき、又食物を大氣

津比賣神に乞ひたまひき、こゝに大氣津比賣鼻口また尻より種々の味物を取り出で、種々作り具へて、進つるときに、速須佐之男命、その態を立伺ひて、穢汚もの奉るとおもほして、乃ちその大宜津比賣神を殺したまひき、故れ殺されたまへる神の身に生れるものは、頭に蠶生り、二つの目に稻種生り、二つの耳に粟生り、鼻に小豆生り、陰に麥生り、尻に大豆生りき、故れこゝに神產巢日御祖命これを取らしめて、種となしたまひきと見えたり、然らばこの大宜津比賣神は、稻麥粟大豆等の如き、田畠に植ゑ作りて、この天の下の國民の食物とすべき穀物の種子を生成したまへる神にておはしますのみならず、また蠶をも生成したまひて、衣服作る事をも創めたまへる神にておはす事知るべし、さて、この大宜津比賣神が、素盞鳴尊に斬られたまひしときに、蠶稻麥豆粟等を生成したまへりといふ傳説は、かの日本書紀に載せたる保食神が、月夜見神に斬られたまひしときに、蠶稻麥豆粟稗等を生成し給へりといふ傳説に全く同じきのみならず、大宜津比賣の御名の食と、保食神の御名の宇氣と、同一語なるより、この二神は同一神にておはしませりといふ説あり、平田篤胤翁の玉だすき、鈴木重胤翁の日本書紀傳、飯田武郷翁の日本書紀通釋等の諸説、皆然りとす、尙、これ等の諸説にありては、大宜都比賣神も、保食神も、倉稻魂神も、若宇迦能賣命も、

豊宇迦能賣命も、大御膳神も、豐宇氣毘賣神(登由氣大神)も、皆これ同一神にましませりとなせり、古事記、日本書紀、玉經、書紀傳、書紀通釋なほ保食神の項を參看すべし、

【大鷦鷯尊】 大鷦鷯尊は、仁德天皇の御名なり、日本書紀には大鷦鷯尊と記し、古事記には大雀命と記せり、御事歴は仁德天皇の項に記せり、看るべし、

【大地主神】 大地主神とは、倭大國魂神の御事なり、そは大倭神社註進狀に、傳聞、倭大國魂神者、大己貴神之荒魂與和魂、戮力一心經營于天下之地、建造大造之績、在大倭豐秋津國守國家因以號曰倭大國魂神、亦曰大地主神とあるにて明かなり、古事記には、この神の御名を、大國御魂神と記して、素盞鳴神の御子なる大年神が、神活須毘神の女伊怒比賣を娶りて、生み給へる御子なりといへり、倭國に鎮り居まして、國土鎮護の威靈を顯はしたまふ大神にてましますに依るなり、かの大國主神即ち大己貴命をも、日本書紀に、一名大國玉神といひ、古語拾遺に、大國魂神とあるは、またその國土經營の大功業によりて、得たまひし御名にして、この神と同名なれどもとより異神にて

ましませば、思ひ混ふること勿れと、本居翁もいはれたるが如しされば、この神の亦の御名を大地主神と申すも、この大八洲國の全土を守護し給ふ神なるよりの御名なる事知られぬべし、さて、この神の御事は、日本書紀崇神天皇六年の條に、是れより先、天照大御神倭、大國魂の二神をば、並に天皇の大殿の内にいはひ祭り給ひしが、其の神威の程を畏み奉りて、共に住みたまふ事を安からず思召し、乃ち天照大御神をば、豊鍬入姫命に託けまつりて、倭笠縫邑に祭らせ給ひ、また倭大國魂神をば、渟名城入姫命に託けて祭らせ給へり、然るに渟名城入姫命、髪落ち體瘦せて、祭り給ふ事能はざりきと見え、なほ同七年の條に、更に神誨に因りて、市磯長尾市を以て、此の神を祭る主と定め給へるよし見えたり、尙、垂仁天皇紀二十五年の條の一書にも、是の時、倭大神、穗積臣の遠祖大水口宿禰に著りて、誨へたまはく、大初の時に期りけらく、天照大神は悉くに天原を治しめさむ、皇御孫尊は、専ら葦原の中國の八十魂の神を治めまさむ、我れは親ら大地官を治めむと、言已に訖へぬ、よりて我れをいはひ祭り給へと諭し給ひしかば、天皇乃ち大倭直の祖長尾市宿禰に命じて、これを祭らしめ給へるよし見えたり、かくて、是れより後、永く大和國市磯邑に鎮坐したまふ事となりて、大神と大倭とは、大和國における二大崇祀として、歴代の崇敬殊に篤かりき延喜

式の神名帳に、大和國山邊郡大和坐大國魂神社三座並名神大、と見えたるは、即ちこの神にして、相殿の二座は、八千戈神と御歲神となり、今は官幣大社に列せり、文德天皇の嘉祥三年に、大和大國魂の神階を進めて、從二位を授け、清和天皇の貞觀元年に、大和國從二位勳三等大和大國魂神に從一位を授け奉られしよし、國史に見え、この後、寛平九年に、更に正一位をこの神に授け奉られたる由、大倭神社注進狀に見えたり、〔古事記、日本書紀、延喜式文德實錄三代實錄、大倭神社注進狀、古事類苑〕

【大年神】 大年神は、素盞鳴尊の御子にして、御母は、大山津見神の女大市比賣なり、この大年神と、宇迦ノ御魂神とは、共に大市比賣命の生み給へる神にして、共に穀物守護の神にましませり、大年をまた大歳とも書けり、この大年神の御子に御年神あり、また穀物守護の神にておはす、さて大年神の御名の意義について、本居宣長翁の説にいはく、大は例の稱へ名、年は田寄なり、多余をつゞめて登となる、さて余世を余佐志とも余志とも云る例古へに多じ然か云ふ故は、まづ、登志とは穀のことにて、其は神の御靈以て、田に成して、天皇に寄奉り賜ふゆゑに云へり、祈年祭の祝詞に、皇神等能依左志奉牟奥津御年乎云云、八束穗能伊加志穗爾皇神等能依左志奉者云々、とあるを以て知るべしがくて、此の神は、此の穀の事に大なる功ましまし、故に此御

名を負ひ給へるなり、さて諸國に大歲神社といふが多かるは此神を齋へるも有るべく、又その處々にて、穀の事に功有りし神を、然か稱へ名づけて祭れるもあるべし「云々」といはれたり、延喜式神名帳に載せたる大和國高市郡大歲神社二座、および和泉國大島郡大歲神社は、この神を祭れる社にして、また山城國乙訓郡大歲神社、大と見えたるも、この神を祭れる社なり、曾丹集に御阿禮ひく、賀茂のみとしろ引植ゑて、今はた年の神をいのらむと詠めるは、この大歲神社の神なること明かなり、古事記、

延喜式古事記傳

【大戸之道尊】 大戸之道尊の御名を、古事記には、意富斗能地神と記せり、これは神世七代の神々の中の一柱にして、大苦邊尊と、陽陰相並ばして成り出給へる神なり、日本書紀に、この神をまた大戸摩彦之尊とも申し、また大富道尊とも申すよしに記せり、古事記、日本書紀なほ次の【大戸之道尊】の項を併せ看るべし。

【大戸之道尊】 この神の御名を、日本書紀には、大苦邊尊、一云大戸之道と記し、また大戸摩姫尊とも申し、また大富邊尊とも申すよしに記せり、また古事記には、妹大斗乃辨神とありて、この神は、前項に記せる大戸之道尊と、陽陰相並びて成り出給へる神にして、おなじく神世七代の神々の中の一柱の神にませり、古事記、日本書紀

【大鞠和氣命】 大鞠和氣命は、應神天皇の御諱なり、古事記に、應神天皇の御名を、大鞠和氣命亦名品陀和氣命と申すよしを記して、なほ此の太子○應神の御名大鞠和氣命と負はせる故は、初め生れませる時に、御腕に、鞠なせる宍ありし故に其の御名に著けまつりきと記せり、これにて大鞠和氣てふ御名を得たまひし所以は知らる、

天皇の御事歴につきては、別に「應神天皇」の項に記したれば、就きて看るべし、
【大鳥大神】 大鳥大神とは、和泉國大島郡大島村に鎮坐し給ふ大鳥神社にいは祀れる大神にして、すなはち大鳥連の祖神にまします、この神社は、はじめは延喜式の神名帳に、大鳥神社名神大と見えたる一社なりしを後世に至りて、爾波比鍬鞍井瀬濱の四社を合せ祀りて、大鳥五社明神と稱せり、現今官幣大社に列せり、本社の祭祀につきては、一説には、大鳥神と申すは、日本武尊の白鳥に化し給へるを祭れるものなりとて、日本武尊なりといへど、本社の祭神の大鳥連の祖神天兒屋命にてましますことは、動すべからざる定説なり、新撰姓氏錄、和泉國神別に大鳥連、大中臣、同祖、天兒屋根命之後也と見えたり、栗田寛翁の考證に、延喜二十年大鳥神社流記の連署に、職事大鳥花押、大鳥花押、大鳥花押、禰宜大鳥花押、神主大鳥花押と見えて、名は記さざれど、この社に仕ふる神官、多くは天兒屋命の裔にて、大鳥連なる事知るべし、然れど、

ば、神名式大鳥郡大鳥神社名神大月次新嘗、とある神社の神も、同神にますこと著く。泉州志に、昔大鳥大明神、禰宜神主皆大鳥氏也。神鳳寺縁起帳云、天古移禰命十二世孫大野臣、從筑紫來住觀此、則大野臣來大鳥里、齋大鳥神、自稱大鳥姓奉祖神耶といへる。も、古傳のまゝと聞ゆるを、この後に成れる和泉志には大鳥明神縁起帳といふを引きて、日本武尊の白鳥に附會したる説を舉たるは、誤なるを、今に至ては其説世に弘まりて、日本武尊の白鳥に附會したる説を舉たるは、誤なるを、今に至ては其説世に弘まるは、いと歎かしき事なり。されど、古書をよく見たらむには、其惑は忽ち開けぬべしと見えたり。さて仁明天皇の承和九年に、和泉國從五位下大鳥神に從五位上を授け、清和天皇の貞觀元年に、和泉國正五位下動八等大鳥神に從四位下を授け、同貞觀三年に、和泉國從四位下動八等大鳥神に從三位を授け給ひしよし國史に見ゆ。なほ和泉國神名帳等には、この神の神階を正一位と載せたり。延喜式姓氏錄、泉州志姓氏錄考證、續後紀、三代實錄、古事類苑など天兒屋命の御事蹟につきては、別に其の項あり、就きて看るべし。

【大直日命】この神の御名を、古事記には大直鬼神と記し、日本書紀には大直日神と記し、祝詞式には大直備と記せり。この神は、伊弉諾神、筑紫の小門の阿波岐原にて

禊を行ひ給ひしとき、神直鬼神と共に生れ出でたまへる神にして、その時の事を古事記に記して、伊邪那岐大神云々、こゝに上つ瀬は瀬速し、下つ瀬は瀬弱しと詔り、ごち給ひて、はじめて中つ瀬におりかづきて滌ぎ給ふ時に、成りませる神の御名は、八十禍津日神、次に大禍津日神、この二神は、かの穢き繁き國に到りましゝ時の汚垢によりて成りませる神なり、次に、其の禍を直さむとして成りませる神の御名は、神直鬼神、次に大直鬼神、次に伊豆能賣神云々と見えたり。さればこの記の文にも見えたるが如くに、この神は、罪穢れすべての禍事を取直し改め直す事を掌りたまふ神にましますなり。古事記傳に、これを説きて、いはく「直とは未だ直からざるを直す意の御名なり、既に直れる意にはあらず、上に爲直」とあるを以て、さとるべし。さればこの神は穢より清にうつる間に成坐る神にして、直鬼とは禍を直したまふ御靈の謂なりとあるにて、説明は盡きたり。かの延喜式の御門祭の祝詞の中に、咎過在乎波神直備、大直備爾見直聞直坐氏、平良氣久安良氣久所知食云々といひ、また大殿祭の祝詞の中に、齋部宿禰某我弱肩爾太極取懸氏言壽伎鎮奉事能漏落武事乎波、神直日命大直日命、聞直志見直志氏平良氣久安良氣久所知食云々といひ、また遷却祟神祭の祝詞の中にも、皇御孫之尊乃天御舍之内仁坐須皇神等波、荒備給比、健備給比、累給事

無事氏、高天之原爾始志事乎神奈賀良毛所知食氏、神直日大直日爾直志給比氏云々と見えたるなどは、皆この神の靈の恩頼によりて、惡しきを直し正さむことを請ひ祈りたるものとす。鈴木重胤翁の説に「この神直日神・大直日神は元は一柱におはすらめども、又各々一神と成り坐せるにて、八十枉津日神・大枉津日神などの例と同例なり」といはれたり。古事記、日本書紀、延喜式、古事記傳、日本書紀傳また伊吹戸主神と大直日神と同一神なりといふ説あり。こは倭姫命世記に、多賀宮一座、豐受荒魂也。伊弉那伎所生神、名伊吹戸主、亦名曰神直日大直日神、と見えたるをはじめとす。これに就きて、本居翁はいはく、多賀宮は伊勢外宮の別宮高宮なり、これを豊受荒魂と云へるは心得ねど、伊吹戸主を直毘神なりと云へるは後世人の更に思ひよるまじき事なれば、此れは必ず古き傳説なるべし云々といはれたり。かの大祓詞の中に、伊吹戸主、神が罪穢れ、禍事どもを悉くに根國底國に氣吹き放つよしに云へるによりて考ふれば、直日神と伊吹戸主神と同一神なりとの説は、寔にさる事なるべし。倭姫命世記、延喜式、大祓詞後釋】

【大己貴命】亦の御名、大國主神、葦原醜男神、八千戈神、大國玉神、顯國玉神。

大己貴命の御系統につきては、古事記及び日本書紀の一書の所傳と、日本書紀本書

の所傳とに相違ありて、前者は大己貴命を以て、素盞鳴尊の六世の御孫なりとなし、後者は、素盞鳴尊の御兒なりと記せり。(素盞鳴尊)の項を見るべし。この神、異母の兄弟多くおはしましき、これを八十神といふ、然かも皆その國を遡りて、これを大己貴命の經營に委ね奉りたまへり、これ全くこの神の威徳寛仁におはしまして、且つ勇武他に勝れさせ給へりしによらずんばあらずはじめ、大己貴命、八十神たちに憎まれ給ひて、殆ど危き程のために遭ひたまひしことも、屢なりければ御母刺國若媛命、これを憐れみ給ひて、紀國なる大屋毘古神の許に行かしめむとし給ひしかど、又妨げられしかば、遂に根國なる素盞鳴尊の許に至り給ひぬこゝに、素盞鳴尊の御女須勢理媛命おはしまして、相見て夫婦となり給へり、素盞鳴尊またこの神を艱苦に試みまたふ事數度の後告げてのたまへらく、汝はその持てる生太刀・生弓矢を以て、八十神を追ひ伏せ、追ひ拂ひて、大國主神となれ、また顯國玉神となれ、而して、また我が女須勢理媛を嫡妻として、宇迦山の山本に宮居たて、其處に居れとのたまひき、是に於いて、大己貴命は、素盞鳴尊の御教のまにまに、その持たせる生太刀・生弓矢を持ちて八十神たちをば、或は坂の御尾に追ひ伏せ、或は河の瀬に追ひ撥ひて、これを服し、その他悉く不逞の徒を平げて、國中を定め、これより愈々國土經營の事に心を凝し

給へり、即ち水利を通すとては川を浚へ溝を掘り、田畠を開くとては堤を築き丘を拓きたまふなど、頗る艱苦を嘗めたまひしが、その出雲の御穗崎に到りたまひし時、船に乗りて海上より寄り来ませる神あり、久延毘古といふものを見て、こは神皇產靈神の御子なる少彦名命なりと告げしかば、大己貴命大によろこび、これより、少彦名命と兄弟となりて互に力を戮せ心を一にして、この葦原中國の經營に盡瘁し給ひぬ、がくて、二神は力を盡して國作りしたまひしのみならず、顯見蒼生および蓄厭の爲めに、その病を療むる法を定め、又鳥獸昆虫の灾異を攘はむが爲めに、その禁厭の法をさへに定め給ひしかば、衆庶悉くその恩賴を蒙り、遠近この神の徳に服從せざるはなし、後世、わが國の醫術禁厭の法を學ぶもの、この二神を以て祖神となすは、實にこれに縁るものとす、さて、少彦名命は、この後如何なる故かありけむ、熊野御崎より常世國に渡りたまひぬ、そもそも、この大己貴命のかく國家經營の大業を成したまひしは、これ全く遠御祖伊弉諾・伊弉冉二神の大業を繼承したまひしものにして、また實に、御祖素盞鳴尊の遺業を全うせられたるものなりと謂はざるべからず、その神功盛烈なること、げに仰ぎ尊ぶべきなり、されば、其の御功を稱へ奉りて、或は國造大神とも、或はまた「天下造らし」大神命とも申し奉りしのみならず、この神、

葦原中國の主とも主と定まり居給ひて、天の下を主はきましましゝかば、やがて又、其の御名をば、大國主命とも負ひ給へり、「大國主神」の項を見るべし、また、この神を、顯國玉神とも、大國玉神とも稱へ奉れるも、この國土を經營したまひし、大なる功德ある神にましますに由り、また八千戈神と稱へ奉れるは、この神の武き御稜威の八千と多くの矛を持てるが如き意を稱へし御名なるべし、また葦原醜男神と申すも、この神の勇猛くましますを稱めて、畏み懼れまつれるより、申し奉りし御名なるべし、この大己貴命の御子、凡百八十一神ましましゝ由、日本書紀に記せり、中につきて、事代主命・建御名方命・味鉢高彦根命・下照姫命・賀夜奈流美命など、最も著はれさせ給じるが、天照大御神・高皇產靈神、勅してのたまはく、葦原中國は我が子孫の君主たるべき地なりと宣ひて、乃ち葦原中國に忍穗耳尊を降したまはむとす、されど、大己貴命の勢力、當時甚だ盛なりしかば、先づその國情を視察せしめむとて、はじめに、天穗日命を遣はし給へり、天穗日命、大己貴命の許に至りて、久しう留りて、復命するに及ばず、よりて其の子大背飯三熊之大人を遣し給ひしかど、また要領を得ず、乃ちまた、天稚彦命を降し遣されしに、天稚彦命却りて、大己貴命の御女下照姫命を娶りて、お

のれ葦原中國を馴めむと思へり、而して天稚彦命は遂に天神の反矢によりて誅せられぬ、是に於いて天神また諸神と議し給ひて、經津主・武甕槌の二神を降し遣したまふ、二神乃ち降りて、出雲の伊那佐の小濱に至り、大己貴命に勅を傳へていはく、天照大御神・高皇產靈神・神胤を降して、この國に君臨せしめ給はんと欲し、先づ我れ等二人を遣して、駆除平定の任に當らしめらる、今汝の心果して如何にぞ、まさにこの國を避り奉るべきや否やと、大己貴命對へてのたまはく、當に我が子事代主命に問ひて、然かして後に報答せむと、この時に當りて、事代主命・出雲の三穗之崎に在りて、船を浮べて釣魚の樂を行ひ居たまひしかば、乃ち熊野諸手船に使者稻背脛を載せて遣し、告ぐるに天神の勅を以てす、事代主命使者に語り告げ給ひけるは、今天神の詔命、既にかくの如し、我が父よろしく命を奉じて此の國土を避り奉るべきなり、我れはた、何ぞ命に違ひまつる可けむやとて、因りて海の中に八重蒼柴籬アラシガキを造りて、船櫓を踏んで避りたまひぬ、然るに、この時、建御名方命のみは、詔命に抗して、二神と争ひ給ひしが、力屈して、科野の洲羽シマハ（信濃の諏訪）に奔り給へり、武甕槌命追ひかけて之に迫りたまひしかば、建御名方命遂に屈して獻國の議に從ひたまへり、是に於いて、大己貴命・二神に報へてのたまはく、我が御子かく既に避り奉りぬ、我れまた如何で

か避り奉らざらむや、今若し我れにして天神の詔命に抗せむか、國中の諸神、悉く皆天神の詔命に抗せむ、今我れ詔命のまにまに此の國土を避け奉らむか、誰かまた敢へて順はざるもの有らむやとて、乃ち、その國土平定の際に用ひ給ひし廣矛をば、經津主・武甕槌の二神に授け、われ曩にこの矛を以て治功有りき天孫もし此の矛を用ひて國を治め給はゞ、必ず當に平安ならむ、我れはこれより百不足モラズ八十壇手タツヂに隠りなむ、而してわが兒ども百八十神は、八重事代主神・神の御尾テクモチ前となりて仕へ奉らば、一人として命に違ふ者あらじとて、乃ちいさぎよく隠退し給へり、是に於いて、高皇產靈神・大己貴命の爲めに新宮を杵築に興して、結構の宏壯を極めしめ、またその御女三穗津姫命を配して、大己貴命の御妃アラハニとなし奉り、また汝が祭祀ツカサドを主らむ者は天穗日命なりと宣ひて、穗日命をして、永く大己貴命の杵築宮アシヒスミヤまた天日隅宮ともいへりに奉仕せしめたまへり、大己貴命・天神の聖旨をかしこみて、報へ申してのたまはく、天神、勅教、懲懃如此、敢不從命乎、吾所治顯露事、皇孫當治、吾將退治幽事カクタハコトナとがくて、是れより大己貴命は、永くこの杵築宮に鎮りたまふ事となりぬ、この杵築宮は、即ち今も出雲國杵築に鎮座まします出雲大社にして、天穗日命およびその御子天夷鳥命の神裔なる出雲國造が、世々此の大社に奉仕して、以て數千載の後に及べるは、全く

上述の如き縁由有るに基づくものなりとす、さてかく大己貴命の讓國退隱の事ありて後いよいよ天忍穗耳尊の御子瓊瓈杵尊即ち天孫の降臨を見るに至りしものなり、然ればこの大己貴命の獻國退讓の一事件は、我が神代史中に於ける極めて重大なる出来事なりしにて、皇位萬世に光臨したまふ事實は、儼乎として是の時に定まり方ち建國の大詔の煥發となり、天孫の降臨となりて、皇極國基々に全く定まりたるものなり、而して是の際に於いて、大己貴命が一意恭順を體して敢へてその分を亂り給ふことなかりしは、全く其の大義名分を辨じ給ふことの極めて明確なりしに因らずんばあらず、されば後世の者これによりて、愈々益々我が皇位の無窮に神聖にして且つ尊嚴なるを仰ぎ、また此の神の功勳威徳の萬古に盡きざるを仰ぎ奉るべきなり、さて、この大己貴命の御名をば、大穴牟遲神とも、大汝命とも、大奈牟智神とも、大穴持命とも、大名持命とも、大奈母智命とも、種々に書けり、「古事記・日本書紀・古事記傳・日本書紀通釋」なほ又、大己貴命の和魂をば、大物主神または大物主櫛瑪玉命と申すことにつきては、「大物主櫛瑪玉命」の項に記したれば、就きて見て、この神をいはひ祀れる社は、その數極めて多し、その今も官幣の奠に預りたまふ社のみにても、官幣大社出雲大社、官幣大社水川神社をはじめとして、その數十數社、

の多きに及ぶ、其の他諸國に存する大中小の神社は、一々枚舉するに遑あらず、亦以てこの神の威徳をうかゞひ奉るべきなり。

【**大日靈貴尊**】 大日靈貴尊とは、天祖天照大御神を申す御名なり、今御名の義を案するに、大は尊稱、日を比流といふは、なほ夜を興流といふにおなじ、靈は、この大神の姫神におはしますよりの事にて、貴は、道主貴大己貴の牟遲とおなじく、親み尊び仰ぎまつれる美稱なりとす、要するに、この御名は、天祖の神徳廣大無邊にして、赫々として天地に光被したまふ事なほ日華の天上に在りて、八絃を照せるが如きを稱へ奉れるものなりとす、なほ天照大神の項を見るべし。

【**大戶比賣命**】 竜神奥津姫命の亦の御名なり、「奥津姫命」の項を見るべし。
【**大禍津日神**】 この神の御名を、また大枉津日神とも書けり、日本書紀の一書に、大綾津日神と見えたるも畢竟同一神なるよし、本居宣長翁の説に見えたるが如し、さて、麻賀とは、すべて萬の凶惡ことにて、この神を禍津日と申すは、日は產靈奇靈の鬼にても、ろもろの凶々しき悪しき事どもは、皆この神の御靈によりて起り来るよりの事なり、而して、世の中に有りとあらゆる諸の凶灾禍害は、みな汚穢より生ずるものなること、この大禍津神が、伊弉諾神の黃泉國の汚穢を日向の橋、小戸の櫛原に

て禊祓を行ひ給ひしときに成りませるにても知らる、古事記には、禊祓の條にこゝに上瀬は瀬速し、下瀬は瀬弱しとのりごち給ひて、はじめて中瀬におりかづきて瀬ぎ給ふときに、成りませる神の御名は、八十禍津日神、次に大禍津日神、この二柱の神は、かの穢き繁き國に到りまし、時の汚垢によりて、成りませる神なり」とありて、大禍津日神、八十禍津日神の二神、相分れて成りませる様に傳へたれど、その本づくところの素より同一にまします同じ神におはすることは、多くの辨明を要せずして明かなる事なり、されば、この時の事をば、日本書紀の流布本には、單に八十枉津日神、一柱のみ成り出でたまへりと傳へたり、さて、彼の御門祭の祝詞の中に、四方四角與利疎備荒備來武天能麻我都比登云、神乃言、武惡事爾、相麻自許利、相口會賜事無久云々と見えたる麻我都比神なども、亦この神のことを指していへるものなりとす、古事記、日本書紀、延喜式、古事記傳、日本書紀通釋】

【大麻止乃豆乃天神】 延喜式神名帳に載せたる、武藏國多磨郡八座の神社の中に、大麻止乃豆乃天神社の名あり、また大和國十市郡十九座の中に、天香山坐櫛真命神社、大月次新嘗元名大麻等乃知神とも見え、一代實錄貞觀元年正月二十七日の條に、大和國天香山大麻等野知神と見えたり、これ等は、皆同じ神を祭れるなり、天香山に

ます櫛真命神社は、櫛真知命神社とあるべきこと明かなれば、この大麻止乃豆乃天神といふも、櫛真知命を祀ること明かなり、度會延經の神名帳考證には、櫛真知命は、ト庭神なりとして、萬葉集の「武藏野にうらへかたやきまさでにものらぬ君が名うらに出にけり」といふ歌を引き、また神祇志料にも、こは蓋し太兆のト事を掌り坐す神なりといへり、「延喜式三代實錄神名帳考證、神祇志料」なほ「櫛麻知命」の條をも参考すべし、

【大御膳都神】 また御食津神、大御食神、

大御膳都神は、また大御食津神とも書いて、すべて御食即ち食物の事を知ろしめし掌り給ふ神なり、延喜式の神名帳に神祇宮の西院に坐す御巫等の祭る神二十三座の中、御巫の祭る神八座、神產日神、高御產日神、玉積產日神、生產日神、足產日神、大宮賣神御食津神、事代主神を擧げたる中に、御食津神の御名見えたるが、これを更に、同書新年祭の祝詞に、大御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久神魂高御魂、生魂、足魂、玉留魂、大宮乃賣大御膳都神、辭代主登御名者申而云々と云へるに對比するときは、明かに御食津神また大御膳都神と申し奉りしことを知るを得べし、かくこの神は食膳の事をば護り掌りたまふ神にておはしますが故に、宮内省の大膳職すなはち宮中の御饌

御酒などすべて供御の事をとりまかんふ事を掌るところにこの神を鎮ひ祀られたる事は神名帳に載せたる大膳式坐神三座の中に御食津神社の名見えたるにても知らる、また延喜式の踐祚大嘗祭式の中に齋院に祭る神八座の神に大御食神と舉げたるも此の神にておはします事言ふまでもなし、さてこの大御膳都神にも彦神と姫神とおはしますなり。延喜式の神名帳に河内國高安郡恩智神社二座並名神大と載せたるはすなはち此の大御膳都神の彦姫二柱の神を祀れるなり、そは文德實錄に嘉祥三年十月辛亥進山城國稻荷神階中略河内國恩智大御食津彦命神恩智大御食津姫命神等並正三位と記したるによりて明かなり、また伊勢の内宮に坐す天照大神に對し奉りて外宮の豐受大神をば御饌都神と稱することあり、こは豐受大神のもはら稻穀殖産の事を知ろし召し護らせたまふよりの事にして、かの止由氣宮儀式帳に天照坐皇大神中略天長谷天皇雄略御夢爾誨覺賜天吾高天原坐氏見志真岐賜志處爾志都真利坐奴然吾一所耳坐波甚苦加以大御饌毛安不聞食坐故爾丹波國比沼乃真奈井爾坐我御饌都神等由氣大神乎我許欲止誨覺奉支爾時天皇驚悟賜氏即從丹波國令行幸氏度會乃山田原下石根爾宮柱太知立高天原爾知疑高知氏宮定齋仕奉始支是以御饌殿造奉氏天照坐皇大神乃朝乃大御饌夕大御饌乎日別

供奉など見えたる即ち是れなり延喜式文德實錄止由氣宮儀式帳なほこの大御膳都姫神も大宜都比賣神も若宇迦乃賣命も豊宇迦乃賣命もまた豊宇氣毘賣大神も、はた又保食神もまた倉稻魂神も皆同一神にましまして、たゞ其の御名は異りて現れ給ふものなりといふ説有り大宜都比賣神の條を參看して知るべし。

【大宮能賣命】 大宮能賣命は天照大御神の御前に侍り仕へ奉り給へる神なり、古語拾遺の天石窟の條に于時天照大神、中心獨謂比吾幽居天下悉聞群神何由如此歌樂聊開戸而窺之爰令天手力雄神引啓其扉遷座新殿則天兒屋命太玉命以日御綱廻懸其殿令大宮賣神侍御前是太玉命久志備所生神如今世内侍善言美詞和君臣間令宸襟悅懌也云々と見えたり、この神後世神祇官の中に於て御巫祭神として他の七座の神々とともに祀られたまへる事延喜式の神名帳に見えまた造酒司坐神六座の中にも大宮賣神社四座並大とも載せたり、この外にてこの神をいはひ祭れる神社にして最も名高きは同じき神名帳に丹後國丹波郡大宮賣神社二座名神大と載せたる社これなり、この社は大宮賣神および若宮賣神をまつれる社にして平城天皇の大同元年に大宮咩神に神封七戸を充て奉り清和天皇の貞觀元年に從五位下大宮賣神に從五位上を授け奉られたるよし、國史に見えたり因に記す平田篤胤翁

の説に、大宮能賣神は天宇受賣命の亦の御名にして、その亦の御名をば宮比神とも、また矢之等神とも申すよし言はれ(宮比神の項を見るべし)また鈴木重胤翁の説に、

大宮乃賣神は、豊受大神の亦の御名なりと云はれたりこゝに附記して参考となす、
【古語拾遺延喜式、新抄格勅符抄、三代實錄、神祇志料、古史傳、玉禪祝詞講義】

【天宮比賣命】 大宮能賣命を大宮賣命または大宮女命と申すより、轉じて大宮比賣命とも申し奉りしなるべし、大宮能賣命の項を見るべし、

【大物忌神】 大物忌神とは、今羽後國飽海郡吹浦村に鎮座したまふ國幣中社大物忌神社にいはひ祀る大神なり、こは延喜式の神名帳に出羽國飽海郡大物忌神社、名

神大、と見えたる社にして、祭神大物忌神は、實に倉稻魂神なり、もと鳥海山上に坐ししを、中古山麓の海濱吹浦村に遷し奉り又月山神をも配祀せしことありしより、兩所宮といひしこもありき、即ち出羽國の一宮として、古來崇敬最も深く、殊に彼の月山・湯殿山・羽黒山の神と相對して、最も遠近の崇敬を受け給ふ神なり、出羽國風土略記に、大物忌神社、吹浦村に御鎮坐、延喜式神名帳に載るこれなり、倉稻魂命にして、靈神なり、故に、郡民二月種糲を奉りて、五穀成就を祈る」と見えたり、延喜式神祇志料、古事類苑、出羽國風土略記仁明天皇の承和五年、從五位上勳五等大物忌神に正五位

下を授け奉り、同七年詔して、特に使を遣して從四位下を授け、神封二戸を授け奉り
き、初め朝廷に物怪あるにより、之を卜ふに、この大神祟をなし給へり、加之、遣唐使の
第二の船還り来て、去年八月、南海の賊地に漂着して戰ひしに、彼れは衆く、我れは寡
く力足らざりしに、儻^{タマ}その敵に克ちたるは、神の冥助あるに似たりと申せりし月日
を計るに、正にこの神の祟ありし時に符合せり、是れ大神の稜威を遠地に輝し給へ
る事著きを以てなり、續日本後紀清和天皇の貞觀四年十一月、正四位下大物忌神を
官社に預らしめ、六年二月、正四位上を加へ、同十一月、從三位を賜ふ、十三年五月、是れ
より先國司申さく、大物忌神社は、飽海郡の山上に在り、巖石聳立して、往來人稀く、夏
多雪積りて、草木生ふる事なし、爰に四月八日、山上火起りて、土石を焼く云々、之を古
老に尋ねるに、昔より例なき變なりと云へり、唯弘仁年中火ありし後、幾許ならずし
て、兵仗の事ありき、今これを蓍龜に占ふに、並いふ、彼國の名神に、御禱の報賽を致さ
ず、家墓骸骨その山水を穢せるに依りて、此の災あり、若し鎮め謝^{アチ}さば兵亂あらむ
とト合^ハき、故を以て、その時國司に勅して、御穢を除き、神祇を鎮祭せしめ給へり、貞觀
十五年正三位に叙せられ、陽成天皇の元慶二年七月、軍ある毎に、國司必ずこの神に
祈奉るを以て、神封二戸を増し加へ、本封に併せて四戸となす、次いで同八月、勳三等

を加へ給へりはじめ右中辨兼權守藤原朝臣保則奏して言はく、大物忌神は、上古の時より、征戰ある毎に奇驗を顯し給へり、然るに是年五月、賊徒襲來て戰を挑む時、雲霧甚冥く、營中頻に亂れて、官軍遂に敗れし事を卜ひ求むるに、神氣賊に歸り給ひて、我が祈に應感なきを以てなり、今國宰齋戒して懸懃に祈請し、その爵級を増へ給はば、必ず靈應あらむと云へり、故を以て、この月勅して勳位を加へ給へり、元慶四年從二位を授け、この後、正二位勳二等に進め給ひぬ、この後にも、國司に勅して、この神を齋祭らしめられたることあり、また、後村上天皇の正平十三年には、北畠顯信、この社に祈請して、朝廷の興復、奥羽兩國の寧靜を祈願し奉れりといふ、近世に至りても、他の三山(月山・湯殿山・羽黒山)の神と相對して、頗る遠近の崇敬を受けたまへるこ處、上にも記したるところなりとす、三代實錄、本朝世紀、神祇志料、古事類苑、大物主櫛瑪玉命、大物主櫛瑪玉命とは、大己貴命の和魂を申す御名にして、今も大和國磯城郡三輪山なる官幣大社、大神神社に鎮り給へるは、即ちこの神なり、延喜式に載せたる出雲國造神壽詞に、乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐半大倭國申天、己命和魂乎八咫鏡爾取託天、倭、大物主櫛瑪玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐云々と見えて、即ち大己貴命の、おのれ命の和魂を八咫鏡にとり託けて、皇御孫命の

近き御守護たらしめむとて、これを大和なる大御和(三輪山)に鎮め、座させたまひしもの、即ちこの大物主櫛瑪玉命なりといへり、されば、大物主神または大物主櫛瑪玉命てふ御名は、大己貴命の亦の御名なりといはむよりは、寧ろ大己貴命の三輪山に鎮ります御魂を申す御名なりといはむは、妥當なりとす、これにつきて、本居宣長翁の説に曰く、そもそも此の大物主と申す御名は、美和に鎮り座す御魂の御名にして、大穴牟遲命の一名にはあらず、須佐之男命の、出雲の熊野に拜き祭る御名を櫛御氣野命と申し、建御雷神の下總の香取に拜き祭る御名を齋主命と申すたぐひにて、(編者云)、本居翁は、香取神を以て、建御雷神と同一神なりといふ説を主張せらる、その説、古事記傳に載す美和社にかぎれる御名なり、故に古事記に、大穴牟遲神の亦の名どもを擧げたる處には、此の御名を出さず、大方古書、皆この御名は、美和にのみ申せるをや、さて此の御名の意は、物主とは、八十萬の神の首として、皇孫命を護り奉るを以て、神之大人といはむが如し、凡て物といふ稱は、萬づに汎くわたる中に人を指して云ふこと多し、此れも然なり、そは、神は神代の人なる故に、彼の八十萬神をさして物とは云へり、主は之大人の約りたるなり、大は例の美稱なり、かくて、この御名は、この神、現御身は八十萬手に隠り坐して、御靈の此の國には留りて、御護神となり給ふ

方の御名なるが故に、現御身の「一名」には非ずて、大美和にいつき祭る御名とはなれる「なり」と見えなり、また櫛瑪玉と稱へ申しよは櫛は奇、瑪は伊加とおなじくて嚴しく健くまします由を稱へ奉りて、名づけたる御名なり、これも、大三輪に鎮ります御魂を稱へて申せる御名なることは、本居翁も述べられたるが如し、なほ大神神社の事につきては、別に「三輪大神」の項に記したれば、就きて看るべし、〔古事記、日本書紀、延喜式、古事記傳出雲國造神壽詞後釋〕

【大物主神】 大己貴命の和魂を申す御名なり、前項を看るべし。

【大屋津姫命】 大屋津姫命は、素盞鳴尊の御女にして、五十猛命の御妹なり、はじめ、素盞鳴尊の韓地に赴きたまふや、韓鄉の島は、金銀あり、吾が兒の御する國に浮寶(船)あらずは佳からじとのたまひて、杉櫻樟等の以て船舶を造る樹木、および檜板等、その他噸(タガ)八十木種を將ちかへりて、これを大八州國の國內に播種造林し給へり、この時、五十猛命とこの大屋津姫命と、その御妹抓津姫命とは、よくこの木種を分布したまへり、されば、この命の御名を大屋津姫と申すも、屋は木もて造り成するのなれば、この御名は負ひたまへるものと見えたりさて、この命をいはひ祭れる社は、紀伊國に大屋都比賣神社あり、伊太祈曾神社(五十猛命を祭る)および都麻都比賣

神社(抓津姫命を祀る)と相並びて、ともに延喜式の制には、名神大社に列せらるるこの大屋津姫命をまつれり、また其の相殿には、五十猛命・抓津姫命をもまつれり、この三神は、共に紀國造の齋き祀り奉りたるところにして、はじめ三神その宮殿を共にしたまへりしを、後に分ち祀ることとなりたるものなりといふ、清和天皇の貞觀元年正月、從五位下勳八等大屋津姫神に、從四位下を授けたまひし由、國史に見えたり、〔日本書紀、舊事本紀、延喜式、三代實錄、神祇志料〕なほ「五十猛命」の項をも參看すべし。

【大屋毘古神】 大屋毘古神は、伊弉諾・伊弉冉二神の生みたまへる神なり、古事記に伊邪那岐命・伊和那美命二柱の神云々、既生國竟更生神云々、次生大屋毘古神云々と見えたる、即ちこの神なり、本居宣長翁の説に、この大屋毘古神と申すは、日本書紀の一書に載せたる大綾(アヤ)津日神と同一神におはしまして、大綾(アヤ)の阿(ア)を省きて、大屋(オホヤ)といへるなり、而して、この綾といふは、即ち禍の意なれば、この大屋毘古神すなはち大綾津日神は、大枉(アガフ)津日神と同一神なりといはれたり、〔日本書紀、古事記傳、日本書紀通釋〕なほ、五十猛命の亦の御名をば、大屋毘古神とも申して、全くこの神とは、同名異神におはします事につきては、次の「大屋毘古命」の條に記せり、參看すべし。

【大屋毘古命】 古事記に、木國之大屋毘古神と見えたり、こは木國(紀伊國)にましま

す五十猛命の御事にして、この神、その御妹大屋津姫命、抓津姫命とともに、普く國內に木種を播ゑ生し給ひし大功有る神なり。舊事本紀に、五十猛神、亦云大屋彦神、とも見えて、この五十猛命を大屋彦とも申す故は、その御妹を大屋津姫命と申し、に對へての御名にして、共に木種を播き施し給ひしよりがく本にゆかり有る御名は負ひたまへるなり。なほ五十猛命の項を併せ見て、其の御事歴を知るべし。日本書紀、舊事本紀、古事記傳、なほ伊弉諾、伊弉冉二神の生み給ひし神に、おなじく大屋毘古神といふ同名異神、おはせり、前の「大屋毘古神」の項を見るべし。

【大山昨命】亦の御名、山末之大主神。

大山昨神は、またの御名を山末之大主神といふ。大年神の御子にして、御母を天知迦流美豆比賣と申す。

素盞鳴尊

大市比賣命 大山祇神の女

大年神
天知迦流美豆比賣命

大山昨神 亦名山末之大主神

古事記に、この神の出自を記して、大年神云々、又娶天知迦流美豆比賣生子云々、次大

山昨神、亦名山末之大主神、此神者坐近淡海國之日枝山、亦坐葛野之松尾用鳴鑄神者也と見えたり。古事記傳の説に、用鳴鑄の用の字は成の字または化の字の誤なるべく、「鳴鑄になりませる神なり」と訓むべしと云へりさて、この大山昨神を祀れる神社にて、最も著名なるは、この神を祀れる本つ社ともいふべき、近江の日吉神社の外には、古事記にも見えたる山城の松尾神社あり、また武藏國の日枝神社あり、大凡諸國に散在せる日吉神社(日枝神社)は、皆この神をいつき祭れるものなりとす。又この神の御名の意義につきては、本居翁の古事記傳にいはく、大山昨神、山末之大主神、此の二つ名の意義いかなる故か、未だ想ひ得ず。山といふは、共に日枝山に因れる名にや、昨とは、亦の名の大主と同意にて、其の山に主はき坐す意にや、又山に末と云ふは、麓を山本と云ふに對へて、上方の事なり、但しこの山末は、地名にてもあらむかしといはれたり、さて、この神を山王といふ事何時頃よりの事ならむ、二十二社註式といふ書には、山王號之事第五十二代嵯峨天皇弘仁十年、始崇敬之と見えたれど、何の據處ありてかくは言へるにか、おぼつかなし、古事記にも記せるが如く、大山昨神は、原來近江の日枝山(比叡山)に鎮坐しまし、神なるが、桓武天皇の延暦年中、僧寂澄の延暦寺をこの山上に創創するに及びて、別に大三輪神を勧請して、之を山上に祀りて

延暦寺の守護神となし、原來の大山呪神の社は、之を山下に遷して、上なるを大比叡といひ、下なるを小比叡といふ事となしたり。されど、小比叡すなはち大山呪神は、元來この山に鎮坐したまへる神なれば、これをば地主神として祀れり。がゝれば、この頃より、天台の教徒等、その宗派の守護神として、専らこの神を仰ぎ奉れるより。やがて、唐國の天台山の守護神たる地主山王にならひて、この神を山王と稱し奉る事とは爲れりしものなるべし。日吉山王辨といふ書に、「山王といふ號はその原は唐國の天台山國法寺に、山王祠あるに擬へて、最も畏き事なりける彼の天台山の山王」と稱ふは、奈何なる者ぞと云に、成尋僧正が參天台五臺山記卷第一云、智者大師受戒付屬地也。宛如日本天台山王也云々と見えたり。要するに、山王の稱呼は、全く佛家の所說より出でたるものにして、素よりこの山にその稱有りしに非ず。なほ「日枝大神」および「松尾大神」の項を併せ看るべし。古事記、延喜式、古事記傳、日吉山王辨神志料古事類苑。

【大山祇神】

この神の御名を古事記に、大山津見神と記せり。こは伊弉諾・伊弉冉二

神の生みたまひし神にして、山神なり。古事記には、なほこの他に、淡膝山津見神・奥山津見神・志藝山津見神・羽山津見神・原山津見神・戸山津見神など、種々の山神まします事を記せり。而して、大山津見神は、これら總へての山神たちの上にまして、すべての山の事を守り掌ります。神なりとす。本居宣長翁の説に、「山津見は、綿津見の例の如く、山津持にて、山を持ます神なり。他にまた種々の山津見あるは、分けて持つ神。大山津見神は、凡て持つ神なるが故に、大と稱すか」といはれたり。されど、これに對して、堀秀成翁は、山津見・綿津見などの見は靈にして、山津見とは山之靈神といふこと。綿津見とは海之靈神といふ義なりと説かれたり。そはともかくも、この大山津見神のすべての事を主はき掌ります神なることは、上にも記したるところの如し。古事記、日本書紀、古事記傳、神名考なほ、吾田鹿葦津姫命・磐長姫命の御父なる大山祇神、および伊豫國に鎮座したまふ大山祇神につきては、次の項に記せり。

【大山祇神】

天孫瓊瓈杵尊の御妃となり、給ひて、彦火火出見尊を生みたまひし吾田鹿葦津姫命。亦の御名は木花開耶姫命。およびその御姉磐長姫命の御父は、また大山祇神と申す。この神、吾田國の國神にておはしまし。事、古事記、日本書紀の記事によりて推知せらる。また今も伊豫國越智郡宮浦村に鎮座したまふ大山祇神社にい

はひ祀る大山積神は、また和多志神とも申し奉る傳説に、この神、仁徳天皇の御世に、百濟國より渡り來まして、津國攝津國の御島三島の地に鎮りましましゝが、後に津國より伊豫國に移り鎮まり給へるなりともいへり、故に古來三島大明神とも稱へ奉れり、この社は延喜式の神名帳に、伊豫國越智郡大山積神社、名神大と載せ、後當國の一宮として崇敬最も篤かりしが、現今國幣中社に列せり、稱德天皇の天平神護二年、大山積神に從四位下を授け奉り、仁明天皇の承和四年に名神に預らしめ、清和天皇の貞觀二年に、從四位上より從三位に進め奉り、同八年に正三位を賜ひ、同十二年に從二位に叙せられ、同十七年に更に正二位に上せ奉られしよし、國史に見えた

り、古事記、日本書紀延喜式、釋日本紀、續日本紀、三代實錄、古事類苑

【大若子神】 大若子神は酒解神、酒解子神および小若子神と共に、四柱相並ばして、山城國葛野郡梅津村なる梅宮神社にいはひ祀られ給ふ神なり、この梅宮の四座の祭神につきては、古來諸説ありて、大若子神とは、伊勢の度遇の神主たちの遠祖加夫良居命の御事なりとの説もあり、また瓊瓈杵尊を申し奉るなりとの説も有れど、いづれもその典據疑はし、要するに、梅宮の神は、橘氏の氏神なりといふ事の外には、くはしき事實を知ること能はず、隨つて、その祭神の御事歴等は未詳なり、仁明天皇のに一言したれば、參着すべし。

【大綿津見神】 大綿津見神は伊弉諾・伊弉冉二神の生みたまひし神にして、海神なり、綿津見神の條を見るべし。

【大男迹命】 大男迹命は男大迹命の誤なるべし、然らば繼體天皇の御事なり、繼體天皇御諱は男大迹命、またの御名を彦太尊と申し奉る、應神天皇の五世の御孫にして、御父を彦主人皇子と申し、御母を振姫と申す、武烈天皇崩じたまひて後、皇嗣おはしまさりしが、群臣議して、天皇を越前國より迎へ奉りき、天皇はじめ山背の筒城宮に在しゝが、後に弟國宮に遷りたまひ、後また大和の玉穗宮に遷りたまへり、在位二十五年にしも崩す、時に御年八十二、三島藍野御陵に葬り奉る、日本書紀

【面足尊】 この神の御名を、日本書紀には面足尊と記し、古事記には淤母陀琉神と記せり。いはゆる神世七代の神々の中の一柱にまします。御名の義につきて、書紀に面足尊と書かれたり。此の字の意の御名なり。面の足といふは、不足處なく具りといふべるを云ふと、本居翁は言はれたり。〔古事記、日本書紀、古事記傳〕

【思兼命】 この神の御名を、日本書紀には思兼神と記し、古事記には思金神と記せり。〔八意思金命〕の條に、悉しく記したれば、看るべし。

か

【高良玉垂大神】 高良玉垂大神とは、今筑後國三井郡御井町に鎮坐し給ふ國幣中社高良神社にいはひ祀る大神なり。この社は延喜式の神名帳に、筑後國三井郡高良玉垂命神社、名神大と見えたる社にして、高良山の頂に在り、筑後國の一宮として、崇敬遠近に篤かりし古社なり。祭神高良玉垂命に就きては、古來諸説ありて、明がならず、最も多くは、この玉垂命を以て、武内宿禰の別名なりといひ、また、玉垂神は、武内宿禰と、その子葛城襄津彦とを合祀せるなりともいひ。〔神名帳頭註、高良神考〕或は高良

玉垂の神は、藤原大臣連保の事なりともいひ、或はまた安曇、磯良なりともいひ。〔諸事記、高良神考〕或はまた、豊玉姫命の御事なりしもいひ。〔諸國神名帳〕また、豊玉彦命かともいへり。〔神名帳考證〕これ等の諸説の外に、また説を立て、玉垂命とは比賣許曾神にして、高良山にては、玉垂命と稱へ、香春岑にては、香春神として祭りしにこそあらめと云ひ。〔神社叢錄〕また、玉垂神は、すなはち物部膽咲連にして、物部氏の祖神にましませりともいへるものあり。〔高良神考〕栗田寛博士は、この高良の神を以て、太古筑紫の地に大勢力を有し給へりし海童族の神なる綿津見神を祀れるものならむとして、高良玉垂命は、蓋し阿曇連の祖綿津見神なり。蓋し息長帶比賣命〔神功皇后韓國を給ひき後世〕この神功を稱へ奉りて、玉垂命と云ふと斷せられたり。同じ高良山の御手洗山に、豊比咩神社といふが有りて、これも延喜式の神名帳に載せたる名神大社なるが、その祭神の海神豊玉姫命にておはすべきは、社名によりても知らるゝ事なれば、この高良玉垂神を以て綿津見の大神なりとなす説蓋し當れるならむ歟。この高良神社の後なる山の上に、かの世に名高き神籠石とて、切石を一列に列べ廻せる礎城の有るはいかなる遺跡なるか、今尙學者間にその定説なきもいかさま縁由

の深き太古の遺址ならむと思はる、これ等も、この玉垂神と關係ある遺址にはあらじかさて、桓武天皇の延暦十四年に、高良神に從五位下を授け給ひしこと、國史に見えたるをはじめとして、仁明天皇の承和七年に、從五位上を加へ、同八年、正五位下に叙し、嘉祥元年、從四位下に進め、同三年、從四位上を賜ひ、仁壽元年、正四位下を加へ、また從三位を授け奉り、齊衡二年、位田四町を加へ、天安元年、この神および豊比咩神に、封戸位田を充て奉り、同二年、玉垂神に正三位を賜ひ、神封二十七戸を充て、清和天皇の時に至りては、貞觀元年に、從二位を授け、同六年に、正二位に叙し、同十一年、從一位に至り、醍醐天皇の寛平九年に、正一位を授け奉らるゝに至りしこと、史に載せたり、この神、宗像の神と相比びて、筑紫北方の古社として、歴代の崇敬一方ならざりしこと、以て知るべし、〔神祇志科、古事類苑〕

【香山戸命】 香山戸神は、大年命の御子にして、古事記に、香山戸臣神と見えたる神、即ちこれなり、大年神の香用比賣を娶りて生み給へる御子、大香山戸臣神（舊事本紀）に、大香山戸神と記せり（あり）、また天知迦流美豆比賣を娶りて生み給へる御子、香山戸臣神（舊事本紀）に、香山戸神と記せり（あり）、および羽山戸神おはしきさて、本居宣長翁の説に、山戸は、山なる民の居所にて、いはゆる山里なり、戸は借字にて、處の意なり、されば、この神は、山里を開きて、民の居べき處を成し給へる功德ありけるにやあらむ、香の意は、未だ思ひ得ず、もしくは「稱名」にて、これも光耀く意か」と見えたる、此の説に従ふべきなり、〔古事記、舊事本紀、古事記傳〕

【柿本人麻呂卿】 柿本人麻呂は、奈良朝初期の歌聖なり、その詠歌、神韻高妙、古今の間に獨歩す、その歌の聖てふ名を得たるもの、まことに所以なしとせず、故に後世これを和歌の守護神として、崇め祭れり、人麻呂また人丸とも書く、この先は、天足彦國押人命より出づといふ、その事蹟甚だ不明なるが、その持統文武の諸朝に仕へ、新田部、皇子、高市、皇子等の諸皇族の知遇を忝うし、また鶴駕に陪從して、紀伊、伊勢吉野その他他の地に遊び、また自ら近江・石見筑紫の諸國に遊びて、過ぐるところ金玉の詠をものせしこと、萬葉集に收載せる、その詠題によりて知らる、晩年石見國に居りて、この地にて終れり、また其の墓は、大和國に在りともいへれど、傳説種々にして、定からず、古今和歌集の序にいはゞかの御時（奈良の御時）に、柿本人麻呂なむ歌の聖なりける、これは、君も人も身を合せたりといふなるべし、秋の夕、龍田川に流るゝ紅葉をばみかどの御目に錦と見給ひ、春のあした吉野山の櫻は、人麻呂が心には、雲かとのみなも覺えける、また、山邊赤人といふ人ありけり、歌にあやしくたへなりけり、人

麻呂は赤人が上に立たむ事かたく、赤人は人麻呂が下に立たむ事かたくなむありける、云々」といへるにて、その崇敬仰慕せられたりしさまを知るべしかの「ほのば」と明石の浦の朝霧に、島がくれ行く船をしそおもふの歌の如きは人麻呂の詠として千載のもと尙人口に膾炙するところなりとす、今石見國美濃郡高津村に柿本神社あり、高津の地、もと人麻呂終焉の地なりとして、こゝに入丸寺といふ寺有りしを、近時改祀して、祠社となしゝものなり、享保八年朝廷より詔ありて、正一位を授け給へり、明和九年、津和野侯こゝに碑を建て、釋顯常の撰文を刻せり、萬葉集、古今和歌集、大日本史、八重葦なほ「和歌三神」の項をも併せ看るべし。

【角行靈神】 角行靈神とは富士行者第一世角行の靈をまつれるものなり、角行は、加藤肥後守の第五の庶子にして、天文十年を以て生る、永祿元年はじめて富士行者となり、元龜三年四月、富士の北麓より登山せり、初め加藤甚平とも長谷川左近とも云ひしが、立願の後、角行と稱し、後書行と改め稱せり、元和六年の春、人穴に入りて、千日參籠せり、後正保六年六月三日、人穴に入りて入定す、時に年百六歳なり、これを始祖として、其の流を汲むもの後永く絶えず、これを富士行者といふ〔日本社會事彙に據る〕

【軻遇突智神】

軻遇突智神は古事記に火之迦具土神とも記せり、火神なり、伊弉諾、伊弉冉二神の御子なるが、伊弉冉神、この神を産み給へると、御陰焦かれて、神去り給ひし由、記紀に記せり、古事記に、伊邪那岐命、伊邪那美命二柱の神云々、次に火之夜速男神を生みます、亦の御名は火之炎昆古神と謂し、亦の御名は火之迦具土神と謂す、此の御子を生みますに因り、美蕃登炎かえて、病み臥せり云々、故伊邪那美神は、火神を生みませるに因りて、遂に神避坐しぬ」と記し、日本書紀にも、火神軻遇突智を生み給ふ時に、伊弉冉尊、軻遇突智の爲めに焦かれて終りましぬとも、また「伊弉冉尊、火神を生みます時に灼かれて、神退りまし」とも記せり、この神をば、また火產靈神、火結神とも申すことは、日本書紀の一書、および延喜式の鎮火祭の祝祠に見えた、さて、此の軻遇突智神の御名の意は、本居宣長翁の説に、迦具は赫といふ意にて、迦賀とも、迦藝とも、迦具とも、迦宜とも、活きて同じ言なり、土の都は助辭、知は尊稱なりといはれたり、この神の火神にておはします事、その御名によりても明らかに知らる、かくこの神は火の事を掌り護りたまふ神なれば、後世、火の禍を避け、火を防ぎ鎮めむとするもの、皆必ずこの神を祀りて、その恩頼によりて、鎮災防火の幸を得むことを求むるに至れり、かの鎮火祭のこときも、全くこの神をまつれるものなり、また、この

神をいはひまつれる神社にして、延喜式の神名帳に載せられたるものに就きて、其の二三を舉ぐれば、紀伊國名草郡に香都知神社あり、その軒遇突智神をまつれる社なることは、その社名によりて明に知らる、また伊豆國田方郡に火牟須比命神社あり、その火神火產靈命すなはち軒遇突智神をまつれる社なること、亦その社名によりて知るべし、また丹波國桑田郡に阿多古神社あり、今も山城國葛野郡の北隅なる愛宕山の上に祀れる愛宕神社の神は、この阿多古神を遷し奉れるものなりと傳ふるが、また實に火神軒遇突智神をまつれりといふ、古事記傳に、阿多古とは御祖を焼きたまひし故に、仇子といふ意にやど見えたり、『古事記、日本書紀、古事記傳』なほ火產靈命の項を參看すべし。

【鹿兒島大神】鹿兒島大神とは、今の大隅國始良郡宮内に鎮座します官幣大社、鹿兒島神宮にいはひ祀る大神をいふ、この社は、延喜式の神名帳に、大隅國桑原郡鹿兒島神社大と見えたる社にして、はじめより彦火火出見尊をいつき祀れる社なるが、後また仲哀天皇、神功皇后、應神天皇、仁德天皇等を合祀して、大隅正八幡宮とも稱せり、嘗國の一宮として、世々の崇敬篤く、後鳥羽天皇の建久の頃には、本社の社領凡一千二百九十六町三段ありきといふ、後宇多天皇の弘安七年二月、將軍惟

康親王は、豊前國上毛郡勤原村の地をこの正八幡宮に奉りて、聖朝安穩異國降伏のことを祈りたまひ、後伏見天皇の正安三年十二月、また日向國臼杵郡田貫田を奉られたり、而して今の祭神はすなはち當初の如く、天津日高彦火々出見尊にておぼしまずなり、彦火々出見尊の御事歴につきては別にその項あり、就きて看るべし、『延喜式神祇志料古事類苑』

【惶根命】「吾屋惶根尊」の條を看るべし。

【鹿島大神】鹿島大神は、今も常陸國鹿島郡鹿島町に鎮座まじます鹿島神宮にはひ祀る大神にして、こは延喜式の神名帳に、常陸國鹿島郡鹿島神宮、名神大、と載せたる社にして、現今官幣大社に列せり、祭神は武甕槌神にして、また經津主命・天兒屋命の二神を配祀す、延喜式鹿嶋志、古事類苑古來朝廷の崇敬特に篤く、毎歳二月、使を遣して幣帛を奉らせ給ひき、また藤原氏この神を以てその氏神と定め、奈良朝の中項に、この神を奈良の春日に遷し祀りしよりは、立后任大臣等の事有る毎に、神寶幣帛等を奉り、春日神とこの鹿島神とは、相關連して、公家藤原氏の崇敬比類なかりき、鎌倉時代に至りても、賴朝以下の武將等は、いづれもこの神を武神と崇め仰ぎて、尊

信淺からず、屢々神領を寄せたる事などあり、さればこの鹿嶋大神の威風餘烈は遠く東西に行はれたりし中にも、東國は其の鎮座し給ふ地方なれば、この神を分祀勸請せしもの少からず、殊に東北陸奥地方に至りては、この神の苗裔神の數頗る多し、清和天皇の貞觀八年正月に禰宜中臣部道繼の奏せしところによれば、當時鹿島大神の苗裔神の陸奥に在る者すべて三十八ありきといふ、延喜式の神名帳に記載せるものを檢するも、其の數決して少しとせず、以てこの神の神威の及べるところを推知すべきなり、常陸風土記の記す所によれば、はじめ崇神天皇の御世に大坂山の頂に神あり、白細の大御衣を着、白梓の御杖取りまして、識し給ひけらく、我が前を治め奉らば汝治し看す國を、大國小國事依し給はむと教し給ひき時に八十伴緒を召集めて問はしめ給ふに大中臣神聞勝命、此は大八島國は汝の知しめす國とことむけ給ひし香島國に坐す天津大御神の舉教戒事なりと奏せり、天皇よりて大刀十口、鉢二枚、鐵弓二張、鐵箭二具、許呂四口、枚鐵一連、鍊鐵一連、馬一匹、鞍一具、八咫鏡三面、五色絶一連を奉り給ひぬ、これを鹿島神の神靈を示現したひし傳説の最もふるきものとなす次いで、景行天皇の御世に、中臣臣狹山命に神宣ありて、威靈大に著はるゝを以て、船三隻を作りて之を奉り給ひぬ、孝德天皇の大化五年下總海上國造および

那賀國造の部内を割いて、別に神郡を置き、また是れより先に置きし神戸八戸に、五十烟を加へ奉り、天智天皇の御世には、始めて使を遣して神宮を修理せしめ、天武天皇の御世に、神戸九戸を寄せ給ひ、持統天皇の御宇には、神封二戸を減じて、六十五戸と定め給ひぬ〔常陸風土記、三代實錄〕かく、此の神社は、早くより朝廷の崇敬いと篤かりしは、全くこの神の、葦原中國の平定の功績著しくおはしまして、その神威餘烈の、比類なくおはしましけるに因る事は、多辨を要せざる所なりとす、かくて奈良朝時代に入りて、藤原氏の一族が、春日神社を創設して、その氏神をこゝにいつき祀るに至りて、この鹿島坐建御賀豆智命は、香取坐伊波比主命および枚岡坐天之子八根命、比賣神と共に、春日大神四柱の中の一柱として祀られ給ふ事となりしより、隨つて、朝廷および攝關家の鹿島神宮に對する崇敬は、更にその程度を加ふる事となりぬ、光仁天皇の寶龜八年、内大臣藤原良繼が病を祈りし報賽に、その氏神鹿島神を正三位に叙せられ、桓武天皇の延暦五年、神封一百五戸を寄せ奉らる、當時鹿島の神賤五十戸、課丁六百八十五人、不課二千六百七十六人の多きに及べり、仁明天皇の承和三年に、使を遣して、從二位勳一等建御賀豆智命に正二位を授け、同六年、從一位を賜ひ、文德天皇の嘉祥三年、正一位に進め奉らる、以て如何に公家の崇敬の篤かりしかを

知るに足るべし、その毎年二月の春日祭の日には、六位の藤原氏及び内藏、史生一人づつを遣して、官幣を奉らしめられ、その臨時奉幣には、伊岐中臣二氏を用ひたまふ事、その例なりきといふ。その神領の如きも、歴代公武の寄進甚だ多く、興國年中には、神領凡千百八十餘町ありきといふ。續日本紀 繢日本紀 繢日本後紀 文德實錄 三代實錄 神祇志 料、古事類苑鹿島大神を武神として仰ぎまつりし事、源賴朝以來、その例甚だ多し、北條五代記といふ書に、鹿島は、勇士を守り給ふ御神、末代とても、誰かあふがざらんと見えたり、また奈良朝の古へ、東國より筑紫の邊防に赴く防人の兵等が、この神を拜みて、その旅中安らかにして、よく任務を畢へむ事を祈りし由は、萬葉集に載せたる左の歌にても知らる。

あられふり鹿島の神を、禱りつゝ、スノラ 皇御軍クサ に我れは來にしを、

なほ、祭神の御事歷に就きては、武麿 槌神の頃を見るべし。

【春日大神】 春日大神とは、今も大和國添上郡奈良市に近き春日山の麓に鎮座したまふ春日神社にいはひ祀る大神にして、本社は現今官幣大社に列す、延喜式の神名帳に、大和國添上郡春日祭神四座、並名神大と載せたる如く、その祭神は四座にましまじて、延喜式の春日祭の祝詞に、天皇我太命爾坐世恐岐鹿島坐健御賀豆智命香

取坐、伊波比主命、枚岡坐天之子八根命、比賣神、四柱ミツノカタ 皇神等能廣前仁白久大神等能乞賜此能任爾、春日能三笠山能下津石根爾宮柱廣知立高天原爾千木高知氏天乃御蔭日乃御蔭止定奉氏云々と見えたるごとくに、鹿島の神健甕槌命香取の神齋イヒヌノミコト 主命、枚岡の神天兒屋命アノコヤハシコト おはび比賣神の四柱なりとす、藤原氏は、其の遠祖なる天兒屋命、比賣神の外に、鹿島香取の二神をも併せて、これを當時の帝京なる奈良の都の東、春日の地に祀りて、これをその氏族の氏神として永く仰ぎ祭れるなり、即ち春日神社は、以上の四神の合祭によりて成立せる社なり、而して、その鎮座の年代に就いては、種々の議論有るところなるが、要するに、其の鎮座年代を確然と定むることは、殆ど不可能の事に屬するが如し、但し、奈良の奠都と共に、當時漸く朝野の間に其の勢を得來たれる藤原氏は、この春日の社を、帝京の東郊、山色秀麗なる地に創建したるものなるは、疑なき事實なるが如し、斯く春日神社は、藤原氏の氏神として、その歴代最も崇敬せしところなるを以て、藤原氏の勢力の盛なるに連れて、本社の威靈も、亦隨ひて顯揚せらるゝ事となり、歴世行幸の例も少からず、殊に藤原氏の氏神なれば、藤氏公卿の參詣するもの、世として之なきはなく、その攝政關白參詣の儀の如き、其の幣を奉るには、第一の棚は氏長者たる人、近親と共に之を昇り、その第二三四の棚は、

その親疎に従ひて、同族公卿それを昇けりといふ。『延喜式、古事類苑』がく歴朝の御崇敬殊勲爲かりければ文德天皇の嘉祥三年、參議藤原朝臣助を使として春日神社につかはして、健御賀豆智、伊波比主命二柱の大神をば正一位に天兒屋根命をば從一位に、また比賣神をば正四位上に上せ奉らるゝ事となれり。がくれば後、二十二社の制の定るに及びても、伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日と、上七社の中に加へらる事となれり。『文德實錄、二十二社註式』後世、諸國に春日神社とて奉祀せるは皆この大神を分祀勸請せしものなりとす。なほ祭神四柱の神々の御事歷につきては、各その項有れば就きて看るべし。

【加藤清正】 加藤清正は、其の先、中納言藤原忠家より出づ。父は清忠、母は豊臣秀吉の母と從父姉妹たり。清正亦秀吉と同じく尾州中村に生れぬ。小字夜叉若ヤツワカといひ、後虎之助と改めしが、幼にして父を失ひければ、母と共に秀吉に依る。十五歳の時、元服して食祿百七十石を受く。天正十年、因幡鳥取城備中冠城攝津山崎、丹波龜山等の軍に従ひ、殊功有り。天正十一年四月、賤ヶ嶽の合戦に驍名を博して、いはゆる賤ヶ嶽七本槍の第一たり。同十三年功を以て從五位下主計頭に任す。同十五年、秀吉九州征討の時、宇土城を守りて功有り。翌年、肥後の守護佐佐成政の國除かるに及びて、清正、肥

後半國三十五萬石に封せられ、乃ち熊本に治す。加藤氏の熊本を治すること、實にこの時よりの事なりとす。天正十九年八月、秀吉征明の事を決行せむとし、諸將を召して令を傳ふるや。清正自ら進みていはゞ、公明を征し、各將の戰功を論じて、封土を得しむ。樂之に過ぎたるものあらず、臣、駕なりといへども、願はくは、命を奉じて先鋒となり。朝鮮王を擒とし、然る後に明に入りて、四百餘州を屠らむと。秀吉之をきみて、大に悦びり、かくて、文祿元年、征明の師いまいよ發するや。秀吉旗印を清正に授けて、これを第一先鋒となす。清正、釜山に上陸したる後慶川を陥れ、忠州を取り、更に進んで王城に入りしが、王既に西奔して在らず、清正更に進んで咸鏡道に入り、所在虜兵を破り、進むところ前なし。遂に二王子を會寧に捕へしが、和成るに至りて、其の師を還せり。然るに幾もなく、和議破れしかば、慶長二年正月、清正是再び小西行長と共に兵を率ゐて、朝鮮に向ひぬ。攻城野戰到る所に、その勇名を轟しけば、韓人これを恐れて鬼上官と呼びたゆと。後、蔚山城に入りて、鮮兵の圍む所となり、糧盡きて、大に苦みしも、遂に屈せず、また大に虜兵を破れり。清正、征戰に從事すること前後七年、勇名最も著れしが、慶長三年、秀吉の薨するに及びて、諸將と共に、遂にその軍を返しき。慶長五年、上杉景勝、その領國會津に據りて兵を起すや。徳川家康、自ら東下して之

を討たむとす、かねてより家康の勢威有るを心好からず思ひ居たりし石田三成は、この時を機として、兵を土方に起して、家康を討むとし、よめて家康・三成の軍、東西より相撲ちて、大に美濃の關ヶ原に戦へり。清正は、固より三成と善からざりければ、家康の爲めに國に就きて、九州鎮撫の任に當れり、かくて石田方敗戦となり。世は家康の天下と成りければ、慶長十年四月、清正功を以て從五位上侍従肥後守に叙せられぬ。されど清正は、もと秀吉の同郷の士にして、少時より秀吉の恩顧を受けたる人なり。秀吉の薨後江戸の徳川家康の勢力、全く天下を壓し、慶長八年には家康征夷大將軍となり、同十年には、その子秀忠、二代將軍の職に就きて、大阪の豊臣秀頼の勢、今や朝陽東天に現れて、残星漸く其の光を失ふの有様とはなれり。さはいへ、清正たる者、豈に太閤積年の舊恩を忘れむや、如何にもして、秀頼の成長を俟ち、時機の到來するを見て、頽勢を既倒に回し、大阪の豊臣氏をして、再び昔日の有様に立返らしめむものと、苦心焦慮せし心の中こそ、推しあはれなれ。この後慶長十六年の春、家康二條城に在りて、大阪より豊臣秀頼を召して、之と會見せしとき、清正は、淺野幸長と共に、秀頼に扈從して、大阪より二條城に至れり。この際、清正は、事の不慮に出づるもの有らむを慮り、苦慮施設する所、少からざりしが如し。既にして、二條城の會

見は無事に畢り、秀頼伏見より船して大阪に歸著するや、清正其の邸に還りて、後、匕首を懷中より取出し、推し戴きて流涕していはく、太閤の洪恩、今日これを報ずるを得たりといへりとぞ、尋いで、其の領國に歸り、熱病を得て卒せり、時に年五十歳なり。その遺命によりて、甲冑刀劍を帶せしまゝに、これを中尾山に葬る法名を淨地院日乘といふ。その日蓮宗を崇信せし事の篤かりしは、世に名高き事なり。清正、戰國の際に生れ、干戈の間に人となりけるが、居常よく心を學問に用ひ好みて論語を讀めり、その領國に出入するに常に船中にてこの書を披讀せりといふ。寔に武にして文なりと謂ひつべし。而して、その領國を治むるや、また能く心を民治に用ひ常に家臣を戒めて、奢侈を禁じ、學問を奨め、忠孝を勵し、武事を怠ることなからしめたり。清正の如きは、實に武將としての龜鑑なるのみならず。また實に國士の龜鑑なりと謂ふべきなり。〔清正記、野史〕いま熊本の城北に在る錦山神社は、明治四年の創建にして、實に公に祀れり。

【香取大神】 香取大神は、今も下總國香取郡香取町に鎮座したまふ香取神宮にいにひ祀る大神にして、本社は、延喜式の神名帳に、下總國香取郡香取神宮名神大、と載せたる社にして、現今官幣大社なり。もと香取明神とも稱し、下總の一宮として、古來

上下遠近の崇敬殊に篤く、常陸の鹿島神と相對して、東國有數の古社なり。祭神は磐裂根裂神の御子、磐筒男磐筒女の生みたまへる御子齋主神にておはす。この齋主神は、また齋之大人とも申し、亦の御名を經津主神と申す。はじめ天祖天神の詔によりて、天孫瓊々杵尊を此の葦原中國の君と定めて、天降らしめむとし給ふや先づ天神の詔を大己貴神に傳へて、其のかねて經營せる國土を、天孫に譲り奉らしめ、なほ天神の詔命に順ひまつろはぬ神有らば、そを伐ち平げしめむとて天神の詔以て、この經津主神と武甕槌神とを、天降し遣はし給へるに、二神の威烈甚だ盛なりければ、大己貴命も直に天神の詔命を奉じ給へり、二神乃ち天下を周流して、荒振神どものまつるはぬをば伐ち從へ、和めやはし給ひしかば、語問ひし磐根樹立草の片葉も語止めて、國內鎮靜するに至りき。かくて天孫瓊々杵尊やすらかに此の國に降下し給へり。後世この神を仰ぎて軍神となすは、蓋しにの故に因るものなり。後藤原氏が奈良京の東に春日社を建て、その氏神と定むるに至りて、其の祖神なる枚岡坐天兒屋命および比賣神の外に、鹿島坐健御賀豆智命、およびこの香取坐伊波比主命をも併せ祀る事となれり。是れより後藤原氏繁榮し、春日神の神威揚るにつれて、また此の香取神も、隨つて榮えさせ給ふ事とはなりぬ。仍りて亦、後に至りて、武甕槌命、天兒屋

命、比賣神をも配祀する事となれり。香取私記といふ書に、香取神記、正神殿四座、經津主命一座、相殿三座、姬大神、武甕槌命、天兒屋命と見えたり。されど、齋主神一座を以て主神となすこと、延喜式の神名帳に、香取神宮を一座となせるにて明かなり。光仁天皇の寶龜八年、内大臣藤原良繼の病によりて、其の氏神香取神に正四位上を授け、平城天皇の大同元年、神封七十戸を寄せ奉り、仁明天皇の承和三年、從三位伊波比主命に正二位を賜ひ、同六年に、從一位を授け、文德天皇の嘉祥三年に、正一位に進め奉り、陽成天皇の元慶六年十二月、勅して下總の神稅稻五千八百五十餘把を以て、正一位勳一等香取神社の雜舍を造る料に充てしむ。これ二十年に一度作る例なるによる由、國史に見えたり。この後も、公家の崇敬殊に篤く、殊に藤氏攝關家より、神寶神戸を奉れること、その例少からず鎌倉時代に入りてよりも源賴朝をはじめとして、東國の將士は、軍神として、この神と鹿島神とを崇敬せり。正和五年二月、大禰宜大中臣實長が上れる訴狀の中に、當社は日域無雙の名社異國征伐の軍神に坐すの語あり。古事記、日本書紀、延喜式、續日本紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、吾妻鏡、古事類苑、神祇志料、なほ祭神の御事歷につきでは、「齋主神」の項、および「經津主神」の項を見るべし。

【金鑽神】 金鑽神とは、今も武藏國児玉郡青柳村に鎮座し給ふ金鑽神社にいはひ

祭る大神にして、この社は延喜式の神名帳に武藏國兒玉郡金佐奈神社名神大と載せ、現今官幣中社なり。祭神は天照大御神および素盞嗚尊にまします。清和天皇の貞觀四年六月、武藏國正六位上金佐奈神を官社に列し、同八月從五位下を授け給ひし由、國史に載す。三代實錄延喜式古事類苑なほ祭神二柱の御事歴につきては、各々其の項有れば就きて看るべし。

【金山彦命】 金山彦命は伊弉冉尊の火神軒遇突智を生み給へる時に、その火氣に懊惱だまひし吐によりて生りませる神なり。この事を日本書紀には伊弉冉尊生火神軒遇突智之時悶熱懊惱因爲吐此化爲神名曰金山彦と記し、また古事記には次生病臥在多具理、遜生神名金山毘古神と見えたり。この神と次の金山姫命とは相並びて、金山の事を護り掌りたまふ神なり。即ち荒金を土中に探し、これを以て、或は劔鏡を作り、或は刀仗鋤鍼の類を鍛へ造るなど、皆この神の幸はひ護りたまふ所なりとす。されば眞金吹く吉備の中山と歌はれたる吉備國に祭れる國幣中社中山神社(美作國苦田郡一宮村)には、この金山彦神を祭り、また美濃國不破郡中山金山彦神社(今國幣中社南宮神社)も亦この神を祭れり。その他河内國大縣郡に金山孫神社、金山孫

女神社あり。皆延喜式の神名帳に載せたり。【古事記、日本書紀、延喜式日本書紀傳】

【金山姫命】 金山姫命は金山彦命と共に伊弉冉尊の火神軒遇突智を生み給へる時、その吐によりて生りませる神なり。この事を古事記に記して、次生火之夜藝速男神、亦名謂火之炫毘古神、亦名謂火之迦具士神、因生此子美蕃、登見炙而病臥在多具理遜生神名金山毘古神、次金山毘賣神と見えて、金山彦、金山姫、二柱並びて生りませる由に記したれど、日本書紀には唯金山彦の御名のみ見えて、金山姫命も、金山彦命とおなじく、金山の事を護り掌り給ふ神にましまして荒金を土中に獲、これを鑄、これを鍛へて、或は劔鏡を作り、或は刀仗鋤鍼を造るなど、皆この神の幸ひ護りたまふ所なりとす。延喜式の神名帳によるに、河内國大縣郡に金山孫神社、金山孫女神社あり。この二神の並びて祭られ給へる事、知るべし。【古事記、日本書紀、延喜式日本書紀傳】

【金井新左衛門外九士之靈】 神社明細帳に古來傳へ云、貞治二癸卯年、足利基氏、芳賀某なるものと、當郡(入間郡)若林野に戦ふ其の時僧秀賀なるもの、戦死者芳賀の臣、金井新左衛門外九名の靈を祭れりとよりて、古は十士明神と稱す。後今の社號(十社神社)に改む。舊來の產土神たるを以て、明治五年、村社に列せらる」と見えたり。これに

て祭神の由緒を知るべし、

【河菜姫命】 河菜姫は火を防ぎ鎮め給ふ神なりこの神の御名古事記・日本書紀等には見えざれど延喜式に載せたる鎮火祭の祝詞の中に見えたりいはく神伊佐奈伎伊佐奈美乃命妹背二柱嫁繼給氏國能八十國島能八百萬神等乎生給比氏麻奈弟子爾火結神生給氏美保止被燒氏石隱坐氏云云吾名妖命能所知食上津國爾心惡子乎生置氏來奴止宣氏返坐氏更生子水神匏川菜埴山姬四種物乎生給氏此能心惡子乃心荒比留波水神匏埴山姬川菜乎持氏鎮奉禮止事教悟給支云々とあり即ち伊弉冉神の火神軻遇突智(火結神)を生み給ひしによりて美保止やかれて崩れ失せ給ひしが其の際吾が名妖命(伊弉諾神)の知ろしめず上つ國に火神の如き心惡しき子を生み置き來つるによりて後上下萬民のぞの荒びに苦しみ惱む事も有るべしされば之を治め鎮めむが爲めに更に子を生むべしとてやがて水神と匏と埴山姫との川菜とを生み給ひて若し火神の荒び給ふ事有らむ折にはこの四種の神の力に本りて火神の禍を鎮めまつるべしと教へ悟し給へりがくて是れより後川菜姫を以て火を防ぎ鎮むる神なりとしてこれを祭る事となれり日本書紀には伊弉冉尊火產靈火神軻遇突智を生み給ひて神去り給はむとせしどき更けむ

に水神岡象女土神埴山姫および天吉葛を生み給へる由見えたり此の天吉葛といふは鎮火祭祝詞にいはゆる匏と同じされど書紀には川菜の生れ給ひし事見えず書紀の所傳は恐らくは川菜の生れ給へる事を脱落せしなるべし日本書紀延喜式祝詞講義川菜は和名抄に水苔和名加波奈と見えたり古今和歌集に「かはなぐさ」といふも此の事なるべしすべて水に生ふる物の中にてこの川菜こそ其の主なるものなればがく水に因縁多きものを生み成して火を防ぎ治むる種となし給ひたりけむ

【河原太郎】 神社明細帳に元暦元年河原太郎を祭申候と申傳創立は文明十八年にして其の他不詳云々と見えたりこの河原太郎といふは武藏國私黨の勇士にしてその名を高直とやひ次の項に記す河原次郎盛直と共に元暦元年壽永三年二月攝津一谷の城攻めに源氏の大將蒲冠者源範頼が手に屬して追手の先陣驅けてあわばれ關東武士の勇名を挙げ遂に名譽の戦死をとげたる人なり今その事蹟を記したる平家物語の文を次に抄記すべし大手生田の森をば源氏五萬餘騎にて固めたりけるが其の勢の中に武藏國の住人河原太郎河原次郎と兄弟あり河原太郎弟の次郎を呼びていひけるは大名は我れと手を下さねども家人の高名を以て名

譽す、我れ等は、自ら手を下さねば叶ひがたし、敵を前に置きながら、矢一つをだに射すして待ち居たれば、餘りに心もとなきに、高直は城の中へ紛れ入りて、一矢射むと思ふなり、されば千萬が一つも生きて歸らむこと有り難し、汝は残り留りて、後の證人に立てと言ひければ弟の次郎涙をはらはらと流して、只兄弟二人あるものが、兄弟を討せて弟が跡に残り留りたればとて、幾程の繁花をば保つべき、所々にて討たれむより、一所にてこそ討死をもせめとて、下人共呼びよせ、妻子の許へ最期の有様いひ遣し、馬には乗らで芥下ケダをはき、弓杖を突きて、生田の森の逆木を上り越えて、城の中へぞ入りたりける、河原太郎大音聲を揚げて、武藏國の住人河原太郎キサイの高直、同じく次郎盛直、生田の森の先陣をやとぞ名乗りたる、城の内には是を聞きて、あつばれ東國の武士程怖しかりけるものはなし、此の大勢の中へ只兄弟二人駆け入りたらば、何程の事かし出づべき、只置きて愛せよやとて、討たむといふ者こそなかりけれ、河原兄弟、屈竟の弓の上手なりければ、指しつめ引きつめ、散々に射る、城の中にはこれを見て、今は此の者愛しにくし、討てやといふ程こそありけめ、西國に聞えたる強弓精兵、備中國の住人真名邊四郎、真名邊五郎とて兄弟あり、兄の四郎をば一の谷に置かれたり、弟の五郎は、生田の森にありけるが、是れを見て能く引き、暫し保ちて

兵と射る、河原太郎が胸板を、背につと射抜かれて、弓杖にすがりすゝむ所を、弟の次郎はしりより、兄を肩に引きかけて、生田の森の逆木登り越えむとする所を、真名邊が二の矢に、弟の次郎が鎧の草摺のはづれを射させて、同じ枕に伏しにけり、真名邊が下人落ち合せて、河原兄弟が首を取る、大將軍新中納言知盛卿の御見參に入れたりければ、あつぱれ剛の者や、是れ等をこそ一人當千の能き兵どもともいふべけれ、あつたら者共が命を助けて見てとぞ宣ひける、其の後河原が下人走り散りて、河原殿兄弟こそ、只今城の中へ眞先懸けて討たれさせ給ひぬるはと、呼はりたりければ、梶原平三はれを聞きて、是は私の黨の殿原の不覺にてこそ河原兄弟をば討たせたれ、時よくなりぬるぞ、寄せやとて、梶原五百餘騎、生田の森の逆木を取り除けさせて、城の内へ喚きてかくと見えたり、この河原兄弟の先陣驅けし事蹟は源平盛衰記にも見えたり、平家物語、源平盛衰記】

【河原次郎】 河原次郎名は盛直、河原太郎高直の弟なり、前項の「河原太郎」を見るべし、

【皇祖奇御木野命】 出雲國八束郡熊野村なる國幣中社熊野神社にいはひ祭る熊野大神櫛御氣野命の御事なり、次の「神祖熊野大神櫛御氣野命」の項を見るべし、

【神祖熊野大神櫛御氣野命】 神祖熊野大神櫛御氣野命とは、延喜式に載せたる出雲國造神壽詞の中に、出雲乃青垣山内爾下津石根爾宮柱太敷立氏高天原爾千木高知坐須伊射那伎乃日真名子、加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命と見えたる神にして、ことは、素盞鳴尊の御事なり。加夫呂伎は、神漏岐または神呂岐など書けるとおなじく、神祖の義なり。素盞鳴尊は、大己貴神の御祖にましませば、かく神祖とは稱へ申したるなり。古事記傳に、神漏岐は、神生祖君なり。阿と夜とを上下を略きて、禮於をつゞめて漏といへり。生祖とは、人にまれ物にまれ生れ出づる始めの御祖なる由なり。出雲國造神壽詞に、加夫呂伎熊野大神とある加夫呂伎も、神呂岐にて、須佐之男命を申せり。こは大穴牟遲神の御祖なればなり」といはれたるにて知るべし。さて、此の神を出雲の熊野の地にいつき祀れるが故に、熊野大神とは申すなり。延喜式の神名帳に出雲國意宇郡熊野坐神社名神大、と見えたるは、即ちこの熊野神祖の神なる素盞鳴尊を祀れる社にして、今の國幣中社熊野神社すなはちは是れなり。本居翁の古事記傳の説に従へば、この熊野神社の地はずなはち素盞鳴尊が宮居を興して、奇稻田姫命と共に棲み給ひし須賀の地にして、ことを熊野といふは久麻野すなはち隱野の義にして、許母理と久麻と相通せり。素盞鳴尊の「出雲八重垣妻籠に云々」を詠み給ひし都麻

基微の地なるべしと云へり。されば、この神をば熊野大神と申すは、全く其の實坐し給ふ地名によりて申すものなりと知るべし。また、この神をば特に櫛御氣野命と申すは、素盞鳴尊のこの熊野の社に鎮りたまふ御靈を稱へ奉りて云へるなり。本居翁の出雲國造神壽後釋に、櫛御氣野命と申すは、即ち須佐之男大神の、此の熊野宮に鎮り坐す御靈を、稱へ奉れる御名なり。大名持命をも、倭の大三輪に祭る御名をば、別に大物主櫛瑪玉命とあるたぐひにて、同神も、その社々に祭る御名の別に有る例、なほ外にも有り」と云はれたるにて、明かなり。櫛御氣野命と申す御名の義は、櫛は奇にて、その威徳を稱へ奉りたる語なり。また、御氣野は、御食主にして、食は主として食物を云へど、また廣く衣食住にもわたる稱なれば、此の神の出雲に降り給ひて後國を拓き、民を治め、その威令普く行はれて、能く民の衣食住の事を護り獎め給ひしより。この御名を稱へ奉れりしなるべし。鈴木重胤翁の説に、櫛御氣野命と申奉るは、須佐之男命の國土萬民に、食物衣履住宅等の事を授け與へ給ふ主宰神と申す意にて、受張りたる亦、御名と畏けれど定め奉る者なり。といはれたるも、この説なり。さて、この神をいつき祀れる出雲國意宇郡熊野神社は、歷代の崇敬淺からず、杵築宮にいつき祀る大己貴神の祖神にましませば、出雲國造代々その祀を受け繼ぎて、いつき祀れり。

かの神祇令の義解に出雲國造齋神と載せたるは即ちこの熊野神社の事なりとす文德天皇の仁壽元年特に出雲國の熊野杵築の兩大神に從三位を加へ清和天皇の貞觀元年に出雲國從三位熊野神に正三位を授け奉り同年また出雲國正三位勳七等熊野坐神に從二位を授け貞觀九年に正二位を授け給ひしこと國史に見えたりなほ延喜式の神名帳を見るに同國同郡に山狹神社および同社坐久志美氣濃神社あり山狹神社は櫛御氣野神の后神なる大夜女神を祀り久志美氣濃神社はその名の如くに素盞鳴命すなはち櫛御氣野命を祀れりこの外に丹後國熊野郡に熊野神社ありまた櫛御氣野命を祀れり清和天皇の貞觀十年丹後國正六位上熊野神に從五位下を授け給へるよし國史に見えたり古事記延喜式出雲國造神壽後釋日本書紀傳古事記傳文德實錄三代實錄神祇志料なほ素盞鳴尊の御事蹟に就きては別にその項あれば參看すべし

【鎌倉權五郎景政】 鎌倉權五郎景政は鎮守府將軍平忠通の後なり三浦系圖に據るにその父を鎌倉權守景成といふ景政勇武を以て顯はる年甫めて十六の時源義家に従ひて出羽の金澤柵を攻め衆に先んじて進み戰ひけるが敵射て其の眼に中てぬ景政自ら其の矢を折りかけ直にその敵を射かへしてこれを斃しきかくて其

の儘にて仆れ臥してありけるを同族三浦爲繼これを見て矢を抜きてやらむとて足もて其の顔をふみければ景政大に怒りて曰はく敵に射られて命を軍陣に陥さむは武士たる者の甘んずることなりされど生きて面を踏まれむは辱これより甚しきはなしと爲繼乃ち跪きて抜きやりきといふ相模國鎌倉なる御靈社は俗に權五郎社と稱しこの景政の靈を祀りし社なり源賴朝の頃この社を崇敬して奉幣せしめたりし事吾妻鏡に見えたり林道春の神社考に權五郎社在鎌倉五郎嘗赴奥州之役矢中左眼不拔七日遂射殺其敵今世患眼者祈此社有効云々と見えたり三浦系圖後三年軍記吾妻鏡神社考大日本史

【鎌倉權五郎景政姉君】 景政の姉君なり傳記不明

【鎌倉權大夫景成】 三浦系圖によるに鎌倉權五郎景政の父を景成といひ鎌倉權守と注記せり權大夫とあるは蓋し權守のことなるべし而して三浦系圖には景成を以て鎌守將軍忠通の子章名の子なりとなせど平氏系圖には忠通の子景道民部大夫を以て景政の父とせり大日本史列傳には景政を以て忠通の孫なりとし景政の父を景成とせり平氏系圖三浦系圖大日本史

【鎌倉太郎景安】 傳記明かならず

【竈神】 竈神とは、奥津彦神、奥津姫神の二神をいふ、共に素戔鳴尊の御子大年神の御子なり。古事記に、大年神云々、又娶天知迦流美豆比賣生子、奥津日子神、次奥津比賣命、亦名大戸比賣神、此者諸人以拜竈神者也、と見えたる、即ち是れなり。この神は、諸民に炊爨の事を教へ給ひし功ましましょに依りて、上古より之をいつき祀れる由、古事記の記事によりても知られ、また續日本紀、天平三年正月の祭に、神祇官奏庭火御竈、四時祭祀、永爲常例、と見えたるにても知らる。又文德實錄、三代實錄によるに、當時、天炊寮にある大八島竈神、および内膳司の忌火庭火神は、共に公にても崇重せられ、神階を奉られし事も屢々有りき。又延喜式の大膳式には、竈神四座をあげて、毎年春秋に祭有りしよし見えたり。かく、竈神は、古來公家にても、崇め祀り給ひしのみならず。古より、民間にても、これを祭りし事は江家次第に、元旦四方拜の條庶人の儀に、竈神をも拜むことを記せるによりても知らる。然るに後世に至りて、この竈神を以て、三寶荒神と稱し、毎月晦日、もしくは正五九の三月に、修驗者または神職等を請じて、はらひ祈禱等を行はしむるに至りたるは、全く其の本を失ひ誤りたる事にて、本居宣も、今世には、三寶荒神など、穢き名を申すはいとあさまじきわざなるかも」といはれたるが如し。【古事記、延喜式、續紀、文德實錄、三代實錄、古事記傳、玉樺、諸祭神略記】なほ、

「奥津彦命、奥津姫命」の項をも參看して知るべし。

【神魂神】 この神の御名は、延喜式に載せたる祈年祭の祝詞及び出雲國造神賀詞、また新撰姓氏錄に神魂命と記載しなほ又、古事記に、神產巢日神、延喜式の神名帳、三代實錄に神產日神と記せり。日本書紀に神皇產靈尊と記したると同じ神なり。天御中主神、高皇產靈神と共に、天地初發の時に、高天原に成りませる三柱の神の中の一柱にまじます。【神皇產靈尊】の項に説くを看るべし。

【神吾田津姫命】 こは、吾田鹿葦津姫命、またの御名は、木花開耶姫命の亦の御名なり。吾田鹿葦津姫命の項を看るべし。

【神靈真柱大人命】 こは、平田篤胤翁の歿後に、弘化二年乙巳三月、白川神祇伯より、翁が一生の學業を稱美して贈られたる謚號なり。翁の事蹟は、平田篤胤大人の項を看て知るべし。

【神皇產靈尊】 神皇產靈尊は、天御中主尊高皇產靈尊と共に、天地初發のはじめに、高天原に成りませる三柱の神の中の一柱にまじます。此の神の御名を、日本書紀には神皇產靈尊と記し、皇產靈此云美武須毗と見えて、「かむみむすび」と申し奉る事明か。なれど、古事記には、神產巢日神と記し、延喜式の神名帳、三代實錄には、神產日神と

記し、また延喜式の新年祭祝詞出雲國造神賀詞、および姓氏錄には神魂命と書けり、
かくみの一語を省きて「かみむすび」と申し奉ることに就きて本居宣長翁の説にい
はく、神產巢日神は、書紀には神皇產靈尊とありて、皇てふ一言多し、まことに、高御產
巢日と並びたる御名なれば、此れも必ず神御とあるべきことなり、然るに延喜式出
雲國造神賀辭にも、高御魂神魂命、また新年祭祝詞にも、神魂高御魂、また御巫祭神八座
の中なるも、神產日神、高御產日神とある、此れ等に、此の二柱を並べ舉げたるに、いづ
れども神魂の方には、御の字なし、姓氏錄には、あまた處に出てたる中に、神御魂とも有
れども、多くは神魂とあり、故考ふるに、凡て古言に同音の二つ重なるをば約めて申しならへ
るなりといはれたり、さて、此の神皇產靈尊の御名の義を考ふるに、神も皇も、共に美
稱なるは、いふまでもなし、產靈と申し奉れるは、產靈は、生々發育の神徳を稱するこ
とばにして、此の天地をはじめ、萬の物も事も、た人も、皆ことごとくに神皇產靈神。
高皇產靈神の御力によりて、生成化育せられしものなるより、この御名有りとなす
は、古來の諸家の所説の、殆ど皆一致するところなりとす、本居宣長翁の説にいはく、
「產巢日は、字は皆借字にて、產巢は生なり、そは男子女子、また苦のむすなど云ふむす」

にて、物の成出るをいふ、されば、產の字は正字と見てもよし、日は、書紀に產靈と書れ
たる靈の字、よく當れり、凡て、物の靈異なるを比といふ、高天原にまします天照大御
神を、此の地より瞻望奉りて、日と申すも、天地の間に比類もなく、最も靈異に坐すが
故の御名なり、されば、產靈とは、凡て物を生成すことの靈異なる神靈を申すなり、こ
の外に、火產靈、和久產巢日、玉留產日、生產日、足產日、角凝魂など申す御名もあり、牟須
毘の意、皆おなじ、さて、此の世間に有りあることは、此の天地を始めて、萬の物も事
業も、悉に皆此の二柱（高皇產靈・神皇產靈）の產巢日、太御神の產靈に資りて成り出る
ものなり、又書紀に、此の神の御兒千五百座ありつとある千五百は、ただ數の限りな
く多きをいふ例なれば、あらゆる神たちを、みな此の神の御兒なりといはむも、違はず、
神も人も、皆此の神の產靈より生り出づればなり、拾遺集の歌に、君見ればむすび
の神を恨めしき、つれなき人を何つくりけむと詠めるは、其の頃までは、尙世の人も、
古の意をよく知れりしなり、されば、世に神はしも多に坐せども、此の神は殊に尊く
坐しまして、產靈の御德、申すも更なれば、有るが中にも、仰ぎ奉るべく、崇き奉るべき
神になむ坐けると見えたり、延喜式の神名帳を見るに、神祇官坐御巫祭神八座（並大
のはじめに、この神產日神および高御產日神を祀れり、古事記、日本書紀、延喜式姓氏

錄、古事記傳玉鉢百首のうたに曰はく、

諸のなり出る本は神皇產靈高皇產靈の神の產靈ぞ、

【神日本磐余彦尊】神日本磐余彦尊は神武天皇の御諱なり、神武天皇の項を看るべし。

【加茂大神】加茂大神としていつき祭るに、二あり、其の一は、山城國愛宕郡加茂に鎮座まします上加茂社、および下鴨社に祭る大神をいひ、他の一は、大和國なる高加茂の大神をいふ。山城の加茂神社は、下上二社ありて、下社は、山城國愛宕郡下鴨村にありて、賀茂御祖神社と稱し、後世、下社は、賀茂の二字を鴨と書きて、上社に分てり。祭神は賀茂別雷命の御母玉依媛命、および其の外祖父なる賀茂建角見命にておはす。また、上社といふは、同國同郡上賀茂村鴨山の麓に在りて、賀茂別雷神社と稱し、すなはち賀茂別雷命を祀れり。その下といふは、地勢によりて區別するものにして、祭祀も同日に行はれ、行幸などのありしも、皆同日に行はれて、その地は相隔れども、殆ど一社なるが如し。故に、多くは二社を合せて、賀茂神社とのみ稱せり。今、兩社とも、官幣大社に列せり。この賀茂の兩社は、往昔以來、著名の大社にして、祭祀奉幣の事、屢々史上に見はれたるが、桓武天皇都を山城國に遷し給ふにおよび當社を以て、

王城の鎮守となし、大に尊崇を致し給ひしに由り、是れより神威益旺になり、歴代の崇敬、愈篤きを加へ、神位を進め、封戸を増し給ふ等の事、屢々有りて、終に、社殿は二十一年、一度改造の制を立て、神位は、平城天皇の大同二年に正一位を授け奉り、社領の如きも、公私の寄進するところ、積んで、數十箇所に至り、近頃、徳川時代に在りても、尙ほ、下社に五百餘石、上社に、尋千餘石ありきといふ。且つまた、延暦十三年十二月、桓武天皇の始めて行幸ありしより以来、歴代の行幸御幸行啓等の事、史上に累見し、殊に圓融天皇以來は、石清水八幡に行幸あれば、必ずまた、本社にも行幸有ることと定りたり。これを兩社行幸といふ。白河天皇の承保三年四月勅して、毎年四月中、申日を行幸の式日と定め給ひしより、此の事久しま恒例と定りたり。嵯峨天皇の弘仁元年、皇女有智子内親王をして、この賀茂大神に潔齋奉仕せしめられしより、爾後、歷朝相承けて、大神に奉事せしめらるゝ事、その例となれり。これを賀茂の齋院と申す。こは全く伊勢神宮に齋宮の女王を奉侍せしめ給へるに倣はれたるものにして、亦以て、如何に、歷朝この大神を崇敬し給ふ事の篤がりしかを知るに足るべし。この賀茂の齋院は、後鳥羽天皇の皇女禮子内親王の時に至りて廢絶せり。かく賀茂神社は、平安朝時

代に入りてより大に榮えさせ給ひしより、其の祭禮すなはち賀茂祭も是れよりして京都において此なき大祭となるに至れり、其の恒例祭は毎年四月中、酉日に下上社にて之を行ふ、之を「みあれ」とも、また「葵祭」ともいひ、男山八幡宮の祭に對して、また北祭(キタマツリ)ともいへり、而して、十一月には臨時祭あり、また堀河天皇の頃より、毎年五月五日、競馬を行ふ事、その例となりしが、こは「賀茂のくらべ馬」とて、史上に名高きものなりとす。以上述べたる山城の賀茂神の外に、大和の賀茂神あり、こは延喜式の神名帳に、大和國葛上郡高鷗阿治須岐詫彦根命神社四座並名神大と見えたる社にして、大國主命の御子阿遲鉢高日子根神をいつき祭り、また他の三神を配祀せり、古事記に、阿遲鉢高日子根命者、今謂迦毛大神者也、と見えたる、即ち是の神にして、これを高賀茂、大神ともいふ。高賀茂大神の項に詳説したれば、就きて看るべし、今諸國に加茂神、または賀茂神或は鷗神としていつき祀れるは右の山城なる賀茂神社の神を祭れるも有りばた、大和なる高賀茂神を祀れるも有りて、ひとしく加茂神と稱するも、その由緒縁起によりて、祭神は必ずしも一ならず、古事記延喜式古事類苑。

『鷗別雷神』 別雷神は、山城國愛宕郡上賀茂村に鎮座したまふ賀茂別雷神社(上賀茂の祭神)賀茂別雷命の御事なり、この神は、賀茂御祖神社(下鷗)の祭神にてまします

賀茂建角身命の外孫にして、御母は玉依媛命なる由、山城風土記に見えたり、釋日本紀に引ける山城國風土記にいはく、可茂社、稱可茂者、日向曾之高千穗峯天降坐神賀茂建角身命也、云々、賀茂建角身命娶丹波國神野神、伊賀古夜日賣生子、名曰玉依日子、次曰玉依日賣、玉依日賣於石河瀨見小川之邊爲遊時、丹塗天自川上流下、乃取捕置床邊、遂感孕生男子、至成人時、外祖父建角身命、造入尋屋、堅八戸扉、釀八醜酒、而神集々而七日七夜樂遊、然與子語言、與汝父將思人令飲此酒、即學酒杯而向天爲祭、即分穿屋甍而昇於天、乃因取外祖父之名號賀茂別雷命、今所謂丹塗矢者、乙訓郡社坐火雷神在、賀茂建角身命也、丹波神伊賀古夜日賣也、玉依日賣也、三柱神者、蓼倉里三井社坐也、と見えたり、今この記事によりて系圖を書けば、次の如し、

賀茂建角身命

玉依日子

賀茂縣主の遠祖

伊賀古夜日賣

玉依日女

賀茂別雷命

火雷命

なほ、本朝月令に引ける秦氏本系帳によれば、玉依日女に會ひ給ひしは、乙訓坐火雷命にはあらず、松尾神すなはち大山咋命なりとせり、延喜式釋日本紀、本朝月令、鈴木重胤翁の説に、この別雷神は開鑿國作りの神にして、御名の別といふは、大山咋の咋

の如く、山を鑿ち、磐を劈ぐ由にて負ひ、雷は假名にて大土の義なるべく、龜尾荒子の二山を分ち給へるによりて、山に分雷山の名のこり、また山城志に、賀茂山上賀茂東一名笠山、一名神山、とありて、賀茂にも同名の有るは、また其の故によるなりと云はれたるは、一説と云ふべし〔日本書紀傳〕

【萱野姫命】亦の御名野槌神

この神の御名は、古事記には鹿屋野比賣神と記し、日本書紀には草野姫と記せり、伊弉諾伊弉冉二神の生み給へるところにして、野神、または草の祖神なり、その亦の御名を野槌〔野椎〕ともいふ。古事記に、次生野神名鹿屋野比賣神、亦名謂野椎神と見え、日本書紀に、次生草野姫、亦名野槌、と見えたり。この神の御名の義につきて、本居宣長翁の説に、加夜は何にもあれ、屋簷が主なりける故の名なり、さて、野神の御名に負ひ給へる故は、野の主とあるものは、草にて、草の用は屋簷を主なりける故れ、草の字をやがて加夜とも訓めり、上つ代は、くに主と用る故の名なり、さて、野神の御名に負ひ給へる故は、野の主とあるものは、草にて、草の用は屋簷を主なりける故れ、草の字をやがて加夜とも訓めり、上つ代は、大御殿をはじめて、凡て草以て葺きつればなりと見えたるが加く、野の草をうしはき給ふ神なれば、がく稱へ奉れるなり、而して、其の亦の御名を野槌と申すも、野槌は野津持の義にして、野を主はき持ちたまふ神なればこそ、かく稱へ奉れるなれ。古事記に傳ふる所の韓神を祭れるものなるかは、不明なり、此の韓神二座と見えたるは、果して古事記に傳ふる所の韓神を祭れるものなるかは、た他の神なるか、明かならず、而して、この園神および韓神は、延暦の奠都以前より、この地に鎮座有りしものにて、平安奠都の際に、造宮使が、他所に遷し奉らむとせしに託宣ありしかば、舊の儘に、その所に祀れるが、即ちこの宮内省に坐す園・韓の三座の神なりといふ。大倭神社注進狀といふ書には、傳聞園神者、大己貴命之和魂大物主神也、韓神者、大己貴命・少彦名命也、兩神經營天下爲顯見蒼生、則定其療病之方と有りて、この韓神を以て大己貴・少彦名二柱の神なりとせり、果して然らば、この韓神は、全くこの古事記に載するところの韓神と別神なりと謂ふべし、なほ、此の他に、上古三韓地方等より我が國に來歸投化せる

記、日本書紀、古事記傳儀式の造大嘗宮の條に、爲艾同殿料萱云々、向ト食野祭野神、云々、執鍊艾之、と見えたり、野神を祭れること、想見すべきなり。

【韓神】古事記に記するところによれば、大年神の神活須毘神の女伊怒比賣を娶りて、生み給へる御子に韓神あり、されど、其の功業事蹟は、全く不明なり。また、延喜式の神名帳に據るに、宮内省の中に坐す神三座ありて、園神社、韓神社、二座と見えたり。この三座の神は、並に名神大社に列し、月次新嘗の幣典に預りたまふ神なるが、その如何なる神を祭れるものなるかは、不明なり。此の韓神二座と見えたるは、果して古事記に傳ふる所の韓神を祭れるものなるかは、た他の神なるか、明かならず、而して、この園神および韓神は、延暦の奠都以前より、この地に鎮座有りしものにて、平安奠都の際に、造宮使が、他所に遷し奉らむとせしに託宣ありしかば、舊の儘に、その所に祀れるが、即ちこの宮内省に坐す園・韓の三座の神なりといふ。大倭神社注進狀といふ書には、傳聞園神者、大己貴命之和魂大物主神也、韓神者、大己貴命・少彦名命也、兩神經營天下爲顯見蒼生、則定其療病之方と有りて、この韓神を以て大己貴・少彦名二柱の神なりとせり、果して然らば、この韓神は、全くこの古事記に載するところの韓神と別神なりと謂ふべし、なほ、此の他に、上古三韓地方等より我が國に來歸投化せる

歸化人もしくは歸化人の子孫にして、その祖先または自己に關係あるものを、其の居住地に祭れるをば韓神と稱せるが有るべし、而して、此れらの中には後世に至りて、唯韓神とのみ言ひ傳へられて、全く其の由緒歴史の不明となり丁りたるものもあるべし、此れ等は、その地方の郷土史の研究、殊に該地方の居住氏族と該神社との關係を精探考究するにあらざれば、到底その眞を明かにする事能はず、「古事記、延喜式、大倭神社注進狀、神祇志料」

【韓姫命】 韓姫は、葛城圓大臣の女にして、雄略天皇の元妃となり給へる方なり、その御腹に白髮武廣國押稚日本根子天皇(清寧天皇)と稚足姫皇后女と生れたまへり、この御名を古事記には訶良比賣とも書けり。日本書紀古事記なほ、諸國の神社に、單に韓姫命としていつき祀れるものゝ中には上古韓國より我が邦に來歸投化せる人を祀れるも有るべし、此れ等は單に韓姫とのみ、その名を傳へて、由緒事歴を明かに傳へざること、なほ前項の韓神の例におなじ、されども、上古に歸化氏族の分布散在せし地方に、この種の祭神遺存すべきは、當然の事なるが故に、這般の事實に對しては、殊に留意を要す。

き

【杵築大神】 杵築大神とは、出雲國神門郡杵築町なる官幣大社出雲大社にいはひまつる大神の御事なり、出雲大神の條を見るべし。

【木俣神】 またの御名御井神

木俣神は、亦の御名を御井神と申す、御母は稻羽因幡の八上比賣命なり、はじめ、大己貴命、稻羽の八上比賣を娶りたまひ、之を率て出雲に來たまひしが、八上比賣は、大己貴命の嫡妻にておはします須世理毘賣命を畏みはゞかり給ひて、遂に其の生みませる御子をば、樹の股にさし挿みおきて、本國に返り去りたまひき、故れ、その御子をば、木俣神、また御井神とも申すなりと、古事記に見えたる、この神を木俣神と申す故は、全くかかる縁由よりの事にして、また御井神と稱し奉るは、この神、處々に井を作りて、民利をなしたまへる御功有りしによりて、稱へ奉れる御名なるが如し、そは「御井神の項」を併せ見て知るべし、「古事記」

【木祖大神】 木祖大神とは、久久能智神の御事なり、日本書紀に、伊弉諾尊・伊弉冉尊(中略)於是陰陽始遷合爲夫婦(中略)次生木祖句句迺馳と見えたり、久久能智神の項を

看るべし。

【吉備公】 次の吉備大臣の項を看るべし。

【吉備大臣】 吉備大臣とは吉備真備の御事なり、真備、本姓は下道朝臣にして、吉備津彦命より出づ、世々吉備國に居る、元正天皇の靈龜二年、真備年二十四にして遣唐留学生となり、入唐して經史を研鑽し、衆藝を該渉す、當時、わが留学生にして、名聲を唐朝に播きしもの、真備と阿部仲麻呂との二人にてありき、聖武天皇の天平七年、歸朝して、唐禮一百三十卷、大衍曆經一卷、大衍曆立成十卷、樂書要錄十卷、その他測影鐵尺、弓箭等の奇品を、献せり、大學助中宮亮を經て、從五位上右衛士督に任せられ、孝謙天皇の東宮に在まし、に侍して學士となり、禮記漢書を侍講し、恩寵甚だ渥く、尋いで東宮大夫より右京大夫にうつりぬ、既にして天平勝寶の初に、事によりて筑前守に左降せられ、また俄に肥前守に遷されしが、天平勝寶四年、遣唐副使となりて、唐に赴きぬ、唐の玄宗皇帝頗るこれを寵遇したまふこと厚く、授くるに銀青光祿大夫を以てせられぬ、その歸朝するや、船漂蕩して南海に漂ひ、頗る危險にあひしも、幸にして事なく歸國するを得たり、真備、この後太宰大貳に任じ、筑前の怡土城を築きて、専ら邊防につとめ、頗る功あり、尋いで西海道節度使に任せらる、天平勝寶八年召され

て造東大寺長官となりしも病によりて事を視ざりき、惠美押勝の兵を起すに及びて、真備召されて、軍事に參畫し、指麾甚だよろしきを得、從三位に叙し、參議中衛大將を拜し、事平ぐの後、天平神護元年、勳二等に叙し、正三位に上せられ、翌年、中納言大納言を累進して、遂に擢んでられて右大臣を拜し、從二位に叙せられぬ、真備もと一介の書生より出身せる人なり、而して、今や鼎臺の高きに登れり、かくの如きもの、古來實に未だその例なきもの、榮達想ふべきなり、稱德天皇崩じて、皇嗣未だ定らざるや、真備等、文室淨三を立て奉らむとす、淨三固辭したまひければ、その弟大市を立て奉らむとせり、然るに、左大臣藤原永手、内大臣藤原良繼は、右大辨藤原百川と共に、策を定めて光仁天皇を立て奉れり、こゝに於いて、真備、書を上りて致仕せむことを請ひ奉りしが、久うして允し給はず、かくて、光仁天皇の寶龜六年に薨じたまへり、年八十三なりきといふ、真備、四朝に歷事して、治務に參劃せし功、甚だ少からざるは、言ふまでもなき事なるが、殊にその唐朝の文化を將來し、當時の學問を促進せし功に至りては、永く沒すべからざるものあり、後世八所御靈の神を祀るに至りて、吉備大臣をもその中に加へて、御靈神としてまつれり（續日本紀、大日本史、諸社根元記）。

【吉備津大神】 吉備津大神とは、今も備中國賀陽郡真金村に鎮座します、吉備津

彦神社にいはひまつる大神なり、この神社は延喜式の神名帳に備中國賀夜郡吉備津彦神社名神大と載せたる社にして吉備津宮又は吉備一宮として古來崇敬最も重き社なり、現今國幣中社に列す祭神は孝靈天皇の皇子彦五十狹芹彦命亦の御名は大吉備津彦命をまつる、この命は實に吉備臣の遠祖にてまします、仁明天皇の承和十四年無位吉備津彦命神に從四位下を授け奉り同十五年從四位上に叙し、文德天皇の仁壽二年特に四品を授けて官社に列し、天安元年三品を授け、清和天皇の貞觀元年二品を授け奉り後、朱雀天皇の天慶三年二月に至りて、一品を授け奉られたり、これ承平中海賊の事を祈り給ひし報賽なりといふ、延喜式續日本後紀、文德實錄、三代實錄長寬勸文、神祇志料、古事類苑なほ祭神大吉備津彦命の御事蹟につきては、次の項を見るべし。

【吉備津彦命】 吉備津彦命とは孝靈天皇の皇子彦五十狹芹彦命の御事にして御母は倭國香媛命^{古事記}には意富夜麻登玖邇阿禮比賣命とせりなり、古事記にはこの命の御事を大吉備津日子命と記して特に大の字を上に加へたるはその異母弟若日子建吉備津日子命^{日本書紀}には稚武彦命と記せりと別たむが爲めにしてがの備中國賀陽郡真金村なる國幣中社吉備津彦神社にいはひ祭る大神は實にこの

大吉備津彦命にておはしますなり、古事記の孝靈天皇の條に「大吉備津日子命と若建吉備津日子命とは二柱相副して針間^{播磨}の氷河之前に忌^{イハ}窓^{カス}を居^スて、針間を道口^{チノクチ}として吉備國を言^{ハシメテ}向^{カシム}け和^{ハシメテ}したまひき故れ此の大吉備津日子命は吉備上道臣の祖なり、次に若日子建吉備津日子命は吉備下道臣笠^{カハ}臣の祖なり」と見えたるがの日本書紀、崇神天皇十年の條に大彦命を北陸につかはし、武渟川別命を東海につかはし丹波道主命を丹波につかはし、また吉備津彦命を西道につかはして若し教を受けざる者あらば兵を擧げて之を伐てよと命じたまひし由見えたる吉備津彦命は實にこの大吉備津彦命にておはしますなり、さればこの命の終に永く吉備國に鎮りたまひて、その功德威烈、永く後世に及び、その子孫族類代を経るに従ひて繁延し、世に吉備國造たりしもの、まことに其の縁由深しといはざるべからず^{古事記}日本書紀、神祇志料大吉備津彦命と申す御名につきて、藤井高尙が松の落葉に、次の如き説を載せたり、今参考として、こゝに附載するものが仕へ奉る神は比古伊佐勢理毘古命と申を正しき御名なりける、古事記に、亦の御名を大吉備津彦命と記されたる、此御名は吉備國をことむけ給ひし御いさをによりての事なるべければ、この吉備の國あたりにては、さ申すもよかれど、大といふ文字を省きて吉備津彦命と申

ならへるは、わろし大といふ文字をしも漏らすべしやは、いともかしこし、且つは、若建吉備津彦命とまぎれもすべきなり、かくはふくまじき文字なるを、日本書紀に吉備津彦命と記し給ひしより、世々の國史延喜式などにも、さやうに書かれしは、あぢきなき事なりかし、此あたりの人も云ふにならひてなるべし」と見えたり、

【木船大神】
木船大神は、貴船大神を誤り書けるか「貴船大神」の項を見るべし、

【貴船大神】
貴船大神とは、今も山城國愛宕郡鞍馬村に鎮座します貴船神社にいはひまつる大神なり、この神社は、延喜式の神名帳に、山城國愛宕郡貴布禰神社、名神大と載せ、後に二十二社の一として、歴代の崇敬殊に淺からず、朝廷より祈雨止雨の爲めに奉幣せられしこと、その例甚だ多く、大和國の丹生川上神社と南北相並びて、特に祈雨止雨の神として著はれさせ給ひしは、全くその祭神の水神・罔象女神にましまして、その靈験のいやちこにましましゝに由るものなり、現今官幣中社に列す、嵯峨天皇の弘仁九年、山城國愛宕郡貴布禰神に從五位下を授け奉り、仁明天皇の承和十年に正五位下に上せ奉り、清和天皇の貞觀元年正五位下貴布禰神に從四位下を授け奉り、貞觀十五年に更に正四位下に上せ奉り、この後一條天皇の長保五年に、正三位を、後一條天皇の寛仁元年十二月に正二位を、また白河天皇の承暦五年二月に從一位を受け奉り、崇徳天皇の保延六年に至りて遂に正一位の極位を受け奉られし由史に見えたり、祭神罔象女神の御事につきては、別に其の項あれば、就きて看るべし、〔延喜式、二十二社註式、神祇志料、古事類苑〕

く

【久延比古命】
この神は、少名毘古那神を顯したまへる神なり、古事記に、久延毘古は今に山田の曾富騰といふものなり、この神は、足は行かねど、天の下の事を盡に知れる神になもありける」と見えたるは、はじめ、大國主神、出雲の御大ノミ御前前に坐すとき、波の穗より、天之羅摩船に乗じて、鵠皮を全剥に剥ぎたるを衣服として、歸來たらふ神あり、その名を問はすれども、答へたまはず、又所從の諸神に問はすれども、皆知らずと申しき、こゝに、多邇具久申さく、こは久延毘古を必ず知りたらむと申すより、即ち久延毘古を召して問はすときに、答へて、此は神產巢日神の御子少名毘古那神なりと申しき、よりて、大國主神、これを神產巢日神に申し上げたまひしに果して、まことに我が御子なりと御答へありしよし、古事記に傳ふ、されど、この久延毘古命

に關する傳説は、たゞ古事記に見えたるのみにして、日本書紀に見えず延喜式の神名帳を案するに、能登國能登郡に久氏比古神社あり。古事記傳の説に、久氏は久延の誤ならむといへり。この地をば、古より久江といへば、さもありぬべし。而してこの神社を以て、久延鬼古命をまつれる社なりとなすは、諸説の一一致するところなりとす。

〔古事記、延喜式、古事記傳、神祇志料〕

【久久能智神】 この神の御名をば、古事記には、木神名久久能智神と記し、また日本書紀には、木祖句句廻馳とも、また木神等號句句廻馳とも記せり。この神の木の神は木の祖神とましまして、すべて樹木の事を掌り護りたまふ神なることは、れにて明かなり。夫木和歌抄に載せたる、正三位季能卿の歌に、「くくのちの神もうちめしいかなれば、あだに櫻の花となりけむ」など、後世の歌にも詠めり。木神をば、がく久久能智と申す所以につきては、本居翁の説に、「久久は莖なり。和名抄に莖、和名久木とあり。莖は字書に草木の幹也」といへり。それを久久と云へるは、萬葉十四に、久君美良莖妻あり。また九久多智和名抄に、「莖久久太知、蔓菁之苗也」などあり。故れ思ふに、莖は、もと莖木のつゞまれる名なるべし。智は男を尊む稱なり。阿斯訶備比古遅神の遅のごとし」とて、久久能智とは、樹木の莖幹を護り掌りたまふ男神といふ稱なりと説かれたり。さて

文の木神久久能智と、豐宇氣姫神とを並べ併せて、これを屋船神として、いつき祭るは、久久能智神は、樹木の神にましまし。豐宇氣姫神は、稻穀を始めとして、あまねく草薙の類を護り掌りたまふ神にてましますが故に、この二神をば、屋船久久能遲命また屋船豐宇氣姫命とも申し奉るなり。そは別に屋船神の項に述べたるを併せ見て知るべし。〔古事記、日本書紀、古事記傳、延喜式〕

【菊理媛命】 伊弉諾尊、伊弉冉尊の赴き給へる黄泉の國に追ひ至り給ひて、妹伊弉冉尊と、泉平坂にて相あらそひ給しときに、この菊理媛命は、陰陽二神の御中間に立ちて、その御言を宣ひ入れさせ給ふ時に、それを取り傳へ給ひしよし。日本書紀の一書に見えたるこの神の御事蹟は、他に見えずといへども、今も加賀國石川郡河内村に鎮座し給ふ國幣小社白山比咩神社にいはひ祭る神は、實にこの菊理媛命なりとす。この神、白山に鎮りたまへるが故に、また白山比咩命とも稱し奉れるなり。鈴木重胤翁の説に、常世岐姫命といふは、この菊理媛命の亦の御名なるべしといはれたれど、如何にや暫く茲に附記して参考に供す。〔日本書紀、日本書紀通釋、古事類苑、日本書紀傳、なほ白山比咩命の項をも看るべし。〕

【草野姫命】 これをくさぬひめのみことと訓むはわろしがやぬひめのみことと

訓むべきなり、日本書紀に草野姫と見えたり、萱野姫命の條を見るべし。

【奇稻田姫命】この命の御名をば、古事記には櫛名田比賣と記して、伊の一音を略したるを用ひ、日本書紀には奇稻田姫と記せり、櫛奇の字は異なれど、意はおなじく美稱なり。稻田姫命の條に委しければ就きて看るべし。

【櫛石窓神】この神は、古事記の天孫降臨の條に天石戸別神、亦名謂櫛石窓神、亦名謂豊石窓神、此神者御門之神也と見えて、天石戸別神の別名なりと傳へたれど、古語拾遺の傳ふる所に依れば、爰令天手力雄神引啓其扉遷坐新殿則天兒屋命太玉命、以日御綱廻懸其殿令大宮賣神侍於御前、豊磐間戸命櫛磐間戸命二神守衛殿門是並太玉命之子也云々と見えて、明かに別神なりと傳へ、また舊事本紀にも、この二神をば、石戸別神と別神なるが如くに記せり、且つ、古語拾遺舊事本紀の傳ふるところに依れば、豊石窓櫛石窓の二神は共に天太玉命の御子なりし事を知らる、櫛石窓と申す御名の義は、櫛は奇にて稱へいへる語、窓は眞戸にして、すなはち門戸なり、石はその門の堅固なる由なれば、この神、豊石窓神と二柱左右に別れ並び給ひて、門を堅く守り固めたまふより、かく稱へ奉れるものと見ゆ、この神の門戸を守護し給ふ神にておはす事は、古事記に、此神者御門之神也とあるにても明かなり、延喜式の制宮中の

神すべて三十六座ありて、その中、御門巫祭る神八座ありて(並に大)、櫛石窓神は四面門、各一座、豊石窓神も四面門、各一座を祭れり、この神たち各々その所にあるて、門戸を堅く守り、外より入り來らむとする汚穢邪惡の徒を防ぎとぞめ給ふものなるよしは、延喜式に載せたる新年祭および月次祭の祝詞に、御門の御巫の稱辭竟へ奉る皇神等の前に白さく、櫛磐間門命、豊磐間門命と御名をば申して、稱辭竟へ奉らば、四方の御門に、湯津磐村の如く塞り坐して、朝には御門開き奉り、夕には御門閉ぢ奉りて、疎ぶる物の下より往くは下を守り、上より往くは上を守り、夜の守日の守に守り奉る故に、云々と見えたるにても明かに知られたり、古事記、古語拾遺舊事本紀、延喜式、延喜式の神名帳に、丹波國多紀郡櫛石窓神社二座、並名神大と見えたるは、この櫛石窓神と豊石窓神とを祀れるなり、平城天皇の大同元年に、丹波地五戸を櫛石窓神の神封として充て奉られたること、史に見ゆ、延喜式新抄格勅符抄】

【櫛玉饒速日命】櫛玉饒速日命は、亦の御名を膽杵磯丹杵穗命と申す、日本書紀神武天皇の卷に、嘗有天神之子、乘天磐船、自天降止、號曰櫛玉饒速日命と見えて、その天神の胤裔にましますことは疑なけれど、何神の御子にましますかは不明なり、舊事本紀の流布本に、天忍穗耳尊、高皇產靈尊の御女萬幡豊秋津師姫栲幡千々姫命を妃

として生みたまへる御子、即ち天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊なる由に記したれ
どこは全く同書の偽説にして、天照國照彦天火明とは尾張氏の遠祖なる天火明命
の御事にして、この饒速日命の御事ならざる由は、古人の既に已に論破せられしと
ころなりとす。さて、櫛玉の櫛は奇の假字にて、奇玉てふ意の美稱なり。饒速日命は、じ
め天磐船に乗りて、河内國河上峰に天降りたまひしが、後に大倭國鳥見の白庭山
に遷りたまへり。この時に當りて、大倭の鳥見に長髓彦といふ者あり、その妹御炊屋
姫^{ヒメ}日本書紀には、三炊屋媛亦の名は鳥見屋媛とありを奉りて饒速日命の妃となし。
之を奉じて君として仕へ奉れり。この御炊屋姫命の生みたまへる御子、すなはち宇
摩志摩治命^{アマコトウ}可美眞手命^{アマダマコト}にておはします。神武天皇の皇師を率ゐて東征したまふや、
長髓彦、饒速日命を奉じて倭に在り、皇軍に抗すること頗る頑強なり。天皇乃ち途を
迂回して紀伊にめぐり、熊野の地方を平げて、南苑田の地より倭に入りたまふや、賊
虜悉く皇師を迎へて、風靡せざるものなし。既にして、神武天皇進んで長髓彦に迫り
たまふや、長髓彦大に懼れ、使をして申さしめていはく、吾さきに天神の御子饒速日
命を奉じて君主となす天神の御子に兩種有るべからず、如何ぞ更に天神の御子な
りと稱して、みだりに他人の國を奪はむとはし給ふぞと、天皇對へて、天神の御子も

多く有り、汝が君とする所實ならむには、其の證有らむと、長髓彦乃ち饒速日命のも
たせ給へる天羽羽矢一隻と歩韁^{カキ}とを天皇に見せ奉れり、天皇覽給ひて、虛ならずと
宣ひ直にまた其の御せる天羽羽矢一隻と歩韁とを以て、長髓彦に示し給へり。長髓
彦天表^{アマツキンシ}を見て、畏み懼れたれど、恭順の意を表はすに至らざりしかば、饒速日命、その
頑迷にして教ふべからざるを見て、之を殺し、其の御子宇摩志摩治命とともに、天皇
に歸順し給ひけり。天皇もと饒速日命は天より降れる者なりと聞きしに、今果して
忠効を立てたりと宣ひて、これより饒速日命父子を寵用し給ひけり。舊事本紀に記
するところによれば、饒速日命は、そのかくれ給ひし後夢を以て、その妃御炊屋姫に
天羽羽弓および神衣・手貫帶を登美の白庭邑に葬り歟めて、以てその墓となさしめ
給へりといふ。宇摩志摩治命、後にその父饒速日命の天神より受けたまひし天壇瑞
寶^{アマカシタカ}すなはち十種神寶^{アマカシタカ}瀛津鏡・邊津鏡八握劍・生玉・足玉死反玉道反玉蛇比禮^{アマカシタカ}蜂比禮品
物比禮^{アマモノヒレ}を天皇に奉獻し、恭順よく天朝に奉仕し給ひしかば、天皇の寵用ますます篤
く之をして、内物部^{アマモノノム}を率ゐて、専ら殿内の宿衛に當らしめたまふ事とせらる。これ實
に物部氏の始祖なりとす。延喜式神名帳を案するに、大和國添下郡に矢田坐久志玉

比古神社、二座、並大あり新撰姓氏錄によるに、この矢田の地方に住める氏族を矢田部と稱し、饒速日命の七世の孫なる大新川命の後なり、然らばこの久志玉比古神社は、その曩祖櫛玉饒速日命およびその配偶神を祀れるものなること、更に疑なし。【舊事本紀、日本書紀、延喜式、新撰姓氏錄、栗里先生雜著】

【櫛名田比賣命】 櫛名田比賣命、また奇稻田姫命とも書けり。『稻田姫命』の項を見るべし。

【櫛麻知命】 櫛麻知命の御名をば、また櫛真智命とも久慈真知命とも書けり。延喜式の神名帳に、左京二條に坐す神社二座を載せて太詔戸命神久慈真知命神、ある久慈真智命は、この神にておはしますこと、言ふまでも無く、また大和國十市郡なる天香山坐櫛真命神社元名大麻等乃知神とあるは櫛真智命の智字を脱せしものなること、先覺も既に論定せられたるところなりとす。さて此の神は、ト庭の神にまして、太占のト事を行ふときには必ずこの神を迎へて、ト事を執り行ふこと、わが古來の習俗にてありき、平田篤胤翁の説に、櫛真智命と申すは、櫛は櫛石窓命、櫛稻田姫命などの久志と同じく、例の奇なる由の稱名、真知は麻遁と同言にて、この神、鹿の肩骨を灼きて占ふ太兆の業を始め給へりし故の御名なり、是をもて、後までも、太兆

のト事を執り行はしめ給ふ時は、必ずこの神を迎へて祭り給ふ御例なり」といはれたり、かの天神壽詞の中に、此玉櫛遠刺立、自夕日至朝日照、天津詔戸乃太詔戸言、遠以豆告禮、如此告波、麻知波若韭仁由都五百箇生出半云々と見えたる麻知てふ語も、亦この神の御名の麻知におなじき事言ふまでもなく、麻知は即ち太占の「うらなひ」に表はるゝ兆、即ち麻遁の事なりとす。延喜式の神名帳に載せたる遠江國佐野郡、己等乃麻知神社は、おそらくは、このト庭の神を祭れる社なるべし。尙、大和の天香山に坐す櫛真智神社をば、もと大麻等乃知神とも申し、事神名帳に見えたり、されば、武藏國にまつれる大麻止乃豆乃天神と申すも、亦この櫛真智命なること、もとより言ふまでもなき事なりとす。武藏國にて、上古太占の事の行はれたりしは、著しき事實にして、萬葉集にも、武藏野に、大麻等乃知天神と申すことにつきては、伴信友氏の考說に、大麻等乃知天神と申すは、大は稱辭、麻等は麻知の通音、乃是辭、知は男神を稱へて申す例の言なるべし。然らば久慈真知と申すに、おほかた同じ義の稱言なるべしと見えたり、延喜式、中臣壽詞、萬葉集、玉だすき、正ト考、神名帳考證などは、大麻止乃豆乃天神の項をも參看すべし。

【櫛膳玉命】 大物主櫛膳玉命の事なり。大物主櫛膳玉命の項を見るべし。

【櫛御氣野命】 神祖熊野大神櫛御氣野命の項を見るべし。

【櫛御玉野命】 櫛御玉野命てふ名は、記紀等の古典に見えず、こは恐らくは、櫛膳玉命てふ御名をば、かく誤り記し傳へたるものなるべし。櫛膳玉命につきては、大物主櫛膳玉命の項を見るべし。

【櫛八玉神】 大國主神天神の詔のまにまに、この葦原中國を皇孫尊にささげ献りて、自らは出雲國なる多藝志の小濱といふに、天の御舍アラカを造りて、其處に隠り鎮り給へり。この時、この櫛八玉神は、膳夫カシハチとして、天御饗アマミクを奉りて、大國主神に仕へたまひし由、古事記に見えたり。同書に、水戸神之孫櫛八玉神と見えたり。本居宣長翁の説に、櫛八玉神の御名の義、櫛は奇にて、例の稱名八は彌、玉は布刀玉の玉とおなじくて、手向の約りたるなるべし。そは、今、膳夫となりて、大國主神の御饗を手向けたまふより負へる名と聞ゆ。さて、此の神の名、他の古書に見えたる事なし。或説に、此の神を沫那藝神の子なりといへれど、信がたし。そは、水戸神因河海特別而生神、名沫那藝神云々とあると、此に水戸神之孫とあるとを思ひ合せての推當なるべしと云はれたり。古事記、古事記傳。

【櫛日命】 熊野櫛日命の項を見るべし。

【九頭龍神】 九頭龍神は信濃國上水内郡なる戸隠神社の攝社九頭龍神社に祭る神にして、手方男神の分御魂とます神なりといふ。

【久度神】 久度神は、他の今木神、古開神、および比賣神と共に、平野の神としていつき祭る神にておはす。平野神社は、今も山城國葛野郡衣笠村に鎮座ありて、こは延喜式の神名帳に、山城國葛野郡平野祭神四座並名神大と載せたる神社なり。現今官幣大社に列す。この四座の祭神に就きては、古來種々の異説有り、中に就きて、この神の御名をば、久度の神と申すより、竈を久止ともいふによりて、是れを竈神なりとなす説、頗る有力なる説として存せり。されど、此はたゞ、稱呼の相同じきより起れる推論に過ぎざれば、従ひ難し。伴信友氏は、久度神は、大枝朝臣すなはち元の土師宿禰等の祖先をまつれるもの、即ちこの神にして、桓武天皇の延暦年中に、特に今地にこれ等の四座の神を徙し祀られし所以のものは、此の神々の桓武天皇の外戚の祖神にておはしますに因るものなりと、論定せられたり。此の説蓋し、従ふべきなり。即ち、この説に従へば、久度神は、桓武天皇の外祖母に當らせたまふ大枝朝臣の祖神なりとす。延喜式大祓詞執中抄平野神社祭神考、蕃神考、古事類苑なほ古開神の條の記事を

も參看すべし、

【久那斗神】 久那斗神は岐神とも申す、日本書紀の一書に岐神、此本號曰來名戸之祖神焉と見えたるにて知るべし、また古事記に衝立船戸神と記せるも、同じくこの神の事なりさて、この神は道路の衢に立ち居塞がり居たまひて、種々の禍災、まがつびども是れより莫來そと防ぎ護りたまふ神なり、御名を久那斗と申すは久那は來勿にて、斗は處なり、即ち此處より來勿と障げ止めたまふ神なること、この御名にても著しきなり、かの道饗祭とて、京城の四隅の路上において、この久那斗神および八衢比古八衢比女を祭りて、外より入り來らむとする、種々のまがつびを祭り止むる祭儀あるは、全く此の神の道岐にましまして、鬼魅災禍を防ぎ護りたまふ故によるものとす、延喜式に載せたる道饗祭の祝詞に大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾申久八衢比古八衢比賣久那斗止御名者申氏辭竟奉久波根國底國與里龜備疎備來物爾相率相口會事無氏下行者下平守理上往者上平守理夜之守日之守爾守奉齋奉禮止中略進宇豆乃幣帛乎平氣久聞食氏八衢爾湯津磐村之如久塞坐氏皇御孫命乎堅磐爾常磐爾齋奉茂御世爾幸閉奉給止申、とあるにて、この神をまつるの意を明かに知ることを得べし、また此の久那斗神をば後世に道祖神・塞神とも稱する

は、この神の八衢に立ちて、湯津磐村の如くに塞へ塞がりましますによる事、いふまでもなし、又、日本書紀の一書に傳ふるところによれば、經津主神、武甕槌神の荒ぶる諸神を言向け周りたまへる時に、大國主神の薦によりて、岐神を嚮導として、國內を周流して、命に逆ぶものをば誅戮し、歸順するものをば褒賞せられ、と云ふ、然らば、この岐神は、行旅嚮導の事をも、知ろしめし掌りたまふ神なりといふべし、古事記、日本書紀、延喜式、古事記傳、日本書紀通釋

【國足八十言靈大人命】 とは、本居大平翁の歿後の謚號なり、本居大平大人の項を見るべし、
【國津神命】 國津神には天津神に對して國津神といふ場合と、また何神にも限らずすべて其の地方にましまして、その地方を主はき護り幸へたまへる神を國津神（國神、また土神とも書けり）と申す場合とあり、今も、諸國に、その祭神の御事歷に就きては勿論、祭神の本の御名さへ明に言ひ傳へられざれど、神域形勝の地に在りて、神さびものふり、社殿の位置結構等殊に勝れ、その地方人士の、古へより崇びあがめ奉り来れる習はし亦頗る特殊なるもの有る神社、往々にして存せり、此れ等の中には、其の地方と特別の關係有る國神をまつれるものならむと推し測らるもの甚だ

少からずかかる社にありては出来得るだけ各種の方面より該神社の研究を行ひ、以て神威のかりをめならざる由を該地方人士に知らしむべきものにこそ、なほ天津神國津神の項を見るべし。

【地神五代命】 地神五代とは天神七代に對して用ひられたる稱にして、天照大御神・忍穗耳尊・瓊瓈杵尊・彦火火出見尊・鷦鷯草薺・不合尊の五代の神々を稱し奉る。これ等の諸神の御事歴につきては、各々其の項有れば就きで看るべし。

【地神五柱尊】 地神五代命におなじ、

【國狹槌尊】 國狹槌尊は開闢のはじめに成りませる三柱の神たちの中の一柱の神なり。日本書紀にいはく、開闢之初、洲壌浮漂嘗猶游魚之浮水上也。于時天地之中、生一物、狀如葦芽、便化爲神、號國常立尊。次國狹槌尊、次豐斟渟尊、凡三神矣。乾道獨化所以成此純男、と見えたるすなはち是れなり。古事記には、國之常立神、豐雲野神の二柱ありて、國狹槌神なし。また、日本書紀の一書には國狹槌尊の亦の御名を國獨立尊ともいふよしに見えたり。日本書紀、古事記

【國底立尊】 國底立尊とは國常立尊の亦の御名なるよし。日本書紀の一書に見えたり、即ち、一書曰、天地初判、一物在於虛中、狀貌難言、其中自有化生之神、號國常立尊、亦

曰國底立尊と見えたる是れなり。なほ、次の「國常立尊」の項をも見るべし。

【國常立尊】 この神の御名を「くにとこたち」と訓むは非にして、「くにのとこたち」と訓むべきこと。古事記にこの神の御名を國之常立神と記せるにても明かなり。この神は、天地開發の初に成りませる神にして、その由を日本書紀には、開闢之初、洲壌浮漂嘗猶游魚之浮水上也。于時天地之中、生一物、狀如葦芽、便化爲神、號國常立尊。次國狹槌尊、次豐斟渟尊、凡三神矣。乾道獨化所以成此純男と記し、また古事記には、天地初發之時、於高天原成神、名天之御中主神、次高御產巢日神、次神產巢日神、此三柱神者、並獨神成坐而隱身也。次國稚、如浮脂而久羅下那洲多陀用幣疏之時、如葦芽因崩騰之物而見えたり。この神の御名を常立と申すも、底立と申すも、まことは同じ言にて、常は底と同様く、すべて上にまれ、下にまれ、横にまれ、至り極る處をば、何方にも底といふなり。立とは都知野椎迦具土などの都知と同語にして、天之常立神は天之底都知として、天を司り保あたまひ。國之常立神は國之底都知をして、地を司り保ちたまひ神

にておはします由は、その御名によりて知らる、天地初發の當初に、天地の神の成り出たまへる由にいひ傳へたる、我が國の古傳説、豈に尊からずや【古事記、日本書紀、古事記傳、神名考】

【國之水分神】 この神の成り出たまへる由を、古事記に記して、速秋津日子速秋津比賣二柱の神、河海に因りて持別けて、生みませる神の御名は、沫那藝神、次に沫那美神、次に頬那藝神、次に頬那美神、次に天之水分神、次に國之水分神、云々と見えたる久麻理は分配にて、この神は、雨水などを好き程に配りて、田畠をうるほはしめ給ふなど、すべて水の事を掌りたまふ神にておはします、委しくは「水分神」の條に記したれば、就きて看るべし。

【國御柱神】 國御柱神と申すは、龍田にまつる風神の事なり、龍田大神の條を見るべし、延喜式の神名帳を案するに、伊豆國那賀郡に國柱命神社あり、またこの神をいつき祭れる社なるべし。

【熊野神祖奇御氣野命】 神祖熊野大神、櫛御氣野命の條を見るべし、

【熊野加武呂命】 出雲風土記の中に、伊弉奈枳乃麻奈子坐熊野大神、櫛御氣野命の條を見て、即ちこの神の御事にして、伊弉諾神の日真名子素盞鳴尊を申すなり、この神、出

雲の熊野の地に鎮りたまひて、且つ大己貴命の御祖の神にておはしますを以て、加夫呂伎熊野大神とも、はた此處に記すが如く熊野加武呂命とも稱し奉るなり、加武呂はすなはち加夫呂伎の略なり、なほ、委しき事は、神祖熊野大神、櫛御氣野命の條を看て知るべし。

【熊野櫛樟日命】 この神の御名を、日本書紀には熊野櫛樟日命と記し、古事記には熊野久須毘命と記せり、こは、素盞鳴尊と天照大御神の右の御手に纏かせる珠を乞ひ取りて、之を齧然に噛みて吹き棄ちたまへる時に、この神成り出で給へり、日本書紀の一書に、熊野大隅命と、熊野忍踏命亦名熊野忍隅命とも見えたるは、同じく此の櫛樟日命の御事なること、先覺も既に論定せられたるところなりとすさて、熊野は出雲國意宇郡なる熊野の地にして、こゝには素盞鳴尊も鎮まつましますこと、別に述べたるところの如し久須毘命と稱し奉ることに就きて、本居宣長翁の説にいはく「久須毘は、久志須毘を約めたるなり、久志は奇靈なり、須毘は、書紀に大隅命とも、忍隅命ともありて、隅とおなじ、須美は某產巢日神といふ巢日と通じ、美は耳を略きたるものなり」と、なほ一説には、久須毘即ち奇靈なるべしともいへり、出雲國神門郡日御崎村な

る國幣小社日御崎神社には、この熊野櫟樟日命をも祀り、また延喜式神名帳に載せたる出雲國意宇郡なる志保美神社といふは、熊野忍踏命すなばち熊野櫟樟日命をまつれる社なるべしとの説あり、この神の御事蹟については古史に傳ふるところ、甚だ乏し、古事記、日本書紀、延喜式、古事記傳、神名考、神祇志料」

【熊野久須美命】 熊野櫟樟日命におなじ前の項を見るべし。

【熊野大神】 熊野大神と申すに、出雲國なる熊野大神と、紀伊國なる熊野大神とあり、出雲國なる熊野大神とは、今も出雲國意宇郡熊野村に鎮座したまふ熊野神社(現今國幣中社に列す)にいはひまつる神祖熊野大神櫛御氣野命の御事をいひ、紀伊國なる熊野大神とは、今も紀伊國東牟婁郡本宮村に鎮座したまふ熊野坐神社(現今國幣中社に列す)にいはひまつる家都御子神の御事をいふなり、されど、櫛御氣野命と申すも、家都御子神と申すも、その御名は異なれども、まことは同じき素盞鳴尊の御上を申し奉れるにて、出雲にては、これを櫛御氣野命と申し奉り、紀伊にては、これを家都御子神と申し奉れるなり、されば、いはゆる熊野大神とあふぎ奉るは、畢竟は素盞鳴尊の御事にてあるなり、而して熊野は、もと地名なる事云ふまでもなし、なほ「神祖熊野大神櫛御氣野命」および「家都御子神」の項を併せて知るべし。

【熊野夫須美神】 熊野夫須美神は、また熊野牟須美神ともいふ、熊野坐神すなばち

家都御子神(素盞鳴尊)の御祖伊弉冉尊の御事なり、この神、主として熊野の那智山に祀り、中古以來、那智權現と稱して、本宮・新宮那智を併せて三所權現ともいひ、また新宮に祀れる速玉之男神と、この夫須美神とを併せ稱して、兩所權現ともいへり、或は、那智權現として古來祀り來れるは、泉津事解之男神なりといふ説あれど、夫須美神を以て那智神なりとなすは蓋し定説なるが如し、神祇志料、古事類苑、日本書紀通釋【闇龍神】 この神の御名をば、古事記には「闇涙加美神」と訓せり、こは、伊弉諾神が、劍をぬきて、軒遇突智神を斬りたまひしときに、成り出で給ひし神なるよし、古事記日本書紀に見えたる、また高麗神と申すもありて、闇を「おがみ」と訓む事は、日本書紀の註に、神此云於箇美とあるにて明かなりとすさて、本居宣長翁は於可美は龍神にて、雨をふらする神なり、高麗といふは、山の上なる龍神にして、闇龍といふは、谷陰なる龍神なりと云はれたり、此の説の如くに、この高麗と申すも、闇龍と申すも、共に蛇類を崇拜して、これをば、雨を降らする神水を司りたまふ神なりとして、いつき祭れるものにして、此の神をいはひ祭れる神社の諸國に其の數少からざりしことは、意賀美神社と稱する社の延喜式の神名帳に、多く載せられたるを見ても、これを知る事

を得るなり、かの大和國吉野郡なる丹生川上神社は、古來著名の大社にして、延喜式の制には名神大社に列し、現今も官幣大社に列し給へる社なるが、その祭神は、實にこの高靈神闇靈神にして、歷代祈雨の事あるときは、必ずこの神と、山城の貴布禰神とに奉幣せらるゝを、其の例とせり、これ全く祭神の靈神にておはしますに由るものとす。【日本書紀、古事記、古事記傳、延喜式】なほ「高靈神」の項を御參看すべし。

【栗山潛鋒先生】 先生諱は恩、一名成信、字は伯立、通稱を源助といへり、本姓は長澤氏なるが、後に栗山と改稱す、父を良節といひ、世々山城の淀藩に儒臣たり、先生は實にその長子なり、天資穎敏、體質羸弱にして、殆ど衣に勝へざるが如くなりきといへども、勸學倦むことなく、尤も國史に精通せり、年十四歳の時、京師に遊びて、桑名松雲に從ひて學び、奇才を以て稱せらる、その後西院天皇の皇子八條宮尙仁親王學を好み才を愛し給ひけるが、先生父の友人なる鶴飼眞昌の薦めによりて、この宮の侍讀に擧げらるゝに至りしに、頗る親王の敬重を受け奉られきといふ時に先生年十八なりき、先生舊史を讀む毎に、保元建久の際、玉綱解弛して、政柄外に歸したりしをいたく嘆き、乃ち後白河帝の即位以後三十餘年間の重要な事を錄して、之を保建大記と名づけて、親王に上れり、その書、范氏の唐鑑の體にならひ旨を朱子の綱目に取り、

君臣の賢否邪正、政事のは非得失を篇中に瞭然ならじ以て鑑戒を後世に昭にせしかば、尤多く之を傳賞し、先生の名これより天下に聞ゆるに至りぬ、然るに、その翌年、親王薨去あらせられしがば、先生は都下に退隱せられしも、もとより家に擔石の儲なれば、衣袴を鬻きて糊口のしろに當て、而かも晏如として讀書に餘念なく、其の家を號けて、潜鋒と號せられき、毎に慨然として言うて曰はく、大丈夫たるもの、當に虎となつて死すべし、鼠となつて生くべきにあらずと、年二十三歳の時、東遊して江戸に下られしが、此の頃水戸の光圀卿は、彰考館を開きて、修史の事業を興し、専ら先生をも薦めぬ、是に於いて、先生遂に召されて、水戸侯の儒臣となり、祿三百石を受くる事となりぬ、先生の彰考館の事業に關係せらるゝ事となりしは、實に此の時よりの事なりとす、時に年二十三歳なりき、尋いで、先生、彰考館の總裁となり、安積覺三宅緝明等の諸學者と共におなじく史局に在りて、其の事に盡されたり、大日本史の成れるは、實に先生の功與つて大なりと謂はざるべからず、光圀卿の薨後、先生また命をうけ、義公行實を撰せり、安積覺、嘆稱していはばく、潛峯の文は、一辭を贊すること能はずと先生はひより詩文を作るに、雕巧を加ふるを忌あり、故にその作れ

るもの、多く時好に合はざりしかば、人或は拙なりと評せり、先生之をきゝて笑つて
いはく、吾れはその少しく巧ならむよりは、むしろ大に拙なるに與せむと、因りて又
拙齋主人とも號せられき、寶永三年丙戌四月七日、病によりて江戸にて歿せられき、
時に年三十六歳なり、先生かく不幸にして早世せられきと雖も、その功や永く沒せ
ず、況んや保建大記の永く天下後世に感化影響を興ふることの偉大なりしをや、潛

鋒栗山先生傳

【黒田豊前守】 神社明細帳に、黒田豊前守は、北埼玉郡中渡村字中内、村社稻荷神社
の境内、黒田神社に祀る、倉稻魂命の合祀なり、由緒は、舊領主黒田豊前守に厚恩あり
しより、該恩を忘れざる爲め、黒田神社と稱して、倉稻魂と同氏の靈とを合せて、寛保
二壬戌年二月十五日、これを祭ると、古老の口碑に言ひ傳ふと見えたる、案するに、黒
田豊前守直邦は、丹治家勝の末裔にして、上總久留里侯の始祖なり、元祿年中、館林右
馬頭の傳相に任せられ、十六年正月、常陸下館城に封せられしが、享保十七年三月、上
野國沼田城に移封して、三萬石を領す、直邦、老中の職を経、勳績少からざりしが、その
黒田直相の女婿たりしによりて、姓を冒して、始めて黒田氏を稱す、寛保二年七月、直
邦が子大和守直純の時に、沼田より久留里に移封を命ぜられ、城を築きて之を治む、

子孫相つぎて明治に至る、今の黒田子爵家即ちこれなり。

け

【景行天皇】 景行天皇御名は大足彦尊、垂仁天皇の第三子におはしまして、御母は
丹波道主命の御女日葉酢媛皇后なり、はじめ御父垂仁天皇、皇兄五十瓊敷命と大足
彦尊とに、試に汝等の情願を言へとのたまひしに、五十瓊敷命は、弓矢を得むとのた
まひ、大足彦尊は、皇位を得むと欲するよし、答へたまひしかば、父帝乃ち大足彦尊を
して皇位を繼がしめらる、よりて、父帝崩御の後、即位ありて、纏向の日代宮におはし
まして、天が下を治め給へり、是れを大足彦忍代別天皇と申す、景行天皇と申すは、實
に後世に至りての謚号なりとす、天皇吉備津彦命の御女稻日大郎姫を納れて皇后
となし、その御腹に大碓皇子および小碓皇子生れたまへり、小碓皇子はすなはち日
本武尊なり、後また八坂入姫を召して妃となしたまひ、その御腹に七男生れたまへ
り、その第一は稚足彦皇子にして、後に即位ありて成務天皇と申す、景行天皇の即位
し給ふや、天業恢弘の機漸く熟しければ、大に皇威を東西に示して、大業を興したま

はむと欲し、即位の三年、まづ屋主忍男武雄心命をつかはして、紀伊の神々を祭らしめ、尋いで、十二年、筑紫の熊襲叛きしかば、天皇親らこれを征したまひ、周防より海をわたりて筑紫の諸國を巡征あり、豊國・日向國より熊縣・火國・阿蘇國・八女縣に至りて、到るところ賊酋を鎮撫招服したまひしかば、九州の東北部は、大半王化にまつろひぬ、十九年、京都に還幸ありしが、その後二十七年に至りて、熊襲また叛きしかば、この度は皇子小碓尊をつかはして、征討の任に當らしめたまひしかば、九州の東北部は、大半王化にまつろひこれより先、天皇また武内宿禰をつかはれて、東北諸國の形勢を視察せしめ給ひしが、武内かみち奏じて、東夷討つべしと申し、かば、四十年、遂にまた小碓尊をつかはれて蝦夷を征せしめ給へり、(日本武尊)の項を看よ。然るに、小碓尊不幸にして東征の歸途、能褒野の地にて薨じたまひければ、天皇且つは皇子の遠逝をかなしみ、且つは皇子の平げ給ひし國々を巡幸せむとの御志にて、五十三年、親ら輦を進めて、伊勢より上總に至り、海路淡の水門を渡りたまひて、東國の形勢を視察してかへり給へり、この後、天皇の東國經營に御心を注がせたまひしこと、益々深く、五十五年には、豊城入彦命の孫彦狹島王をして、東方十二國を治め平げしめ給ひしが、王不幸にして病み死途に薨じたまひしかば、更にその御子御諸別王に詔して、父の業をつぎて、東國

治平の任に當らしめたまへり、(彦狹島命および御諸別王)の條を參看すべし。かく、天皇は、幾度か東西を征定したまひしかば、皇威の及ぶところ愈々擴まり、其の結果として、東は、甲斐・上毛野・那須の國造を、新に定め置きたまひ、西は、吉備の穴穴門・阿武・葦北等の國造を、中國九州の地方に定め、おき給ふ事となり、まだ、天皇の皇子、前後八十人おほしまじ。中にて、日本武尊・稚足彦尊・五百城入彦皇子の三皇子を除くの外は、七十七皇子をば悉くに國々の別として、各地方に任し給へりといへば、皇威の諸國に普及せる様實に吾人の推想の上にありと謂ふも、敢へて不可なきなり、天皇、晩年に近江國に幸して、志賀の高穴穗宮に坐し、在位前後六十年にして、遂にこゝに崩じたまへり、大和の山邊道上陵に葬め奉る、(日本書紀・古事記・大日本史・大日本通史)

【氣多大神】 氣多大神とは、今も能登國羽咋郡一宮村に鎮座します氣多神社にいはひまつる大神にして、大己貴命をまつれり、この社は、延喜式の神名帳に、能登國羽咋郡氣多神社名神天と見えたる社にして、後世當國の一宮として遠近の崇敬篤く、氣多大神宮とも稱し奉れり、現今國幣中社に列す、そもそも大己貴命をいつき祭れる神社は、北陸道地方にいと多かる中にも、この社は殊にも著はれさせ給へり、延喜式の神名帳に、越中國射水郡に氣多神社あり、又越後國頸城郡に居多神社あり(三)

はその社名を居多と呼べど、なほこの氣多の太神をまつれるなりさて、稱徳天皇の
神護景雲二年十月、能登國氣多神に、神封三十戸、田二町を寄せたまひ、桓武天皇の延
暦三年三月、從三位氣多神に正三位を授けたまひ、後勳一等を加へ給ひ、文徳天皇の
嘉祥三年六月、更に從二位に進め奉り、尋いで正二位に叙せられ、仁壽三年には、封戸
十烟位、田二町を加へ、清和天皇の貞觀元年正月には、從一位を授けたまひしよし、國
史に見えたり、延喜式、續日本紀、續日本後紀、文徳實錄、三代實錄、神祇志料、古事類苑など
は、祭神大己貴神の御事歴につきては、別にその項有れば就きて看るべし。

【家都御子神】 この神は、今も紀伊國東牟婁郡本宮村に鎮座ます熊野坐神社、即ち熊野の本宮の社にいはひまつる大神にして、出雲の熊野の大神建速素盞鳴尊の御事なり、この社は延喜式の神名帳に、紀伊國牟婁郡熊野坐神社、名神大と載せたる社にして、中古已來、熊野權現として靈驗最もいちじるしく、上は朝廷より下は民庶に至るまでの崇敬歸依、實に一方ならざりしは、歴史上著名の事實なりとす、而して、そのはやくより僧徒の手に管せられて、いはゆる熊野の權現として、世に崇敬せられ給ひしが故に、本來の祭神の神威も、これが爲めに、久しく蔽遮せられてありしとともに、亦著しき事實なりとすさて、本社の祭神家都御子神と申すは、實は素盞鳴尊

にておはしますにて、彼の出雲國の熊野にては、この神を神祖熊野大神櫛御氣野命として、いつき祭り、この紀伊國の熊野にては、家都御子神または家都美御子神として之をいづき祭れるなり、是れにつきて、栗田寛博士の考説にいはく、「接するに、家都御子大神を素盞鳴尊と申す由は神代卷一書に素盞鳴尊韓國に降りまして、種々の木種を殖ゑ生し、其の用ふべき法を定め、又その噉ふべき八十木種をも播生し給ふ御功ますを以て、出雲にては熊野大神櫛御氣野命と稱へ奉りしにて、櫛御氣野は奇御木主の義なること著く、また其の御子五十猛命、大屋津媛命、抓津姫命の三神も能く木種を分布し給ふを以て、紀伊國に渡し奉り、樹木の暢び茂れる事も、他國に勝るを以て、木國と名け、後に熊野神も出雲より遷し奉りて、この國にては、家都御子大神と稱せり、家都御子とも、家都美御子とも申すは、木津御御子にて、御子は同殿にます伊弉冉尊の御子といふ義なれば、櫛御氣野命とその意異なる事なきを知るべし云々」と見えたり、かの出雲國の意宇郡には、熊野坐神社(名神大社)と速玉神社と相並びまして、熊野坐神社には櫛御氣野命とその意異なる事なきを知るべし云々と見えたり、かの出雲國の熊野にて、熊野坐神社(名神大社)には、家都御子神をまつり、熊野早玉神社(大社)には、速玉之男神をまつれると相同じきに由らて考るも、栗田翁

のこの考説の鐵案たるを信せざる能はず、さて清和天皇の貞觀元年正月、從五位下熊野早玉神・熊野坐神に從五位上を授けたまひ同年五月二神に並に從二位を加へ奉られ、貞觀五年三月、熊野早玉神に正二位を賜ひ、延喜の制には、早玉神を太社に列し、熊野坐神を名神大社に列せられたり、又延喜七年十月には、宇多法皇熊野山に御幸ありて、早玉神に從一位を、熊野坐神に正二位を加へたまへり、熊野御幸といふこと、是れより始りて、神威やうやく著はれたまふ事となれり、かくて、この後、朱雀天皇の天慶三年二月に、二座共に正一位に上らせたまひけるが、こは承平中海賊の事を祈らせ給ひし御報賽なりきといふ、後世、熊野權現を以て伊勢大神宮をまつれるものなりといふ説、出で來りし事などもありしが、皆一時の附會たるにすぎず、「日本書紀、延喜式、三代實錄、日本紀略、長寬勸文、神祇志料、古事類苑」なほ素盞鳴尊の御事歴につきては、「素盞鳴尊」の條を併せ見るべく、また「神祖熊野大神櫛御氣野命」の條をも参考すべし。

【氣比大神】 氣比大神とは、今も越前國敦賀郡敦賀町に鎮座したまふ氣比神宮には、ひまつる大神にして、本社は、延喜式の神名帳に、越前國敦賀郡氣比神社七座、並名神大社と載せ、後當國の一宮と稱せしが、現今官幣大社に列し、また七柱の神だちを

合せ祭れり、いはゆる七座の祭神とは、伊奢沙別命・日本武尊・足仲彦尊・仲哀天皇・氣長足姫尊(神功皇后)・譽田別尊(應神天皇)・豐玉姫命・武内宿禰命にまします、されど、いと古くより氣比大神として、此處に鎮りたまへるは伊奢沙別神にして、他は後に合祀せられたまへるものなり、皇后氣長足姫尊・新羅をことむけ給ひて歸りまし、後、皇子譽田別皇子をして、越國に赴きて、角鹿の筈飯大神を拜せしめらる、この時、武内宿禰・皇太子を率奉りて角鹿に赴きけるが、夜夢に伊奢沙別神あらはれたまひて、皇子と御名代へむと望みたまひし由、古事記・日本書紀に記せり、伊奢沙別神の御事歴に就きては、わが古史の中には何等傳ふるところなきも、此の事實によりて見るも、此の神の夙くより角鹿敦賀の地に鎮りまし、事は知らるゝなり、尙また、他の六柱の祭神の御事歴につきては、各々その項有れば、就きて看るべし、本社は、かかる由緒いと古き社なれば、朝廷の崇敬もはやくより殊に著しく、仁明天皇の嘉祥三年十月、正二位に叙せられ、清和天皇の貞觀元年には、越前國正二位勳一等氣比神に從一位を授け給ひ、尙この後、正一位勳一等を加へ給ひしよし寛平五年十二月の官符によりて知らる、かゝれば、延喜式の制には、七座の神々並に名神大社に列せられ給ひ、現今

も氣比神宮とて、官幣の大社に列し給へり、延喜式、古事記、日本書紀、續日本後紀、文德實錄三代實錄三代格、神祇志料、古事類苑

【建禮門院】 建禮門院、御名は徳子、太政大臣平清盛の女にして、高倉天皇の中宮に立ちたまひ安徳天皇を生みたまへり、はじめ高倉天皇の承安三年後白河法皇の猶子として入内あり、安御となり、從三位に叙せられ給ひしが、翌承安四年、立ちて中宮となり給へり、父清盛、屢々嚴島神社に詣で、中宮の皇子を産みたまはむことを祈願せしに、治承二年に至りて、遂に御懷胎あり、出で、平重盛の第におはしましゝが、朝廷にては、四十一社七十四寺に使を遣して、祈願の事あり、また僧侶陰陽博士をも禁中に召して、平產を禱らしめられじが、いよいよ御出産の期に及びて、頗る難産なりしにより、また石清水平野日吉の諸社に使をつかはして、之を禱らしめらるゝなど、中使路に接し、冠蓋相望むといふほどの有様なりき、後白河法皇もまた親しく產室に臨みて經を誦したまへり、既にして皇子茅出たく產れさせ給へり、これ實に安徳天皇にておはします、壽永二年、平宗盛等、安徳天皇を奉じて西に奔るや、門院また同行したまへり、これより先、養和元年、建禮門院の號ありがくて、一谷屋島壇浦と、昔は馴れぬ梶枕、憂き事多き旅の空に、幾度か露げき袖をじぼり給ひけるが、壽永四年

の春の暮、安徳天皇はかなくも壇浦の海に入りて、底の藻屑と消えたまひし後は、門院はがなしくも源氏の武士の警護の下に、京の空へ立ち還りたまふ事とはなりぬ、これより門院は、暫し吉田の僧房にましましゝ後、やがて落飾受戒ありて、法名を眞如覺と稱したまひしが、浮世のさがの更に厭はしとて、後更に大原なる寂光院といふに入りたまひて、艸廬竹牀僅かに風日を蔽ふばかりなる假の庵をしつらひ給ひて、其處にて心靜かに行ひすまし給ひけり、御供に侍ふものとては、たゞ帥、典侍、阿波内侍など、三の尼法師のみに過ぎざりき、この後、文治二年の頃、後白河法皇密にその庵室をとぶらひたまひて、懷舊の涙に四つの袖をくたし給ひしこと、世に大原御幸とて、名高き物語に語り傳ふるところなり、門院は、この後、順徳天皇の建保元年十二月に、大原にて崩れたまひぬ、時に御年五十七なりきといふ、源平盛衰記、平家物語、夫日本史

【顯仁皇神】 御事歷明かならず

【五行尊神】 明かならず、

【五藏尊神】

明かならず、

【木魂神】 木魂神とは大殿祭の祝詞の中に屋船久々遅命是木靈也と見えたるが如くに木神即ち久久能智神の事なり賀茂眞淵翁は久久遅命の久々の下に能の字脱ちたる事明なれば補ふべしといはれたり「祝詞考」久久能智神の條を看よ、

【事解之男命】 この神は日本書紀に泉津事解之男と見えて伊弉諾尊が伊弉冉尊のおはします黄泉國に到り訪ひたまひしき夫婦の御むづびを断ちたまはむと宣ひし時にその睡はき給ふ際になり出で給ひしは速玉之男神、その掃ひ給ふ時になり出で給ひしはこの泉津事解之男神なりと記せり、解とは放り離るゝ義にして、事解は事放すには夫婦の契を放ち離るゝ意なり、この神の生れたまへる時の事情によりて、この御名は負せまつりしなるべしと飯田武郷翁の説に見えたりさて、この事解之男神は古來熊野三所權現の中に數へて、那智權現はむねと此の神をまつれるものなりとの説有りて都智事解之男神とも稱せり、但し、那智の神を以て熊野牟須美大神即ち伊弉冉尊なりとなすは定説なるが如し、「日本書紀、日本書紀通釋、神祇志料、古事類苑」

【事代主命】 事代主命は古事記にはまた八重言代主神とも記し、舊事本紀には都味齒八重事代主神と記し、新撰姓氏錄には積羽八重事代主命とも天之八重事代主神とも記せり、また日本書紀神功皇后の條にはこの神自ら誨へたまひて於天事代於虛事代玉籤入彦嚴之事代神と告げたまひし由見えたりさて、この事代主命は大己貴命の御子にておはしますが、その御母につきては二説あり、古事記には大國主神の神屋楯比賣命を娶りて生みたまへる御子事代主神とあれど、舊事本紀には大己貴神の宗像の邊都宮にます高津姫神を娶りて生みたまへる御子都味齒八重事代主神なりとせり、この神御父大己貴命を助けて國土經營の事に力を盡させ給ひけむこと、今更いふ迄もなき事ながら茲に特筆すべきは御父大己貴命がこの國土を天神の詔命のまにまに天孫に奉獻し給ひし折に、この神の取らなし給へる勳績の頗る著しきものましまし、事はれなり、はじめ天照大神、高皇產靈神の御心によりて御孫瓊杵尊をこの國土の君主と定めて天降したまはむとするや、まづ武甕槌經津主の二神を使として葦原中國に降して、その命を大己貴命に傳へしめ給へり、二神乃ち出雲國に降り到りて、大己貴命に問ひていはく今や天神、その御孫を降もて、この國に君臨せしめ給はむとし、まづ我れ等二人を遣はして駆除平定の任に

當らしめらる今汝が意果して如何ぞよくこの國を避りまつりて天孫に奉獻せんや如何にと時に大己貴命對へて申さく我が子事代主命に問ひて然る後に報へ申さむと是の時に當りて事代主命出でゝ出雲の三穗之崎に在り船を浮べて釣魚の樂を行ひ給ひじかば乃ち熊野諸手船に使者稻背脛を載せてつかはし告ぐるに天神の詔命を以てせり事代主命使者に語り告げ給ひけるは今天神の詔命既にかくの如し我が父よろしくこの國を避り奉るべきなり我れ亦何ぞ命に違ひまつる可けむやとて因りて海の中に八重蒼柴籬を造りて船柵を踏んで避りたまひぬ使者乃ち還りて此の事を報せしかば大己貴命二神に告げてのたまはく我が憚めりし子だに既に避りまつりぬわれ亦何ぞ避り奉らざらむや今我れ若し詔命に抗せば國中の諸神必ずや皆おなじく禦ぎまつらむ今我れ避り奉らば誰れがまた敢へて順はざるものあらむやとてやがて其の國土平定の際に用ひたまひし廣矛を以て武甕槌・經津主の二神に授けもし此の矛を以て國を治め給はゞ天下必ず平がなるべしとて遂に百不足之八十隈に隠り去りたまひぬ是に於いて武甕槌・經津主の二神は順はぬ諸神を周流削平し事の由を復命したまひしかば遂に天孫降臨の事有るに至れり是によりて之を觀れば大己貴命のよく天神の詔命を奉じてその從來

征定經營したまへる國土を直に天孫に奉獻したまひしはその能く大義名分を明かにして敢へて遲滯も給はざりしによる事勿論なりと雖も而かも御子事代主命の義を見て斷じたまふ事の頗る明快なりしに因る事甚だ興つて力有りと謂はざるべからず今も出雲國島根郡美保關村に鎮座しまします美保神社(現今國幣中社に列す)にこの事代主命をいはひ祭れるはその縁由まことに深くまた攝津國長田今神戸市なる長田神社(現今官幣中社に列す)にこの神をいはひ祭れるは神功皇后の新羅親征の時この神御稜威を示したまひて我れはこれ於天事代於虛事代玉籤入彦嚴之事代神なりと名告りたまひてわれを御心長田國にまつれと示し給ひしによりて是れより永くこの長田の地に鎮ひ祀る事となりたるよし日本書紀に見えたりまた今伊豆國田方郡三島町に鎮座まします三島神社(現今官幣大社に列す)には玉籤入彦嚴之事代之神の御名において此の神をいづき祭り又かの延喜式の神名帳に載せたる大和國葛上郡鴨都味波八重事代主命神社二座並名神大および同國高市郡高市御縣坐鴨事代主神社大の如きもこの事代主命をいはひ祭れる神社なる事はその社名によりても知らるる事なりとすこの外此の命を祭れる神社は諸國に少からざる中にて後世神祇管の中に御巫祭神八座の中にもこの神を加

へ祭れるは、この神の御靈威の後世に至るまで、極めて著しくおはしましに因る事、今更いふまでもなき事なり、尙日本書紀の傳ふるところによれば、神武天皇の皇后となりたまへる姫踏鞴五十鈴姫命は、實に事代主命の三島溝櫻耳の女玉櫛媛を娶りて生みたまへる御子なりといへり、然らばこの事代主命は、亦わが皇室の外祖にてまします神なりといふべきなり、「日本書紀、古事記、舊事本紀、姓氏錄、延喜式、神祇志料、古事類苑」。

【事麻知大神】 延喜式の神名帳によるに、遠江國佐野郡に己等乃麻知神社あり、いはゆる事麻知大神とは、この社にいはひまつれる大神なるべし。大日本一宮記には、この己等乃麻知神社を以て、當國の一宮なりとし、また事任神と號ひ、祭神は猿田彦命なりと記したれど、いかゞにや又神祇志料には、蓋し天兒屋命の母許登能麻遲媛命を祭ると記したれど、果して然りや否や、疑なきにあらず。又文德實錄に、嘉祥三年七月、遠江國任事鹿苑兩神に從五位下を授け賜ひしこと見えたるに、この任事神は、即ちことのまゝの神にて、或は神名帳に己等乃麻知神社と載せたると、同神にておはしますやも知られず。今社名によりて案するに、麻知とは、ト兆の麻知にて事乃麻知とは、即ちト事の麻知なるべければ、この神は、ト庭の神にておはしますべき事、ほゞ

推知するに難からず、果して然らば、この神は、櫛眞知命にておはしますと言はざるべからず。延喜式、文德實錄、一宮記、神祇志料、正ト考なほ櫛麻知命の項をも參看すべし。

【木花開耶姫命】 大山祇命の御女にして、瓊瓈杵尊の妃となり給ひし吾田鹿葦津姫命の亦の御名なり。この御名を古事記には木花之佐久夜毘賣と書けり。名の意につきては、本居宣長翁は、木花は字の意の如し。佐久夜は開光映の伎波を切めて加なるを通はして久と云ふなり。さて萬の木花の中に、櫻ぞ勝れて美き故に、殊に開光映不ふ名を負て、佐久良とは云り、夜と良とは横に通ふ音なり。されば、此の御名も何の花とはなく、たゞ木花の咲光映ながら、即ち主と櫻の花によりて然云るなるべし」といはれたり。古事記傳櫻の花の咲き匂ひ光映たるが如くに、美しく優れさせ給へるよしがく呼び名づけ給へること明かなり。この神の國色殊に秀れさせ給へりしことは、瓊瓈杵尊の御姉磐長姫をおきて、この命をとりて妃となしたまへるにても知らる。尚その御事蹟につきては、吾田鹿葦津姫命の項を參看すべし。なほ、淺間神は、即ちこの神をいつき祭れるにて、今も駿河國富士郡大宮町に鎮座したまふ官幣大社淺間神社、および甲斐國東八代郡一櫻村一宮に鎮座したまふ國幣中社淺間神社は、

共にこの木花開耶姫命を祭れる社なりとす、また駿河國靜岡市賤機山なる國幣小社淺間神社の祭神も亦おなじく此の開耶姫命にておはしますなり、後世、この女神を以て、富士山を主はきませる神となすこと、以て知るべし。**延喜式古事類苑**

駿形神 駿形神とは今陸中國膽澤郡水澤町に鎮座したまふ駿形神社にいはひまつれる神にして、本社は、延喜式の神名帳に、陸奥國膽澤郡駿形神社と載せ、もとつ宮は、同郡駿形山に在り、現今國幣小社に列せり、祭神は、一説に木股神といへど明かならず、文德天皇の仁壽元年に、陸奥國駿形神に正五位下を加へ、清和天皇の貞觀四年、從四位下を授けたまはりしよし、國史に見えたり。**延喜式文德實錄、三代實錄、神名帳考證、古事類苑**

小松重盛公 平重盛卿を見るべし。

高麗王若光 高麗王若光は、入間郡高麗川村新堀、高麗神社にいはひまつる神なり、社傳によるに、若光はもと高麗の人なり、天武天皇の御宇の末に、國亂を避けて、本邦に來歸す、その親族および部民の、尋いで來り投化せしもの、また甚だ多し、よりて、若光に從五位下を授け賜ひ、尋いで文武天皇の大寶三年に、若光に王の姓を賜ひ、元正天皇の靈龜二年、これを當國に移して、高麗郡を創置す、若光居をこの地に下し、部

族多く群居し、後また漸く各處に散じて、地を拓きて繁延せり、若光歿して、その子孫後裔の地方に分派せしもの、各々その氏を別ち稱せりといへども、その正系は、今尙高麗氏を稱して、現存せり、而して、その子孫後裔若光の靈を祀りて、これを高麗明神と尊崇し、祀りを傳へて、今に至れるもの、即ち高麗神社なりといふ、尙遠近各地に散在せる高麗人の部族後裔にして、これを分祀崇敬せるもの、其の數少からず、これ等は皆白鬚明神または白鬚神社として、これをいつき祭れり、今續日本紀を案するに、文武天皇大寶三年三月乙未、從五位下高麗若光賜王姓と見え、靈龜二年五月辛卯、以駿河・甲斐・相模・上總・下總・常陸・下野・七國、高麗人千七百九十九人、遷于武藏國置高麗郡焉と見えたり、若光がこれ等千餘の歸化民族を統率して、これが伴造となり、地を拓き生業を獎まし、事今より推知するに難からず、されば、その部族部民の祖神として、永くその地に祀られたる事、まことに其の故有りといふべし。

兒養壽命 御事歷明かならず。

籠大神 篠大神とは今も丹波國興謝郡府中村に鎮座し給ふ籠神社にいはひ祭る大神にして、この社は、延喜式の神名帳に、丹波國興謝郡籠神社、名神大と載せ、當國の一宮と稱し、また籠守權現とも稱せしことありしが、現今國幣中社に列せり、祭神

は天水分神なり、みくまりの神を「みこもりの神」ともいひ、更に轉じては「みこもり」を「こもり」とも稱するに至れること、彼の大和國吉野郡なる水分神社をば、後世に至りて、子守明神と稱するに至りたる一例によりても、知る事を得べし、仁明天皇の嘉祥二年丹波國籠神に從五位下を授け奉り、清和天皇の貞觀六年に、從五位上籠神に正五位下を加へ、同十三年に從四位下を賜ひ、陽成天皇の元慶元年に、從四位上を加へ給はりし由、國史に見えたり、「延喜式續日本後紀、三代實錄、古事類苑」なほ祭神天水分神につきては、別にその項有れば、就きて看るべし。

酒解神

【酒解神】酒解神は大若子神オカワカミ、小若子神ワカゴノカミ、および酒解子神オカトキミコノカミと共に、四座並びて、山城國葛野郡なる梅宮神社にいはひ祭る神なり、この社は、延喜式の神名帳に、山城國葛野郡梅宮坐神四社、並名神大と見えたる社にして、現今は官幣中社に列せり、この四座の神は、はじめ藤原不比等の妻縣犬養橘三手代アカタイヌカヒノクサバノミチヨが、はじめて祀れる所にして、その後三千代の女にして聖武天皇の皇后となりたまへる藤原安宿媛アスカ、おなじく三千代の

女にして藤原武智麻呂の妻となりし牟漏女王の姉妹の祀り給へる神なり、而して、後屢その鎮座地を轉せしが、後、仁明天皇の御母にして、嵯峨天皇の皇后にておはせし橘嘉智子の時に至り、その氏神たるによりてこれを今の地に移し祭られたるなり、この嘉智子と申すは實に三千代の子なる橘諸兄の曾孫に當り給へる御方にして、世に檀林皇后と申す、この梅宮の祭神については、諸説ありて、酒解神といふは、大山祇神オカツノカミなりといふ説もあれど、要するに、橘氏の祖神なりといふの外は、不明なりとす、仁明天皇の承和三年、无位酒解神に從五位を授け給ひ、清和天皇の貞觀元年に、正四位下酒解神に正四位上を授け給ひ貞觀十七年に、更に從三位を授けたまひ、醍醐天皇の延喜十一年に、梅宮坐梅宮神に、正三位を受けたまひし事、國史に見えたり、尙、この後高倉天皇の治承四年に至りて、正一位を受け奉られしよし、二十二社註式に見えたる「延喜式續日本後紀、三代實錄、日本紀略、二十二社註式神社啓蒙、古事類苑」、【酒解子神】酒解子神は、酒解神、大若子神オカワカミ、小若子神ワカゴノカミと共に、四柱相並びて、山城國葛野郡なる梅宮神社にいはひ祭る神なり、この梅宮の四坐の祭神につきては、古來諸説ありて、酒解神は大山祇神オカツノカミにして、酒解子神は、その御子木花開耶姫命ヒメノミコトなりといふ説も有れど、不明なり、要するに、この梅宮の神は、橘氏の氏神なりといふの外は、不明

なり、仁明天皇の承和十年十月、梅宮の從四位下酒解子神を名神に列し、清和天皇の貞觀元年正四位下酒解子神に正四位上を授け奉り、同十七年に從三位を授けられ、醍醐天皇の延喜十一年に正三位を梅宮に坐す梅宮神に授け給ひしよし、國史に見えたり、尙この後高倉天皇の治承四年に至りて梅宮の神に正一位を授けられし事、二十二社註式に載す、延喜式、續日本後紀、三代實錄、日本紀略、二十二社註式、神社啓蒙、古事類苑なほ酒解神の項をも參看すべし、

【榮豊毘賣神】

御事歷明かならず、

【坂上田村麻呂】 坂上田村麻呂は、桓武天皇の朝に東夷征討の任に當りて、偉功を樹てたる大功臣なり、抑々坂上氏は、應神天皇の時に歸化せし阿知使主の後裔なり、はじめ大和國高市郡檜前村の地を賜りて、こゝに居り、東漢直とも、倭漢直ともいへりしが、其の族播延して、數十氏となれり、中につきて、坂上氏は最も著れたり、淳仁天皇の時に、大和守坂上忌寸犬養、勇武の稱あり、その子苅田麻呂、また騎射をよくし、宮掖宿衛に當り、天平寶字中、特に大忌寸を賜はりし事あり、桓武天皇の時に至りて、忌寸を改めて宿稱を賜はる、田村麻呂は實にこの苅田麻呂の子なりとす、身長五尺八寸、胸一尺二寸、身重二百一斤、眼は蒼隼の如く、鬚髯は金線の如し、膂力あり、延暦中、田

村麻呂近衛少將に進み、越後守を兼ねたりしが、當時征夷の任に當りし大伴佐伯の諸將、皆連戦功なかりしに、田村麻呂、蕃別の族より出で、征夷の偉勳を樹てたりしは、偉なりと謂ふべし、是の時に當りて、東北の蝦夷、勢甚だ盛なり、朝廷將を遣して屢々之を征すれども功なし、延暦十二年、朝廷大伴弟麻呂を征夷大將軍となし、田村麻呂および百濟俊哲を以て征夷副使となし、大舉して蝦夷を征せしめしに、討略頗る功有りき、田村麻呂功によりて從四位下木工頭に進み、陸奥出羽按察使に任じ、陸奥守鎮守將軍を兼ね、尋いで征夷大將軍に拜せられ、勅を奉じて諸國の夷俘を檢校す、延暦二十年、陸奥の蝦夷の復び反せしかば、節刀を賜りて之を討ち、大に蝦夷の巢窟を進撃して、間伊に至り、殺戮殆ど盡せり、延暦二十一年、田村麻呂陸奥の膽澤城を築きて、陸奥の鎮所となし、東國の浮浪人四千を配移し、また出羽の雄勝城に、越後佐渡の米鹽を輸し、鎮兵の糧に充つ、夷の酋長大墓阿氏利爲盤具母禮、部落のもの五百餘人を率ゐて降れり、田村麻呂二夷を將ゐて京にかへり、奏請して其の死を宥め、本部に放還して以て黨類を招かしめむと請ひしが、朝議夷性信なし、これを縱たば虎を養ひて患を遣すに似たりとて、乃ちこれを河内の植山に斬りぬ、二十二年、田村麻呂は、また陸奥に赴きて志波城を築く、二十三年、田村麻呂再び征夷大將軍となる、坂東の

糒米二萬餘斛を、陸奥小田郡中山棚に運びて、蝦夷に備へ、防夷の爲めに施設すると
ころ少からざりき。これより、東夷漸く皇威に服するに至る。明年、參議に任じ、大同の
初に、中納言に任じ、中衛大將を兼ねぬ。大同二年、中衛府を改めて、右近衛府となすや。
田村麻呂府に居る事舊の如く、また侍從兵部卿を兼ね、正三位に進められ、尙侍藤原藥
子の變に、田村麻呂大に功有りて、大納言に進められき。かくて嵯峨天皇の弘仁二年
に薨す。年五十四。朝廷絶布米および役夫二百人を賜ひ、天皇事を視給はざること一
日、從二位を贈り、山城宇治郡栗栖村の水陸田山林三町を賜ひて、墓地となさしめら
る。その葬るや、屍を棺中に立て、平安城に向はしめて葬り、甲冑劔矛弓箭糒鹽を并せ
て、これを埋む。この後、大將軍の出征毎に、先づこゝに詣で、禱るを以て例とせり。ま
たこの墓を將軍塚と稱して、國家事有らむとするときは、この墓必ず鳴動せりとも
云ひ傳ふ。田村麻呂が佩びたりし劔は、この後御府に藏められて、坂上の寶劔といひ。
天皇また其の像に贊して、深く哀悼したまへりといふ。その子孫、また武勇を以て聞
ゆるものあり。〔天日本史、大日本通史〕

【前玉彦命】
〔サキタマヒコノミコト〕 この神の御事蹟は、わが古史の中に傳へられずと雖も、往昔の武藏に
於ける國神なること、正に疑ひ有るべからず。今も當武藏國北埼玉郡埼玉村に鎮座

したまふ。鄉社前玉神社は實にかの延喜式の神名帳に、武藏國埼玉郡前玉神社二座
と載せたる社なること、その疑ひなかるべく、而して、いはゆる前玉神社二座の神と
いふは、前玉彦命および前玉姫命二柱なること、亦その疑ひ無きに似たり。さて、上總
國長柄郡一宮村に、玉前神社あり。これは延喜式の神名帳に、上總國埴生郡玉前神社、名
神大、と載せたる神社にして、現今國幣中社に列せり。この神社の祭神につきては、諸
說有りて一定せざるが、中に就きて、玉前神と申すは、前玉命なりといふ說あり。〔神名
帳頭註、一宮巡詣記〕而して神名帳註記の如きは、前玉命は、生產靈命の御子にして、掃
部連等が祖なりと記したれど、果して如何なる典據ありて然か云へるにや、甚だ疑
はしとす。されば、この前玉命が、この前玉彦命と同一神におはしますか、或はまた別
神にておはしますかに就きて、茲に之を斷定せむは、全然不可能の事に屬せり。そは
兎まれ角まれ、吾人は、この前玉彦命を以て、わが武藏の國神なるを信せむと欲す、而
して、この神の主は、き知らしめし給へる地方なるが故に、この地を埼玉の里といひ。
この名稱は、後やうやく擴大せられて、郡名として用ひられ、而して今や縣名として
用ひらるゝに至りたるものなりとす。なほ次の「前玉姫命」の項をも併せ見て知るべ
し。

【前玉姫命】 古事記の中に前玉比賣といふ神、また活玉前玉比賣神といふ神の名見えたれど、この武藏國にて祭る前玉姫命とは同一神ならざるが如し、延喜式の神名帳によるに武藏國埼玉郡前玉神社二座あり、こは今も當國北埼玉郡埼玉村に鎮座したまふ前玉神社なること、殆どその疑ながるべし、而して、いはゆる二座の祭神とは、即ち前玉彦およびこの前玉姫の二神にして、二神の國神にましますべき事、其の疑有らざるが如し、二神は國神なるが故に、その御事歴の如きは、記紀等の古史に傳ふるなしといへども、この神、此の地方を主はき知ろし召し給ひければ、その地方を埼玉の里といひ、其の稱はやがて郡名にも用ひられ、今や廣く縣名として用ひらるゝに至りしこと、前玉彦命の項にも記したるが如し、さて、他に前玉比賣の名を負ひたまへる神にして、古事記の中に見えたる神、二柱あり、一は天之甕主神の女前玉比賣命にして、この命は大國主神の三世の孫なる速甕之多氣佐波夜遲奴美神に嫁びたまひて、御子甕主日子神を生み給へり、一は比比羅木之其花麻豆美神の女活玉前玉比賣神にして、この命は甕主日子神の御子多比理岐志麻流美神に嫁ひたまひて、御子美呂浪神を生みたまへり、延喜式の神名帳を案するに、伊豆國賀茂郡佐伎多麻比咩命神社あり、これらの前玉比賣神たちの中に、いづれの神をいつき祭れる

にや、明かならず、神祇志料には、伊豆の佐伎多麻比咩命神社は、蓋し天之甕主神の女前玉比賣神を祀れるにて、これは三島神の第三の后神なりといへり、古事記、延喜式、神祇志料

【鷦姫命】 明かならず。

【西寒多大神】

西寒多大神とは、今豊後國大分郡早田村字西寒多に鎮座し給ふ國幣中社西寒多神社にいはひ祭る大神にして、本社は延喜式の神名帳に、豊後國大野郡一座、大西寒多神社と見えたるが如くに、當郡に一座の大社にして、もと大野郡に在りしを、後世これを遷して今の大分郡西寒多に祀ることとなりしものなり、大野郡の舊鎮座地は、今同郡寒多村にして、現今も其處に神社ありて、郷社に列せり、而して、大野郡の寒多村よりこれを現在の地に遷移したるは、應永十五年三月、大友親世これを遷し奉りたるものなるよし、豊後國志等に見えたり、かくて、當國の一宮として遠近の崇敬淺からずして、これを大分宮とも稱しこれを佐原八幡とも稱せり、隨つて、本社の祭神は、八幡神にして、宮崎の八幡と同體なりといふ説も起り、祭神は、神功皇后、應神天皇、武内宿禰なりといふ説もあれど、明かならず、一説に、建男霜凝日子神および比咩神を祀れりといふ説あり、この二神は、同國直入郡なる建男霜凝日

子神社にいづき祀る神にして、一に嫗嶽大明神と稱せし神なり、西寒多神も亦この神を祀れるものならむとの説、從ふべきに似たり、さて、清和天皇の貞觀十一年三月、無位西寒田神に從五位下を授けたまひしこと、國史に見えたり、「延喜式、神名帳頭註、

一宮記、豐後志、三代實錄、古事類苑」

【佐太彥神】 佐太彥神は猿田彥神の御事なり、猿または猿をば「さ」と訓むこと、古事にその例多し、和名抄に下總國の郡名猿島を「佐之萬」と註し、また菅家萬葉に「高猿子之尾上」と書けるなど、皆これなり、而して、この神の御名をば、古事記には猿田毘古神と記し、日本書紀には猿田彥大神と記したるを、猿を「さ」と訓みて、よりて又佐太彥神とも、佐田彥神とも云へり、くはしくは「猿田彥命」の條を參看して知るべし、

【早良親王】 早良親王は光仁天皇の皇子にして、御母は贈皇太后高野新笠桓武天皇の天應元年四月、桓武天皇の皇太子に立ちたまひしが、後、事によりて廢せられ、淡路國に配せられ給ひしが、途にして薨じ給ひぬ後、延暦十九年七月、詔して追號を奉りて崇道天皇といひ、その墓を山陵と稱せしめ給ふ、後世八所御靈を祀るに至りて、また實にこの崇道天皇をも其の中に加ふなほ崇道天皇の條を見て、くはしさ事を知るべし、

【佐原太郎・佐原次郎】 神社明細帳によるに入間郡塙越村宇馬場、國分神社に祭る。明德三年、安房國館山の住人佐原太郎・同次郎二人の兄弟、相從ふもの五人、共にこの地に來り、後に死せしを合祀すと古老の口碑に傳ふ、云々と見えたり。

【寒川大神】 寒川大神とは、今も相模國高座郡寒川村に鎮座したまふ寒川神社にいはひ祭る大神にして、本社は延喜式の神名帳に、相模國高座郡寒川神社、名神大、と載せたる社にして、後本國の一宮と稱し、現今國幣中社に列せり、吾妻鏡に、相模國の事篤く、屢々奉幣の使を遣し、神馬等を奉りしこと、吾妻鏡に見えたり、本社の祭神にたりしものと見えたり、賴朝の時、本社が當國の一宮なる關係より、殊に崇敬し奉る事篤く、屢々奉幣の使を遣し、神馬等を奉りしこと、吾妻鏡に見えたり、本社の祭神につきては、或は應神天皇なりとの説なかりしにあらざるも、祭神の寒川比古命・寒川比女命におはします事、その疑ひ無きが如し、而して、この二神の御事歴につきては、古史全く傳ふるところなしといへども、二神は恐らくは國神にましまして、その威徳を遠近に布きたまひしものと見えたり、下總國千葉郡に寒川神社あり、また本社と關係有るならむか、さて仁明天皇の承和十三年、相模國无位寒川神に從五位下を授け、文德天皇の齊衡元年、從四位下に叙せられ、清和天皇の貞觀十一年、從四位上に

進め、光孝天皇の元慶八年、正四位上を加へ賜はれ、また醍醐天皇の延喜十六年には、正四位上を授け賜はりしよし、國史に見えたる『延喜式』續日本後紀、文德實錄、三代實錄扶桑略記、吾妻鏡、寒川神社志】

【狹依毘賣命】 狹依毘賣命は市杵島姫命の亦の御名なり、本居宣長翁の説に、狹依は真宣しの意の稱名なり、市寸は、いつくしき意なりと見えたる『古事記、古事記傳』その御事歴につきては、市杵島姫命の條に記したれば、就きて見るべし。

【猿田彦命】 この神の御名を古事記には猿田毘賣神と記し、日本書紀には猿田彦大神と記せり、この神は天孫瓊々杵尊の、高天原よりこの國に降下し給ひし際に、途に迎へ奉りて、御前に仕へ奉り給へる神なり、この事を、まづ古事記に次の如くに記せり、されば、日子番能邇々藝命、天降りまさむとする時に天之八衢に居て、上は高天原を光し、下は葦原中國を光す神、こゝにあり、故れこゝに天照大御神高木神の命以て、天宇受賣神に詔りたまはく汝は手弱女なれども、おむかふ神と面勝神なり、故れもはら汝往きて問はむは、吾が御子の天降まさむとする道を、誰れぞかく居ると問へと宣りたまひき故れ、問はせたまふ時に答へ白さく、僕は國神名は猿田毘賣神なり、出で居る所以は、天神の御子、天降りますときつる故に、御前に仕へ奉らむとして、參

り向へさもらふと申したまひき云々と記せり、尙この事を日本書紀には次の如くに記せり、皇孫、まさに降りまさむとするところに、先驅の者、還り白さく、一神あり、天八達之衢に居り、その鼻の長さ七咫、背の長さ七尺餘、また白尻明く耀れり、眼は八咫鏡の如くにして、かゞやける事赤酸漿に似たりとすなはち、從の神を遣して、往きて問はしむ、この時、八十萬神ありけれど、皆目勝ちて相問ふことを得ず、故れ特に天鈿女に勅していはく、汝は是れ人に目勝つ者なり、宜しく往きて問ふべしと、天鈿女すなはち其の胸乳を露はし、裳帶を臍下におし垂れて、あざわらひて向ひ立つ、是の時に衢神問ひていはく、天鈿女汝がくすることは何の故ぞや、對へて曰はく、天照大神の子、今降行すべしとき奉つる故、迎へ奉りて相待つ、吾が名は猿田彦神なりと、時に天鈿女また問ひて曰はく、汝われに先あて行かむかばた我れ汝に先ちを行かむか、對へていはく、吾さきだちて啓き行かむ、天鈿女また問ひて曰はく、汝は何處に到らむとするか、また皇孫は何處に到らはさむか、對へていはく、天神の御子は筑紫の日向の高千穂の櫻觸之峯に到りますべし、吾れはまさに伊勢の狹長田五十鈴川上に到るべしと、因りてまた曰はく、我れを發顯しつるものは汝なし、故れ汝は

我れを送りて到るべきなりといふ、天鉢女かへり詣で、狀を報せしかば、皇孫是に於いて、天磐座を脱離れ、天八重雲を排分け、稜威の道別チワキに道別きて、天降りまし、果に先に期チギりし如くに、皇孫は筑紫の日向の高千穂の穗觸之峯に到りましぬ、その猿田彦神は、則ち伊勢の狹長田五十鈴川上に到ります、即ち天鉢女命は、猿田彦神の乞はしのまにまに、遂に侍送りき云々と見えたり、然らばこの猿田彦神は、天孫降臨の時に際して、その先驅嚮導の任に當りたまひし、大功有る神なりと謂ふべし、倭姫命世記に、伊勢の宇治、土公等の遠祖大田命は、この猿田彦神の裔なるよし傳へたり、果して然らば、この神の胤裔の、伊勢地方に榮えしこと、推知すべきなり、『古事記日本書紀、倭姫命世記』。

し

【食行靈神】 食行靈神とは、富士行者第五世食行の靈をまつれるものなり、食行は、伊勢國一志郡上川の人、本姓は日置氏、後に伊藤伊兵衛といふ寛文十一年に生る、年十三の時、江戸に來りて商估たりしが、十七歳の時、六世月行行者を師として、富士仙

元を信仰し、是より四十五年の間、朝夕兩度の垢離一日も怠ることなし、されば、毎年の富士參詣一度も怠る事なかりしが、その性躁しき人にて、時と所の擇びなく、高聲に祈念し、深更人靜れる際にも、俄に大音舉げて祈る事ありしかば、諸人これを厭ひて同宿を好まず、宿主またその止宿を欲せざりき、田邊某といふ宿主之をきゝ、我れ等淺間明神の徳澤によりて朝夕を送るに、たとひ狂人なればとて、明神の尊信者は、われ等が第一の上客なれば、いかで疎かにすべけむやとて、是れより懇にもてなししがば、食行行者も大に喜びて、これより益々參詣を怠らざりきとなむ、かくて享保十八年に至りて、入定の事を謀り、その地を釋迦ヶ嶽に卜せしに、大宮司より障る事あるよし申し、かば、更に七合目鳥帽子巖に下りて定室を構へ、六月十三日、定室に入りて斷食を行ひ、それより終焉の日に至るまで、三十一日の間、いさゝかも詠歌を斷つことなく、七月十三日辰刻に至りて、終に冥目せり、享年六十三歳、その登山せしこと、前後四十五度、その遺骨端然として、永く雨雪に曝されたるまゝ存せしが、後田邊某懇に之を葬りきといふ、『日本社會事彙による』

【醜男命】 『葦原醜男命』の條を看るべし、

【下照姫命】 亦の御名は高比賣命、稚國玉命、

し之部

下照姫命は、大國主神の御子にして、御母は、胸形の奥津宮にまします多紀理毘賣命（田心姫命）なり。

大國主神 阿遲鉢高日子根神

多紀理毘賣命 下照比賣命

この神の御名を一に高比賣命と申すは、御同母兄の高比古根神に對しての御名なるべし、また、一に稚國玉命と申すに就きては、古事記傳の說に、この下照姫命は、父神の御名の大國玉に對へて、稚國玉と負ひたるは、此の神も、女神ながら、父神を輔けて、國家經營に大きな功ありけむこと知られたりと云はれたるが如く、この神の國土經營に大功ましましより、此の御名は負ひ給へるものなるべし、また、下照姫といふ御名は、この神の異母妹なる高照光姫命の御名とおなじく、照とは、御容姿の如何にも優れさせ給ひて、晃りわたり給へるより、いへるなるべし、而して、高照といふも、下照といふも、語は異なれども、其の意は實は同じじきにて、下照とは、上より下を照す意、高照とは、高きより低きを照りわたす意なりとす、はじめ高皇產靈尊、天孫瓊々杵尊を葦原中國の君主と定めて、之を降したまはむとするや、先づ天稚彦といふに、

中國の國狀を見て、復命申すべきよしを諭して、天鹿兒弓、天羽羽矢を授けて、降したまひしに天稚彦忠誠ならざりしかば、葦原中國に降りたる後大國主神の御女なるこの下照姫命を娶りて、永く中國に留り、遂に復命え申さずして止みし由、古事記日本書紀に見えたる、この後天稚彦命、返矢に中りて身まかり給ひしどき、阿遲鉢高日子根命、弔ひに來たまひし事有り、この時、下照姫命、その兄神阿遲鉢高日子根命の御名をあらはさむとして詠みたまへる歌、

天なるや、弟機織女^{オトタチバタ}のうながせる、玉の御統、御統に、穴玉はや、みたにふたわたらす

阿遲鉢高日子根の神ぞや、

されば、後世、素盞鳴尊とこの下照姫命とを並べて、和歌の祖となす、古今和歌集の序にいはく、「力をも入れずして、天地を動かし、目に見えぬ鬼神をも哀れとおもはせ、男女の中をも和らげ、猛き武士の心をも慰むるは歌なり」、この歌、天地の開け始めるける時より出できにけり、然はあれども、世に傳はる事は、久方の天にしては、下照姫にはじまり、荒金の地にしては、素盞鳴尊よりぞ起りける」といへり、「古事記、日本書紀、古事記傳、古今和歌集」この神の御名を、古事記には、「下光比賣命とも書けり、三代實錄に、伯耆國正六位上天照高日女神授從五位下」とあるは、この神のことにしてや、

【倭文大神】 倭文大神とは天羽槌雄命をいふこの神は神代の昔に文布を織りたまひ、その苗裔また世々機織のことを掌りよりて倭文を以てその氏の名とせり、されば古より今に至るまでこの神と天棚機姫命とを機織の業の祖神としてこれをいづき祀るなりこの神の御名は日本書紀卷二に倭文神建葉槌命と見え、また古語拾遺に爰思兼神深思遠慮議曰宜令太玉神率諸部神造和弊仍中略令天羽槌雄神倭文達祖也織文布令天棚機姫神織神衣云々と見えて、また建葉槌命とも申ししなり、この神を倭文の神と申すはその文布を織りなし給へるよりのことなり、倭文は日本書紀天武天皇の條に倭文此云之頭於利とあり、頭於は約まりて杼となる、即ちしどりはしづおりにして、しづとは筋條のことなれば筋條すなばち文ある布をばしじどりともしづりともいふなり、文布と書きてしづりと訓むも、この故なりとす、このしづりまたはしづりをば後には略して單に倭文ともいへり、これ等は穀または麻にて織り成したものにて、和衣に對する荒衣なり、釋日本紀に倭文號綾布之類歟、建久諸祭興行之時、大藏省年預申狀有青筋文之布云々を見えたるにて、青筋の縞模様ある布なること知られ、また古今和歌集の歌などにも古のしづの苧環いやしきもよきもよかりは有りしものなりと詠めるによりても、倭文は麻苧にて織りなし。

ものなる事知らる、なほ又、この倭文といふ布は古へには主として帶に用ひたるものと見えて、日本書紀武烈天皇の條には「大君の御帶の倭文機結び垂り云々」といふ歌あり、萬葉集にも「舌に在りけむ人の倭文はたの、帶解き替へて云々」とも「古の倭文はた帶を結び垂り云々」とも歌へり、然れば、わが上古より、神々に手向け奉るに、倭文（荒衣）と和衣とを以てするならばしなるは、和衣は神衣の料として獻り、荒衣は御帶の料として、これを獻つるものと思はる、かくこの倭文大神（天羽槌雄命）は生民の一日も缺くべがらざる機織の業を教へ導きたまへる神なれば、この神の國土經營に就きても大功を樹てたまひし由は、別に天羽槌雄命の項に記す、併せ見るべし、此の神を齋き祀れるもの諸國に少なからず、中につきて、常陸國久慈郡の靜神社は名高し、この社の社名を靜神社と書きたれど、實は倭文神社なること、この地方を倭文郷といへるにても知らる、[和名抄]常陸風土記に久慈郡西靜織里、上古時織綾之機未此知人于時此村初織因名と見えたるによりて考るに、天羽槌雄命こゝに來りたまひて、倭文織るわざを教へひろめたまへること有りしにや、常陸國よりは、はやくより倭文布を多く調物として朝廷に貢れり、延喜式の主計式に常陸國倭文三十一端、また常陸國久慈郡絶七匹などを見えたり、この靜神社は光孝天皇の仁和元年五月

に從五位を授けたまひしよし三代實錄に見えまた延喜式の制には、名神大に列せられたり以て公私の間に崇敬せられ給ひしを知るべし。また上野國那波郡委文郷(今之佐波郡内)にも倭文神社ありて、清和天皇の貞觀元年八月に正六位上より從五位下に上せ授け給はりしこと三代實錄に見ゆ。關東の地は、上古より夙く開け、農桑機織の業割合にはやくより盛なりしこと、此の神を處々に祀れるにても知らる。尙倭文神を祀りたる式内社は、この外、甲斐の巨摩郡、伊豆の田方郡、駿河の富士郡、伊勢の鈴鹿郡、近江の滋賀郡丹後の加佐郡および興謝郡、但馬の朝來郡、因幡の高草郡、伯耆の川村郡、および久米郡にあり、また大和國葛下郡には、葛木倭文坐天羽雷命神社あり、かくこの神の分布のいと廣きは、その機織の神なるによるることもとより言ふまでもなし。なほ天羽槌雄命の系圖または倭文のことは「天羽槌雄命」の項に記したれば併せ看るべし。【日本書紀釋】日本紀、古語拾遺延喜式、和名抄、常陸風土記、神祇志料、古事類苑。

【級長津彦命】

またの御名級長戸邊命。

級長津彦命は、風の神なり、また級長戸邊命ともいふ。この神の御名を古事記には、志那都比古神とも記せり。日本書紀の一書に、伊弉諾尊與伊弉冉尊共生大八洲國、然後

伊弉諾尊曰、我所生之國、唯有朝霧而薰滿之哉、乃吹撥之氣化爲神。號曰級長戸邊命。亦曰級長津彦命。是風神也。とあるにて、この神の成り出たまへる由を知らる。さて、この神の風神にてまします事は、言ふまでもなき事ながら、今御名の意義につきて考ふるに、古は息の事を志といへり。されば級長とは息長と云はむが如し。賀茂翁の説に、この神は大御神の御息より成りたまへば、志那都比古とは云へるなり。萬葉集の歌に、志長鳥といふは鶴鶩の事にて。息長鳥といはむが如し。息をばまた息ともいひて、萬葉に、爾保杼里能於吉奈我河波とつづけたるをもて知るべし。この鳥水底に入りて、浮び出では長く息づく故に、然か云ひかけしならむと見えたるゝを、又古事記日本書紀には、級長津彦命の御名のみ見えて、姫神の御名は見えざれど、彦神姫神相並びてましますこと、更にその疑なし。かの延喜式の神名帳にも載せたる大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社二座並名神大、および龍田比古・龍田比賣神社二座は、いづれも此の級長津彦命と姫神級長津姫命を並べまつりたるものなりとす。【古事記、日本書紀、古事記傳、延喜式】

【志那津比賣命】志那津比賣命は風神なり、級長津彦命と相並びます神なり。日本書紀・古事記には、風神級長津彦命の成り出でたまへる事をのみ記して、この姫神の

御名をば記載せざれども、比古神比賣神二柱相並びてまします事は、延喜式に載せたる祝詞等にも見えて、疑なき事なり、延喜式の神名帳に載せたる、大和國平群郡龍田坐天御桂國御柱神社二座並名神大、および龍田比古龍田比賣神社二座は、ともに級長津彦級長津姫二柱の風の神をば、並べ祭りたるものなりとす、龍田風神祭の祝詞に龍田爾稱辭竟奉皇神乃前爾白久云々我御名者天乃御柱乃命國乃御柱乃命正御名者悟奉氏云々奉宇豆乃幣帛者、比古神爾云々比賣神爾云々とあるにて知るべし、古事記、日本書紀、延喜式なほ「級長津彦命」および「龍田大神」の項を併せ見るべし、

【級長戸邊命】 級長戸邊命は、風の神にして、級長津彦命とおなじ神なり、この神の成り出でたまへるさまを、日本書紀の一書に記して、伊弉諾尊與伊弉冉尊、共生大八州國、然後伊弉諾尊曰、我所生之國、唯有朝霧而薰滿之哉、乃吹撥之氣化爲神號曰級長戸邊命、亦曰「級長津彦命是風神也」と見えたり、御名の義は古は息を志といへれば、級長は息長といはむが如し、この神は、大神の御息に成りたまへる大氣流動を掌りたまふ神にましませば、この御名おはしますなり、戸は處の意にて、風氣の常に在るところを指して云へるにて、邊は、美とおなじく美稱なり、さて又かの大祓詞などに、科戸之風乃、天之八重雲乎、吹放事之如久朝之御霧夕之御霧乎、朝風夕風乃、吹掃事之如

久とある如くに、大空を吹きわたる天つ風をば、科戸の風といふは、實にこの神の御名より云へるにて、すべての風の事なりとす、日本書紀、延喜式、日本書紀通釋なほ「級長津彦命」および「龍田大神」の條をも参照すべし、

【神功皇后】 神功皇后は、仲哀天皇の皇后にましまして、應神天皇の御母なり、その御事蹟、御功業等につきては、「氣長足姫命」の條に記したり、氣長足姫命は、皇后の御諱なり、

【神武天皇】 天皇御諱は彦火火出見、また狹野尊と申す、實にわが國第一代の天皇にまします、天皇は、彦波瀬武鷦鷯草薺不合尊の第四子にして、御母は海神の女玉依姫命なり、生れながらにして明達、意確如たり、御年十五歳の時、太子となりたまひ、後、日向の吾田邑の吾平津媛を納れて妃となし、手研耳命を生みたまふ、是の時に當りて、西州は久しく王化を被りつれども、東國は未だ服ひ従はず、長髓彦は饒速日命を奉じて、玉君となし、その他兄弟・弟磯城・弟磯城などいふもの、各々その地を占めて、君長となり、相統一せず、天皇乃ち諸皇兄および皇子にかたりてのたまはく、昔わが天神高皇產靈尊天照大御神は、わが祖瓊々杵尊に授くるに、この豊葦原中國を以てし給へり、而して天祖降迹以來、年所を歴ること、既に久しうと雖も、時運草昧たゞ此

の西偏を治むるにとどまりて、遼邈の地は猶王澤に霧はず、われ聞く東方に美地ありて、青山四周せりと、また天磐船に乗りて降れるもの有りと意ふに其れ饒速日命か、彼の地は必ずや天業を恢弘し就いて都すべきところならむと、諸皇子之をきて、皆贊同し給へり、是に於いて天皇自ら皇兄五瀬命・稻飯命・三毛入野命、および皇子手研耳命と共に舟師を率ゐて東征の途に上りたまふ速吸門といふに抵り給ひし時、珍彦といふ者來り迎へ奉りしかば、名を椎根津彦と賜ひて嚮導たらしめ、進んで筑紫の寃狭に至る國神荒狭津彦、荒狭津媛、迎へ奉りて宮を造り、饗を奉る。この後、天皇は岡水門を經て安藝に至り、埃宮といふに暫し駐り給ひ更に吉備國に進みて、高島といふ處に行宮を定め、こゝに駐りたまふ事凡三年、その間舟櫓兵食を備へ調へ、一舉して天下を平けむの謀をはかり給ふ、既にして、皇師東に進んで浪速に抵り、それより河内の草香邑青雲白肩津に至り、更に龍田を超えて、中州に入らむとし給ひしが、路險隘にして、進むこと能はず、よりて更に東の方膽駒山を經て、大和に入らむとし給ふ、長髓彦衆を悉して、皇軍を孔舍衛坂といふに邀へ、大に戦ひしが、皇軍不幸にして利なく、剩へ、五瀬命は流矢に中りて負傷せさせ給ふ事となりぬ。天皇之を憂へ給ひ、よりて謀りてのたまはく、我れば是れ日神の子孫なり、今日に向ひて東向虜

を征せむとす、是れ利を得ざる所以なり、如かず、退きて弱きを示し、神祇を禮祭し、日神の威を負ひて、敵を討たむには、虜必ず自ら敗れむと、乃ち其の軍を還し、茅渟海を廻りて、紀伊に赴きたまふが、敵の爲めに傷を負ひ給へる皇兄五瀬命は、途にして、紀伊竈山に至りて、薨じ給ひぬ。天皇は進みて、名草邑に名草戸畔を誅し、遂に熊野に抵りたまふ。天皇更に船を進めて前進したまはむとせしに、此の程に海上卒に暴風起り來りて、船漂蕩すること甚し、神兄稻飯命と三毛入野命とは、遂にこの際に憤惋海に入り給ひぬ。天皇皇子手研耳命と與に、進んで荒坂津に至り、丹敷戸畔を誅したまふがくて、皇軍益々前進せしが、既にして邪毒の氣を吐く惡神ありて、神軍爲めに皆病みて、勢振はず、天皇も亦寐ね給ふに至れり、時に熊野の人々に高倉下といふ者あり、夢に天照大御神の武甕槌神に命じて、靈劍帥靈を下したまふを夢み、覺めて後、その靈劍を己が倉の中に獲、これを天皇に來り獻せり、天皇この劍を獲たまひてより、軍氣大に振ひ起り、加ふるに八咫鳥の來りて、皇軍を導けるが有りしかば、よりて陥隘を踏破して、菟田縣に至りて、兄猾を誅し、弟猾を降し、また吉野の土曾井光を招服し進んで、磯城の八十裏帥を討ちたまふ。この時、天皇は椎根津彦および弟猾に命じて、天香山の土を採り來りて、八十平龕嚴龕等を作らしめて、神祇を丹生川上に祭り

給ひよりて大舉して磯城の賊を討ちたまふに、弟磯城來服し、元磯城遂に誅に服せり。是れより更に進んで長髓彦を討ち給ふ。この時金色の鷦來りて、天皇の弓弣に止りしに、其の光流電の如くなりしかば、賊軍迷惑して戦ふこと能はず。長髓彦懼れて、使を以て申していはく、吾れ天神の御子饒速日命を奉じて君となす。天神の御子に兩種あるべからず、如何ぞ更に天神の御子なりと稱して、人の地を奪はむとはし給ふぞと。天皇答へて、天神の御子も多くあり、汝が君とする所實ならむには、其の證あらむと。長髓彦乃ち饒速日命の天羽々矢一隻と、歩鞆とを天皇に見せ奉る。天皇覽給ひて、虚ならずと宣ひ、御せる天羽々矢一隻と、歩鞆とを天皇に見せ奉る。天皇覽給ひて、虛ならずと宣ひ、御せる天羽々矢一隻と歩鞆とを以て長髓彦に示し給ひぬ。長髓彦天表を見て畏み懼れたれど、恭順の意を表せざりしかば、饒速日命、その教ふべからざるを見て之を殺し、その子可美眞手命と共に、衆を率ゐて天皇に歸順せり。天皇もと饒速日命は天より降れるものなりときしに、今果して忠効を立てたりと宣ひ、褒めて之を寵用したまふ。是れ即ち物部氏の祖なり。巨魁長髓彦は既に平ぎたりと雖も、なほ層富に新城戸畔居勢祝等あり、長柄丘に猪祝あり、高尾張邑にも土蜘蛛等ありしがば、天皇偏師をつかはして、これ等を悉くに平定せしめ給ひぬ。己未の歲、令してのたまはく、東征以來既に六年、賴に天皇の威によりて凶徒戮に就けり。邊

土未だ清まらず、餘妖尙梗しと雖も、中州の中には、また風塵なし、よろしく皇都を恢廓し、大壯を規摹すべし。かの畝傍山の西南権原の地は蓋し國の隙區ならむ。これを治むべしと、乃ち天富命をして、手置帆負彦、狹知二神の孫を率ゐて、山材を探りて正殿を構立せしめらる。古語にいはゆる、底都磐根宮柱布都之利、立高天原爾搏風高之利豆、皇孫命之美豆之御殿乎造奉仕といひ傳へたるもの、即ち是れなり。かくて、次に媛踏鞴五十鈴媛命を立てゝ、皇后と定め給ひ。辛酉の年正月朔、権原宮にて、いよいよ天皇の御位に即きたまふ事となれり。世人稱して始馭天下之天皇と稱し、また神日本磐余彦火火出見天皇と號し奉る。是れ實にわが帝國の紀元元年にして、われ等億兆の國民の年々二月十一日を以て、紀元節と稱して記念するは、實に天皇のこの御即位の時を記念するものなりとす。是れ實に、今大正元年よりは、二千五百七十二年前の事なりとす。天皇即位の後、功を論じ賞を行ひ、内外の政治制度を定め給ひしの恩頼に奉謝したまひ、また三十一年には、國內を巡幸して、國状を廻望したまひ、腋上の嫌問丘に登りて、あな研や國を獲つ内木棉のまさき國といへども、なほ蜻蛉の脣咲せるが如しと仰せられき。これより倭に秋津洲の號あり。倭はもと一國の稱號な

るが、後に全國の總號となるにおよびて、秋津洲も亦全國の大號となるに至れり、天皇即位の七十六年に樅原宮に崩じたまふ、日本書紀には、時に寶算一百二十七なりきと傳へ、古事記には、一百三十七歳と傳ふ、畝傍山の東北陵に葬り奉る、而して神武天皇の御號は、實に後世に至りて追謚し奉るところにかかる、「日本書紀、古事記、古語拾遺、大日本史、大日本通史」。

拾遺大田本史 大田本通史

下河邊長流大人 下河邊長流大人、名は具平、通稱は彦六、長流はその號なり、大和の菴田の人にして、本氏は小崎なりしが故ありて母の氏下河邊を稱するなりといふ、少より學を好み、特に和學に長じき、元より妻子もなく、中年より難波の傍に隱居を占め、靜に書を読み、また和歌をも巧に詠み出でけるが、その人強記にして、萬葉集、古今集伊勢物語等は、これを暗記したり、其の名漸く聞ゆるに及びて、難波の富豪多く其の門に入りしも、人となり氣格清高にして、世に謂はぬ人なりければ、心の赴かぬ折は、富家の招きにも應せず、訪ひ来る人にも物言はず、枕を高くして臥し、何事も心に任せて過しけり、水戸の西山公徳川光圀、その名を聞きて召されけれども、辭して應せざりしかば、紙筆を賜ひて萬葉集の註を請はれしに、心の向きし時にのみ筆を執り、一二首づゝ注して、愈り勝なりしかば、稿を果さずして、貞享三年に歿しぬ時

に年六十三、長流大人かの圓珠庵契沖と、方外の友として交りければ、その歿後、契沖の遺稿を集めて晩花集と號し、世に梓行せり。この外、長流大人の著はしゝものに、續歌材良材、枕詞燭明抄、萬葉名寄等あり。今その歌一二首を左に引く。

夏衣薄きものとも知らざりし袂ぬほゆる秋の初風題しらず

つひに我が著ても歸らぬ唐錦立田や何の故郷の山

長流大人、難波の一隱士として、當時赫々の盛名なく、その事業も敢へて顯著なるもの有りしにあらずといへども、然かも文運未だ多く開けざりし當時に在りて、大人

華人なりと謂はざるべからず、年山紀聞、鑑定便覽、日本文學史

【聖武天皇】 聖武天皇は、御諱は首文武天皇の御子にましまして、御母は藤原不比等の女夫人藤原宮子娘にておはす。大寶元年に御降誕あり、元明天皇の和銅七年六月、立つて皇太子となり給ひしが、元明天皇の位を去り給ひしとは、天皇未だ幼年に

ましましゝかば元正天皇位を繼ぎ給ひ、かくて元正天皇の後をうけて、養老八年二月、受禪踐祚し給ふことなりぬ、時に寶算三十一年なり、是れより後位に在まし、事前後二十又五年にして、天平勝寶元年七月、御年未だ四十八歳なるに、祚を皇太子に譲り出家薙髮ありて、法名を勝滿と稱し給ふ、實に天皇薙髮の初例なりとす、そもそも天皇の佛法を崇信し給ひしこと極めて篤く、皇后藤原安宿媛アスカ不比等の御女にして、光明皇后と申しきもまた極めて崇佛の念深くおはしましき、さればこの御宇には、諸國に國分僧寺國分尼寺を創建せしめ、平城の京に、東大寺を建立して、五丈三尺餘の金銅盧舍那佛を安置せしめ、その落慶開眼の法會には皇后、皇太子以下群臣百官を率ゐて行幸ありて、その儀式を行はしめられ自ら佛前に禮拜ありて、三寶之奴とさへ宣ひしほどなりき、かゝれば、佛教の隆盛なりしこと前古に其の比なく、隨つて、僧徒の敬信を受けしもの、亦頗る多數なりき、而して、文學工藝美術等、いはゆる奈良朝時代の文化なるものは、この御代に至りて、殆どその發達進歩の頂點に達し、平城の都の繁榮は、太宰少貳小野老朝臣がいはゆる「青丹吉寧樂」の都は、咲く花の匂ふが如く今盛りなりて、ふ有様にてありけるなり、さて、天皇は讓位の後沙彌勝滿と稱して、専ら佛教に歸依ありけるが、天平勝寶六年四月、東大寺に御幸ありて、唐僧鑑

眞に從ひて、菩薩戒を受けさせられ、この時は、皇后並に孝謙天皇もまた受戒あらせられたり、かくて、同八年五月三日、崩じ給ひぬ、寶算時に五十又六なり、佐保山陵に葬り奉る、この後天平寶字二年に至りて、追尊して、勝寶感神聖武皇帝といひ、天璽國押開豊櫻彦尊アラクトヨサクラヒコノミコトと謚し奉る、後に更に聖武天皇に追謚し奉れるは、天平寶字二年の尊號によれるものなり、(續日本紀、萬葉集、大日本史)

【社宮司神】 明かならず、

【白髮武廣國押稚日本根子天皇】 こは清寧天皇の御事なり、清寧天皇の項を見るべし。

【白山比咩命】 白山比咩命は、今も加賀國石川郡河内村に鎮座したまふ白山比咩神社、いはひ祭る女神にして、この社は、延喜式の神名帳には、加賀國石川郡白山比咩神社と載せて、當時小社なりしかど、後當國の一宮として、崇敬遠近に篤く、この神を勧請せる社は、諸國到るところに、是れあるに至れり、現今は國幣小社に列せり、本社は、もと白山の絶頂にありしものなるが、中世以降、神佛習合の説大に行はれたる結果として、本社も永く僧徒等の掌るところとなりし爲めに、いはゆる白山權現または妙理權現の御名のみ高くなりて、白山比咩神の何神にてましましゝかに就き

ては頗る古傳を失するに至りたりしが如し、白山比咩神の何神にてましますかに就きて、諸説有る中に、白山神は菊理媛命にして、白山の上に鎮りますが故に、白山比咩命と稱し奉り、また別に、この社には、伊弉諾伊弉冉の二神をも併せ祀れるものなりといふ説、し從ふべきなり、文德天皇の仁壽三年十月、白山比咩神に從三位を授け奉り、清和天皇の貞觀元年正月に、正三位に叙せられたる由、國史に見えたり、延喜式、諸國神名帳、日本書紀通證、文德實錄、三代實錄、神祇志料、古事類苑なほ、菊理媛命の項をも參看すべし、

す

【須賀之八耳命】 須賀之八耳命は、古事記に、稻田宮主須賀ノヤツノカミと見えたる神にして、出雲の國神なる足名椎神に、素盞鳴尊より授け負せ給ひし名なり、この足名椎神(須賀之八耳命)は、すなはち素盞鳴尊の妃となり給へる奇稻田姫命の御父なり、はじめ素盞鳴尊の出雲國に降り給ふや、簸川上の地にて、國神足名椎神・手名椎神夫妻に遭ひ給ひ、その語るところをきいて、その女奇稻田姫命の難を救ひて、八岐大蛇

といふものを平げ給ひ、よりて奇稻田姫命を娶りて、妃となし給ひ、須賀の地をトして、此處に宮居を建て、並び住み給ひぬ、この事を古事記に記していはく、速須佐之男命、宮造るべき地を出雲國に求ぎ給ひき、こゝに須賀の地に至りまして詔りたまはく、吾に來まして、我が御心須賀須賀しとのり給ひて、其地になも宮作りでましましける、故其地をば、今に須賀とぞいふ、この大神はじめ須賀宮作らし。時に、其地より雲立ち騰りき、かれ御歌よみし給ふ、其の御歌は、彌雲立つ、出雲彌重垣、妻ごみに彌重垣つくる、その彌重垣を、是に、その足名椎神を喚して、汝は我が宮の首たれと告り給ひ、また名を稻田宮主須賀之八耳神と負せたまひ、き云々と記せり、これにて足名椎神を須賀之八耳神と申すよしを知るべし、稻田といふは、須賀の地の舊の名なるべし、この神の御女を稻田姫と申し、も地名によりて名付けられつるものならむ、稻田宮主とは、この須賀宮の首なれば、宮主とはいへるなり、また八耳神といへる故は、本居翁の説に、八耳は借字にて、嚴都美、美の意か、伊加都といふ名の例、これかれあればなり、伊加の約切は夜なり、また足撫耳を約めたる名ならむか、阿志那を切めて夜となる、耳の尊稱なること、神代の神名にその例多しと見えたり、然るに、日本書紀の一書に、脚摩・手摩を以て、奇稻田姫命の父神の御名なりとし、稻田宮主寶狹之

八箇耳ヤツカミを以て、奇稻田姫命の母神の御名なりとせるは、全く誤傳なること、先人も既に論じたるところなりとす。『古事記、日本書紀、古事記傳、日本書紀通釋』。

【菅原道眞朝臣】

菅原道眞朝臣は、今筑前國太宰府町なる官幣中社太宰府神社。

京都市なる官幣中社北野神社をはじめとして、諸國において天満天神テンモンテンジンとして祀る大神にして、いはゆる天神様の名は、三尺の少童といへども、是れを知らざる者、全く無しと言ふも、敢へて誣言にあらず、今その御事蹟を左に記さむ。道眞朝臣は、參議是善の第三子にして、其の先は天穗日命の裔野見宿禰より出づ、初め士師氏と稱す。光仁天皇の朝に、士師古人、菅原の姓を賜はり、光仁桓武兩朝の侍讀となる。即ち道眞朝臣の曾祖父なり。祖父清公は嵯峨淳和兩朝の侍讀となり、父是善は仁明文德・清和の三朝の儒宗として、その名高かりき。道眞朝臣は、かく累代儒宗の家に生れ給ひしのみならず、幼より穎悟にして、學を試み、年甫めて十一歳の時、既に月耀如晴雪、梅花似照星、可憐金鏡轉、庭上玉房馨ヒメノハシキといふ詩を作りて、人を驚かしめ給へり。年長するに及びて、學識益々博く、詩文を工にし、また和歌を善くして、新撰萬葉集の撰あり。その詩は、唐の白樂天に譲らずとて、醍醐天皇は、その菅家文草に題して、「更有菅家勝自様、從茲拋棄匣塵深」の御製を賜はり。史學上にては、類聚國史の如き大

部の編纂あり、また筆道にも妙を得給ひて、弘法大師小野道風と比べて、三聖の名あり。はじめ清和天皇の貞觀中に、文章得業生となり、陽成天皇の元慶の初に、式部少輔にして、文章博士を兼ね、仁和中、讀岐守に遷る。この時、阿衡の事によりて、書を基經に呈して、陳說する所あり、橘廣相爲めに罪責を免るを得、宇多天皇も亦、これより道眞朝臣を信頼したまふ事となれり。宇多天皇の寛平三年、藤原基經薨じ、朝臣入りて藏人頭と爲り給ひしが、狀を上りて之を辭すること再度に及びたれど、尙聽されず。その當時に重用せられ給ひし事、これにても知らる。寛平五年、宇多天皇の敦仁親王を立て、皇太子となし給ふや、獨り道眞朝臣と議し、他に及び給はざりき。その後、參議となり、式部大輔、左大辨、勘解由長官を兼ねしが、また俄に春宮亮をも兼ねしめられたり、尋いで、女衍子を入れて女御となし給ふ。寛平六年、仁明帝以來絶えてありし遣唐使を再興し、道眞朝臣を大使に、右少辨紀長谷雄を副使に任じて、かの國に遣はしめ給はむとせしが、時に在唐の僧中瓘書を寄せて、唐國擾亂の事を報せしかば、道眞朝臣乃ち上奏して、遣唐使を止めむ事を請ひ、遂にその事止めり。これを天朝遣唐使をかの國に遣し給ふの終局となす。この年、道眞朝臣、齡既に五十歳、門人等宴を設けて之を賀せり。時に一老父の來りて、賀章と沙金とを案上に置きて、願すして去れ。

るものあり、これは是れ天皇の爲さしめ給ひし所なりといふ朝臣の貴重せられし事、以て知るべしさて此の後、寛平九年には權大納言に任じ、右大將を兼ね、氏長者となり、獻贊輔弼頗る功ありて、天皇の寵任一方ならざりき。寛平九年、宇多天皇御位を皇太子に譲り給ふや、道真朝臣禪讓の事につきて、輔贊頗る功有りしを以て、宇多上皇は、特に新帝醍醐天皇に戒めて、道真朝臣を重用せしめ給へり、されば、醍醐天皇即位の後、昌泰二年、藤原時平を以て左大臣となし、道真朝臣を以て右大臣に任じ給ひ、よりて萬機の樞要を掌決せしめらる、道真朝臣は、身は藤原氏の如き閥族の出にあらずして、斯く不次の殊恩を蒙ること、鬼瞰の基なりとして、上書して官を罷のむことを乞ふこと、再三なりしも、聽されず、天皇の寵任益々厚かりき。當時、藤原時平は、年二十又九歳、年少氣銳にして、政をなすこと峻急なり、道真朝臣は、年既に五十又六歳にして、學行才名天下を鼓動し、政著實を尙びて、紛擾を喜はず。昌泰三年、醍醐天皇朱雀院に行幸あり、宇多法皇と密議し給ひて、左右大臣相並びて朝政を執るは、統一を缺ぐの不便なしとせずとなし給ひ、よりて、道真朝臣を召して、天下の政務、よろしく卿專決して奏すべしと諭し給ひぬ、儒宗文學の家に出でし朝臣は、今や台鼎の高きに登り給へるさへあるに、またかく、庶政專決の優詔を蒙る、榮譽面目、何ものがこれ

に如くもの有らじや、されど、道真朝臣は、深く當時の形勢に考へて、固く之を辭して受け給はざりしのみならず、且つ奏して申さく、今日臣を召して事ながらむには、人或はこれを怪まむ、よりて、獻詩の事の爲めに召さるゝに託せむとて、一詩を獻じて罷り出でらる、天皇・法皇その衷情を歎賞して、御衣を賜へり、當時、道真朝臣、また大將の職を兼ね給ひしが、其の身儒林の出にして、武職を偷むこと、罪深く憚多しとて、大將を辭せむと請はれしかど、また聽されざりき。この年、三善清行書を朝臣に呈して、警めていはく、明年は運變革に當る、尊閣翰林より起りて槐位に昇る吉備公の外に美を與にする者なし、冀くば、其の止足を知りて、風情を煙霞に擅にせられむことをとて、切に退職を勧めしも、道真朝臣は、これを聽かれざりき。是の時に當りて、左大臣藤原時平は、道真朝臣の翰林の出にして、寵任既に己れの上にあるを嫉み、またその密諭ありしをきて、彌う之を悅ばざりき。時に源光藤原定國は、資望もとより高きに、其の位の道真朝臣の下に在るを以て、常に怏々として喜ばず、藤原菅根も亦、朝臣を憾む所ありしかば、時平乃ち密にこれ等と交りを結び、協力して排陷すべき機の到るを俟てり、既にして、時平密奏していはく、道真異圖あり、陛下を廢して、その女婿齊世親王を立てむとすと、醍醐天皇時に春秋に富み給ひ、且つ在位日尙淺くましま

じよによるにや、遂に時平の言に惑はされ給ひしと見えて、延喜元年正月、道真朝臣を從二位に叙し、詔して俄にこれを貶して、太宰權帥となし給ふ而して、左近衛中將源善以下藤原氏の黨にあらざるものゝ縁座して貶官せられし者、亦頗る多かりき。道真朝臣は、もとより身に覺えなき冤なれば憂悶措くこと能はず、歌を詠じて法皇に哀訴し給ふ。

流れ行く我れは水屑となりぬとも、君しがらみとなりてとゞめよ。
法皇之を見て、大に驚かせ給ひ急ぎ申救せむとて、清涼殿に至りて、天皇に謁し給はむとせられしも、藤原菅根宮門を鎖して入れ奉らず、法皇陣の外におはします事終日に及ぶも遂に入れ奉らざりしかば、法皇もせん術なくて、還り給ふ事となれり、かくて、朝臣の男女二十三人、皆處を異にして貶流せらる、朝臣は常に梅花を愛し給へり、その太宰府に發し給ふ時、花の開かむとするを顧みて、よみ給へる歌にいはく、
東風ふかばにほひおこせよ梅の花、あるじなしとて、春なわすれそ。
太宰府に至り給ひて後は門を開ちて出で給はず、文墨に托して、自ら心を遣り給ふ。
九月十三日、去年の内宴を追想して作りたまへる詩、世に名高じ、

去年今夜侍清涼 秋思詩篇獨斷腸 恩賜御衣今在此 捧持毎日拜餘香

またその詠み給へる歌も少からざる中に、
夕されば野にも山にも立つ煙、なげきよりこそ、もえまさりけれ。
山わかれ飛び行く雲のかへり来る、かけ見るときは、尙頼まれぬ。
海ならず、たゞへる水のそこまでも、きよきころは月ぞ照さむ。
かく、返り来る雲の影にも、なほ恩赦の至らむことを希ひ給ひしも、その甲斐なくて、
延喜三年二月廿五日、道真朝臣は、遂にその配所太宰府に薨じ給ひぬ時に年五十九歳なりき、薨じ給ひて後、京都に屢々災異あり、藤原時平・菅根・相繼きて没し、皇太子保明親王も、暴に薨じ給ひたれば世人は、これを以て道真朝臣の御祟なりと流言し、當時、ものゝけ祟に關する迷信は、上下一般に甚しかりしなり、天皇も大に悔い給ひて、
延長元年、道真朝臣を本官に追復し、正二位を贈り、またその左遷に關する文書等を悉く焚毀せしめ給へり、また朱雀・村上天皇の頃、京都の士民の、道真朝臣の威靈學徳を追慕するもの、祠を北野に建て、これを祀りて、天満天神といふ、朝廷もこれを崇敬ありて、後には二十二社の内に加へられ、また一條天皇の正暦四年には、道真朝臣に左大臣正一位を贈り給ひ尋いで、また太政大臣を贈りたまひ、詔して、
錦篇載而長傳、縟禮旌賢、素簡編而不朽、故贈正一位左大臣菅原朝臣、鍾石銘勲旂常紀

績、和鹽梅乎台鉢、韜風雲乎才岑、朕前加追榮、令昭微烈於百代之後、今申駿命、逾崇靈魂於九原之中、嗟呼馬鬱年深、蒼煙之松雖老、龍光露暖、紫泥之草再新、贈以太政大臣宣極人臣之職、式照泉壤之蹤、とのたまへり、一條天皇の寛弘元年に始めて北野に行幸ありしより、行幸御幸の例甚だ多く、歷朝の奉幣絶えず、世に聖廟と稱して、上下の崇敬真に深し、されば後世諸國の郡村にも、多く天滿天神の祠を建て、この朝臣の像を書きて祀り、以て文學の神としてあがめ祀れるは、皆この朝臣の威徳の甚大なるに基づくものなりとす。【大鏡】大日本史、大日本通史かくの如く、この神を祀れる神社は、諸國に多きが中に、天滿宮の本つ社ともいふべき、特に名高きは、京都の北野なる北野神社と、および筑前國太宰府町なる太宰府神社との二社なりとす。共に今は官幣中社に列せり、北野神社の神號について、もと數號あり、天滿大神、天滿宮天神、天滿大自在天神といひ、また火雷天神の號もありき、その創設につきても、諸説ありて、或は朱雀天皇の天慶五年七月、西京七條の女文子（アヤコ）アヤコ、或は多治比奇子ともいふ託宣によりて、假にその宅地を劃して、之を祀りしに胚胎し、後天慶九年六月、今の社地に鎮座すと云ひ、或は天曆元年の創建となし、或は天曆九年の事となす、後に、村上天皇の天德三年に、藤原師輔、これを増築修造し、一條天皇の永延元年に勅して神殿を改造せ

しめ給へるより、規模大に具れり、太宰府神社は、道眞朝臣の靈骸を葬り奉りし安樂寺の廟所に建てられたるものにして、菅家御傳記といふ書に記すところによれば、延喜五年、味酒安行といふ人、神託によりて神殿を立て、稱して天滿大自在天神といひしに源り、後漸次莊麗を加へ、神領も後世に至るに及びて、増大せりといふ。本朝續文粹に載せたる大江匡房の詩に、夫安樂寺菅大相國之聖廟也の句あり、以てはやくより上下一般に崇敬せられしを知るべし。【古事類苑】

【少彦名命】この神の御名を、日本書紀には少彦名命と記し、古事記には少名毘古那神と記せり。この神は、大國主神を輔けて、力を戮せ心を一にして、天下の經營を行ひ給へる神にして、國土の經營統治に偉大なる功績おほします神なるのみならず、また醫藥療病の法をも人民に教へ、鳥獸昆虫の灾異を攘ふ禁厭の法をも授け給ひしかば、後世醫藥の神として、この神を仰ぎ祀り、また釀酒の神としても、仰ぎ祀れり。今古事記日本書紀に傳ふるところによりて、この神の御事蹟を考ふるに、始め大國主神の出雲にありて、この國土を經營統治し給ひしときに、出雲の御穗の御崎に、波の穂に天之羅摩船アマノカラマツボウに乗り、鷦の皮の衣服を著て來給へる一神あり、大國主神其名を問ひ給ひしかど、答へ給はず、よりて久延毘古をしも問はしめ給ひしに、神皇產靈神

の御子少名毘古那神なりと答へ給へりよりて大國主神は此事を神皇產靈神にた
ゞし給ひしに神また寔に我が子なりと答へ給ひしかば是れより大國主神はこの
少彦名神と兄弟となり戮力一心大に天下經營の事につとめ給へり少彦名神は後
その功を畢へ給ひて常世國に還り給ひしこと記紀共に記せり日本書紀の一書に
記していはく大己貴命與少彦名命戮力一心經營天下復爲顯見蒼生及畜產則定其
療病の方又爲攘鳥獸昆虫之灾異則定其禁厭之法是以百姓至今咸蒙恩賴嘗大己貴
命謂少彦名命曰吾等所造之國豈謂善成之乎少彦名命對曰或有所成或有不成是談
也蓋有幽深之致焉其後少彦名命行至熊野之御崎遂適於常世鄉矣亦曰至淡島而緣
粟莖者則彈渡而至常世鄉矣と見えたるにてこの神の御功績のほどを知るべきな
りまた續日本後紀に載せたる仁明天皇の嘉祥二年に天皇の寶算四十に満ち給へ
るを奉賀せし長歌の中に日本乃野馬臺國遠賀美侖伎能宿那毘古那加葦菅遠殖生
志津々國固米造介牟與利云々と云へるなどによりても如何に後世永く大國主少
彦名の二神を仰ぎて國家經營開拓の大神として仰ぎまつれりしかを知るに足ら
む又この少彦名神をば醫藥療病の事を掌り護らせ給ふ神なりとして仰ぐはこの
神の大國主神と共に國家經營を行ひたまひし時この顯しき蒼生天下の百姓およ

び諸の畜産の爲めに療病禁厭の法を教へ授け給ひ後世その恩賴によること極め
て甚大なるに因る事既に記したる所の如し今の常陸國那賀郡酒列磯前薬師菩薩神社名神中
社酒列磯前神社は延喜式の神名帳に常陸國那賀郡酒列磯前薬師菩薩神社名神大
と見えたる神社にして實に此少彦名神を祭れり薬師菩薩はいふ迄もなく佛菩薩
なり而かもその稱號をとりてこの神に命名したる所以は實に藥師佛の醫藥療病
の佛なるが如くにこの少彦名神の醫藥療病の守護神にてましますを以て後世神
佛習合の思想行はれたる時代において此の稱號を附するに至りたるものとすこの
他醫藥の神として此の神を祀れるもの諸國に甚だ多し又この少彦名神を造酒
の神として仰ぎ祀る事もいと古くよりの事にして古事記に譽田別皇子氣比大神
を拜して返り上り來給へるときその御母氣長足姫命待酒を釀して獻り給へると
の神として仰ぎ祀る事もいと古くよりの事にして古事記に譽田別皇子氣比大神
名御神の神壽壽ぎくるほし豐壽壽ぎもとほし獻り來し御酒を云々とあるに由り
てもこの神を酒の首長の神と仰げる事の由來久じきを知らる釋日本紀に引ける
私記に少彦神是造酒之神也今有其遺迹云とも見えたり(上の歌に久志の神常世に
坐す石たす少名御神とある久志とは酒の古名なり本居翁の説に久志は酒の本

名にて、應神天皇の御歌に、許登那具志、惠具志爾、和禮惠比邇禰理とある具志、これなり、御酒、白酒、黒酒などいふ伎は、この久志の約まれる名なり、それを佐氣ともいふは、亦名にて、縣居大人の説に、酒を佐氣とも云ふは、是を飲めば、心の榮ゆる故の名にて、佐加延の約りたるなりとあるが如し、と見えたるゝさて、この少彦名神をいつき祀れる社は、諸國にいと多き中にて、今の官幣中社札幌神社（北海道石狩國札幌郡）の祭神として、大國魂神、大己貴神、およびこの少彦名神の三柱をまつられたるは、全くこの神の國土經營の大神にてましましゝに由るものとす、また常陸國平磯町なる國幣中社酒列磯前神社に、この神を祭れるよしは、上に記したるが如し、また延喜式の神名帳に能登國能登郡宿那彦神像石神社あり、古事記、日本書紀、釋日本紀、延喜式古事記傳古事類苑】

【洲崎大神】 洲崎大神とは、今安房國安房郡西岬村大字洲崎に鎮座し給ふ洲崎神社にいはひ祀る大神にして、この社は古へ洲崎明神と稱し、延喜式の神名帳に載せたる、安房國安房郡后神天比理刀咩命神社、天元名、洲神、すなはちこの神社なり（参考として記す、神祇志料の案文に云ふ、按一説に、本郡洲宮村に后神天比理刀咩命神社あり、之を式社とす、洲崎村のは即ち其の分社なり、洲宮村の神社に、建長三年以來の

文書三通を藏む、文中、洲宮の語あるもの證とすべきに似たり、然れども、諸書未だ洲宮村の神社を式社と云へるものを見ず、姑く附けて後考に備ふ、とありさて、此の洲崎神社には、天太玉命の后神にてまします天比理刀咩命をいつき祀れるにて、彼の安房神社には天太玉命を祀り、この洲崎神社には、その后神を祀れるなり、上古、天太玉命の裔天富命は、阿波の忌部のともを分ち率ゐて、東國に來り、沃土を開きて、穀麻を播殖せしめ、その部族大に蕃延せり、是に於いて、彼れ等の、其の住居地に祠を立てて、其の曩祖天太玉命を祀れるもの、實にかの安房神社なりとす、されば、その后神なる天比理刀咩命の神の、此處に存するも亦、實に同様の縁由に本づくものなる事、多く説明を要せざるところなりとす、仁明天皇の承和九年に、安房國無位第一后神天比理刀咩命神に、從五位を授け、文德天皇の仁壽二年に、從三位を加へ、清和天皇の貞觀元年に、從三位勳八等より正三位に上せ給ひじよし、國史に見えたり、又延喜式の制には、大社に列せし事、上に記したるが如し、高倉天皇の治承四年九月、源賴朝の石橋山に戰ひ敗れて、安房國に遁るゝや、本社に詣りて、寶前に丹祈を凝し、その徵召するところの遠近の將士、幸に皆來歸するを得ば、神田を寄せて、神佑を謝すべき由の願文を奉り、づきて、神田を當社に寄進し、また翌治承五年二月には下文を以て、在廳

等の洲崎神領を妨ぐるを停止する由を令せり、加之壽永元年八月頼朝の妻政子の出産せむとするに當りては、其の產氣平安を祈らむが爲めに、伊豆山、箱根以下の十社に、祈禱の奉幣を行ひし中に、實にこの洲崎社も亦加はれり、以てこの頃より東國有數の神社なりしを知る事を得べし、古語拾遺、延喜式、續日本後紀、文德實錄三代實錄、吾妻鏡、神祇志料、なほ安房大神の項をも併せ看るべし。

【素盞鳴尊】 素盞鳴尊は、伊弉諾・伊弉冉二神の御子にして、天照大御神には御同胞(ラカラ)、また大己貴命には、御祖(オヤ)にておはします、その御名を、古事記には、建速須佐之男命と記し、また日本書紀には、神素盞鳴尊とも、速素盞鳴尊とも記せり、こは全くこの神の御性質によりて、御名は負ひ給ひしものと見えたり、今、御名の意義を考ふるにまづ、素盞鳴の素盞(スサノウ)とは、進む意の語なり、この神の御心御行爲ともに、何事にも勇み進みて、他の諸神と異なり給ひしところおはしましより、かく申し奉りしものなり、其は次々に記す所によりても知らる、また、素盞鳴の鳴は、借り字にして古事記に須佐之男と記せる如く、男の義なり、かの事解之男速玉之男などの御名の男と同じく、稱へて云へる語なり、また神素盞鳴尊とも、速素盞鳴尊とも、建速素盞鳴尊とも申す神は、稱へて申す語なるは言ふまでもなく、速といひ、建速といひは、いづれも此の神の、

烈しく猛く敏活く勇しくおはしましを、稱へて云へる名なり、はじめ伊弉諾・伊弉冉の二神、國土山川草木等を生み畢へ給ひて後、共に議りてのたまはく、吾れ既に大八洲國および山川草木を生めり、何ぞ天下の主だる者を生まざらむとて、乃ち、天照太御神を生み給ひ、次に月讀尊を生み給ひ、次にこの素盞鳴尊を生み給へり、伊弉諾神大に喜び給ひて、汝天照大御神は高天原を知らせ、汝月讀尊は夜之食國を知らせ、汝素盞鳴尊は海原を知らせと宣り別ちて、すなはち三神の分治を定め給ひしが、この素盞鳴尊は神性勇悍におはしまし、故にや、勇猛の行も少からず、また常に泣哭して、政を見給はざりしかば、惡神時を得、萬妖起り、國土人民漸く安らかなること能はざりき、是に於いて、伊弉諾・伊弉冉の二神、尊の無道にして、その治むべきを治めざるを思ひ給ひて、之を責めて、根國(ラス)・根之堅洲國ともいふに罷り往ねとのたまひ、遂に素盞鳴尊をば、根國に神逐ひに逐ひたまふ事となりぬ、既にして、素盞鳴尊、根國に下らむとし給ふに臨み、請してのたまはく、吾れ今命を奉じて根國に往かむとす、願はくは去るに臨んで、高天原に詣りて、一たび天照大御神に謁し奉りて、永訣するを得むと、伊弉諾神乃ち之を許し給ひしかば、素盞鳴尊直に高天原に詣り給ふ、是の時山川悉く動み、國土皆震りければ、大御神これを聞し召して、たゞ事にはあらじと驚か

せ給ひ、素盞鳴尊の上り來ます故は、必ず善き心にはあらじ、必ず我が國を奪はむと思ほすにこそとて、やがて御髪を解きて髻に巻き、右左の御髪、右左の御手、また御髪にも、八坂瓊之五百箇之御統玉を纏き附け、背には千人の鞆を負ひ、臂には稜威之高鞆高く取り附け、弓弭振り起て、劍柄取りしばり、堅庭をば向股に踏みならして、稜威の雄詰踏みたけびて、素盞鳴尊をまち受けて、などしも此くは來ませるぞと問ひ給ふ、素盞鳴尊對へ申したまはく、僕もとより邪き心はなし、たゞ大御神の大御命もて、根國妣國に往ねとありけるに由り罷り往なむとする様をば、一度申し聞えむと思ひてこそ此くは參り來つるなれ、いかで異しき心をば僕が抱き奉らむやと申し給ひければ、天照大御神、さらば汝が御心の清明きことは、何によりてか之を證せむとのたまふ、素盞鳴尊、さらば誓約して御子を生まむ、吾が生めらむ兒もし女兒ならむには、吾れに濁心ありと思せ、もし男兒ならむには、吾れ清心なりと思せと約し給ひて、乃ち天照大御神・素盞鳴尊の二神、天安河を中におきて誓約をぞ行はせ給ひける、先づ、天照大御神・素盞鳴尊の持ち給へる十握劍を索ひとりて、三段に打折りて、天真名井にふり灌ぎて、さがみに嗜みて吹き棄ち給へる氣吹の狹霧に成りませる神は、田心姫命・湍津姫命・市杵島姫命の三柱の女神なり、次に、素盞鳴尊天照大御神の纏き

持たせ給へる八坂瓊之五百箇之御統玉を索ひ取りて、天真名井にふり灌ぎて、さがみに嗜みて吹き棄ち給へる氣吹の狹霧に成りませる神は、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊および天穗日命・天津彦根命・活津彦根命・熊野櫛樟日命の五柱の男神なり、是に於いて、天照大御神・素盞鳴尊に告げてのたまはく、後に生れ給へる五柱の男子は、物實我が物に因りて成りませる神なれば、我が御子となすべし、また、前に生れ給へる三柱の女子は、物實汝が物に因りて成りませる神なれば、汝が御子となし給ふべしと定め給ひぬ、斯くて生れ給へる天照大御神の御子五柱の中にて、殊に天忍穗耳尊は、日嗣を承け傳へさせ給ひ、その御子瓊瓈杵尊・天神の詔のまにまにこの葦原中國に降臨し給ひてより、その御末永く天津日嗣を承け繼ぎ給ひて、千載萬古天地とともに盡くることなき皇統を後世に垂れさせ給ふ事となれり、また素盞鳴尊の御子三柱の女神は、後に筑紫に降下ありて、いはゆる宗像の三女神と鎮りたまひて、永く皇室佑護の神と鎮りたまふ事となりぬ、さて、素盞鳴尊は、かの誓約に勝ち給ひしより、その勝さびにすさび給ひて、御振舞漸く荒々しく、かくて種々の天津罪などを犯し給ひしかば、天照大御神遂に御惱を發し給ひて、天石窟に隠れ給ひ、磐戸さし固めて、また出で給はざるに至りぬ、是に於いて、天地晦冥、妖魔跋扈し、上下その堵に安ず

ること能はず、八百萬の神々、これを憂へこれを歎き、乃ち天安之河原に相會し相議りて、禮を整へ儀を備へ樂を作して、大御神を祀りなごめ奉りて、遂に幸に能く大御神をば窟戸より請じ出し奉る事を得たりしが事の是に至りし所以は、全く素盞鳴尊の御振舞の暴々しかりしに由るものなりとて、此の後諸神は罪過を素盞鳴尊に歸せて、科するに千座置戸を以てし、また尊の鬚髮を切り、手足の爪などを抜きとりて、その罪を祓ひ贖はしめ、神逐ひに逐ひて、遂に尊をして高天原を去らしめ奉りき、素盞鳴尊、高天原を去り給ひて後、出雲國に降り、籠川上(シロカワ)の地に到り給ふ、たまたま河上に泣哭の聲聞こえしかば、尊聲を尋ねて往き見給ふに翁媼二人の一少女をその間に置きて、さめざめと泣けるが有りたり、尊怪みて、汝等は何人にして、また何故に此やは悲み泣くぞと問ひ給ふに、二人對へて申さく、吾れらは是れ國神にして、名は脚摩乳足名椎(アカチハラツチナミツ)手摩乳足名椎(アカチハラツチナミツ)と申す、また是れなるは、我れ等が愛女にして、名は稻田姫(アキタヒメ)とぞ申す、我れ等さきに八人の女兒を有てりしに、八岐大蛇(ヤマトナガラヘビ)といふ者、年毎に來りて之を奪ひ去り、今まで將に來りて、この一女兒をも奪ひ去らむとす、故に泣き悲めるなりと、尊これを聞き給ひて、いとゞ憐憫の情に堪へさせ給はず、この女果して汝が兒ならむには、吾れに奉らむや如何に、われ亦別に策有りとのたまふ、脚摩乳足

摩乳尊の天照大御神の御弟にましますをき、大に喜びて直に稻田姫を奉るべき由を諾し奉れり、是に於いて、素盞鳴尊、まづ翁媼に命じて八鹽折(ヤシホリ)の酒を釀さしめ、その周圍に垣を作り続して、これに八箇の門口を設け、また門毎に假殿(サズキ)を作りてこゝに酒槽を置き、その釀せる八鹽折の酒をば、それぞれ酒槽に満て、八岐大蛇の到るを待たしめ給ふ、既にして、素盞鳴尊の謀り設け給ひしに違はず、八岐大蛇果して來りしが、かの酒槽の芳醇に心奪はれて、鯨飲泥醉して、遂に深き睡に陥りぬ、尊これを見そなはして、機こそ好けれど、直にその佩かせる十握劍(ツクツクソルギ)を抜き放ちて、八岐大蛇をば寸斷し給ひき、この際に、尊の獲給へる寶劍は、實に都牟刈之大刀(ツムガリノタケチ)または天叢雲劍(アメノクモノソルギ)と稱し奉る靈劍にして、尊はその靈劍なるを見て、これ自ら私すべきものに非ずとて、後にこれを天照大御神に獻り給へ、是れ實に、後に天照大御神より天孫瓊々杵尊に授け給ひし三種の神寶の中の御劍にておはしますなり、素盞鳴尊が、弱きを憐みて暴者を挫き、義を見ていさゝかも躊躇し給ふ事なき勇猛剛毅の御心は、げに勇者の鑑ともたゞへ奉るべきのみならず、其の謀り給へる計策のいと巧みなる、げにも智仁勇の三徳をば、正しく兼ね備へ給へる大神にておはします事、この八岐大蛇誅伐の一事によりても、明かに知り奉るを得るこそいと尊けれ、さても素盞鳴尊

は、八岐大蛇を平げ給ひて後、遂に稻田姫命を娶り給ひけるが、その共棲し給ふべき宮居を建つべき地を求めて、出雲の須賀の地に到り給ひし時、吾が心清清しくなりぬとて、やがて其の地に宮居を興して、同棲し給へり。此の時、雲の立ち騰るを見そなはして尊の詠み給へる歌。

八雲起つ、出雲八重垣妻ごみに、八重垣作る、その八重垣を。

この三十一文字の御歌は、わが國の和歌の祖とも祖と稱へて、古今和歌集の序にも、「この歌、天地の開け始りける時より出で來にけり、久方の天にしては、下照姫にはじまり、荒金の地にしては、須佐之雄の尊よりぞ起りける」と記せり。實にや、この神は、勇悍龜暴一途の神にてはおはしまさざりけり、勇あり、仁あり、智あるが上に、優雅愛美の情にも富ませ給ひて、やさしき御情をば、かくも三十一文字に詠み出でさせ給ひし事、げに仰ぎ奉るべき御徳ならずや。此の後、素盞鳴尊は、國土經營の事に大に力を用ひ給ひけるが、なほ日本書紀の一書に傳ふる所によれば、尊は、御子五十猛命を率ゐて、嘗て新羅國に渡り、その曾戸茂梨の處に居給ひしことありきと云ふ。尊また韓國之島は、金銀あり、吾が兒の御らする國に浮寶(船舶)あらずばよからじとて、乃ち、杉櫟檜等の、以て造船の材となすべきものは勿論、板檜その他八十木種をもたらし歸

り來給ひて、これを我が國の諸方に播殖し、よりて大に植林の功を成し給へり。この播種造林の事業につきては、尊の御子五十猛命、および大屋津姫命、抓津姫命の功、亦與りて大に力有りしが如し。されば、今に至るまで紀伊の熊野にありては、素盞鳴尊をば、家都御子神の御名においていづき祀れり。素盞鳴尊の御子孫につきては、日本書紀の本書には、素盞鳴尊と稻田姫命との間に生れ給へる神、即ち大己貴命なりと傳へ。古事記には、素盞鳴尊と稻田姫命との間に生れ給へる八島士奴美神の五世の孫、即ち大己貴命なりと傳ふ。日本書紀の一書、亦大己貴命を以て、素盞鳴尊の六世の御孫なりとせり。尙古事記によれば、素盞鳴尊の御子は、前に記したる天照大御神との誓約の間に生れ給へる宗像の三女神の外に、八島士奴美神、大年神、宇迦之御魂神、および須勢理毘賣命の四柱おはしませり。今、記紀の所傳によりて系圖を作れば、次の如し。

素盞鳴尊

稻田姫命

素盞鳴尊

八島士奴美神 御母は稻田姫命 布波能母遲久奴須奴神

す之部

大己貴命

(日本書紀本書の説)

元

大年神 御母は大市比賣命
宇迦之御魂神 御母は同上
須勢理毘賣命

「深淵之水夜禮花神」

淤美豆奴神

「天之多衣神」

大國主神

〔古事記の説〕

素盞鳴尊をいはひ祭れる神社、諸國にいと多し、今も官幣の奠に預り給ふ社のみに就きて云ふも、當武藏國の官幣大社水川神社はこの素盞鳴尊および奇稻田姫命、大己貴命をいはひ祭り、また官幣中社金鑓神社は天照大御神と素盞鳴尊とをいはひ祭り、また京都なる官幣中社八阪神社も、素盞鳴尊・稻田姫命を祭り、出雲なる國幣中社熊野神社および國幣小社日御崎神社もこの素盞鳴尊を祭れり、但し熊野神社にては、この尊をば神祖熊野大神櫛御氣野命と申していつき祀り、また紀伊なる國幣中社熊野坐神社にては家都御子神の御名においてこの尊をばいつき祀れり、古事記、日本書紀、延喜式、古事記傳、古事類苑なほ、神祖熊野大神櫛御氣野命および家都御子神と申す事につきては、別に其の項ありて、其處に記したれば、就きて看るべし。

【進雄神】 この御名をすすみをのかみと訓むは誤れり、すそのをのかみと訓むべし素盞鳴尊の御事なり。

【崇神天皇】 崇神天皇は開化天皇の第二の皇子にましまして、御母は物部氏の遠祖大綜麻杵の女伊香色謎命なり。天皇識性聰敏幼より雄略ましまし、長じ給ひて寛博謹慎、ことに神祇を崇重し給ふ叡慮篤く、恒に天業を經綸し給ふ御志深くおはしましき、かの神武天皇の御創業も、實は天皇の御宇に至りて、漸くその効果あらはれ、皇威この時に至りて、更に大なる發展を見るに至れりと謂ふも、敢へて誣言には非ず。天皇即位の六年、疾疫行はれ百姓流離し、或は背叛するもの有りしかば、天皇大に之を憂へ惕れ給ひて、罪を神祇に請ひ給ふ、これより先、天祖の瓊々杵尊に授け給へりし三種の神寶は、共床同殿の御詔のまにまに、歷代これを殿内にいつき祀り奉り、また、倭大國魂神をも、天照大御神と共に、歷代殿内に祭り來り給ひしが、この時に至りて、天皇は其の神威を瀆さむことを畏み給ひて、乃ち、皇女豊鍬入姫命をして、神鏡靈劍を奉じて、倭の笠縫邑に遷じて、天照大御神を祭らしめ、別に模造の鏡劍を造りて、これを殿内に奉安し、また、皇女渟名城入姫命をして、大國魂神を祭らしめたまふ事とせられたり、是に於いて、神宮と皇居とはじめて別れぬ天皇、神祇を崇敬し給ふ

念ことをに篤し、國家の治平、國民の安泰は實に神祇佑護の力に倚るべきを念ひ給ひ。即位の八年、親ら神淺茅原に幸して、八十萬神を祀り給ふ時に神あり、倭迹々百襲姫命に憑みて誨へ給ひけらく、天皇何ぞ國の治ちざるを憂べ給はむ、若しよく我れを敬ひ祭り給はゞ、天下當に自らに平ぐべしと、天皇その何神にましますかを問ひ給ひしに神答へて、われは是の倭の域内に居る大物主神なり、若しわが兒大田根子を以て、われを祭らしめ給はゞ、天下立ころに平ぎ、海外の國また自ら歸伏せむとありき、是に於いて、天皇使を遣して、大田根子命を茅渟の陶邑に求めて、これをしで大物主神を祀らしめ、また市磯長尾市を以て、倭大國魂神を祀らしめ、なほ、この他、墨坂神、大坂神をはじめとして、八十萬神を祭り給ひ、仍りて、天社國社および神地神戸をも定め給へり、こゝに於いて、疫病息み、國內謐まり、五穀よく稔りて、百姓豐饒なり、天皇、また皇威を宣揚し、王化を四方に光被せしむることにつきて、大に心を用ひさせ給へり、十年詔してのたまはく、民を導くの本は、教化に在り、今既に神祇を禮ひて、灾害皆耗きぬ、然るに、遠荒の人ども、猶正朔を受けざるは、これ王化に習はざるによれり、故に今群卿を選んで四方に遣し、以て朕が憲を知らしむべしと、乃ち大彦命を北陸に、武渟川別命を東海に、吉備津彦命を西道に、丹波道主命を丹波に遣して、若し

教を受けざるもの有らば、兵を擧げて之を伐てと命じ給ひぬ、天皇また皇子豊城入彦命に命じて、東國の開拓鎮撫に當らしめ給へり、是れより、遠近皆皇威を仰ぎ、大和朝廷の威勢大に振ふ、よりて、十二年始めて人民を校べて調役を課し給ふ、是れを男之弱調、および女之手末調といふ、日本書紀に記していはぐ、是以、天神地祇共和享、而風雨順時、百穀用成、家給人足、天下大平矣、故稱御肇國天皇也と見えたり、御肇國天皇とたゞへ奉れりし一事、以ていかに天皇の政治の光彩有りしかを知るに足るべし、故に後世の史、また多く磯城瑞籬宮に御宇しめしゝ天皇の御名を稱す、こは天皇の、倭なる磯城瑞籬宮に都し給へるよりの稱なりとす、かく、天皇は、皇威の宣揚に努め給ひしのみならず、民治民業の勵奨改善にも力を注ぎ、給ひて、或は池溝を開き、或は船舶を建造せしめなどせられぬが、れば、皇威は獨り國內のみには止らず、海の外にまでも遠く輝きしかば、この時、任那より使を遣しで、我が保護を受けむ事を請ひしに、天皇は鹽乘津彦命を遣して任那の宰となし、止りて彼の地を治めしめ給へり、されば、韓地もこの天皇の時より、我が國に服属する事となつたるなれば、この天皇の御稜威の、いとも厳しく著るくましましけむ事、畏み仰ぎまつるべきなり、古事記、

【須勢理毘賣命】 須勢理毘賣命は、素盞嗚尊の御女にして、大國主神の嫡妻となり給ひし御方なり。大國主命を以て素盞嗚尊の御子なりとなすときは、年紀適合すれば、若し古事記の所傳の如くに、大國主命を以て、素盞嗚尊の六世の孫なりとなすときは、年紀合はず。古事記に、この須勢理毘賣命をば、大國主神の嫡后と記したるは、大國主神の御妻は、他にも多くおはしまし。中にも、この命ぞ御嫡妻にておはしましじからに、此く傳へたるものなり。夫の神大國主命嘗て出雲より大和に上り給はむとして、既に旅裝を整へ、その片手を馬の鞍にかけ、片足を鐙に踏み入れて、須勢理毘賣命を願みて、詠みてのたまはく。

ぬば玉の、黒き御衣を、眞具に、取裝ひ、澳鳥胸見るときは、はたゝぎも、此れは適はず、邊浪磯に脱ぎしうて、翠鳥の青き御衣を眞具に、取裝ひ、澳鳥胸見るときは、はたゝぎも、是も適はず、邊浪磯に脱ぎうて、山縣に、蒔きし茜搗き、染木が汁に、染衣を、眞具に、取裝ひ、澳鳥胸見るときは、はたゝぎも、是し宜し、いとこやの妹の命、群鳥の、我が群れ往なば、引鳥の、我が引け往なば、泣かじとは、汝は言ふとも、大倭の、ひと本薄頂領し、汝が泣かさまく、朝雨の、さ霧に起たむぞ、若草の、妻の命、ことのかたりごとも、ことをば、

とあずしかば、須勢理毘賣命、大御酒杯をとりて立ち寄りて、これを大國主命に捧げつゝ、詠ひ給ひけらく、
八千矛の神の命や、吾が大國主汝こそは、男にいませば、打見る島のさきざき搔見
る磯の前、落ちず若草の妻持たせらめ、吾はもよ、女にしあれば、汝を除きて、夫は無
し、汝を除きて、夫は無じ、彩垣のふはやが下に、蒸衾にこやが下に、榜衾さやぐが下
に、沫雪の弱やる胸を榜綱の白き腕そだ、さきたまきまながり、真玉手、玉手さじ纏
き、股長に、寝をしなせ、豊御酒たてまつらせ、
この歌古事記に載す、相愛の眞情爛漫として歌辭の上に流露す、延喜式の神名帳に、
出雲國出雲郡杵築大社すなはち大國主神の大后にてまします、この須勢理毘賣命を
后神社と見えたるは、すなはち大國主神の大后にてまします、この須勢理毘賣命を
申し奉るは、御嫡妻にておはしましよりの名なりといへり、古事記延喜式神祇志
料また延喜式の神名帳に、出雲國神門郡那賣佐神社、および同社坐和加須西利比賣
神社見えたり、此那賣佐神社といふは、天下造りし、大國主神を祭り、和加須西利比賣
神社といふは、即ち其嫡后にます須勢理毘賣命をいつき祀れる社なるべし、延喜

式神祇志料

【崇徳天皇】 崇徳天皇御諱は顯仁アキヒトと申し、鳥羽天皇の長子にましまして、御母は侍賢門院藤原璋子にておはす、保安四年正月、父帝の禪を受けて登祚し給ひてより、永治元年十二月、その祚を近衛天皇に譲り給ふまで、在位し給ふこと十九年におよぶ。御脱履の後、新院と稱したまひしが久壽三年、近衛天皇崩じて皇嗣おはしまさよりしかば、崇徳上皇は、その御子重仁シゲヒト親王の立ち給はむことを思召され、衆望も亦之に歸せり。然るに、鳥羽法皇の寵姫美福門院得子は、その所生の近衛天皇の早世を以て、崇徳上皇の允詛に出づるものと爲し、法皇に勧めて、法皇の四宮にして崇徳上皇の同母弟にておはする雅仁マサヒト親王を立て奉れり、これを後白河天皇となす。是に於いて、崇徳上皇大に不憲なり、上皇の御憤讐は日を重ねるに従つて漸く甚しく、遂に保元元年七月、鳥羽法皇の崩御あるに至りて、一時に激發し、すなはち史上に名高き保元の亂となりて顯はるゝ事となりぬ。而して、保元の亂の結果は、全く上皇方の失敗に終り、上皇方に加擔せし左大臣藤原頼長は、流矢に中りて薨じ、上皇方の軍に馳せ参じたる六條判官源爲義平忠正以下の將士等は、皆出で降りたる後誅せられしのみならず、崇徳上皇は、仁和寺に入りて、薙髪落飾し給ひしに、朝廷より式部丞源重成を

遣はして、これを守らしめ奉り、程なく、上皇をば讃岐國に遷し奉る事と定められぬ。かくて、此の年(保元元年八月)、崇徳上皇は、讃岐の松上に到り、直島といふに宮居を造りて、其處に暫し留り給ひしが、後に、志度の鼓岡といふに徙りたまひぬ。昔見し雲井の空を今はよそに見をなはして、わびしき夷の御がりすまひ、如何に御心いたましくおはしまじりむ。かくて、三年が間を費して、親ら血を刺して五部の大乗經を書き畢へ給ひしをば、都なる仁和寺覺性法親王の御許に送り給ひて、これをば安樂壽院に藏め給ひてよとありければ、親王及び關白藤原忠通より、この事を後白河天皇に請ひ奉りしに、天皇聽し給はずして、これを郤け返し給ひぬ。上皇これを聞こし召して、大に恚りて宣はぐ。われ親しく佛經を寫せるは、決して今生の爲めに非すとて、憤怨自ら舌を齶みて、その血以て軸毎に願はくは大魔王となりて天下を惱亂せむ。謹みて五部の大乘經を以て、惡道に廻向すとぞ記し給ひけるがくて、是れより復た髪を剃り爪を剪り給はず。桺の御衣のすゝけたるに、長頭巾著て、見奉るだに物おそろしきさまにてぞ過させ給ひけるがくて、讃岐に徙り給ひてより九年の後、二條天皇の長寛二年八月、寶算四十六歳にして、志度に崩れ給ひぬ。御陵は同國白峰に在り、世に讀

岐院と稱し奉りしが、後に高倉天皇の治承元年七月に詔して崇徳院と謚號あらせられたぬ崇徳天皇の讀岐に崩じ給ひてより後、逆亂相繼ぎ、災變^{タタリ}尋に至りしかば、世間以て天皇の怨魂の祟によるものとなし、後壽永三年四月、後白河法皇は廟を京の春日河原に立て、之を栗田宮といひ、天皇の怨靈を慰め祀らしめ給へり、尙、この栗田宮には、宇治左大臣藤原頼長、および六條判官爲義の靈をも併せ祀れり、保元物語、源平盛衰記、吉記、諸社根元記、大日本史】

【崇道天皇】 崇道天皇とは、光仁天皇の皇子早良親王の御謚號なり、早良親王は桓武天皇の同母弟におはしまして、御母は皇太后高野新笠なり、天應元年桓武天皇の位に即き給ふや、親王を立て、皇太子と定め給ふ、天皇常に遊幸を好み給ひ、政務はこれを皇子に委ね給へり、皇太子佐伯今毛人を參議となし給ひしに中納言藤原種繼天皇に奏していはく、佐伯氏は古より參議に任じたる例なし、いま今毛人を參議に任じ給ふこと、恐らくは不可ならむと、天皇仍て、今毛人の參議をやめて、從三位を授け給へり、太子之を憾みて、種繼を殺さむと請ひしも、天皇聽し給はず、かくて、天皇は是れより漸く早良皇太子を疎んじて、政務を委ね給はずなりぬ、されば、皇太子も亦天皇を恨み給ひぬ、延暦四年八月、天皇、平城宮に幸し給ひしとき、右大臣藤原是

公・種繼等に命じて、皇太子を輔けて、長岡京を留守せしめ給ひしが、この時に乘じて、皇太子は大伴繼人、大伴竹良、佐伯高成等と謀りて、人をして種繼を射殺せしめ給へり、天皇この事を聽き給ひて、急に車駕を返し給ひ、繼人以下を搜捕して、之を誅じ、その黨與を流罪に處しました早良皇太子をも廢して、乙訓寺に幽閉し給ふ、太子、絶食し給ふ事十餘日に及び給ひしが、ついで宮内卿石川埴守等を遣して、太子を淡路に配流せしめ給ふ事となれり、されど、太子はがねて食さへ絶ち給ひし事なれば、高瀬橋に到りて、身まかり給へり、されど、尙もこれを許させ給はずして、そのなき屍を載せて、淡路に抵り、かの地にこれを葬りたり、延暦十一年、皇太子久しく病にかかりて、癒え給はず、之を占ふに、廢太子早良親王の御祟なりとありしかば、乃ち使を淡路に遣して、之を謝せしめ、且つ勅してのたまは、嚮に淡路國をして、廢太子の爲めに守家一戸を置き、郡司をして専ら其の事に當らしめしが、所司戒めずして、祟有らしむるに至れり、故に、自今以後、冢下に隍を設けて、濫穢せしむること勿れと、これより先、廢太子の薨後人の疫死する者多かりしがば、天皇僧侶を淡路に遣して、讀經修福せしめ、また、人を遣して、其の遺骸を迎へしめられしに、使者海上の難に遭ふ事、兩度に及び、延暦十七年、廢太子の甥參議五百枝王を遣して、懇祈せしめられしに、始めて淡

路に至るを得て、遂に之を迎へて歸る事を得たりき勅して、これを大和國の八島に藏めしむかくて、延暦十九年七月に至りて詔して、追號を奉りて崇道天皇と稱し、その御墓を山陵と稱せしめ給ふ事となれり、延喜式の諸陵祭式に、八島陵、崇道天皇在大和國添上郡、兆域東西五町、南北四町、守戸二烟と見えたる、即ちこの御陵なり、桓武天皇、また靈安寺といふを淡路に創建せしめて、その靈を慰め、また詔して、曩に廢太子と共に貶謫せられし黨與をば、盡くに赦し還し、また其の崩するに臨みて、勅して、た諸國の國分寺に命じて、毎春秋二仲月に、金剛般若經を読みて、以て廢太子の怨靈を安慰せしむる事とし給へり、亦以て、當時いかに此の崇道天皇の遺靈の、畏怖崇敬せられ給ひしかを知るに足らむ、されば、次の平城天皇の即位し給ふに及びても、又八島寺を山階に營み、諸國の正稅を割いて供獻せしめ給へり、この後、清和天皇の貞觀五年に、御靈會を神泉苑に修して、疫疾を禳ひたまふや、亦實に崇道天皇を以て、その第一座となし給へり、後世、八所御靈を祀るに至りて、崇道天皇また實に其の中の一柱として祀られ給へり、續日本紀、日本紀略、類聚國史三代實錄、水鏡、延喜式、大日本史】

【沙土煮尊】亦の御名沙土根尊

この神の御名を、日本書紀には、沙土煮尊とするし、古事記には、妹須比智通神と記せり、いはゆる神世七代の神たちの中にして、陽神渥土煮尊と相並ばして、この陰神沙土煮尊のなりませる由は、古事記に、次成神、名字比地邇神、次妹須比智邇神、と記されたるにても明かなも、この神の御名を、また沙土根尊とも申す由、書紀の注に見えたるに、この神の御名の義につきて、古事記傳の説に、須比智邇の須は、潮と土と混淆りて、浮脂の如くなるものと中にて、土の水と漸く分れたるものを云ふ、比智は、書紀に、土と作れれば、土形築牆などの比地にして、土の總名に取れるなり、邇は、土の惣名にして、黏たる土を埴といひ、赤き土を赭といひ、青き土を青丹といふ類多し、と説かれたり、然るに、書紀通釋には、煮は、一の御名に根とあれば、同じく尊稱なり、さらば、渥土煮尊は、かの漂べるもの、潮と土と混淆りて、未だ分れざる程の御名、沙土煮尊は、其物の漸く分れて、沙土となれる程の御名なりけりと見えたる、古事記、日本書紀、古事記傳、日本書紀傳】

【住吉大神】住吉大神とは、今も攝津國東成郡住吉の地に鎮坐したまふ官幣大社住吉神社に、いつき祀る神々にして、底筒男命、中筒男命、表筒男命を祀り、後に神功皇

后をも合せ祀りて、四座とす。底筒男命等の三神は、伊弉諾神、黄泉國に到りて穂を得給ひし後、筑紫の日向の橋小門の阿波岐原に至りて禊祓を爲たまへる時に、水中にて禊をし給ひし時に成りませる神々なり。(底筒男神「ナカツノミコト」中筒男神「ウツノミコト」表筒男神「タツノミコト」)の項を併せて看るべし。この三神は、神功皇后の新羅征伐の時に、皇軍に従ひて佑護を垂れ給へる神々なるが、凱旋の後、三神、皇后に誨へてのたまへらく、我が荒魂アラシマをば、穴門の山田邑に祭らしめよと、その時、穴門直の祖踐立、津守連の祖田裳見宿禰の二人、皇后に啓じていはゞく、神の居まさむと欲し給ふ地には、必ず定め祀り給ふべしと、かくて踐立をば三神の荒魂を祭る祭主と定めて、祠を穴門の山田邑に立てたまへり。これ即ち延喜式神名帳に、長門國豊浦郡、住吉坐荒御魂神社三座、並名神大と見えたる社にして、現今の大津中倉之長峠は、古事記に、其底筒之男命、中筒男之命、上筒之男命、三柱神者、墨江之ふ事能はざりき、皇后務古水門に還り給ひて、之を卜ひ給ひしに、表筒男神、中筒男神、底筒男神の三神誨エニハへてのたまはく、吾が和魂エガタマをば、大津淳中倉之長峠に祀り給へ、便ち因りて往来ユキカヨふ船を看むとかく誨へ給ひしにより乃ち神教のまゝに鎮め祀り給ひしがば、御船平かに海を度り給ふ事を得たりきといふ、かくて、三神の鎮りたまひ

し大津中倉之長峠は、今撮津國東成郡住吉の地にはあらずして、同國兎原郡住吉郷の地なり。後こより今住吉郡の地に遷座したまふに至りしは、恐らくは、難波津に宮處を奠め給ひし仁德天皇の頃なるべしと、本居宣の古事記傳の説に見えたる、今の住吉神社は、古事記に其底筒之男命、中筒男之命、上筒之男命、三柱神者、墨江之三前大神也、と見えたるが如くに、古來スミノエと稱せしが、和名抄に、文字によりてすみよしと訓みしより、後世多く之に依りて住吉といひ、社名もまた然か呼びならはせり。〔古事記、日本書紀、延喜式和名抄、古事記傳〕さて、此くの如く、この大神は、外征の功を佑けたまひ、また海上航海の事をも護り幸ひたまひし大神なれば、海上保護の神として、特に航海者はこの神を崇敬し、漁業航海等の業にたづさはる村々津々浦々、大むねこの神を祀らざるはなし。釋日本紀に引ける天書に、欽明天皇の元年に、使を遣して住江神を祀らしめられたる事見えたり、これ新羅を征せむとせられしによるなり、萬葉集を見るに、當時の人々が、この神に祈りて、渡海航行の安全を期せしは、その詠歌に多くあらはれたり、末に附載せり。この後桓武天皇の延暦三年に、正三位

住吉神に勳三等を授けられ同年十二月に、從二位に叙し、次いで大同元年四月に、從一位を授け奉られし事國史に見えたる、こは遣唐使の航海無事ならむ事を祈らせ給へるものなり、凡遣唐使の派遣せらるゝもの必ずこの神に幣帛を奉りて船舶の恙ながらむ事を祈り申すは常の例なりき。釋日本紀、續日本後紀、日本後紀、萬葉集、神祇志料。今左に萬葉集に載せたる歌にして、この神に關するもの一二を載す。

民部少輔多治比真人土作歌

住吉にいつや祝が神言と行くとも來とも船は早けむ、

天平五年贈入唐使歌一首并短歌作主未詳

虚見つ山跡の國、青丹よし平城の京師ゆおして難波にくだり、住吉の三津に船乗り、直渡り、日の入る國に遣さる、我が夫の君をかけまくもゆし恐き墨吉の吾が大御神、船のへに、うしはき座して、船ともに御立ち坐して、さじよらむ磯のさきざき漕ぎはてむ泊々に荒き風浪にあはせず平げく率て歸りませもとの國へに、なほ中古以來和歌の神として、住吉の神を崇敬せしことにづきては、和歌三神の項を併せて見て知るべしまた攝津の住吉神社の外にて、この三柱の大神を祀りたる著名の社に長門の住吉神社および壹岐・對島の住吉神社あり、長門の住吉神社は、延喜

式の神名帳に長門國、豊浦郡住吉坐荒御魂神社三座、並名神大と見えたる社にして、今の同國同郡山田村なる官幣中社住吉神社即ち是れなり、こは實に表筒男命中筒男命底筒男命の荒魂を祭り奉れる社にして、神功皇后の外征より凱旋したまひし時、この神の神誨によりて、こゝに鎮祭せられたるものなる事、上に記したる所の如し、清和天皇の貞觀元年、從五位下住吉坐荒魂神に從五位上を授け、同十七年十月に、正五位下に叙せられ、同十二月、從四位下より從四位上を加へ、光孝天皇の仁和二年に、正四位下を授け奉らる、十二月晦日之夜、早鞆の瀬戸の海潮自ら退く時に當りて、社司海底に下りて、稚海藻を刈りて、元旦の神供となす行事は古來名高き神事なりといふ。日本書紀、三代實錄、延喜式神祇志料、壹岐の住吉神社は、延喜式の神名帳に、壹岐國壹岐郡住吉神社、名神大と見えたる社にして、今の國幣中社住吉神社、すなはちはれなり、底筒男・中筒男・表筒男の三神を祭る、社傳によれば、神功皇后、三韓より凱旋の時、始めてこの神をこゝに鎮祭したまへるものなりといふ。三代實錄によるに、清和天皇の貞觀元年正月、壹岐島從五位下住吉神に、從五位上を授け奉るよし見えたり、延喜年中、神異を示し給ひし事、扶桑略記に見ゆ、名勝圖誌にいふ、住吉神社、當社軍越の神事とて、四月八日にこれあり、三韓調伏の儀式なり、神功皇后三韓御征伐の時

より起れり云々と、亦以てこの神の茲に鎮坐したまへる所以を知るべきなり。三代實錄、延喜式、扶桑略記、古事類苑^{なほ}對馬國にも、住吉神社あり、延喜式の神名帳に、對馬國下縣郡住吉神社、名神大^と見えたる社、即ちこれなり。此の社もまた、神功皇后三韓征伐凱旋の時に祀り給へるに起原すと社傳に傳ふ。仁明天皇の承和四年、無位住吉神に從五位下を授け、清和天皇の貞觀元年に、從五位上に進め奉り、同十二年、從五位下を授け、陽成天皇の元慶三年に、從四位下に敍せられし事、國史に見えたり。續日本後紀、三代實錄、延喜式、神祇志料。

【皇大神】 皇大神と申し奉るは、かけまくも畏き伊勢國度會の宮に鎮ります。天照^{アマテラス}皇大神の御事にぞある、この皇大神宮の御事をば、皇大神と稱へ奉ること、はやく延暦の皇大神宮儀式帳に、天照坐^{テラシマス}皇大神宮儀式^{スノ}拜^{スル}神宮院行事云々と見えたるをはじめとして、類聚國史には、天長四年四月癸巳、御大極殿奉幣伊勢大神宮^(中略)制曰、天皇我大命爾坐度會乃五十鈴之川上爾坐。皇大神乃大前爾申給久云々と見え。三代實錄には、貞觀十一年六月十七日癸卯遣使者於伊勢大神宮奉幣告文曰、天皇我詔旨止掛畏岐伊勢度會乃五十鈴乃河上爾坐。皇大神乃廣前爾恐美恐美毛申賜倍正申久云々と記し、また延喜式に載せたる神衣祭の祝詞にも、度會乃宇治五十鈴川上爾大宮柱

太敷立天高天原爾千本高知天稱辭竟奉留天照坐。皇大神乃大前爾申久云々と見えたり。皇大神の須賣^{スルガ}は、天皇の御事を須賣良尊^{ラヨト}と申し奏る須賣^{スルガ}と全く同一なり、この須賣てふ語につきては、本居宣長翁は、その師說に反對して、須賣と申す御號は、いづれの神にも皇神と申すを思へば、もとは、たゞ尊^{タカト}む言なるべし、統^{スル}ぶる意とは聞えずと言はれたれど、大祓詞後釋^{スルガ}その師加茂眞淵翁は、皇^{スルガ}は統^{スル}てふ事にて、尊みの言なり、天を統^{スル}知りたまふを皇大御神國を統^{スル}知りますを皇大君^{スルガギ}と申すといはれたり。神詞考^{スルガ}須賣^{スルガ}は統^{スル}べ^{スルガ}統^{スルガ}ぶ^{スルガ}といふ語と同一なりといふ說、從ふべし、すなはち、神は普くその威徳を垂れて、天下萬姓を佑護指導し、統^{スル}べ治め給ふものなれば、これを仰ぎて皇神^{スルガ}とたゞへ、君主は天下の臣民を佑護指導して、これを統^{スル}べ知ろしめさせ給ふものなれば、亦おなじく、須賣良尊^{ラヨト}と稱へ奉れるなり、かくて、皇神と仰ぎたゞへ、尊み崇め、敬ひ仕へ奉るべき神々は、其の數多くおはします中に就きて、國を創め、民を治め、皇統を萬世の後にまで垂れ給ひ、その威靈聖德、燐として天つ日の如くに輝きて、千古萬古渝る時なく、止む際なく、わが皇大御神を守り給ひ、幸はひ給ふは實にこの天照大御神にましませば、皇神の中の皇神と稱へ奉りて、皇大神^{スルガギ}と仰ぎ奉るにこそあるなれ、されば、皇大神とたゞへ奉る神、この大神の外にはあらず、後世石清水

八幡宮を崇敬し給ふ事殊に篤きを加ふるに至りて、宣命文の中に「石清水乃皇大神」の稱を用ひたまひし例は有れど、是れ全く朝廷の御崇敬の特殊なりしによるものにして、もとより特別たるに過ぎず、延暦儀式帳、類聚國史、三代實錄、延喜式、祝詞考、大祓詞後釋日本書紀傳^{なほ}天照皇大神^{アマテラスオホガミ}の項を併せ看るべし、

【水月庵服部大人命】 水月庵は、服部中庸の號なり、服部中庸大人^{ハツトリナカツホウシ}の項を看るべし、

せ

【清寧天皇】 第二十二代の清寧天皇は、雄略天皇の第三子にして、御母は葛城圓の女葛城韓媛にておはす。天皇生れ給ひしとき白髮なりしかばよりて白髮皇子^{シラガノノコ}と申せり、長じ給ふに及びて、民を愛み給ふ御心深かりしかば、雄略天皇殊にこの皇子を異重し給ひ立て、皇太子と定め給へり、雄略天皇の崩あるや星川皇子不軌を謀りて、大藏に據りぬ、大連大伴室屋、東漢掬と共にこれを討ち、羣臣を率ゐて、神器を皇太子に捧げ奉りしがば、乃ち壇を磐余甕栗に設けて、天皇の御位に即きたまへり、これを白髮武廣國押稚日本根子天皇^{シラガタケルクニワカヤマタケルクニハタケルクニ}と申し奉る、而して、清寧天皇の御號は、實に後世に

至りて定め奉りたる謚號なりとす。天皇御子おはしまさざりしかば御名の後世に傳らざらむことを憂へて、大連大伴室屋に命じて、白髮部舍人白髮部膳夫白髮部朝負^{シラガブトキリハシブトキリハシブトキリハシブトキリハシ}を諸國に設置し、御子代部となさしめ給へり、既にして、播磨國の伊與來目部小楯^{イヨクイマツブトキリハシ}といふ者奏じて、市邊押磐皇子の二子、億計王弘計王^{オケグサウノミケグサウノミケ}、その國に隠れ居ますことを告げ奉りしかば、天皇大に喜びて、直に小楯を案内者とし、左右の舍人のともを御使として、二皇子を迎へ奉らじめ給ひぬ、これ實に次の顯宗仁賢の兩天皇なり、天皇在位五年にて崩じたまふ、河内國坂門陵に葬り奉れり（日本書紀、古事記）。

【清和天皇】 第五十六代清和天皇は、御名は惟仁、文德天皇の第四の皇子にして、御母は藤原良房の女明子にておはす、嘉祥三年、文德天皇御即位の後五日にして、外祖藤原良房の一條の邸にて生れ給ひ、この年の十一月、僅に生後九箇月にして、三兄を超えて、皇太子に立ち給ふ。天安二年、御父文德天皇の崩後に御即位あり、時に御年僅に九歳、藤原良房は太政大臣となり、源信、源融、前後に左大臣となり、藤原良相、基經、前に貞明親王生れたまへり、貞觀十八年、天皇御年尙二十七歳の壯年にましまして、位を皇太子貞明親王に譲りて、皇位を下りさせ給へり、貞明親王はすなはち陽成天皇

にておはす、清和天皇、風儀甚だうるはしく、端嚴神の如くおはしき、天資寛明仁恕、温
和にして言寡く、舉動必ず禮に遵ひ給へり、好みて書傳を読み、殊に思を佛教に潜め
給へり、また心を政治に委ねさせ給ひしこと特に深く、鷹犬の媿には意を留め給は
ざりしといふ、貞觀十四年、太政大臣良房の薨じてより後は政治を親らし給ひしも
率ね恭儉に由る、仁壽の頃より、天皇の紫宸殿に御して政治を視たまふにと廢れし
に、天皇これを復し給ひしかば、當時これを稱し奉り、内外肅然として事なかりきと
いふ、故に後の前代の政を言ふもの、悉く貞觀の治を稱す、かくましましに、尙壯年
の御身を以て、早く遜位したまへるは何故ぞといふに、こは、恐らくは外戚の勢にて、
御兄の惟喬親王を踰えて踐祚ましましを、後に深く悔い給ひしと、天皇の篤く佛
教を信じたまひじよはやく佛門修行の途に就かむと志し給ひしとに因るもの
なるべし、はじめ僧真雅は、天皇の幼時より左右に常侍しけるが、真雅入寂の後には、
僧宗叡また近侍して、天皇に勧めて菩提の縁を結ばしめ奉りしかば、天皇もはやく
位を退きて佛門に歸依せむとの志を懷き給ひしが如し、されば、遜位の後は常に菜
蔬を御し、聲色を絶ち、落飾入道ありて法名を素真と申され、後諸國の名山古寺を巡
歷ありたる末、遂に丹波國の水尾山に入りたまひ、四六時中難行苦修したまひ、遂に

陽成天皇の元慶四年に至りて、粟田の山莊圓覺寺に崩じ給ひぬ、時に御年三十一、遺
詔によりて、中野に火葬し奉れり、〔三代實錄、大日本史〕天皇の御子貞純親王、その御子
經基王は、世に六孫王と稱し姓を源と賜りて臣籍に入る、その後繁延して、いはる
清和源氏となれり、故に後の清和源氏の族皆天皇を以て其の祖となす。

【瀬織津比咩命】この神は、延喜式に載せたる大祓の詞の中に、高山之末短山之末
與利佐久那太理爾落多支都速川能瀬坐須瀬織津比咩正云神大海原爾持出奈武云
々と見えたる神なり、この神は禍津日神なりといふは、古來の通説なり、本居宣長翁
の大祓詞後釋にいはく、此神（瀬織津比咩命）すなはち禍津日神なり、倭姫命世記に、荒
祭宮一座、皇大神宮、荒魂伊弉那伎大神所生神、名八十粧津日神也、一名瀬織津比咩神
是也、といへり、此書は後世人の集めなせる書にて、凡ては信がたき事のみ多けれど
も、古書によれりとおぼしき事も又多し、今こまに引る説も、さらに後世人の思ひよ
は、かの伊弉諾神はもめて中つ瀬に降りかづきたまふ時に生出る故にて、こまによ
いかなへぬるて、こまは祓物に負せて、流しゆりたる罪穢を、先づ受取り給ふ神なれ
ば、かの中瀬に下りて、よみの國の穢を、先づ涤ぎはじめ給へるによく當れり、そもそも

也禍津日神は世の中の凶事を生し行ふ神なるに是は罪穢をはらひ滅す始めなれば生ると滅ると表裏の違ひなるが如くなれどもこれぞ祓の主意にて深き理ある事なりける。そはまづ祓を行ひて罪穢を清め流すはよみの國の穢より起れる禍津日の凶事をまた本のよみの國へ返しやるしわざにてそれを先づ此神の大海外に持出給ひてさて此次に見えたる如く次第におくりやりて終に根國に至るはこれ、罪穢の其本にかへるなれば此神の生し行ひ給へる凶事を又この神の受取りて本へかへし給ふむて表裏のたがひの如くなるは同事の來ると往くとのけぢめにぞ有ける云々と見えたり延喜式大祓詞後釋】

【泉州住吉神】泉住吉神は延喜式の神名帳に攝津國住吉郡住吉坐神社四座と見えるたる住吉神社にいはひ祭る神なり。これ即ち今攝津國東成郡住吉なる官幣大社往吉神社なり。さればこれを泉州住吉神といふは何故ぞ。住吉大神の項を見るべし。

御神事

そ

身を犠牲として敢へて衆庶の爲めに盡し、義心を激賞し、五百石を公津村に給へて、宗五郎が家名を繼續せしめぬ、遠近の人、また宗五郎が靈社を建て、これを崇敬し、永く其の遺徳を景仰し、義心を感謝し、以てその祀を持ちて、今に絶ゆる事なしといふ、〔大日本人名辭書に據る〕

【贈大納言源義公命】 贈大納言源義公とは、徳川光圀卿の事なり、〔徳川光圀〕の項を見るべし。

【底筒男命】 この神の御名をば、日本書紀には、底筒男命と記し、古事記には、底筒之男命と記せり、書紀の一書に底土神と見えたる神、亦同じ神なり、この神は、伊弉諾尊、黄泉國に到りて穢を得給ひし後、筑紫の日向の橋小門の阿波岐原に到りて、禊祓をし給へる時に、水底にて禊をし給ひし際に成りませる神なり、此の時の事を古事記に記していはく、伊弉諾大神云々、竺紫の日向の橋小門の阿波岐原にいでまして、禊祓ひたまひき云々、是に上つ瀬は瀬速し、下つ瀬は瀬弱しと詔りごち給ひて、初めて中つ瀬におりかづきて、滌ぎふ時に成り給ませる神の御名は云々、次に水底に滌ぎ給ふ時に成りませる神の御名は底津綿津見津神、次に底筒之男命中に滌ぎ給ふ時に成りませる神の御名は中津綿津見神、次に中筒之男命、水の上に滌ぎ給ふ時に成りませる神の御名は上津綿津見神、次に上筒之男命、此の三柱の綿津見神は、阿曇連等の祖神とも、ちいつく神なり云々、その底筒之男命、中筒之男命、上筒男之命、三柱の神は、墨江の三前の大神なり云々と見えたり、日本書紀の説、亦異事なしさて、この底筒男、中筒男、上筒男の三神は、かの神功皇后の新羅征伐の際に、神威をあらはして、皇軍を導き給ひし神にして、その凱旋の時に、皇后に託宣ありて、大津渟中倉長峠に留らむことを求め給ひじかば、皇后由りてその地に社を造りて、三神を鎮祭し給へり、これ即ち今も攝津國住吉郡に鎮ります住吉神社の大神にして、この地は、もとすみのえと呼びならはすに至れり、されば此神は、古來海路を守護したまふ大神として、航海者の特に崇敬し奉るところなり、攝津の住吉神社以外にして、この神を祀れる社にして、最も著はれたるは、長門および壹岐對馬の住吉神社なりとす、これ等の住吉神社につきては、別に〔住吉大神〕の項に敍説したれば併せ見て知るべし。

【底津少童命】 この神の御名をば、日本書紀には、底津少童命と記し、古事記には、底津綿津見神と記せり、この神は、伊弉諾神、筑紫の日向の橋小門の櫛原に至りて、水中に灌ぎて禊祓を行ひ給ひしとき、其の水の底に灌ぎ給ひしとき、底筒男命と共に

成り出給ひし神なり、表津少童命、中津少童命、底津少童命の三柱を併せて、海の三神といふ。この神を祭れる社には、播磨國明石郡垂水村なる海神社(官幣中社)、筑前國糟屋郡志賀海神社等あり。『日本書紀』、『古事記』、『延喜式』、『表津少童命』の條に詳説したるを参看すべし。

【底津小龍命】 底津少童命の事なるべし。この神、海神にてましませばとて、小龍命と書きしなるべし。されど、小龍と書く事、典據なし。

【衣通姫命】 衣通姫は、允恭天皇の皇后忍坂大中姫の御妹にして、御名を弟姫といふ。姿容絶妙にして、光艶衣を徹し、かば、時の衣通の郎姫と號け稱へたりといふ。(衣通の字を、本居宣の説には「そとほし」と訓むべしといはれたれど、日本書紀の訓、または古今和歌集の序などには「そとほり」と訓めり。今これに從ふ)はじめ、允恭天皇その美なるをき、之を納れて妃となさむと思し給へり。偶々新室に宴を催させ給ひし事有りける折、天皇親ら琴を彈じ、皇后起ちて舞ひ給へり。この頃の宴會の習はとして、舞を行ふもの、舞竟れば、座長の人にもむかひて、娘子奉らむと申すを禮とせし。が、皇后は天皇の強ひて、弟姫を進らしめむと思し召さるゝ御志おはするを知り給ひじかば、わざと此の詞を述べ給はざりき。天皇これを見て、その常禮に違へるを責

め給ひしかば、皇后乃ち再び起ちて舞ひ、舞ひ了りて娘子奉らむと申し給ひぬ。天皇奉らむとする娘子の名は何といふぞと問ひたまひしかば、皇后已むを得ず、對へて、妾の妹弟姫といふものにして、容姿絶妙比ひなき女なりと申し給へり。天皇大に喜び、翌日直に使を遣して、弟姫を召し給ふ。時に弟姫と母と共に近江の坂田に在り、皇后を恐れて、敢へて至り能はず。使者七度到るも尙來まさりしかば、天皇、中臣鳥賊津といふ舍人を遣して、弟姫を召し來らしめる。弟姫のたまはぐ、妾いかでか天皇の詔命を拒まむ。唯皇后の御意に叶はざらむ事を恐るゝのみと、鳥賊津申していはく、天皇臣に命じて必ず迎へ来れと命じ給へり。若し迎へ奉らずんば、臣恐らくは死を免れざらむ。詔命に應じ給はずんば、寧ろ庭上に伏して死なむのみと、かくて、中庭に伏すこと七日、これに飲食を與ふれども受けず。密にその豫め用意せる糧を懷中より取出しつゝ之を食ひ居たりき。弟姫これを見給ひて、其の志を奪ふべからざるを思召し、乃ち鳥賊津と共に大和國に至りたまへり。然れども、皇后は弟姫の來たまへるをきよて、不平の色ましましゝかば、天皇之を憚りて宮中に納れ給はずして、別に宮を藤原に造りて、これに居らしめ給へり。天皇嘗て藤原宮に潛に行幸したひしとき、姫これを知り給はずして、天皇を慕ひて詠み給ひける歌、

我がせこが來べき宵なり、さゝがにの蜘蛛の行ひ、今宵しるじも、
と天皇これをきゝ給ひて感じて詠みたまへる歌、
さゝら形錦の紐を解き開けて、あまたは寝すにたゞひと夜のみ、
皇后之を聞召して益々平からずましましゝかば、弟姫益これを憚りて、宮處を離
れて遠くに居らむことを望み給ひしにより、天皇乃ち別宮を河内の茅渟に造りて
弟姫をして徒り居らしめ給ひ、屢々遊獵に託して茅渟に幸したまへり、天皇弟姫の
爲めに其の御名を後世に傳へむが爲めに、その御名代として、藤原部を諸國に定め
たまへり、以て天皇の寵幸の極めて深かりしを知るべし、衣通姫歌をよくし給ひし
より、後世人麻呂赤人、衣通姫を併せて、和歌三聖となし、崇敬特に篤かりしことは別
に和歌三神の項に記したるを見て知るべし、「日本書紀」なほ、「古事記」に記するところ
によれば、皇后忍坂大中津姫命の生み給へる女御子に、輕大郎女あり、亦の御名を衣
通郎女といふ、この御名を負はせる所以は、其の身の光衣より通り出でたるに因る
といへり、これを前記の事實に比するときは正に異傳となすべしが如し、また同書
に記す所によれば、忍坂大中津姫命の御妹に、藤原琴節郎女といへるがありき、これ
或は前記の衣通姫に當るべきか、姑く附記して、参考となす「古事記」

